

令和6年

七ヶ浜町議会会議録

3月会議 3月1日開会
 3月15日閉会

七ヶ浜町議会

令和6年3月1日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録

（第1日目）

令和6年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第1号

令和6年3月1日（金曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	4番	能勢鯨太君
5番	鈴木博君	6番	鈴木恵子君
7番	佐藤直美君	8番	熊谷明美君
9番	佐藤壮一君	10番	遠藤喜二君
11番	岡崎正憲君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	安倍敏彦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
水道事業所長	稲妻和久君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	菅井明子君

健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君
会計管理者	鈴木正実君
教育長	須藤清君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	遠藤裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木祐一君
同書記	鈴木一叶君

議事日程 第1号

令和6年3月1日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 4 施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 5 議案第 8号 七ヶ浜町総合開発審議会条例及び七ヶ浜町農業委員候補者評価委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第10号 七ヶ浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第11号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第12号 七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例について

- 日程第12 議案第15号 七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第16号 七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第19号 工事請負契約の締結について「令和5年度七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事」
- 日程第17 議案第20号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第18 議案第21号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第22号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第23号 令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第24号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第25号 令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第26号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第27号 令和6年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第25 議案第28号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第33号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 4 施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 5 議案第 8号 七ヶ浜町総合開発審議会条例及び七ヶ浜町農業委員候補者評価委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第10号 七ヶ浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第11号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第12号 七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第16号 七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第19号 工事請負契約の締結について「令和5年度七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事」
- 日程第17 議案第20号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第18 議案第21号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第22号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

- 日程第20 議案第23号 令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第24号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第25号 令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第26号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 令和6年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第25 議案第28号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第33号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

本日3月1日は休会の日ですが、議事の都合により令和6年七ヶ浜町議会定例会を再開し、3月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番鈴木洋市議員、2番鈴木 篤議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和6年七ヶ浜町議会定例会3月会議の日程は、本日から15日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、3月会議の日程は本日から15日までの15日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますけれども、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、2月15日、16日の両日、宮城県町村議会議長会主催の町村議会正副議長研修会と宮城県関係国会議員に対する要望活動並びに意見交換会が東京都内で開催され、仁田秀和副議長と私が出席をしております。今回は、議会運営の実務や議長、副議長の役割と題した講演などを聴講してきております。

次に、2月21日、宮城県町村議会議長会定例総会が開催され、私が出席をし、令和6年度事

業計画などについての審議をしてきております。

次に、2月26日付で定期監査及び公の施設の指定管理者監査の報告、また、2月29日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

なお、本日の会議に説明のために出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（安倍敏彦君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

行政報告を申し上げます前に、1月1日に発生した能登半島地震におきましてお亡くなりになりました皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本町では、令和6年能登半島地震によって被害を受けられた皆様を支援するため、役場、国際村、中央公民館、アクアリーナへ義援金を受け付ける募金箱を設置しました。お寄せいただいた義援金につきましては、全額を日本赤十字社を通じて被災された方々へお届けいたします。また、1月19日から1月21日にかけて、東日本大震災の際に支援をいただいた石川県穴水町に職員3名が大型トラックで支援物資を届けております。そして、1月20日から1月27日までは、石川県能登町の家屋の罹災判定の応援に職員2名を派遣いたしました。2月25日には、被災者の健康管理に当たるため、石川県輪島市に保健師2名と行政職1名を派遣しており、本日の夕方に帰庁する予定であります。限られた人員の中ではありますが、東日本大震災の教訓を生かし、被災地が一日も早い復旧と復興をなし遂げられるよう、引き続き支援をしてまいります。

今月11日で東日本大震災発生から13年を迎えようとしています。改めて、震災により犠牲となられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族や震災で被害を受けられた皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、令和6年七ヶ浜町議会定例会3月会議の開会に当たり、令和5年定例会12月会議以後における行政報告を申し上げます。

12月9日、七ヶ浜国際村において七ヶ浜2023ダーツフェスタを開催したところ、7歳から84

歳までの幅広い年代の方120名に御参加いただきました。今大会で町民ダーツ大会は3回を数えましたが、今年度は町制施行65周年を記念して地区対抗ダーツ大会も企画いたしました。地区対抗となりますと対抗心に火がつくようで、1投ごとに歓声が上がりに盛り上がりました。参加地区は町内15地区で、記念すべき第1回目の優勝地区は御林地区となりました。

12月10日、七ヶ浜国際村において、内水氾濫と災害時避難をテーマに災害時避難を考えるシンポジウムを開催したところ、地区消防団や自主防災会などから関係者約250名の参加がありました。シンポジウムでは、秋田大学の門廻充侍講師による令和5年7月に発生した秋田市の内水氾濫事例を題材に講演をいただきました。また、東北大学災害科学国際研究所の佐藤翔輔准教授が進行役となり、門廻講師をはじめ、菖蒲田浜地区在住の防災士や大学生によるディスカッションも行われました。参加された皆様にとっては、事前の備えがいかにか大事か、また災害時における地域ごとにやるべき自助、共助、公助について改めて考えていただくよい機会となりました。

12月23日、生涯学習センター前に整備された3X3コートのオープニングセレモニーを行いました。オープンを待たずに町内の若者らの利用があるなど、これから多くの若者から支持されるものと思われます。整備した3X3コートが子供から大人まで多くの皆様に親しんでいただけるよう、ボールの貸出しも行っております。

1月6日、第76回奉獻乾海苔品評会が鹽竈神社大講堂において開催されました。今年は、県内の産地から92点の出品があり、ノリの色艶や香り、手触りなど厳しい審査が行われ、見事代々崎浜の赤間竹晴さんが優勝されました。準優勝には東宮浜の我妻貞俊さんが選ばれ、七ヶ浜町の業者が上位を独占する快挙となりました。出品されたノリは、色、香り、味の三拍子そろった申し分ない品質で、選ばれた七ヶ浜産のノリが3年連続で皇室に献上されますことは、生産者の御努力のたまものであり、日々の研さんの成果でもあります。町にとりまして大変名誉なことであり、今回の受賞を心よりお祝い申し上げます。

1月7日、七ヶ浜国際村において成人式を開催したところ、今年度20歳を迎える159名が参加されました。恩師からは、在校時の懐かしい話や今後の活躍への期待など心温まる言葉をいただき、成人代表からは、これまでの20年間でお世話になった家族や友人、全ての人たちへの感謝の気持ちが伝えられました。また、1人では困難なことでも、多くの人が力を合わせることで大きな力に変えていくことができるはずです。感謝を忘れず、この町で得た経験とこれから積み重ねる経験、そして20年間育んだ絆を糧に社会を支え貢献してまいりますと力強く誓いの言葉が述べられました。

1月20日、七ヶ浜国際村ホールにおいて七ヶ浜町健康づくり講演会が開催され、135名の方に参加いただきました。講演会では、接客向上委員会&Peace代表でキャリアコンサルタントの国家資格を持つ石坂秀己先生による「ディズニーランドが教えてくれたみんなが笑顔でつながるコミュニケーション」と題しての講話があり、長年勤務してきたディズニーランドでの講師の経験から、コミュニケーションの方法についてお話をいただきました。相手を褒めることで職場や地域での良好な関係づくりができるなど、日々の生活の中でも大変参考になる内容でした。

2月7日、七ヶ浜国際村ホールにおいて、北方領土返還要求組合員県民会議や宮城県、七ヶ浜町の3者主催による第42回「北方領土の日」宮城県七ヶ浜集会を開催したところ、県内各地から462名の参加がありました。2月7日は北方領土の日で、毎年、宮城県では広く住民世論の喚起と結集を図るため県民集会を開催しており、今年は七ヶ浜町が開催地となりました。

当日は、防衛省防衛研究所研究幹事兵頭慎治氏による記念講演と、昨年8月に北方領土青少年現地視察に参加した本町の中学生10名の生徒による現地視察の体験発表が行われ、本集会を機に北方領土の日の意義につきましても理解を深めていただくことができました。

2月18日、ながすか多目的広場において、一般社団法人七ヶ浜町観光協会主催による「七ヶ浜の恵みフェア第2回～新海苔だよ！全員集合！！～」が開催されました。当日は風もなく春を思わせるような温かな天候に恵まれたことから、1万人を超える来場者を迎えることができました。旬を迎えた七ヶ浜の美味しいノリを広くPRするノリづくしのイベントで、朝採り生ノリの試食やノリ加工品の販売、ノリのアレンジ料理を競うN-1グランプリなどが行われました。コンテストには22店舗から創作料理が出品され、県漁協七ヶ浜支所女性部が開発した「のりのり♪サメカツバーガー」が優勝し、王者に輝きました。

このほか、山形県朝日町のリンゴ販売や地場産品を使ったマルシェ、ステージでは〇×クイズ、ノリしか当たらないビンゴ大会など、楽しい催しが盛りだくさんで来場者には満足のいく1日となりました。

今後も、本町ならではの地域資源を活用したにぎわいづくりに住民の皆様や関係団体と共に取り組んでまいります。

2月19日、七ヶ浜町水道庁舎2階会議室において、防犯活動に関する協定の締結式が行われました。本協定は、防犯カメラ付自動販売機の設置に向けた本町、キリンビバレッジ株式会社及び塩釜警察署の3者によるもので、安全で安心なまちづくりに向け、防犯カメラの設置は今後も取り組んでいかなければなりません。

次に、3月11日の東日本大震災追悼行事について申し上げます。

震災から13年となる今回は、東日本大震災七ヶ浜町追悼行事として公園墓地「蓮沼苑」内の東日本大震災慰霊碑前及び七ヶ浜国際村エントランス広場に献花台を設置し、自由献花とし、町民の皆様には14時46分のサイレンとともに黙祷を促し、震災で犠牲になられた方々を追悼することを呼びかけることとしております。

最後に、新型コロナウイルス感染症関連について報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症については、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられましたが、依然としてインフルエンザと同様、新型コロナウイルスにおいても全国的に一定数の感染者が出ており、油断できない状況にあります。

昨年秋開始した新型コロナウイルスワクチンの接種については、令和6年1月末現在、接種者は5,256人となっております。武道館で行われていた集団接種を終え、現在は医療機関での個別接種のみを実施しておりますが、全額公費による接種は令和6年3月31日までとなります。

接種者には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただいた上で判断をしていただきますが、重症化を防ぐ1つの手段でもありますので、希望される方全員が接種できるよう接種体制を整えてまいります。

引き続き、町民の安全・安心を最優先に、町民の皆様が心豊かに生き生きと暮らせる七ヶ浜の「健幸で心かようまちづくり」に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げます。行政報告といたします。ありがとうございました。

日程第3 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選することに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

初めに、選挙管理委員には山本真理子さん、鈴木清弘さん、遠藤 力さん、渡邊育子さんを指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山本真理子さん、鈴木清弘さん、遠藤 力さん、渡邊育子さんの以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には稲妻眞知子さん、米 勝次さん、渡邊芳光さん、鈴木安彦さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました稲妻眞知子さん、米 勝次さん、渡邊芳光さん、鈴木安彦さんの以上の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決しました。

日程第4 施政方針及び提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、施政方針及び提案理由の説明について、寺澤 薫町長へ説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇をお願いします。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、これより令和6年度の施政方針と令和6年七ヶ浜町定例会3月会議に提出いたし

ました議案の提案理由について説明をさせていただきます。

初めに、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧復興と、被災された方々に一日も早く日常が戻ることを願うものであります。

近年、世界各地で猛威を振るう自然災害に加え、ロシアのウクライナ侵攻、パレスチナ、イスラエルとの戦闘などにより、世界的なエネルギー、食料品等の物価高騰にも拍車をかけ、今もなお国民生活に重くのしかかっております。

国内に目を向ければ、少子高齢化、人口減少はより深刻さを増しており、本町においては、平成17年をピークに緩やかながら人口の減少が続いております。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本町の人口は2035年には1万5,000人を割り込み、2050年には1万1,250人まで減少し、年少人口、生産年齢人口が減少する一方、老年人口は増加する見込みとされております。

厚生労働省が発表した令和4年人口動態統計では、国内の出生数は80万人を割り込み過去最低となり、我が国では少子化のスピードが加速しております。そのような中、国では、次元の異なる少子化対策として、こども未来戦略を閣議決定し、3つの基本理念により抜本的に政策を強化することとしており、将来的な子ども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示しております。

本町におきましては、国の取組に先立ち、令和2年度から子ども未来課を創設し、児童福祉と母子保健の一体的な取組を進め、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を整えてまいりました。本年度は、相談支援体制の連携の強化を図るとともに、政府が進める政策の動向を踏まえ、子育て支援の充実を図ってまいります。

本年度は、これまで取り組んできた6つの政策事項をより推進させるため、地域力の構築、交通対策、地場産業への新たな挑戦及び町の魅力の再発見、創出に係る事業を一体的に取り組むまちづくり振興課を新設し、行政組織の一部改編を行い、引き続き「心かよう健幸なまちづくり」に向け取り組んでまいります。

まず、政策軸の1つ目は、安全で安心な暮らしを守りたい（復興と防災）であります。

令和6年能登半島地震は、東日本大震災の記憶を呼び起こす衝撃的な出来事であり、いつどこで発生するか分からない大規模自然災害への備えの重要性を改めて認識させるものであります。

本町では、今年度も大規模自然災害から町民の生命、財産を守る取組を強化してまいります。

主な事業としては、今年で6年目を迎えますが、東北大学災害科学国際研究所との学術連携事業の下、本年度も有識者の御意見や知見を頂戴し、複雑、多様化する災害への備えの強化に取り組んでまいります。

また、津波災害時を想定した徒歩避難者の避難経路確保のため、生涯学習センターへの避難路整備事業に取り組めます。

さらに、農業用ため池及び大雨時の貯水機能を有する二分沢ため池については、遮水シートの劣化もあり堤体の安全性や貯水への支障が懸念されることから、新たに遮水シート及び救助ネットの敷設を行うなど、長寿命化や防災・減災対策を図ってまいります。

これからも心の復興に取り組むとともに、東日本大震災を風化させないため、震災に関する展示や現地見学会を実施し、震災の記憶、経験を後世に伝えてまいります。

2つ目は、可能性を伸ばしたい人材育成であります。

これまで、本町では世界でも活躍できるグローバルな人材育成をコンセプトに取り組んできた英語を通したコミュニケーション力の育成については、文部科学省から10年間の特例指定校を受け、「明るく楽しく面白く」をテーマに、小学1年生からALT（外国語指導助手）と先生方が共に協力し取り組んできており、その取組は全国的にも高い評価を得ているところであります。

また、中学校におきましても、七ヶ浜5ラウンドシステムによる指導方法のブラッシュアップにより、小学校からの英語コミュニケーション力の育成の継続と高校受験等も見据えた書く力や読む力の向上を図るため、文法力や語彙力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、中学校のキャリア教育の講師として、CIR（国際交流員）を招き、直接的な対応を通してグローバルな働き方を学ぶなど、取組を進めてまいります。

これらの七ヶ浜グローバル人材育成プログラムは、スタートして9年目を迎え、このプログラムを経験した年代が社会に羽ばたく時期に差しかかっております。これから宮城県内への半導体関連企業などの進出が見込まれ多くの人材が必要とされる中、これまでの本町の取組がどう生き、その世代がどう活躍されていくのか、大いに期待をしております。

また、国際交流については、本年度はプリマス町を訪問する年ですが、子供たちが異文化への理解と認識を深め、プリマス町との友好の絆がより深まる訪問になるよう進めてまいります。

昨年度より実施している学校給食食材費値上げ相当分の補填につきましては、現在も物価高騰の影響が続いていることから、今年度も引き続き保護者の負担軽減を図ってまいります。

3つ目は、誰もが健康であってほしい（攻めの福祉）であります。

令和5年7月から改築工事を行ってまいりましたさくら放課後児童クラブが完成し、4月から利用が開始されます。定員はこれまでの40人から70人となり、待機児童の解消が図られ、児童が新たな施設で生き生きと過ごせる環境を提供してまいります。

また、本年4月1日に施行される改正児童福祉法に基づき、児童福祉と母子保健を一体的に運営するこども家庭センターを設置し、児童福祉、母子保健の関係機関と連携を図りながら、妊産婦、子育て家庭に対してきめ細かな対応を実施してまいります。例えば、退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを支援し産後の心身の負担軽減を図るため、産後ケア事業を拡充してまいります。

健幸のまちづくりの根幹となる町民の健康づくりについては、ふだんの健康づくりとして、食、運動睡眠など様々な観点から町民の皆様がふだんから何げなく取り組めるような健康づくりに取り組んでまいります。

また、脳血管の病的変化を早期に発見し脳血管疾患による死亡リスク低減を図るため、町内の40歳から70歳まで5歳ごとの町民を対象に、脳ドック受診費用の助成を新たに行ってまいります。

高齢者福祉事業及び介護保険事業については、3年前に策定する高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の下、事業を実施してまいります。高齢者の心身の多様な課題に対しきめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者医療広域連合と連携した高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業を実施してまいります。

また、本年度は、町内6地区について個別避難計画を策定し、住民と関係者が一体となり災害時の避難支援等をより実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成をはじめ、避難経路の作成や避難行動要支援者名簿の台帳整備に努めてまいります。

4つ目は、地域をもっと元気にしたい（地域力の構築）であります。

新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、4年ぶりの開催となった小学校地区民合同大運動会では、町内3小学校それぞれに特色ある運動会となり、大きな歓声と笑顔があふれました。本年度におきましても小学校地区民合同大運動会を開催し、小学校と地域の方々が一緒に運動会を盛り上げることで、地域の結束力、地域力の向上を図り、町の元気につなげてまいります。

今年で4年目を迎える七ヶ浜アロープログラムは、地域活動、学校活動に広く取り入れられ、町民の健康、地域間・世代間交流の促進、コミュニティ活性化に大きな役割を果たしており

ます。本年度につきましても、地域や学校活動のほか、老若男女が参加する町民ダーツ大会、地区対抗ダンス大会を開催し、スポーツダーツの普及とダーツの町・七ヶ浜を広くアピールしてまいります。

また、県立広島大学等の調査研究事業における実証実験に参加し、地域の方々に協力をいただきながら、スポーツダーツがもたらす脳や運動機能への効果について検証を行ってまいります。

5つ目は、地域の足を強くしたい(交通対策)であります。

七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」の令和5年度の利用者数は、コロナ禍前の9割程度まで回復する見込みであります。

本格運行から14年目を迎え、運行開始当時と比較すると、地域の高齢化の状況や利用ニーズは年々変化し続けており、今後とも利用者ニーズの把握に努めるとともに、中学校卒業生への無料乗車券配付などにより、新たな利用者の発掘に努めてまいります。

また、運転士不足や2024年問題への対応、物価高騰による燃料費高騰をはじめとした運行経費の増加は、地域公共交通を維持する上で大きな課題となっております。現在の路線や利用状況の検証、分析を行いながら、国が進める取組や施策の動向も踏まえ、交通体系の構築を模索してまいります。今後も、町民の皆様の重要な足としてのバス路線の維持確保に努めてまいります。

6つ目は、町を生き生きさせたい(地場産業への新たな挑戦)であります。

本町の新たな特産品として期待されるトリガイの飼育試験については、宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所青年研究会と共に種苗生産や飼育環境の研究を続けております。昨年の市場調査でも特産品としての可能性を感じさせる高い評価を得ることができましたが、種苗及び収穫量の確保については引き続き調査、研究を行い、安定生産に向けた取組を進めてまいります。

また、本町ゆかりの西洋野菜ルバーブは、お菓子や料理の材料として町内外の飲食店等から問合せをいただいております。安定的な収穫量の確保が求められております。ルバーブの認知度向上を図り、遊休農地の利活用を模索するなど、ルバーブの普及、栽培の拡大と食材や加工品としての利用を促進してまいります。

最後に、6つの政策事項を連携させ本町のイメージアップや魅力を生かす新たなまちづくりとしてスタートした「逍遙のまちづくり」は、菖蒲田浜地区をパイロット地区に選定し、本年度も引き続き地区住民の皆さんの理解、協力をいただき、具現化に向けて進めてまいります。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進につきましては、取組の1つとし

て生涯学習センターやスポーツ施設、国際村等の利用者の利便性を図るため、施設予約システムの運用を開始することとしております。本年度は組織改編に伴い、デジタル推進室を新設し、引き続き住民サービス向上のためDXの推進に取り組んでまいります。

次に、一般会計予算案について説明をさせていただきます。

令和6年度の歳入歳出予算額は72億300万円で、前年度と比較しますと700万円の減で編成しております。プリマス交流事業、学校給食食材費高騰対応事業等で増となるものの、町制施行65周年記念事業、さくら放課後児童クラブ改築事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業等が減額となったことによるものであります。

歳入については、主要な自主財源である町税が20億1,417万円で、対前年度比0.7%増で計上しております。要因としては、償却資産の減価償却により固定資産税が減額となる一方で、個人町民税の所得割の増額が見込まれることによるものであります。

繰入金は、東日本大震災復興基金繰入金を2,239万5,000円、子ども医療費対策事業の財源として地域福祉基金繰入金を前年度同額の1,800万円、フィッシャーマンズ・チャレンジ事業等の財源として産業振興基金繰入金を800万円、さらに歳入不足を補うために財政調整基金からの繰入れ3億4,800万円等を計上しております。

地方交付税は、国の地方財政対策において増額が示されております。前年度の決算見込額を基に算出した結果、普通交付税は対前年度比3.4%増の18億1,000万円、特別交付税は前年度同額の1億円、震災復興特別交付税は対前年度比3%増の8,509万6,000円で計上しております。

国庫支出金は、校務用システムのクラウド化に伴うデジタル田園都市国家構想交付金、さくら放課後児童クラブ改築工事費の財源である子ども・子育て支援施設整備交付金等の減額により、対前年度比7.3%減の9億7,020万1,000円を計上しております。

県支出金は、宮城県議会議員選挙執行経費の財源である総務費委託金等で減となるものの、施設型給付費の財源である宮城県子どものための教育・保育給付費負担金等により、対前年度比0.2%増の5億2,891万円を計上しております。

町債は、地方交付税の財源不足振替相当分としての臨時財政対策債1,700万円、七ヶ浜国際村舞台照明改修事業の財源として七ヶ浜国際村改修事業債1億2,600万円、急傾斜地崩壊対策事業の財源として急傾斜地崩壊対策事業債700万円、道路新設改良事業の財源として町道整備事業債3,590万円等の借入れを予定しております。

歳出については、人件費が制度改正等により対前年度比3.4%増の13億3,821万3,000円となります。

公債費は、令和2年度及び令和3年度に発生した地震による単独災害復旧事業債の償還開始等により、対前年度比7.9%増の5億1,384万9,000円となるほか、扶助費は、子どものための教育・保育給付費及び障害者自立支援給付費等の増により、対前年度比7.3%増の12億9,605万6,000円を計上しております。

人件費、公債費及び扶助費による義務的経費は31億4,811万8,000円となり、予算全体の43.7%を占めております。

普通建設事業費は、町道整備事業、吉田浜野山避難路工事設計事業、避難誘導標識設置事業等で増となるものの、さくら放課後児童クラブ改築事業等の減額により、対前年度比13.9%減の3億6,208万1,000円となり、予算全体の5%を占めております。

物件費は、プリマス交流事業、高齢者保険と介護予防一体的実施事業、学校給食食材費高騰対応事業等で増となるものの、町長・町議会議員選挙及び宮城県議会議員選挙執行経費、校務用システム整備事業等の減額により、前年度比6.7%減の14億589万2,000円となり、予算全体の19.5%を占めております。

補助費等は、企業会計移行に伴う下水道事業会計補助金、脳検診受診助成補助金、一部事務組合負担金の増額等により前年度比27.1%増の9億7,585万7,000円となり、予算全体の13.5%を占めております。

繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金が348万6,000円増の1億4,415万2,000円、後期高齢者医療事業への繰出金が1,495万円増の2億8,401万9,000円、介護保険特別会計への繰出金が72万9,000円増の3億1,107万6,000円となるものの、企業会計移行に伴う下水道事業特別会計繰出金が1億9,060万8,000円の減額となったことにより、前年度比24.7%減の7億3,952万6,000円となり、予算全体の10.3%を占めております。

次に、国民健康保険事業特別会計予算案について御説明を申し上げます。

令和6年度の歳入歳出予算額は23億4,900万円で、前年度より100万円の増で編成しております。

歳入については、国民健康保険税が3億5,965万9,000円と前年度より2,844万円の増で計上しております。令和6年度から税率を改定したことにより増額となっております。また、歳出の保険給付費分として交付される保険給付費等交付金が大半を占める県支出金については、歳出の保険給付費に合わせて17億2,437万6,000円と前年度より394万4,000円の増で計上しております。

歳出については、保険給付費を前年度からの推計値により17億729万1,000円と前年度より86

万9,000円の増で計上しております。また、国民健康保険事業費納付金を県の算出額に基づき5億5,929万8,000円と前年度より299万4,000円の増で計上しております。

保健事業については、国民健康保険事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画に基づき実施することとしております。特定保健事業については業務委託として実施、糖尿病性腎症重症化予防事業を継続して実施するとともに、引き続き健康増進を図るための生活習慣病予防事業も進めてまいります。

今後も貴重な財政基盤となる国民健康保険税についての御理解をいただき、国民健康保険事業の安定的な運営に取り組んでまいります。

次に、公園墓地事業特別会計予算案について説明を申し上げます。

令和6年度の歳入歳出予算額は1,695万9,000円で、前年度より50万8,000円の減で編成しております。

歳入については、使用料及び手数料が1,058万円で計上しております。公園墓地使用料に係る墓地の区画数は18区画分を計上しております。繰入金については50万8,000円の減となり、歳出の一般管理費に係る経費分を繰入れするものであります。繰越金については40万円を計上しております。

歳出については、総務費が777万9,000円を計上しております。公園墓地管理基金への積立ては、180万円を計上しております。諸支出金については、一般会計への繰出しで878万円を計上しております。

今後も本事業の周知を図るとともに、公園墓地運営につきましても万全を期してまいります。

次に、介護保険特別会計予算案について説明を申し上げます。

保険事業勘定の歳入歳出予算額は19億9,000万円で、前年度と比較しますと300万円の減で編成しております。

歳入については、基本的に給付費の23%を65歳以上の第1号被保険者、27%を40歳から64歳までの第2号被保険者が負担し、残りの50%を国、県、町が負担する仕組みになっております。公費負担分のうち、原則として居宅給付費については国が25%、県が12.5%、残りの12.5%を町が、また、施設等給付費については国が20%、県が17.5%、残りの12.5%を町が負担することになっております。

歳出については、保険給付費18億4,669万4,000円、地域支援事業費8,548万6,000円、その他の諸費5,782万円を計上しております。前年度予算と比較しますと、地域支援事業費が163万6,000円の減であります。これは要介護認定者数の増加により、サービス利用の増加分を見込

んでいるものの、地域包括支援サーバー更新事業が完了したことによるものであります。サービス事業勘定の歳入歳出予算額は680万5,000円で、前年度と比較しますと47万2,000円の増であります。

歳入については、介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成収入で、歳出についても介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成委託料が主なものであります。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度であり、これは令和6年度と令和8年度でございます、事業内容及び保険料の見直しを行いました。介護保険事業の健全な財政運営を図るとともに、「健康で生きがいのある支え合うまち七ヶ浜」実現のために取り組んでまいります。

今後も、地域包括支援センターが中心となり、地域や関係機関と協働した介護予防・日常生活支援総合事業等の充実を図り、介護保険サービスが適切かつ有効に利用され、介護する方もされる方も生きがいのある活動を共に支え合うことのできる暮らしが実現できるよう努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算案について説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、加入している全ての市町村において保険料の徴収及び被保険者の便益に寄与するものとして窓口事務を行っております。特別会計では、これら市町村事務に関する所要の予算を措置するものとしております。

令和6年度の歳入歳出予算額は2億6,700万円で、前年度より3,348万9,000円の増で編成しております。

歳入については、被保険者の増が見込まれることから後期高齢者医療保険料が2億1,071万2,000円と前年度より3,081万5,000円の増を見込んでおります。低所得者等の保険料軽減分として国、県、市町村が公費で負担する保険基盤安定繰入金を5,201万円と前年度より256万5,000円の増で計上しております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金が2億6,272万3,000円と前年度より3,338万円の増で計上しており、そのほかは主に事務費となる総務費に376万2,000円を計上しております。

団塊の世代を迎え、被保険者数のさらなる増加及び高齢化に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、現役世代と高齢者の方々がそれぞれの能力に応じ、公平に負担し合うこと

が制度を安定的に持続させることとして重要であります。保険料を徴収する市町村としては、引き続き後期高齢者医療制度全体の周知に努めてまいります。

次に、水道事業会計予算案について説明を申し上げます。

本町の水需要は、人口減少や節水型社会への移行に伴い今後も減少傾向が見込まれますが、ノリ養殖業の状況によっては減少幅が抑制されるものと考えられます。

施設面では、昨年に引き続き水道ビジョン及び施設更新計画に基づく施設整備を行う予定であります。

令和5年度の収益的収入は5億412万6,000円で、前年度と比較しますと137万5,000円の減で計上しております。主な要因は、消火栓維持管理負担金を減額したことによるものであります。

収益的支出は4億6,101万7,000円で、前年度と比較しますと553万4,000円の減で計上しております。主な要因は、宮城県仙南・仙塩広域水道の受水費に料金改定があったことによるものであります。

資本的収入は前年度と同額の33万円、資本的支出は1億2,684万9,000円で、前年度と比較しますと1億995万8,000円の減で計上しております。主な要因は、建設改良工事等の減によるものであります。

資本的収支における不足額の1億2,651万9,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたします。

今後も「小さなまちに大きな安心を 暮らしを支える水道」を基本理念とし、安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。

次に、下水道事業会計予算案について説明申し上げます。

初めに、本町の下水道事業は令和6年度より地方公営企業法の適用を受ける公営企業となりますので、令和5年度までの公会計方式による予算とは異なり、水道事業と同様に企業会計方式による予算内容へ変更となります。

令和6年度の収益的収入の予算額は5億5,919万3,000円で、下水道使用料は対前年度比4.6%減の2億1,110万4,000円、令和5年度と比較しますと1,018万1,000円の減で計上しております。主な要因は、人口減少や節水型機器の普及等が挙げられます。

収益的支出の予算額は5億5,698万1,000円で、令和5年度と比較しての主な増減として、収益的支出に計上される委託料の総額が対前年度比23.6%減の4,101万9,000円、流域下水道維持管理負担金については、対前年度比8.5%増の8,418万円を計上しております。主な要因として、委託料については、地方公営企業会計移行業務委託が令和5年度で完了することによる減額、

流域下水道維持管理負担金については、令和6年度の負担金単価が電力料金等の物価高騰を受けて臨時改定したことによる増額となります。

資本的収入の予算額は2億4,673万3,000円で、令和5年度と比較しての主な増減として、企業債については、令和6年度の仙塩流域下水道建設負担金の増に伴う流域下水道事業債の増額と資本費平準化債の借入れによる増額により、対前年度比191.9%増の1億6,230万円を計上しております。

国庫補助金については、社会資本整備総合交付金事業の増により対前年度比31.8%増の1,450万円を計上しております。

資本的支出の予算額は3億7,064万6,000円で、令和5年度と比較しての主な増減として、仙塩流域下水道建設負担金が対前年度比147.2%増の4,211万3,000円、工事請負費については対前年度比81.8%増の2,000万円、委託料については対前年度比62.5%増の2,600万円を計上しております。

企業債償還金については、平成5年度借入れ分が完済したことなどにより、対前年度比8.3%減の2億7,455万6,000円を計上しております。

資本的収支における不足額の1億2,391万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額引継金及び当年度分損益勘定留保資金をもって補填いたします。

一般会計からの繰入金に相当する補助金及び出資金の総額については、対前年度比31.8%減の1億7,803万2,000円を計上しております。

今後も社会資本整備総合交付金事業などによる下水道整備を進め、下水道を使用する方が衛生的で快適に生活できるよう、施設の計画的な維持管理と効率的な事業運営に努めてまいります。

以上、施政方針を述べましたが、改めて本年度も6つの政策事項を推進し、町民の皆様が健康で心豊かに生き生きと暮らすことができるまちづくりに取り組んでまいる所存であります。

次に、提案理由を申し上げます。

まず、一般会計をはじめ各種会計の令和6年度予算案の具体的内容につきましては、設置が予定されております予算審査特別委員会におきまして担当課長等から詳細に説明申し上げますので、私からは各種会計の当初予算以外の議案について説明を申し上げます。

提案いたしました議案につきましては、議案第8号から議案第33号までの26議案であります。詳細につきましては後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、議案第8号七ヶ浜町総合開発審議会条例及び七ヶ浜町農業委員候補者評価委員会条例の一部を改正する条例については、課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例については、課税区域の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号七ヶ浜町漁港管理条例の一部を改正する条例については、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例については、3年を1期とする介護保険事業について、次期事業の開始に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一

部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、厚生労働大臣から国土交通大臣に権限が移行するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号「令和5年度七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事」の工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）であります。補正の額は2億1,656万6,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ80億6,367万6,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事費の減額や新型コロナウイルス感染症対策事業費の減額、そのほか補助事業費等が確定したことによる予算の整理、グローバル人材育成基金をはじめとした各種基金積立金への追加、消費税の取扱い誤認による障害者等相談支援事業及び地域生活支援拠点等事業補償金、認定こども園・幼稚園施設型給付費への追加、野外活動センター相撲場及びアーチェリー場解体整地事業、七ヶ浜健康スポーツセンター指定管理料への追加などであります。また、繰越明許費補正を12件、債務負担行為補正を4件、地方債補正を4件計上しております。

議案第21号は、令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。補正の額は2,105万2,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ5億3,728万5,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、仙塩流域下水道建設負担金の減額、下水道管路施設ストックマネジメント計画策定業務委託の減額等であります。また、地方債補正を3件計上しております。

議案第22号は、令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。補正の額は278万9,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ24億5,448万1,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、葬祭費への追加、国民健康保険税減額による保健事業等の予算の整備であります。

議案第23号は、令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）であります。補正の額は259万7,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1,487万円とするものであります。主な内容としましては、管理事務費へのエアコン設置、公園墓地使用料の減額による予算の整理であります。

議案第24号は、令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。保険事業勘定における補正の額は1,796万3,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ20億8,116万2,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、保険給付費の減額と補助事業費がほぼ確定したことによる予算の整理であります。

議案第25号は、令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。補正の額は316万5,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ2億3,240万2,000円とするものであります。内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

議案第26号は、令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第5号）であります。3条予算、収益的収入の営業外収益から9万4,000円を減額、収益的支出の営業費用へ8万5,000円を追加、4条予算、資本的支出の建設改良費から2,437万5,000円を減額するものであります。

補正の主な内容としましては、3条予算では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業に係る上水道基本料金減免の補助金の整理、時間外勤務手当の追加、4条予算では、事業費がほぼ確定したことによる量水器購入費及び工事請負費の整備、職員用パソコンの入替に伴う一般会計への負担金であります。また、債務負担行為の追加が1件であります。

以上、提案いたしました26議案のうち、令和6年度七ヶ浜町一般会計当初予算案及び各種会計当初予算案以外の議案について説明いたしました。御説明いたしました議案につきましては、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時25分より再開いたします。

午前11時15分　休憩

午前11時25分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

日程第5　議案第8号　七ヶ浜町総合開発審議会条例及び七ヶ浜町農業委員候補者評価委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君）　日程第5、議案第8号七ヶ浜町総合開発審議会条例及び七ヶ浜町農業委員候補者評価委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） では、議案第8号七ヶ浜町総合開発審議会条例及び七ヶ浜町農業委員候補者評価委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は1ページをお開きください。

提案理由といたしましては、課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明したいと思います。

議案参考資料の1ページを御覧ください。

1ページは、七ヶ浜町総合開発審議会条例及び七ヶ浜町農業委員候補者評価委員会条例の一部を改正する条例の第1条となります。

第1条では、七ヶ浜町総合開発審議会条例の一部改正となります。同条例の第9条で「政策課」としていたものを「企画財政課」に改めるものであります。

次のページをお開きください。

第2条では、七ヶ浜町農業委員候補者評価委員会条例の一部改正となります。同条例の第3条において「政策課長」としていたものを「企画財政課長」に改めるものであります。

議案書は2ページにお戻りください。

附則により施行期日は令和6年4月1日からとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、議案第9号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） それでは、議案第9号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

提案理由は、課税区域の改正に伴い所要の改正を行うものです。

議案書4ページをお開きください。

今回の改正は、別表の改正となります。

それでは、別冊の議案参考資料にて説明させていただきます。

参考資料の3ページをお開きください。

今回、新たに別表に記載される地番につきましては、改正案側の吉田浜字前塚「、1-4」「、2-5」、4ページの代ヶ崎浜字立花「、18-14」の計3筆になります。

3ページにお戻りください。

別表から削除される地番につきましては、現行側の花渚浜字長須賀「34-3、38-1、」ページ変わりまして5ページの笹山「、22-10」計3筆が削除されます。

今回の改正の主な理由につきましては、土地の分合筆によるものと、下水道受益者負担金の賦課区域に入ったものによるものでございます。

議案書4ページへお戻りください。

施行につきましては、附則に記載されておりますとおり、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上が改正の内容となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数でありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 七ヶ浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議案第10号七ヶ浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） それでは、議案第10号七ヶ浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

提案理由は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容は、法律の名称が「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正されたことに伴い、名称変更を行うものです。また、改正された法律において新たに漁港施設等の活用事業が創設されることにより、条例第14条の土砂採取料等の徴収対象に新たに漁港施設等活用の認定計画を実施するものを加えるものです。

条例の改正部分につきまして、新旧対照表にて説明いたします。

議案参考資料の6ページをお開きください。

第1条中、法律の名称変更に伴い、現行の「漁港漁場整備法」から表右側の「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に下線部分を改め、第14条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に、「占用の許可を受けた者」から「占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者」に、「同条第4項」を「法第39条第4項」に改めるものであります。

議案書にお戻りいただき、議案書6ページをお開きください。

この条例は、附則のとおり施行期日を令和6年4月1日からとなります。

以上が改正内容となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 1点だけよろしいですか。占有料はわかりますけれども、土砂採取料ですか、払うのは分かるんですけども、もらうとなると七ヶ浜はどの部分がある場所になるんですか。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） 議員の御質問のとおり、七ヶ浜においては該当する漁港は現時点ではございません。全国的に漁港の有効活用を目的とした今回の改正なんですが、本町域内には漁港のほかに港湾区域、港湾の施設がございますので、現実的なそういった利用となりますと、港湾施設のほうで大型船の着岸も含めまして利用されると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 大型船の着岸、昔はトロール船等が25トンから50トンくらい吉田花渕港なんかに入っていましたけれども、今は大分、震災時の津波で大分きれいにはなったとは思いますが、深くも。ただ、漁港そのものが使われるというか、大型船が着岸するというあれがちょっと意味が分からないんですね、七ヶ浜の場合は特に。そして、港湾内の土砂の採取は分かるんです、我々も今沖縄の名護でやっていますので。それは分かるんですけれども、ただ七ヶ浜において大型の着岸船は何トン以上を言うのか、大型船というのは。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） 漁港そのものは、うちのほうは第1種漁港ということで沿岸域の漁業なんですけれども、工事用船とかグラブ船とか台船とか、ああいう起重機船とかそういったものが一部入る場合がありますので、そういった場合での着岸ということが考えられます。

あとは、主にうちのほうは2つの漁港と地方港湾が6つですけれども、そういった部分では今産業課長が言ったとおり、やはり港湾エリアでの採取なものですから、あまりこの条例そのものは直接うちのほうでは関係しないんですが、たまたま菖蒲田とかその周辺とかでグラブ船とか入ってくる場合もありますので、そういったことが該当すると思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 昔のしゅんせつの団平船というやつですよ。分かりました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第8、議案第11号七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、議案第11号七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

提案理由にもありますとおり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

別冊議案参考資料の7ページをお開きください。

第5条第2項第2号の改正内容は、特定教育・保育施設の利用者に対して文書を交付する場合の方法として、「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」といった特定の記録媒体から電子媒体の種類を示さない形で「電子的記録媒体」に改めるものです。

8ページをお開きください。

第23条の改正内容は、施設の重要事項等について書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信、いわゆるインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものであります。

議案書に戻りまして、8ページをお開きください。

附則にありますとおり、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第12号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 議案第12号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書9ページを御覧ください。

本案は、3年を1期とする介護保険事業について、次期事業の開始に伴い、所要の改正を行うものです。

議案書10ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、保険料の改定が主なものになります。国が示す算定基準等により、令和6年度から令和8年度までの3年間における保険給付費等の所要額を推計し、第1号被保険者保険料を算定したものです。

内容につきましては、改正文の朗読を割愛し、議案参考資料により御説明いたします。

議案参考資料9ページを御覧ください。

初めに、第2条第1項では、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改めるとともに、各号において定める保険料を改めております。

第1号から第13号で定める保険料については、第5号の保険料7万9,200円を基準額として、それぞれ第1号は0.455、第2号は0.685、第3号は0.69、第4号は0.9、第6号は1.2、第7号は1.3、第8号は1.5、第9号は1.7、第10号は1.9、第11号は2.1、議案参考資料10ページを御覧ください、第12号は2.3、第13号は2.4の負担割合を乗じた額となっております。

第2項から第4項は、低所得者の軽減措置に関する条文ですが、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改めるとともに、各号において定める保険料率を改めております。

議案書10ページを御覧ください。

附則として、第1項では本条例の施行期日等を、第2項では保険料の適用に係る経過措置を定めております。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3点について質問させていただきます。

まず第1点は、議会への説明責任が欠けているのではないかとということで伺います。先日2月22日、議会全員協議会資料の10ページであります。この質問は議案書10ページの第2条1項中の下記の5に次のように改めるところで質問をしたいと思っております。

まず、ここの項は、年額の第1号被保険者の負担額であります。しかし、先日22日の10ページにおいては、我々議会議員に資料として説明したのは月額の新旧料金であります。特に新人議員の方については、この金額がどこに、22日の全協での説明の中でどこに該当するのかなというところも理解できない、できにくくなったのではないかなと思っております。そういう点で、この22日の全協での説明書10ページにおいては、ここに年額の負担額についても記載すべきではなかったのかなと思っておりますが、当局の考え方について伺いたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 先日、開催させていただきました全員協議会のほうでは、確かに保険料の月額、それとあと差額ですか、そういったところでの資料の御提供しかございませんでした。確かに年額での表示というようなところでなかった点については反省しております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私ども日本共産党が地域に配布している3月号の地域新聞には、やはり有権者または対象者が分かるように、私どもは年額負担額を示しています。こういう配慮について、今後改善することを求めて、次の質問に移ります。

○議長（安倍敏彦君） 2問目の質疑、どうぞ。

○12番（歌川 渡君） ということで、取り組むように。

2点目、同じく議会全員協議会での説明で、第9期では準備基金取崩額を11ページの参考資料で1億1,460万円としております。この金額全額を支出すると考えていいのかどうか伺いたいと思っております。

なぜかといいますと、これまでの第7期、8期を見ても、それぞれ1億円の基金の取崩しを予定しておりました。しかし、実際の基金状況では、7期末では1,257万円の積立て、第8期末予定では1,678万円の取崩しとなっております。そういうことから見ると、取崩額が1億円

もそれぞれ計上しているのに、実質から見てかけ離れている状況であります。今9期においては、この1億1,460万円全額支出を予定しているのか伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回、6年度から8年度までの計画ということで現時点で計画の作成をさせていただきました。それで、今後、年度ごとに会計のほうが進んでいくわけなんですけれども、給付費のほうが急激に増えた場合、そういったことも考えられます。次年度を見据えて平準化を図るために、今回、取崩しのほうを取り入れて計画のほう入れさせていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再度質問します。

この1億1,460万円を支出するというので考えているのか、算定したのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 現在、確かにそういった計画で進めさせていただいております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

○議長（安倍敏彦君） 3問目。

○12番（歌川 渡君） 同じく資料の11ページの中で、保険料徴収必要額約14億6,726万円を、被保険者数1万8,677人の99.19%の被保険者で算出した理由について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今後3年間の介護給付費、あと地域支援事業費の見込みを据えて、今後必要となる給付費のほうを算定させていただきました。それに基づいて取崩額とかあと補助金の額とかそういったものを勘案して、保険料の収納額というのを見込ませていただいております。

それと、収納率のほうですけれども、これまでの3年間の実績等を踏まえて、率のほう算定させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第12号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

反対の主な理由は、当局及び議員も承知のとおり、令和6年度では既に国民健康保険税が世帯平均で12.68%引上げ、後期高齢者医療保険料についても1人当たり10.73%、金額にして7,323円引き上げされました。介護保険料基準額6.45の今回の引上げは、物価高騰の影響を受けた町民、事業者に追い打ちをかける負担となることから、今9期においては、介護保険料財政調整基金の取崩しを行い、保険料の据置きを求めるものであります。

介護保険財政調整基金の積立額は、現況においては約1億6,602万円と報告されております。この基金を充当すれば据置きは十分可能であります。このことは先ほどの質疑でも述べました。第7期及び第8期での基金からの当初繰入額と実際の繰入額を見ても、十分可能であることであります。

第7期では約1億602万円を当初繰入れしておりますが、7期末では前期より1,257万円の基金への積立て、第8期では約1億3,494万円を当初繰入れ予定しておりますが、現在の基金額は1億6,602万円と報告があり、約1,678万円の取崩しでしかありません。

そこで、第9期では、準備基金取崩額1億1,460万円を全額取り崩すとすることを求めるとともに、さらなる負担不足分の基金からの充当を求めるものであります。

また、問題とすべきことは、介護保険料未徴収分を第1号被保険者に上乗せしていることであります。第9期の第1号被保険者の数を1万8,677人としながらも、実際の第1号保険者数は、加算する保険者数は1万8,526人として試算していることであります。このことは、予定保険料徴収率99.19%となっていることから明らかであります。未徴収部分は、町当局の責任として一般会計から繰り入れ、負担すべきであります。

以上のことから、今改定について反対いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和であります。

私は、議案第12号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

高齢化が進んでいる本町におきまして、介護認定者の増加やそれに伴う介護給付費の増大が見込まれる中で介護サービスの持続的な安定経営を図るためには、必要な財源の確保が求められております。

今般の改定は、介護保険法に基づき3年を1期とする介護保険事業の改定であり、本町の実

情に基づき見直されるもので、安定的な事業運営を図る上で必要な財源確保であり、また一方で、保険料率の区分を10段階から13段階とすることにより低所得者等にも配慮されておりますことから、適正と判断いたします。

今後も、介護予防サービス事業等を充実させることにより介護給付費の抑制を図られることを期待申し上げ、賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたしたいと思っております。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時より再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第10 議案第13号 七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議案第13号七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 議案第13号七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の11ページを御覧ください。

本案は、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案書12ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、国基準の改正に伴う文言の整理などであり、町独自基準を新たに定めた項目はありません。

改正箇所が多岐にわたるため、改正文の朗読及び議案参考資料による説明を割愛し、改正要旨を御説明いたします。

今回の改正は、大きく分けて9項目あり、1つ目が管理者の兼務範囲の明確化、2つ目が身体拘束等の適正化の推進、3つ目が重要事項のウェブサイトへの掲載、4つ目が指定介護療養型医療施設の削除、5つ目が利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等を検討するための委員会の設置、6つ目が協力医療機関を定めること、7つ目が地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者数、8つ目が緊急時等の対応見直し、9つ目がユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係る勤務体制、研修の確保などになります。その他、文言の整理です。

議案書に戻りまして、20ページを御覧ください。

附則として、第1項では本条例の施行期日等を、第2項から第5項までは経過措置を定めております。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号 七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第11、議案第14号七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第14号七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書21ページを御覧ください。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案書22ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、国基準の改正に伴う文言の整理などであり、町独自基準を新たに定めた項目はございません。

改正箇所が多岐にわたるため、改正文の朗読及び議案参考資料による説明を割愛し、改正要旨を御説明いたします。

今回の改正は、大きく分けて6項目あり、1つ目としまして管理者の兼務範囲の明確化、2つ目が重要事項のウェブサイトへの掲載、3つ目が身体拘束等の適正化の推進、4つ目が指定介護療養型医療施設の削除、5つ目が利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等を検討するための委員会の設置、6つ目が協力医療機関を定めることなどになります。その他は文言の整理です。

議案書に戻り、25ページを御覧ください。

附則としまして、第1項では本条例の施行期日等を、第2項から第4項では経過措置を定めております。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号 七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、議案第15号七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第15号七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書26ページを御覧ください。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案書27ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、国基準の改正に伴う文言の整理などであり、町独自基準を新たに定めた項目はございません。

改正箇所が多岐にわたるため、改正文の朗読及び議案参考資料による説明を割愛し、改正要旨を御説明いたします。

今回の改正は、大きく分けて6項目あります。1つ目が指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を行う場合の人員基準について、2つ目がサービス内容の説明、同意確認について、3つ目が重要事項のウェブサイトへの掲載、4つ目が身体拘束等の適正化の推進、5つ目がモニタリングの実施方法について、6つ目が町に対する情報提供についてなどになります。その他、文言の整理です。

議案書に戻りまして、29ページを御覧ください。

附則として、第1項では本条例の施行期日等を、第2項では経過措置を定めております。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号 七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第13、議案第16号七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第16号七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の31ページを御覧ください。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案書32ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、国基準の改正に伴う文言の整理などであり、町独自基準を新たに定めた項目はございません。

改正箇所が多岐にわたるため、改正文の朗読及び議案参考資料による説明を割愛し、改正要旨を御説明いたします。

今回の改正は、大きく分けて6項目あります。1つ目が介護支援専門員1人当たりの取扱い件数について、2つ目が管理者の兼務範囲の明確化について、3つ目が利用者説明における効率・中立性の確保のための取組の見直しについて、4つ目が身体拘束等の適正化の推進につい

て、5つ目がモニタリングの実施方法について、6つ目が重要事項のウェブサイトへの掲載についてなどになります。その他、文言の整理になります。

議案書に戻りまして、34ページを御覧ください。

附則として、第1項では本条例の施行期日等を、第2項では経過措置を定めております。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第17号 七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第14、議案第17号七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、議案第17号七ヶ浜町監査委員条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は35ページをお開きください。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。具体には、法改正により参照する条項が改正となったために、その参照先の条例の部分を改正するということになります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明いたします。

議案参考資料87ページを御覧ください。

第3条第2項中にある「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるものであります。

参照先の法令の内容については、変更はございません。

議案書36ページにお戻りください。

附則により、施行期日は令和6年4月1日からとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点です。第243条の2の8第3項とありますが、これは表によると職員の賠償責任的なものかと思われませんが、第2条の8の第3項の具体的な文言について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、改正前、改正後も文章は同じですが、改正後の243条の2の8の3項をそのままちょっと読ませていただきたいと思います。

第3項、普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない、ところになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第18号 七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第15、議案第18号七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第18号七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例

について説明いたします。

議案書37ページを御覧ください。

提案理由は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、厚生労働大臣から国土交通大臣に権限が移行するため、所要の改正を行うものであります。

議案参考資料の資料11、一番最後のページになります。88ページを御覧ください。

こちら新旧対照表になります。

第5条給水装置の新設等の申込、第36条給水装置の基準違反に対する措置、第39条過料について、関係法律の施行に伴い、「厚生労働省令」から「国土交通省令」に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、38ページを御覧ください。

附則についてであります。記載のとおり、施行日を令和6年4月1日とするものであります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 提案理由で述べられている生活衛生等関係行政の機能強化のためということで、あとは法律関係、法律の整備ということではありますが、一般的にこういう公衆衛生的なものであれば厚労省だと思うんですけども、なぜ国土交通大臣のほうに移行したのか、その主な理由というか説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） ただいまの御質問について説明いたします。

なぜ国土交通大臣なのかというところなんですが、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力、知見を有するということで国土交通大臣に移管しているというところであります。

以上であります。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 2問です。

まず1つ、理由についてなんですけれども、コロナパンデミックにおいて公衆衛生の役割というのが大きく問われていますよね。そういう中で、水というのは本当に私たちの直接体に入るものなんですけれども、その事業がやっぱり厚生労働大臣から国土交通大臣に替わって機能強化をするというのは、もう少し具体的にどういうことなのかというのが1つ。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

水質の部分につきましては、厚生労働大臣から環境大臣のほうに移管しているものでございます。環境大臣のほうについては、もともと河川などの環境中の水質に関する専門的な能力、知見を有するということで環境省に移管したということになってございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） その運輸局との関わり。所管が違うということ。運輸局は関係ないということ。それを言ってもらわないと。担当、環境は分かっている。運輸局と。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） 失礼いたしました。

国土交通省につきましては、すみません、説明いたします。

今回の厚生労働大臣からの移管についてでございますが、国土交通大臣の所管の部分と環境大臣の所管の部分があります。それぞれ、国土交通大臣の所管の部分につきましては、先ほどお話ししましたが、社会資本整備や災害対応の部分の専門的な知識というところでの所管と、そして環境大臣のところにつきましては、水質に関する専門的な知識があるということで、それぞれに役割が移っているということでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、水質に関しましては今までどおり変わらないということ
で理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） 衛生管理については、変わりなくしっかりとやっていけるということ
でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 2問目ですか。いいですか。

○6番（鈴木恵子君） 別に、今、いろいろ半導体とかいろいろ導入されていて、地質汚染、P
F A Sとかいろいろな問題が出てきていて、どこでどうするのかと、やっぱり私たちの体はきち
んと影響を受けますので、そこら辺がきちんと今までどおり管理されて返されるというこ
ろで理解していいんですよね。どうもありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） 2問目は。（「いいです」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を
終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 工事請負契約の締結について「令和5年度七ヶ浜国際村
舞台照明設備改修工事」

○議長（安倍敏彦君） 日程第16、議案第19号工事請負契約の締結について「令和5年度七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事」についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、議案第19号工事請負契約の締結について説明いたします。議案書39ページをお開き願います。

本契約の工事名は、令和5年度一般会計当初予算等で措置しておりました令和5年度七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事であります。

契約の方法は、一般競争入札によるものです。

契約金額につきましては、2億7,280万円で、うち消費税が2,480万円となっております。

契約の相手方は、株式会社ユアテック塩釜営業所で、現在、仮契約を締結しているところでございます。

工期につきましては、令和6年11月30日までとなっております。

なお、参考までですが、今回の入札の申込みは2者でありましたが、うち1者は最終的に辞退となっております。落札率については99.88%となっております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点ございます。

まず、そもそもこの当初予算で計上され議決したわけですが、そういった案件が年度末のこの時期に工事請負の締結となったと、町の瑕疵とも取れるようなことになったのかということがございますので、この時期になった経緯について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） こちらの発注時期がこの時期になったという質問にお答えさせていただきます。

こちらの設計につきまして、職員のほうで実際しております。外注をせずに行いました。それに所要の時間がかかったため、12月頃に起案をし、発注がこの時期になったものでございます。職員で設計したことによることです。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういうことでございますので、外注とかそういった工夫はなかったのかということも含めまして、まずこの落札率ですよ、99.88%。過去にあまり例を見ない事例になっております。しかも、2者当初はあったけれども、1者実際辞退されたということで、まず、この数字としまして、執行部としてこの数字はどのように捉えられているのか。外注せずにというところもあったので、そういったところについてもう一度、併せて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 仁田議員さんおっしゃるというか、そう思うのも当然なのかなという事は私も感じております。この工事につきましては、世間的に各分野で資材不足とか物価高騰ということで、まずもってこの工事に応札する業者があるのかということとか、それから応札した業者が果たして落札するかどうかということは、最初から私もどうなのかなという不安はあったんですが、結果的にこういった高い落札率という結果になった状況です。

ただ、国際村の局長が言っておりますとおり、積算につきましては、原価で各部材等を詳細に積み上げて細かく積み上げた結果の積算額となっております。自前で設計しているということとです。

それから、結果的に落札した業者がユアテックなんですけど、これは建設当時に下請業者ということでホールそのものの照明器具を取り扱っているということで現場を熟知している業者であったということと、それから、当然落札者のほうに積算内訳書を提出させているんですが、その辺についても、自前で設計した積算内容と各部門にわたるところで私のほうでチェックいたしました。その内容が、例えば、各設計の費目と比較して似性が感じられるのであれば疑義も持つんですが、内容を精査してみますと、類似性が全くなく各費目でばらつきもございませぬ。結果的に、諸経費なり一般管理費のほうでの積み重ねた結果が数字的にこういった金額に落ち着いたということとしか、私のほうでは今の状況では言えません。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういったことなんですが、再度伺いますけれども、資材不足などで応札にそもそも対応されるのかというところが懸念されていたようですが、もう少し他者からも関心を持てるような工夫であったりとか、例えば、指名委員会からの指摘という部分はなかったのか、再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 指名委員会の長であります私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、一度指名委員会にかかった時点でいろいろなことが懸念されたものですから、このままで一般競争なり指名競争入札でやっていいのかということ、担当課のほうにちょっと不安があるからその辺もう一度見直しをしてくれということをお願いしました。それは実際に一般競争入札をした場合には何者これに応じてくれるんだと、あるいは予算額で落札してくれるのかどうかも分からない状況で発注するということはなかなかできないだろうということで検討して、再度戻ってきまして、そういった諸経費含めて全体の設計の内容について聞かせていただきましたが、これ以上はちょっとやってみないと分からないとなったものですから、一度はやってみよう。もし、これで落札をしない場合には、当然ながら再設計のやり直しも視野に入れてやるべきだろうということで、1回、一般競争入札でさせていただきました。

もし一般競争入札で落札しない場合には、直接見積りというか業者を指名して指名競争入札なんかも考えられるというようなことで、その辺もあわせて、担当は財政課なんですけれども、指名業者については担当課のほうにその辺も事前に考えておくようにということをやった結果がこういうことなので、私もこれどうなのとちょっと疑問に思うんですけれども、ちょっとこれ以上行政側としては、中身がどうかというようなことについては検討するというところまでは至らないというようなことが現状でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 1点。先ほどちょっと確認なんですけれども、職員さんが積算をかけたんですか。ということは、プロの積算家がいるわけですか。それとも、赤本か何かで見てかけたのか。私、今まで七ヶ浜にプロの積算する人がいるとは知らなかったの、ちょっとその確認なんです。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 設計につきましては、もちろん補修業者さんとか概要とかと

いうのはお伺いしているのはあります。職員で設計しているというものは、いろいろなところからの情報を集めての積み上げで設計したものです。スタッフにつきましては、民間業者さんからの採用で国際村に任用されているスタッフがおりますので、その職員のほうで積算してもらったのが現状でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 民間からの方が今国際村にいます。そうすると、やっぱりその方は建築関係、建設関係の積算をかけていた方なんではないでしょうか。一応ユアテックだと、大体東北電力の積算室で大体見積りかけて、まずユアテックに下ろすんです。うちも昔、ユアテックには仕事を流したほうだったものですからそのいきさつは知っているんですけども、先ほど仁田議員が言われたように、今、資材高騰で用立ても難しいと思うんですけども、さっき言った金額が99.88%、まあ100%です。だから、この積算を国際村の方が、職員さんがよくできるなど、私、不思議でたまらないんです。ちょっとそのところ、もう一度お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 職員のほうにつきましては、以前、舞台のスタッフのほうの業者にいた職員が、今、町の職員になっています。ですので、照明関係のほうの専門性はかなり高いスキルを持っている職員がいたために自前で設計ができたというのが現状でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。歌川議員。何問でしょう。

○12番（歌川 渡君） 1点です。

私、この国際村舞台照明設備改修工事そのものには反対するものではありませんが、最終的にこの金額に落ち着いたわけでありまして、2億7,000万円という多額の金額であります。そこで、我々議員として、地域の方からこの2億7,000万円のどういう内容だということで問いただされたときに説明できないという状況の下から、この設備内容、事業についての詳細な資料を後日提出することができないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） あくまでも、今回の議案につきましては契約案件でございます。工事内容、それから内容もろもろにつきましては、当然ながら予算特別委員会で説明もしておりますので、今回の議案につきましてはあくまでも契約案件だということを認識していただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、当初予算では1億5,000万円ですよね。これが2億7,000万円になったというのは、かなりのボリューム的なものがあるわけです。そういう点も含めて、やはり入札するためには事業内容があるわけですから、設備項目とかそういうものにやはり一定の、締結を求めるに当たってのそういう部分についての提出は必要ではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 確かに当初予算のほうで1億5,000万円計上しております。その後、9月定例会のほうに、次年度のほうに1億4,000万円を振り分けるということの債務負担行為を設定させていただいております。本来であれば、そのときに工事内容等々について説明を求めるのであって、今回につきましては、繰り返しになりますが、契約案件の内容でございますので工事内容の議案ではないということをご承知していただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第20号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第17、議案第20号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、議案第20号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

議案書は40ページをお開きください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,656万6,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億6,367万6,000円に定めようとするものであります。

第2条では繰越明許費、第3条では債務負担行為を、第4条では地方債を補正するものでございます。

46ページをお開きください。

第2表は繰越明許費の補正12件であります。

まず、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備事業1,264万4,000円。

6項企画費の学校給食食材費高騰対応事業537万3,000円。

同じく6項企画費の水道料金減免に係る水道事業補助2,634万円。

3款民生費1項社会福祉費の物価高騰対応重点支援給付金支給事業1,900万円。

同じく1項社会福祉費の物価高騰対応重点支援給付金支給事業（追加分）5,416万3,000円。

4款衛生費1目保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業518万7,000円。

8款土木費2項道路橋りょう費の境山一丁目擁壁改修工事1,493万2,000円。

10款教育費3項中学校費の七ヶ浜中学校屋内運動場玄関屋上防水改修工事383万5,000円。

同じく3項中学校費の七ヶ浜中学校第2グラウンド拡張事業負担金4,000万円。

4項社会教育費の生涯学習センター防水改修工事435万円。

5項保健体育費の野外活動センター相撲場及びアーチェリー場解体整地工事964万円。

同じく5項保健体育費の七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備現況調査及び改修工事実施設計業務委託322万円の以上12事業につきましては、工事現場の状況や国の新規事業及び事業内容の変化などで年度内の事業の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越そうとするものであります。

次ページの47ページを御覧ください。

第3表債務負担行為の補正は追加が3件、変更が1件であります。

追加3件目の1つ目の小学校教師用教科書及び指導書購入につきましては、令和6年度が4年ごとの教科書改定年度となっているため、契約の準備期間を含め期間を今年度末から令和6年度までの複数年契約とし、限度額を246万6,000円とする債務負担行為を設定するものであります。

2つ目の小学校電話機リース、これは町内3小学校分でございます。それと3つ目の七ヶ浜中学校電話機リースは、3月に設置し、4月から新たにリース契約とすることから、契約に向け、準備期間となる今年度を含めまして、それぞれ令和12年度までの複数年契約を可能とする

もので、限度額を町内の3小学校電話機リースは459万8,000円、七ヶ浜中学校電話機リースは153万2,000円とするものであります。

次に、変更の七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事につきましては、今年度当初予算に1億5,000万円を計上し、定例会9月会議にて令和6年度に1億4,000万円の債務負担行為の補正をいただき、事業総額を計2億9,000万円としておりましたが、請負業者より前払金辞退の申出があり、今年度の支出予定がなくなったことから、全額を令和6年度支払いとする債務負担行為の変更でございます。

48ページを御覧ください。

第4表は地方債補正4件分の変更であります。

まず、臨時財政対策債については、普通交付税の再算定により臨時財政対策償還基金費が新たに費目設定されまして、地方に対する財源補填を地方債から普通交付税に相当分振り替えられたことから、借入額を抑制するため相当分を減額いたしまして、限度額を「3,763万6,000円」から「1,435万3,000円」に変更するものでございます。

また、七ヶ浜国際村改修事業は、債務負担行為でも説明したとおり、前払金辞退の申出があり今年度の支出予定がなくなったことから全額を減額し、それから、さくら放課後児童クラブ改築事業につきましては、起債償還への交付税措置がないことと一般財源での対応が可能となったことからの減額、町道整備事業については、狭隘道路整備の申請がなかったことから同様に減額するものでございます。

今回の補正の主な内容は、七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事費の減額や新型コロナウイルス感染症対策事業をはじめといたしまして、各種事業費がほぼ確定したことに伴う整理や職員人件費の整理などでございます。

また、グローバル人材育成基金等への積立金の追加、福祉事業における消費税取扱いの誤認による事業所等への補償金、認定こども園・幼稚園及び私立保育所の施設型給付費補助金への追加、生涯学習センター防水対策工事、野外活動センター相撲場等の解体整地工事、七ヶ浜健康スポーツセンター指定管理料への追加などであります。

それでは、歳入の主なものについて説明いたします。

51ページをお開きください。

1款町税1項町民税から6項旧法による税までにつきましては、本年度課税額がほぼ確定したことから、若干減額する税目はあるものの、町税総額では3,859万7,000円を追加補正するものであります。

次ページ、52ページになります。

次に、2款地方譲与税5項特別とん譲与税100万円については、増額譲与される見込みだとの情報を得たことから補正するものであります。

また、3款利子割交付金から、次ページになりますが、9款自動車取得税交付金までにつきましては、交付される額がほぼ確定することから整理するものであります。

53ページになります。

中段の11款地方交付税は、原資とする国税の伸びが相当あることから再算定による臨時経済対策費分等の算定変更などがありまして、交付額が確定したことにより普通交付税に2億863万3,000円を追加、震災復興特別交付税は、震災復興事業の町単独事業増によりまして55万6,000円を追加するものであります。

13款1項1目民生費負担金426万8,000円は、保育人数の増が主な要因となっております。

54ページになります。

14款1項5目土木使用料2節住宅使用料271万8,000円の減額につきましては、入退去による家賃ランクの変動によるものでございます。

55ページを御覧ください。

15款1項1目民生費国庫負担金1節の社会福祉費負担金350万7,000円は、各事業の負担額の確定と事業費がほぼ固まったことにより、整理するものであります。

3節児童福祉費負担金4,046万9,000円は、認定こども園・幼稚園及び私立保育所の施設型給付費負担金に追加するもので、国から公定価格、いわゆる基準額の増が示されたことによるものであります。

4節児童手当負担金929万1,000円の減額は、児童手当の対象児童数が減少したことによるものであります。

2目衛生費国庫負担金3,520万8,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、ワクチン接種に係る実費用分がほぼ確定したことから減額するものです。

2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金326万円は、戸籍附票システム等改修費用として措置されるものでして、補助率につきましては10分の10であります。

2節企画費補助金2,680万2,000円の減額と、次ページになりますが、2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金の203万3,000円の減額は、令和5年度の各事業の完了や事業費がほぼ確定したことから減額するものであります。

2節児童福祉費補助金1,176万2,000円のうち、子ども・子育て支援施設整備交付金734万

9,000円は、さくら放課後児童クラブ改築事業費の確定による追加交付、出産・子育て応援交付金649万2,000円は、妊娠届出時や出産後等に経済的支援を行います応援給付金事業の繰越事業分の過年度精算交付分と、そのほかにつきましては、令和5年度分の事業がほぼ完了したことから整理するものであります。

次に、3目衛生費国庫補助金2,960万4,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補助額と事業費がほぼ固まったことにより減額するものです。

4目土木費国庫補助金1節の道路橋りょう費補助金295万円の減額は、狭あい道路整備等促進事業の申請がなく、整備事業がなかったことから全額減額するものです。

2節住宅費補助金ですが、社会資本整備総合交付金の木造住宅耐震診断、それから改修及び危険ブロック塀等除去分につきましては、申請件数がほぼ確定したことによる減額、災害公営住宅家賃低廉化事業補助金965万1,000円の追加と、次のページになりますが、次ページの上段の特別家賃低減対策費補助金125万3,000円の減額については、対象入居戸数の増減と入居者の収入状況による家賃ランクの変動等によるものであります。

57ページになりますが、16款1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金175万3,000円は、各事業の負担額の確定と事業費がほぼ固まったことにより整理するものであります。

2節保険基盤安定負担金の国民健康保険基盤安定負担金102万9,000円は、まず保険料軽減分が112万3,000円、未就学児均等割軽減分が4,000円の追加、それから、保険者支援分が9万8,000円の減となっております。

次に、後期高齢者医療保険基盤安定負担金については、今年度の負担額が確定したことによる1,309万8,000円の減であります。

3節児童福祉負担金1,779万4,000円につきましては、認定こども園・幼稚園及び私立保育所の施設型給付費負担金について、国庫負担金同様、公定価格の増加が示されたことによるものなどであります。

4節児童手当負担金192万9,000円の減額は、児童手当の対象児童数の減によるものであります。

58ページになります。

2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金179万2,000円の減額は、これも各事業の補助金の確定と事業費がほぼ固まったことにより整理するものであります。

2節児童福祉費補助金736万4,000円は、乳幼児医療費補助金への追加56万4,000円については、医療費扶助費の増加によるものであります。また、施設型給付費補助金は、国・県負担金

同様、公定価格の引上げが示されたため、389万5,000円を追加するものであります。子ども・子育て支援施設整備交付金73万5,000円は、さくら放課後児童クラブ改築費の確定による追加交付、出産・子育て応援交付金160万9,000円は、国補助金同様に、妊娠届出時や出産後等に経済的支援を行う応援給付金事業の繰越事業分の過年度精算交付分で、そのほかにつきましては、今年度の事業がほぼ完了し交付額等の確定によるものであります。

4目になります。農林水産業費県補助金129万5,000円の減額は、松くい虫関連事業費がほぼ固まったことにより県補助金を整理するものであります。

5目土木費県補助金254万2,000円の減額は、小学校スクールゾーン内ブロック塀等除去工事助成事業補助金について、今年度内に終了する見込み分がほぼ確定したことによるものなどあります。

次ページ、59ページになります。

3項1目総務費委託金2節徴税費委託金の220万8,000円については、県民税徴収金の増収により追加するものであります。

60ページになります。

17款2項1目不動産売払収入815万2,000円については、町有地売払収入1件でして、こちらについては笹山地区の高台住宅団地で貸付けとしていた方から購入の申出があったため、売払いたしたものでございます。

18款1項1目一般寄附金898万円と2目指定寄附金125万については、1月末までの個人及び団体等から寄附金実績ベースを追加補正するものでございます。

次に、19款繰入金1項特別会計繰入金は、特別会計から一般会計へ繰入れするもので、公園墓地事業特別会計繰入金は、公園墓地使用料が減額になる見込みのために254万円の減額、介護保険特別会計繰入金は、前年度分の介護認定審査会の負担金の確定により161万円追加し、それぞれ繰入金を整理するものであります。

61ページをお開き願います。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、物件費、普通建設事業費の整理や町税の増収及び普通交付税の再算定で追加措置されたことなどによりまして取崩しを抑えることができることから、2億1,770万円減額補正するものでございます。

8目東日本大震災復興基金繰入金198万9,000円の減額は、当初予算に計上しておりました備蓄用非常食購入事業等の各事業への充当額がほぼ確定することから減額するものであります。

21款4項3目雑入2節の雑入ですが、こちら政策課分の市町村振興宝くじ交付金353万6,000

円は、これまでの宝くじの売上げ増と新たにサマージャンボ等の宝くじが追加になったことによるものであります。

次ページになりますが、子ども未来課分20万円の助成金は、こちら七十七銀行役職員で構成されております募金組織なんです、七十七愛の募金会の社会福祉施設助成事業に採択されたものでして、歳出に計上しております心身障害児通園施設まっぼっくり広場の備品購入費の財源とするものであります。

次に、22款1項1目臨時財政対策債2,328万3,000円の減額は、普通交付税の再算定によって臨時財政対策債償還基金費が費目設定されたことから、借入額を抑制するため相当分を減額するものであります。

2目総務費1億3,500万円の減額は、これはこれまで説明したとおり、国際村舞台照明設備改修工事の今年度分支払い予定が翌年度支払いに変更となったことから減額するものであります。

3目民生費6,870万円の減額は、さくら放課後児童クラブ改築事業債を減額するものでして、こちらにつきましても起債償還の交付税措置がないことと一般財源での対応が可能となったためでございます。

4目土木債200万円の減額は、町道整備事業について狭隘道路整備の申請がなかったことから減額するものであります。

歳入については以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ちょっと財政課長、ここで暫時休憩をし、再開後、歳出の説明をしていただきますので、午後2時15分まで暫時休憩をし、それから再開をいたします。2時15分まで暫時休憩です。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

引き続き、財政課長より歳出の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、引き続きまして歳出の主なものについて説明いたします。

初めに職員人件費であります、給料、職員手当等、共済組合負担金、退職手当組合負担金につきましては、年度末を控えほぼ見込みが立つことから人件費を整理するもので、費目ごとの説明は省略させていただきます。

それでは、63ページをお開きください。

1款1項1目議会費8節旅費は、コロナ禍におきまして会議、研修等の中止などにより87万8,000円を減額するものであります。

12節委託料59万7,000円の減額は、タブレットの機種選定等に時間を要し発注に遅れが生じまして、委託期間が短くなったものでございます。

65ページになります。

2款1項2目広報広聴費87万4,000円の減額は、印刷製本費の入札差金等を減額するものであります。

次ページになりますが、66ページを御覧ください。

7目電算関連費155万7,000円の減額は、各種電算委託料の入札差金等を減額するものであります。

8目諸費10節需用費177万1,000円の減額と18節負担金、補助及び交付金148万2,000円の減額は、町管理分防犯灯とそれから各地区管理の防犯灯電気料がほぼ確定したことによる整理であります。

次ページの67ページです。

12目グローバル人材育成基金費2,109万8,000円の積立てについては、同事業が長期の施策となることから今後見込まれる事業の財源を確保しておくためのものであります。

13目産業振興基金費2,009万9,000円は、県漁協七ヶ浜支所と試験的生育に取り組んでおりますトリガイを新たな特産品とすべく、今後の生育環境整備や養殖設備拡大のため財源として基金へ追加積立てするものであります。

68ページ、一番下になりますが、3項1目戸籍住民基本台帳費326万1,000円は、戸籍法等の一部改正が国会で成立し、この法改正により戸籍附票にふりがななどを表記する必要が生じることから、戸籍附票システム等の改修委託料であります。

69ページをお開きください。

4項3目町長・町議会議員選挙費934万2,000円の減額と、次ページになりますが、4目宮城県議会議員選挙費の99万1,000円の減額は、昨年行われました選挙に係る執行経費の確定によるものであります。

72ページをお開きください。

6項2目国際交流費99万9,000円の減額は、昨年実施しましたプリマス町訪問団交流関係事業費が確定したことから整理するものでございます。

次ページ、73ページになります。

4目七ヶ浜国際村運営費10節の需用費87万円ですが、こちらにつきましては火災受信機、非常警報及び非常灯バッテリーなどが劣化していることから交換するものであります。火災受信機、非常警報及び非常バッテリーの交換でございます。

74ページ、14節工事請負費1億5,000万円の減額は、先ほど來說明しておりますが、請負業者からの前払金辞退の申出があり今年度の支出予定がなくなったためでございます。

同じく74ページになります。

8目震災復興基金事業費144万2,000円の減額は、各事業の執行経費が確定したため、入札差金等による分を減額するものであります。

75ページをお開きください。

12目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業費252万2,000円の減額は、各事業がほぼ完了したことから整理するものであります。

13目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費は、事業内容の変更に伴い充当財源を組み替えるものです。

76ページ、一番下になりますが、3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金597万9,000円は、国民健康保険特別会計への繰り出しで、保険基盤安定分や財政安定化支援分などへの追加であります。

次ページ、77ページになります。

3目老人福祉費27節繰出金251万5,000円の減額は、今年度、全体事業費の決算見込みによる整理で、介護保険特別会計繰出金153万4,000円と保険基盤安定負担金の減により後期高齢者医療特別会計繰出金98万1,000円をそれぞれ減額するものです。

78ページになります。

5目障害者福祉費19節扶助費378万9,000円は、各種助成、給付の事業費がほぼ確定したことにより減額する事業が多いものの、訓練等給付費などが不足する見込みのため追加補正するものであります。

21節補償、補填及び賠償金262万2,000円は、福祉事業における消費税取扱い誤認による事業所への補償金で、内訳につきましては、障害者等相談支援事業分として七ヶ浜町社会福祉協議会のほうへ129万3,000円、町社協のほうへ129万3,000円、地域生活支援拠点等事業分として認定NPO法人さわおとの森へ132万9,000円、それぞれ過去5か年分を計上しております。

79ページになります。

10目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費から、次の11目物価高騰対応重点支援給付金支給事業については、事業完了と今年度分事業費がほぼ確定することによりそれぞれ整理するものであります。

80ページを御覧ください。

2項2目児童措置費1,316万4,000円の減額は、児童手当対象者数の減などにより扶助費を整理するものであります。

3目子ども医療費対策費200万2,000円の追加は、これまで新型コロナウイルスの影響で受診控えの傾向が見受けられたものの、感染症法上で2類相当から5類へ移行となったことによる影響もあると思われま。

5目保育所費10節需用費の消耗品であります。29万8,000円につきましては、屋外遊具・衝撃緩衝性安全床材購入代、次ページになりますが、修繕料は、園庭のサーバーの給湯バルブと、それから園庭放送用のスピーカーの修繕でございます。

12節委託料35万2,000円は、園内のエアコン17台分の洗浄業務委託料であります。

82ページになります。

8目の放課後児童健全育成事業費2,459万6,000円の減額については、さくら放課後児童クラブ改築工事の整備事業がほぼ完了することから整理するものでございます。

10目心身障害児通園施設運営費20万7,000円は、発達支援用の歩行訓練器具購入代で、財源につきましては、歳入でも説明しました七十七愛の募金会社会福祉施設助成金を充当しております。

11目教育・保育施設推進事業費64万8,000円は、認定こども園・幼稚園及び私立保育所の施設型給付費への追加で、国から示された公定価格の引上げに伴うものであります。

12目子ども・子育て支援等給付事業費965万6,000円の減額は、給付事業費がほぼ確定したことにより扶助費を整理するものであります。

次ページ、83ページになります。

14目出産・子育て応援給付金支給事業費と次の15目低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金支給事業費の減額は、事業完了見込みによる整理でございます。

4款1項2目予防費1,202万1,000円の減額は、各種予防接種、住民健診等が完了したことなどにより整理するものであります。

84ページになります。

3目母子衛生費299万1,000円の減額は、妊婦・乳幼児健診等が事業完了となる見込みから整

理するものであります。

85ページをお開きください。

9目新型コロナウイルス感染症対策事業費6,495万3,000円の減額は、今年度分ワクチン接種事業等の完了によるものであります。

また、14節になります。が、工事請負費100万円につきましては、ワクチン接種会場としておりました武道館の床補修工事として補正するものであります。

87ページをお開きください。

6款2項2目森林環境整備基金費212万2,000円は、今年度の森林環境譲与税分を積み立てるものであります。

3項2目水産業振興費12節委託料111万8,000円の減額は、トリガイ種苗生産業務の今年度分事業完了によるものであります。

3目漁港管理費12節委託料23万5,000円は、菖蒲田漁港東側の崩落の危険箇所の土砂を撤去するものであります。

88ページの下段になります。

7款1項2目観光費18節負担金、補助及び交付金225万6,000円の減額は、菖蒲田海水浴場運営事業費が確定したことから整理するものであります。

89ページを御覧ください。

8款2項2目道路維持費12節委託料は、町道除草委託等の入札差金の減額が719万7,000円と、今後の町道の除融雪等を見込んで274万4,000円を追加するものであります。

次ページの3目道路新設改良費14節818万4,000円の減額につきましても、町道等整備工事の入札差金を減額するものであります。

3項2目災害公営住宅維持管理基金費24節積立金857万2,000円は、災害公営住宅家賃低廉化事業補助金や震災復興特別交付税分を追加するものであります。

4項2目公園管理費12節委託料から4目の都市下水路費の減額については、入札差金などによる減であります。

93ページをお開きください。

9款1項1目防災費18節負担金、補助及び交付金の850万円の減額は、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金、危険ブロック塀除去等費用補助金については、今年度分の事業費が確定したことから整理するものであります。

94ページをお開きください。

10款2項小学校費1目学校管理費13節使用料及び賃借料108万円の減額は、校務システムクラウド使用料として当初予算に計上しておりましたが、試行期間の今年度は支出の必要がなくなったことからの減額、それから17節備品購入費149万6,000円の減額は入札差金でございます。

なお、次ページの中学校管理費においても同様の内容で減額補正を計上しております。

96ページになります。

中学校管理費の14節工事請負費の七ヶ浜中学校プールのトイレ改修工事につきましては、こちらは大便器の水流が弱く支障があるため、タンク式の便器に改修する予定であります。同じく七ヶ浜中学校屋内運動場屋上防水工事については、玄関エリアの雨漏りによりまして照明器具が漏電することから防水改修工事を行うものであります。

98ページをお開きください。

上段になりますが、4項2目公民館費14節工事請負費の435万円は、生涯学習センター屋上から雨漏りが散見されることから、シート防水、シーリング工事を施行するものであります。

99ページをお開きください。

5項2目体育施設費12節委託料の170万8,000円の減額は、野外活動センター除草業務委託料の入札差金を減額するものであります。

14節工事請負費175万2,000円は、各種工事の入札差金の減額と、それから野外活動センター相撲場及びアーチェリー場解体整地工事などであります。解体整地工事費964万円については、いずれも老朽化のためでして、相撲場につきましては、解体撤去し整地した上で令和6年度中に今後の活用方法を検討する予定としております。また、アーチェリー場につきましては、解体し撤去した後に芝張りとする予定でございます。

次ページの3目健康スポーツセンター費12節委託料の492万3,000円は、アクアリーナの指定管理者であります株式会社グラン・スポールへの指定管理料の追加であります。

内容としましては、企業努力として支出削減対策を講じてきたものの、コロナ感染拡大による利用控えや災害復旧工事などで、指定管理者の責によらない不可抗力によって収入減少額が大きかったことから、今年度に限り赤字補填の指定管理料の変更を行うものであります。

4目学校給食費10節需用費の61万5,000円は、調理器具等の修繕料がスタッキングカート15台分のキャスター修繕などでございます。施設修繕料については、エコキュート1基の運転制御基盤に動作不良があるため、その基盤交換と、玄関ドアクローザーの交換を行うものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員、何問でしょう。

○13番（仁田秀和君） 5点ございます。

○議長（安倍敏彦君） じゃあ、3問。

○13番（仁田秀和君） まず、議案書56ページの15款2項4目1節道路橋りょう費補助金のこちらでちょっと伺いたいと思います。

狭隘道路の整備促進事業につきまして申請がなかったということでございますが、促進事業を進めなければいけない当局としての評価について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらの事業なんですけれども、住宅の建て替えによって後退する事業で道路拡幅というようなことになっております。ただ、今回の震災において一番狭隘が大きかった菖蒲田でしたり花渕、代ヶ崎のほうが随分復興事業のほうで改修されておまして、申請がなかったのかなと感じております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうしますと、対象については減少しているということで理解してよろしいんですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） はい。（「結構です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 2問目。

○13番（仁田秀和君） 2点目につきましては、すみません、47ページ及び62ページ、74ページの国際村の要は例の舞台照明の件につきましてでございます。改めて事業内容について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 国際村局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 国際村舞台照明設備の事業内容についてお答えいたします。ちょっと長くなるかもしれませんが。

施行から30年以上はたっている老朽している施設の設備改修が今回の目的です。さらに、今の時代というところなんですけれども、省エネ化、長寿命化、省熱、熱が少ない、そういったことで照明をLED化に行うものです。

灯数としましては、国際村から入っていただいてセミナー室を通り越してホールの中、しかも客席の中と舞台上の照明を交換いたします。舞台上、あと天井とかにあるもの、照明150灯

以上でございます。それから、天井にあるのが約60灯照明でございます。

さらに、照明のほうの卓、いわゆる操作する部屋のところの設備改修になりますので、ホールの中、客席全般にわたって改修工事を行う内容になります。

さらに、今現在、T型のコンセント、アースのないコンセントを使用しておりますが、やはり今後の改修で求められるのがアースのついている安全性の高いコンセントに更新が求められておりますので、C型のアースつきのものに全てのコンセントを変える予定です。

あと工期のほうにつきましては、今現在、9月の中旬から11月中旬までを予定しており、ホールの使えない期間が9月中旬から11月中旬を予定し、工事のほうはこれから詳しく日程等調整していきたいと思っております。

工事の内容については以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、改めてお伺いしたいと思います。

工期につきまして、ただいま9月中旬から12月中旬を予定されているということで、こちらに影響されるイベント等、事業がございましたらお知らせいただきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 例年使っている団体等でございます。具体的に、9月ですと敬老会とかいろいろあるんですけども、そちらの例年使っている事業については、しっかり使用できるように日程を調整し、9月の中旬から11月の中旬で例年使っている団体、町の事業が多いんですけども、そちらのほうとはもう既に調整しておりまして、工事をやるに当たって使用の影響がないというのが現状の予定でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、最後に、今回もそうでございますが、前払金が不要となった理由について、仮契約を結んだ際にどのように相手方から理由の説明があったのか伺いたしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） まず、前払金につきまして45%ということで私どものほうは考えていたんですが、請負業者であるユアテックのほうから、ちょっと言い回しがあれですけども、この金額の程度であれば会社で経営母体としての余力があるということで結構ですという申出がございました。

○議長（安倍敏彦君） 3問目。

○13番（仁田秀和君） それでは、議案書76ページの3款1項1目27節、国民健康保険特別会計繰出金について伺いたいと思います。

こちらは先般補正したのもも補正で議決したものがございますが、そちらとの性質の違いがございましたら説明をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 内容の性質としましては、今回、3月の補正となりますので事業内容がほぼ確定したことによる補正でございまして、その調整でございまして、

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 事業内容確定。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 前回、国保への追加支援ということでの性質につきまして、こちらは基金に余力を持たせるということと税率改正とともに併せましてワンセットで基金に余力を持たせるということ、一応ルール外での支出ということでの繰り出しでしたが、今回につきましては制度上のルール分でございます。国・県補助を交えての、それから4分の1の財源を一般繰り出し追加であるとか、そういった、あと交付税上のあくまでもルール上の繰出金でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 法定内ということで理解してよろしいですね。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 質疑ほかにございせんか。佐藤直美議員、何問でしょう。

○7番（佐藤直美君） 今のところ9問です。

○議長（安倍敏彦君） じゃあ、3問お願いします

○7番（佐藤直美君） まず初めに、67ページのこちらは2款1項12目の24節と、あとはこの2の1の13の24、ここグローバル人材育成基金と産業振興基金に関してなります。説明で、グローバル人材育成のほうは今後見込まれる事業のために積み立てるということでした。今後、いろいろな事業をしていくに当たって必要というのは十分理解しているんですが、具体的に何をするかという目的があればお示し願います。

また、同様に産業振興基金に関しても御説明願います。こちらが1問になります。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） まず、グローバル人材育成基金につきましては、こちら幅広く、国際交流の歴史なんかもございますので、基本的には今回いろいろなプリマス町等の訪問団とかの充当ありますが、強いてあと外国語指導助手の招致費に充てるとかということなので、将来的に子供の人材の育成、子供たちの国際化に向けての活躍を期待できる事業に幅広く充てていくということを考えることとございます。

○議長（安倍敏彦君） 産業基金。

○財政課長（小野勝洋君） 産業振興基金のほうにつきましては、今回、トリガイということの目的で積立てさせていただきますということなんですが、今、町のほうの施策として町長が推し進めているのが当然トリガイということがございますので、当面はトリガイが数年は続くと思いますが、こちらも新たなものが出てくれば将来に向けて随時積立てしていくということの姿勢は基本的には変わっておりません。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 再質問させていただきます。

どちらも目的があって積み立てているということは十分理解しております。しかしながら、幅広くといたしますと、なかなか積み立てる金額等々だったりというような目標値が見えなくなってしまわないかなというところも懸念されます。よって、積み立てる際に目標値は設定しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 改めて目標値という具体的な数値は設定しておりませんが、これ基金全般にわたる話になりますけれども、財調もひっくるめてですけれども、そもそも基金というものにつきましては、特目についてはある程度事業目的が基金条例の1条でうたわれているとおりの目的のために積むんですが、基金全体につきましては、将来にわたって人口減も予想されます、税収も落ちていく可能性があるということで、少なくとも現状の行政水準なんかを維持するために積立て活用するのが基金だと思っていますので、改めて目標値というのはないんですが、その都度、財政状況に応じて目的基金に今積むべきものなのか今取り崩すべきものかは、その都度都度で判断して運用している状況とございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 毎回説明していただいているので少しではありますが理解できていると

ころではありますけれども、しかしながら、グローバル人材育成に関しては、ALTだったりそういったもののためにも基金を積み立てていると、そして子供のためにとということですが、今後、子供の数も減っていくに当たって、ALTの数も今のままでいいのか。それから、あとプリマス事業に関しても、円安になります。そして、子供たちが行くほう、それから迎えるほうといろいろ使うということは十分理解しているんですけども、そういった中で、やはりそこも加味して基金を積み立てているというのは理解できますけれども、しっかりとしたそういった子供の数だったり、それから世界情勢だったり円安だったり円高だったりというところもしっかりと考えて、目標、目的があつての配分なのかということをお伺いたします。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、今回の積立てにつきましては、例えば、人材育成につきましては5年、10年で済むかどうか、そういったことについても分かりません。それから、産業育成につきましても複数年かかるだろうと、トリガイのあれですからかなりの年数がかかるだろうということで、できるだけ年数を先に、事業を先のほうに続けていきたいという継続していききたいというようなことがあって、もし財源に余裕があるのであれば、あるいは交付税とかいろいろなもので財源に少しでも剰余金みたいなものが出てくるのであれば、そちらのほうに積み立てておいて、今後、どういったことが起きるか、そういったことと、それから長くやりたいというようなことで積み立てしておくことがいいんじゃないかと。そのときになって長く続けようと思っても、その年度に財源が確保できないというようなことだけは避けたいということから、今までも、剰余金がある場合にはいろいろな基金のほうに振り分けたりしています。

今回は、グローバル人材育成と、今、町長が進めていますトリガイのほうに積立てすることが今一番必要な積立てじゃないかなということでやりましたものですから、必ずしも目標値があつてというようなことではなくて、何年かかるか分からないものをできるだけ延長してやりたいという思いから、こういった積立てを今回させていただいたということでございますので、今後も、来年度ももしそういった財源の余裕があるのであればそういった積立てを行うかも分かりませんし、できるだけ積立て、それから取崩し、両方合わせてこの事業を継続していきたいというようなことでございます。目標というようなことを特に定めているわけではありませんけれども、年度を先延ばししたいというようなことの思いからということで御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 2問目に移ってください。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 74ページになります。

74ページの2款6項8目の10節のこちら災害用備蓄食糧等購入代を減額ということで、こちら入札差金だということできっくりこのところで説明いただいていますけれども、1月に能登半島の地震が起きまして、そういったところに備蓄品等々やはり見直しも必要かと思われるところもありました。こちら128万円の減額となっておりますけれども、入札差金ということは十分理解しておりますが、きちっと見直した上での年度末に向かつての予算整理だったのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、能登半島のほうに持って行きました部分につきましては、補正予算でありましたとおり災害救助費のほうから手当てをしていただいておりますので、こちらのほうで全てもう補填するようになってございます。ですので、これはあくまでもローリングストック分になります。

それで、大体町のほうでこのぐらいの備蓄品が必要だというリストがございます。それを出した分を補填しておりますので、その部分で購入を割ってございますので、その分の入札差金という話になりますので、整理は終わってございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 私が聞きたかったのは、能登に持っていった分の云々ではなくて、もともと七ヶ浜町にストックしているローリングストック分のもので、能登半島で起きた地震で、こちらとして町としてやはり必要なものがもっとあったのではないかと、そういったところを整理した上でのこの結果だったのかというのが私の質問の意図だったんです。例えば、女性のもものがこれは本当は必要だったんじゃないかと、いろいろあると思うんです。その上での整理だったのかというのが私の質問でした。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 現在のところでは、必要なものは全て備蓄してあるという解釈でございます。

以上でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） あと最後、3番。

○7番（佐藤直美君） 75ページになります。

75ページの2款6項12目の18負担金、補助及び交付金、子ども未来課所管の子育て世帯に対

する物価高騰対策燃料券支給補助を減額というところです。こちらのチケットの使用期限が3月の15日までかと思われるんですが、まだ3月15日まで達していないこの時点での減額理由をもう一度説明願います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの対象者なんですけれども、6月1日で18歳以下の児童がいる御家庭に燃料券を支給しております。こちら支給のほうは全て終わっておりますので、その分の燃料券の減額でございます。確かに使用のほうは3月15日までなんですけど、その分は確保しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） ということは、必要な世帯、必要なところには十分としっかりと配付できて、この事業評価としまして、この時点まで、やはり途中経過であると思うんです、何名分使われているだったり、まだなかなか事業者のほうに。そうしますと、今もう3月1日なので結構保護者だと忙しくてなかなか使っていない家庭ももしかしているかもしれないというところで、リマインダーではないですけども、そういったこと、まだ使われていない方、これ配付されたのは結構前なので、皆さん、なかなか暖かい時期に配付されているので使うのをちょっと忘れてしまっている御家庭もあつたりというところがあります。3月15日までの使用期限ですので、そういったところも親切に何かSNSだったり何かで、御利用されていない方は締切りが3月15日ですので御利用くださいというようなことを今まで1回か2回されているかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 周知に関しての御質問であると思いますので、回答いたします。

3月の広報に、今の内容で3月15日まで期限となっておりますのでお使いくださいという周知をしております。あと今、ウェブサイトのほうにも掲載を予定しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 広報、それからウェブサイトということですけども、LINEだったりインスタグラムだったりというのは、七ヶ浜でも各課結構それなりに使われています。保護

者世帯といいますと、わざわざこっち結構ウェブサイトまで行って情報を得たり広報をゆっくり見たりというところがなかなかないのかなというのが実情でございます。なので、今御提案いただいたほかにやる予定はあるのかなのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ホームページ等、あとは子育てポータルサイトのほうで周知をしておりますので、そちらで周知はできるかなと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。能勢議員、何問でしょうか。

○4番（能勢鯨太君） 2点伺います。

78ページ、ちょっとこれは77からの障害者福祉費、5目の右に行って12節委託料ですけれども、第4期障害者計画、第7期障害者福祉計画・第3期障害福祉計画策定業務委託料、減額108万9,000円ですけれども、これの減額理由をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） こちらにつきましては、入札による差金でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 2問目に移らせていただきます。

99ページですが、2目体育施設費12節委託料、野外センター除草業務委託料減額ということで、こちらは先ほど入札差金との減ということで御説明ありましたが、入札の差金で170万円というのは結構大きいかなという印象で、そもそも幾らで見込んでいてこの差金に至ったのかというようなのをちょっとお伺いしたいなと思いました。170万円あれば、野外活動センターだったらかなりの除草ができるんじゃないかなという率直な印象です。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） すみません、当初の計上したものについての資料ちょっと今持ち合わせていないんですが、いわゆる単価契約をしていますので、その契約の内容で差金が出たと。要は、もともとやる見込みの数は確保していたんですけれども、その契約単価の差金による減額ということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 実際必要な除草作業は落札された業者さんが実施されたということですね。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。熊谷議員、何問でしょう。

○8番（熊谷明美君） 6問あります。じゃあ、3問中1問言います。

まず、ページ数が46ページの繰越明許費の中の境山一丁目擁壁改修工事についてお伺いいたします。この場所、もう一度確認させていただきます。境山一丁目はどの辺なのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 汐見台郵便局の西側の野山団地の中の一部であります。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 頂いた資料の中には、鈴正さんで工期が令和5年11月14日から令和6年3月29日までということで、進捗状況が15%というような資料を頂いております。これ令和6年3月29日までにまず100%できるのかどうか、できないから繰越明許に入れたのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 工期内では完成がちょっと難しいなということで、繰越明許に上げさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、延長ということだと思いますけれども、見込みとしては大体いつ頃までに完了するのかどうか、その辺の見込みはついているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 5月末頃を完成の予定と考えております。

○議長（安倍敏彦君） 2問目、熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 2点目は78ページです。これはもう簡単にお伺いいたします。

78ページの3款1項5目13節の使用料及び賃借料の手話奉仕員養成講座会場使用料1万円の減額となっております。これ具体的に会場使用料が1万円減額ということですが、講座は開かれたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） こちらは二市二町で共同でやっております事業でございます、多賀城市で開催しております、そちらの講座による負担金が減額したということになります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうすると、負担金ということは……。負担金じゃないんですね。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 負担金って、これ委託料。すみません。皆共同でやっている委託になっております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうすると、大体計画的にというか予算立てたときにはこのくらいかかるだろうなということで予算立てていると思うんですけども、うちのほうの1万円減額ということは、何回か開かれなかったことがあったということで理解してよろしいのかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） こちらは一応案分でやっております、当初は6万4,000円を考えておりましたけれども、結果的に二市二町で寄り添って使用料を支払った結果、各自自治体で、七ヶ浜町だと1万円不要になったということで今回減額させていただきました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 3問目に行きたいと思います。

3問目が79ページです。

79ページの3款民生費1項10目18節の負担金、補助及び交付金588万円の減額になっております。この減額の具体的な減額になった要因をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらの588万円の減額の理由になりますが、こちらは事業のほうで完了したことによりまして給付金の予算のほうを減額させていただくというようなことになります。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） これももらった資料の中に、電気、ガスのほうの家計急変世帯が進捗状況としては40%となっております。多分、これも含まれての588万円かなとちょっと理解して

いるんですけれども、その考えで間違いがないかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 家計急変世帯のほうも含め、2月の29日で事業のほう終了しましたので、そちらに伴って減額のほうさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 40%ということは、自分のところが家計急変世帯ではないのではないかなと感じている世帯もあったのではないかなと思うんですけれども、やはりその辺、多分案内はしていないと思うんです、この辺は。自分のところが該当しているかどうか分からなくて結局給付を受けなかったという可能性もあるかと思うんですけれども、その辺の周知の仕方がきちんとできていての進捗状況が40%だったかどうかを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらにつきましては、今年度5月の会議のほうで補正予算させていただきまして、その後、広報またはウェブサイト、あとぐるりんこでのデジタルサイネージ、そういったものを活用させていただきまして周知のほうをさせていただきました。

あと窓口で直接御自身が該当になるんじゃないかというような御相談も多々いただきまして、その際に収入等確認させていただいて、該当、非該当になるかということをご直接相談させていただいております。

以上です。（「終わりですね。3問終わりました」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木 博議員、何問でしたっけ。

○5番（鈴木 博君） 3問です。

77ページ、3款1項3目19節、敬老祝金・長寿祝金の228万5,000円の減額理由についてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらにつきましては、敬老祝金とあと長寿祝金、そちらのほう、年度末を迎えまして該当される方というところの見込みをこちらのほうでさせていただいて、それで残りの分を減額させていただくというようなことでさせていただいております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 減額された理由ですよ。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） まず、敬老祝金に関しましては、敬老会の時点で、まず喜寿、米寿、また90歳以上の方に支給させていただいているものなので、そこで減額になるものを今

回出させていただきました。

また、長寿祝金に関しましては、こちらのほうは98歳、99歳、100歳の皆様にお配りしているものなんですけれども、今年度3月をもってその年齢に達する方というのがこちらのほうで把握させていただいているわけなので、そこで見込みを立てまして、残りの分を減額させていただくというようなことにさせていただいております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 当初の見込みの人数に対して、例えば、対象者が少なくなったとか、そういうことの人数を言ってもらえればいいのかなどは思いますけれども。確かに予算と実績は減ったものの、その要因を、増えたのか減ったのか、そういうことだと思いますけれども。財政課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらの祝金につきましては、転入者もあろうかということで若干多めに付加して予算計上もしておりますし、年度途中において死亡なされる方もいるということで、ほぼ支給が完了したということでの整理でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 大体人数って把握していそうな気はして、このくらいの誤差も出ないのかなと。例えば、転入してきても大体人数も限られてきているので、その辺、もうちょっときめ細やかな計算できないものか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうから。当初予算の計上の仕方が甘いんじゃないと言われると、確かにその部分もでございます。ただ、どの程度余裕を見ればいいのかということについては、なかなか読めない部分もあったり、まさか転出するのかあるいは御病気になるのかとか、そういったこともいろいろその辺を想定するというのはなかなか難しいんですけれども、該当者については全部ほぼ100%支給したというようなことで御理解いただければと思います。

当初予算をどういうふうに組んだかということについては、ちょっと反省させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） それでは、2問目に移ります

90ページ、8款3項2目24節、災害公営住宅維持管理基金積立金への追加の件です。年度末のこの時期に850万円を積み立てる理由をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらは町営住宅に係る歳入の予算から歳出の予算を差引いた部分で、そうしますと857万2,000円ほど剰余ということなので、こちらを基金のほうに積み立てるものであります。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） また同じようなことになってしまうんですけども、これも当初予算でしっかりと予算立てする必要があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらの一番大きいのは低廉化事業の部分であるんですけども、こちらは令和4年度10月1日の入居者で算出しておりまして、その部分と今年の部分、そちらの収入区分が変わったりとかそういったことで予算が変わっているということでもあります。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） すみません、3問目になります。

98ページ、10款4項2目14節、生涯学習センター防水対策工事についてお伺いします。

工事内容は、シート防水とあとシーリング工事だと承知いたしました。すみません、聞き漏らしたのかもしれませんが、この工事箇所について御説明ください。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 実際雨漏りがしている場所なんですけれども、2階建てがあつて屋上に行くところの踊り場というか、ペントハウスってあるんですけども、そのところが1か所漏れています。

あともう一つが、昔の婦人の家側なんですけれども、その2階のところのつなぎ目というか、そこからも漏れています。

例えば、今日みたいな雨が降ったときに漏れるのではなくて、大雨とか風の向きとかによってそういうふうになるときがあるということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 以上ですか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ありますか。鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） それでは、3問質問させていただきます。

まず、80ページ、児童措置費の扶助費、児童手当を減額について御質問させていただきます。

理由として対象者の減ということですが、当初の対象者の数、そして実際になされた対象者の数、その辺をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 児童手当について回答させていただきます。

当初は、当初見込んだ予算になりますけれども、年々の推移を見まして、それよりも少し付加をして実績額で予算を見ておりました。人数というよりも支給額のベースで予算を見ておりましたが、今回、支給した実際の人数が延べで6,687名で、年齢によって児童手当の支給額に差が出るために支給額が今回これぐらい減額になったということになります。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 年齢によってといいますと、毎年、年齢は1歳ずつ上がるのですから、前年の数字でいけば大体こんなに差が出るほどの差額が出ないように計上できるのかと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 出生数とあと転入転出も見込んで予算を計上しておりますけれども、実際3月末で実績を見たときに多めには予算を付加して取っておりますので、実績で減額になったということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） では、2問目に行かせていただきます。

83ページ、出産・子育て応援給付金のこちらも減額に関する件についてお伺いさせていただきます。こちら当初、出産・子育て対象として120人を見込んでいたと思いますが、最終的に何名の対応になったのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらにつきましては、1月末で38名になっております。3月末まで見込みを60名に見込みまして、減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） では、3問目のほうに行かせていただきます。

議案書96ページ、七ヶ浜中学校の工事請負費について御質問させていただきます。

先ほどプールのトイレ及び屋内運動場の防水工事ということで、トイレに関しては大便器の入れ替え、そして体育館のほうに関しては玄関の雨漏りによるという御説明がありました。こちらの工事時期についてお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） こちらにつきましては、まずプールに関しては、まず水泳の授業が始まる前までにと考えておりますので、契約が終わり次第、すぐ改修したいと思っております。そんなに期間はかからない予定でございます。

あと屋内運動場については、今のところ6月末を見込んでおります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） プールに関しましては承知いたしました。

屋内運動場の件に関しまして、こちら学校始業中にも恐らく工事がかかるのかと思います。そちらの安全対策と、また工事期間中の体育館利用についてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） こちら安全対策ということで、まず体育館の入り口付近になりますので、そちら業者さんと一緒にきちんと安全対策のほうは図っていきたいと思います。利用のほうは、問題なく利用できるように安全対策を講じながら利用できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時35分再開いたします。

午後3時23分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。鈴木 篤議員、何問でしょうか。

○2番（鈴木 篤君） 4問になります。

○議長（安倍敏彦君） じゃあ、3問お願いします。

○2番（鈴木 篤君） まず1つ目、ページのほうが議案書の87ページになります。

6款2項2目24節積立金のところについてお尋ねいたします。先ほど別のところで基金に対する考え方のようなもの御説明あったかと思うんですが、改めて御質問させていただきます。

森林環境整備基金積立金へ追加212万2,000円とありますが、これ目的とか目標額みたいなものがもしあるのであればお聞きしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 目標額というのはいません。

こちらにつきましては、目的につきましては、そもそも森林環境譲与税の譲与される目的というのが森林整備及びその促進に関する費用ということで、目的は用途が限定されている譲与税でございます。それを一旦積み立てまして、そういった事業に充当するために今のところは積み立てているという状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 承知いたしました。

それでは、2問目に移らせていただきます。

議案書91ページになります。

8款4項2目12節委託料について御質問させていただきます。

こちらの公園管理各種委託料を減額とありまして、かなり大きな減額になっているかと思うんですが、こちらの理由をお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらは除草の入札差金が大きな要因であります。

（「パーセンテージ」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） もう一度お願いします。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらなんですけれども、除草等、いろいろな遊具の点検だったり、そういった部分の、あとは高木の伐採、そちらは全部で14件ほどあるんですけれども、そちらの理由が差金となっております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 町内の公園、例えばなんですけれども、汐見小脇の七浦堤のところですか、公園など何かちょっと使うのにためらうレベルの感じの公園幾つか見受けられるんですが、この減額のお金があったのであれば、そちらの維持管理ですとかそういったところできたのではないのかなと率直に思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 七浦のところの児童遊園のほうに関しましては、区のほうで管理してもらっている部分であります。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 確かに年2回、春と夏、草刈りはしているんですけれども、低入札の部分で業者が毎年低入札とは限らない部分もありまして、一度、3回も除草

すると毎年3度となってしまいまして、たまたま今回は低入札で額があると。そういった理由であるので、限られた予算でもありますし3回の除草ということは考えていないような状況であります。（「すみません、ちょっと要領つかめなかったんですけども、もう一度お願いしていいですか」の声あり）

○議長（安倍敏彦君）　じゃあもう一度、建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君）　今回の低入札が大きな要因ではあるのであります。春と秋、今は年2回ほど除草しておりますけれども、毎年3回になりますと、低入札で残金があるからその分除草をするというのでは、限られた予算でもありますし、3回をするというような除草は考えておりません。

○議長（安倍敏彦君）　鈴木　篤議員。

○2番（鈴木　篤君）　今のお話ですと、これだけの減額のかかなり大きな額があるのにもかかわらず、予算に限りがあるというのはちょっと納得いたしかねると思われるんですが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君）　確かに緊急性とか安全性のほうに大きなもの関わってくるのであれば除草は考えてはいるんですけども、なかなかそちらのお金があるからちょっと3回するというような除草のほうは難しいと考えております。

○議長（安倍敏彦君）　鈴木　篤議員。

○2番（鈴木　篤君）　質問3回までなので、次の質問に移らせていただきます。

3点目の御質問が、同じ91ページの8款4項4目12節委託料のところになります。これの一番下のところになるんですが、要害の排水路清掃業務委託料を減額というところなんですが、この減額の理由とあと委託の業務の内容をお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君）　水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、減額の理由でございます。減額の理由につきましては、当初予定しておりました汚泥の処理数量が実際減ったためによる変更による減額でございます。

具体的な場所につきましては、よっちゃんイカのところの前の歩道のところの下に水路があるんですけども、そここのところの汚泥の処理になります。

それで、事業の内容なんですけれども、建設課と一緒に一体的にやったんですが、やまに荘の辺りのところからよっちゃんイカの前のところに排水路あるんですけども、そこを通過して、

あと要害のところの交差点のところにフラップゲートがあるんですけども、そのところまでの清掃というようなことになります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 今の御答弁ですと、予定していたより清掃する区間が短くて済んだという認識でよろしいでしょうか。お尋ねします。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） 予定区間は予定区間のとおりでございますが、実際に処理した汚泥の量が、その管に入っている汚泥の量が見積もっていたよりも少なかったということで、変更契約という形になるものの減ということになりました。

以上でございます。（「承知いたしました。以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員、何問でしょう。

○12番（歌川 渡君） 12問。

○議長（安倍敏彦君） じゃあ、3問。

○12番（歌川 渡君） まず、歳入のほうから質問させていただきます。

54ページ、14款1項5目土木使用料、節区分2住宅使用料271万8,000円の減の内訳について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 金額的な詳細な部分は全部ちょっと手持ちはないんですけども、こちらの災害公営住宅の被災者部分の入居の部分が5戸減となっております。そちらと、あと今入居している方々が、収入ランクが高い方が離職、そういったことで家賃のランクが下がったり、そういった部分で金額が減額となっている状況であります。

○12番（歌川 渡君） 議長、最初の被災者のほうだけちょっと聞き取れなかったんですけども。

○議長（安倍敏彦君） じゃあ、もう一度お願いします。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 被災者のほうの部分なんですけれども、当初見込みとしましては145件を計上しておりましたが、こちらが140件となっております、5世帯減となっております。

そちらの部分と、あと現に入居している収入ランクの方々が退職とか離職によって家賃のランクが下がったというようなことも大きな要因と考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、年度当初のそれぞれの、要するに、被災者が亡くなられた、または家族に引き取られて退去したというような形、あとは一般入居者については、所得減による家賃の算定の減というような説明かと思うんですけども、特に被災者の入居を退去された方、この5件について、多分一般入居される方もいるかと思うんですけども、そういうことを鑑みると、要するに、一般入居ではどのぐらいの方が入居減になっているのか、そういうのは試算的にはされているのかどうか。どうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 一般のほうは63戸から2戸増にはなっているんですけども、収入ランクが低い世帯も入居しておりまして、一般のほうの額、こちらのほうは戸数は増えているんですけども、20万円ほど減となっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そこで、さらに伺います。

当町内にある205世帯の中の各町営住宅の空き確保数というのを改めて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 災害時の確保といたしまして、松ヶ浜のところに1戸、あと菖蒲田浜に2Lが1つ、松ヶ浜は1Lです。あと吉田浜のほうに3Lのほうを1戸で、災害用を3戸確保しております。

それと、今現在は、3月募集のほうに松ヶ浜を1戸、あと菖蒲田のほうを6月に募集を考えておりまして、募集予定の空き部屋として2戸、こちらが空いている状況であります。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点目に移ります。

56ページ、15款2項4目土木費国庫補助金、節区分2住宅費補助金について、下段の災害公営住宅等家賃対策補助金（低廉化）へ追加965万1,000円、次ページ、災害公営住宅等特別家賃低減対策費補助金を減額ということであります。

そこで、質問するに当たって、それぞれの名称が同一的になっているような雰囲気ですけども、これについてはきちんと次ページの、この低減については東日本大震災特別家賃低減対策ということかと思しますので、名称をきちんとやっぱり補助名に基づいた記載をすべきでは

ないかなと思います。

そこで、質問させていただきます。

ほぼ決定かと思imasuので、この低廉、低減の現在の令和5年度の交付額について、それぞれ町営住宅ごとの補助基本額について説明を求めたいと思imasu。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） まず、低廉事業のほうの補助が今年度は2億2,201万円であります。個別であります。松ヶ浜住宅でありますと3,845万円。吉田浜になります、こちらが747万3,000円。菖蒲田浜1億850万9,000円、花渚浜が4,139万4,000円になります。代ヶ崎浜になります、2,618万4,000円になります。

次は、低減事業の分であります。補助額が623万4,000円です。松ヶ浜になります、こちらが88万5688万5,600円。吉田浜になります、こちらが23万2,650円。菖蒲田浜が320万8,050円です。花渚浜115万6,050円。代ヶ崎浜75万2,850円。それぞれの端数ちょっと削っていきまして623万4,000円となります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3点目に行きます。

61ページ、21款4項3目雑入、節区分雑入の中の政策課、市町村復興宝くじ交付金へ追加と、サマージャンボ云々ということを行いましたけれども、これこの交付金に追加したことによる支出はどこに入るのか、説明を求めたいと思imasu。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） こちらの宝くじ交付金につきましては、市町村復興支援事業に充てるとされておりまして、今年度については国際交流事業のほうに充当しております。（「ページの的には。そうすると、国際交流だから」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 予算書上は充当されておりませんが……。 （「今後」の声あり）
充当するような形にあと決算でなるようにする予定でございます。（「取りあえず1回目終わり」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませぬか。なければ、仁田議員、残り2問。

○13番（仁田秀和君） 予算書90ページの8款2項3目14節工事請負費、町道等整備工事費を減額ということで、入札差金と説明をいただきました。こちら当初は9か所の工事を予定していたということですが、当初予算5,000万円に対して800万円の減額ということで予算取

りに関してなるわけでございますけれども、この入札差金、これだけ低額になった理由について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） まず、こちらの部分の818万4,000円のうち、約420万円ほどの狭隘事業の部分の申請がなく、拡幅工事とかそちらの分がなかった部分であります。残りの約400万円ぐらいが入札差金となっております。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ということでございます。できれば先ほど説明いただければなという部分あったんですけれども、工事自体は問題なく完了されたということで理解してよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） まだ工事継続中なところもあるんですけれども、ほぼ工期内で完了を考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 分かりました。

次、91ページの8款4項2目14節、こちらでも工事請負費でございますが、こちら公園内遊具補修工事等を減額ということでございます。こちらの減額理由について、説明あったかも分からないですけれども、もう一度説明いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらも工事の請負差額による入札差金等の減額となっております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 入札差金ということでございますけれども、やはり町内の公園に設置されている遊具を見ますと、劣化してさびている遊具というものが多く見受けられます。

そこで伺いますが、どういった点検方法を用いているのか、チェックシートであったり用いていると思うんですけれども、そういった管理体制について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） まず、こちらは毎月職員によって、遊具を動かしてみたり目視とかでまず点検しております。あと年一度なんですけれども、専門業者のほうに委

託しておりまして、打音棒だったり、そういった部分の動作確認をして法令点検を行っている状態であります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういった今指摘した部分、劣化部分です、さびているだったりとか、そういったことについては特にはチェック項目にはないんですか。あまりこういったところを放置しているのはよくないと思うんですけども。十分にこういったところで点検が行き届いていないからこういった減額になっているのではないのかなという部分が見えて、補修がしっかりされているとは見えないから今指摘させていただいているわけですので、もう一度回答いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 補修に関しましては、ランクづけとなっております、緊急的に補修する案件の分に関しましてはこちらの予算を上げさせていただいて講じております。

今、遊具の劣化のほう、塗装の悪い状態、そちらの部分に関しましては、今の工事で悪くなっている部分の塗装、そういった部分を発注している状況であります。（「今している。もう3回終わりですよね」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） じゃあ、もう1回聞いてください。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうしますと、今劣化が見られる部分については、現在発注している段階であって、年度末、新年度を迎えるまでには、そういった劣化している部分については対応されるということで理解してよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうから回答申し上げたいと思います。

町内の公園につきましては、全て専門家による調査をやっていると御理解いただきたいと思いますけれども、たまにされているものもあつたりするんですけども、それは来年度やるかという翌年度回しとかそういったものはございます。全部今やっているということではありませんし、ランクづけをしまして、このランクからについては今年度やらなきゃ駄目だといったランクづけをしておりますので、それが4段階ありまして、A、B、C、Dありまして、CランクとDランクが翌年度の改修工事に回るというようなことになっています。あとBランクとか、そういったものにつきましては、翌年度また見直しをした上でどうなのかというようなことも判断させていただいているということですので、さびがどの程度かというような

ことについては、視覚的にどうなのかということも考えなくちゃならないんですけども、できるだけ子供たちが触るようなところについては、塗装なんかもしたりということは今後考えていかななくてはならないと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） では、残り6間の佐藤直美議員、3間。

○7番（佐藤直美君） 減りましたので、残り4間です。

○議長（安倍敏彦君） じゃあ、全部やってください。

○7番（佐藤直美君） 全部ですか。分かりました。

まず、82ページの3の2の8の14さくら放課後児童クラブ改築工事に関してになります。こちらもいろいろ御説明はいただいているんですが、もう一度、金額も金額ですので減額理由を御説明願います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） さくら放課後児童クラブの改築工事分の減額につきましては、当初予算において1億9,780万円を計上しておりましたけれども、契約額のほうが8,547万円で契約をしておりましたので、その分の差金となります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） つじつまが合わなくないか。（「すみません議長、もう一度、数字のほう、もう一度言っていただいてもよろしいですか、今の。繰り返していただいてもよろしいですか」の声あり）

じゃあ、もう一度言ってもらって。

○子ども未来課長（菅井明子君） 数字をもう一度読み上げます。

予算額が1億978万円、契約額が8,547万円、差引額が減額額の2,431万円となっております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 大きな工事というところもあってこれぐらいの差額が生じるのかもしれないんですけども、資材の高騰だったりなんざとありまして。しかしながら、駐車場とかをまた別に予算取りをして計上して工事が進んでいるというところで、今後もしいろいろと建物の老朽化をしている建物等々が町内にいろいろあると思えますので、母子センターだったりなんだたりというところで、最初の予算額と契約になったところで、課としてこれが適正だったのか、最初の予算を計上する際に詰めが甘くなかったのかどうか。物資の高騰だったりもあるとは思いますが、そこのところ、課としてどのように評価しているか、最後にお伺

いたします。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） こちらのさくら放課後児童クラブの設計につきましては、まずもって外注で設計委託料をかけていますので、建設物価版であったりそういったものを参考にして積み上げた数字なので、こちらについては適正に設計はされています。

ただ、入札に当たっては、あくまでも一般競争入札なので、そちらについては業者努力の範囲において落札されたということでこのくらいの差が出たということで御認識していただければなと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） すみません、最後にと言ったんですけれども、もう1回聞けるのもう1回聞きます。

そうすると、これが適正であるという認識で我々は理解してよろしいのかどうかというところなんですけれども、理解はするんですが、今後、事業を展開していく上で、しっかりと指導のほうはしているかとは思いますが、全体的に見てやはり入札差金だったりなんだったりというのが散見されていますので、そこのところをどのように執行部としてお考えなのか、一度御説明いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、物件によって、予定額とそれから実際の落札額がかなり違ってきます。それは何でかといいますと、例えば、業界によって土木関係だとすごく安くなったりする可能性が高いんです。ただ、建築関係については、なかなか落札の幅がぎりぎりまでということで落札率がそんなに安くなるというようなことではないんですけれども、たまたま今回の場合には、地元だったり、あるいは大手ではなくて地元だったり小さな工務店なんかに発注し請負というようなことになると、ちょっと額が小さくなる、本店経費とかそういったものがなくなったりするので低く落札したりするということもありますので、その指名業者をどういうふうを選ぶかによっても若干違って来たりすることがあります。地域差があつたりすることがあります。

それで、結果的にはこういった落札ということになってしまうんですけれども、議員さんおっしゃりたいのは、もしかすると、せつかくの金があるんだからその建物の中に何か見落としの部分があるとか、そういったものを再度やっている中で拾うことができなかつたのか、あるいは、これが必要だと感じたものがなかつたのかということだと思えるんですけれども、その

点につきましては、今回の部分については、外構工事について若干そういった見直しの部分はありましたけれども、建築工事につきましては、そのところはあまり見当たらなかったということで、例えば、カーテンとか何かと品質をどうしようかというようなことはありましたけれども、そういったところまで契約の変更までに至らなかったというようなことで御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、84ページになります。

4の1の2の12及び4の1の3の12の各種乳幼児等予防接種委託料や妊婦・乳幼児健診等委託料などの減額の要因をお伺いたします。

こちらは人数の確定というものかとは思いますが、予防接種漏れだったり、そういったものがあっての呼びかけだったり周知だったりということも含めての減額の理由、お伺いたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 回答させていただきます。

各種予防接種及び各種健診等の委託料の減額についてですが、こちら当初は、出生数だったり、あとは転入等の人数を見込んで積算、各種の予防接種だったり健診の単価で積算を上げております。実際、出生数がそれほど見込みよりも少なかったり妊産婦の人数が見込みよりも少なかったりということで、実績により減額になるわけですが、予防接種の接種漏れだったり、あとは健診を受けなかった方、こういった方には、次の健診で受けるように個別に電話で勧奨したり、通知だったり訪問だったりして勧奨しているところであります。実際、どれくらい漏れているかという実績までは、今はちょっと把握はしておりませんが、そういうふうに勧奨はしております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 出生数だったり転入してくる方々、子供だったり妊産婦さんだったりがあるのにいなかったというのは事実かとは思いますが、そこでお電話で、漏れていまず、予防接種を受けていませんよとかそういった勧奨をしたときに、しっかりとその方々が受けているのかどうかというのは、県等々で分かるかとは思いますが、それが年度末まであと1か月となっていますけれども、今後、そのところの詰めというか、今、どれくらいが受けていないかというのは把握されていないということでおっしゃっていましたが、課

長として、今後、この1か月間どのようにしていくのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 失礼しました。今、手元に資料がないということでちょっとお答えはできないという意味でございましたけれども、実際、予防接種だったり健診等はシステム等で管理はしております。実際受けていない人も把握はしております。

今後、そういった方にも引き続きこちらから電話等で勧奨したり訪問等をしたりして、受けていただくようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） もちろんシステムに入っているということで、勧奨もされていると。窓口に行くと親切にいろいろと教えていただけるので、そのところは安心材料ではあるんですけども、この金額を見ると、やはりちょっと金額が大きいなというところがいつも気になるところでして、それを予算立てするに当たって等々を、どれくらい出生数を見込んで、そしてどれくらい妊産婦さんがいると、こちらの下のほう、母子衛生費のほう、妊婦・乳幼児健診等委託料というのもありますので、そういったところの差がどれくらい出たのかというところの数字をお持ちであれば、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 予算の際には、妊産婦については100名を見込んでおりまして、出生数については90名を見込んでおりました。まだちょっと3月末までありますので、実際に令和5年度何名という人数的には出しておりませんが、見込みとしては、出生数80名ほどと、あと妊産婦は転入等もございますのでその辺も見込みながら算出はしております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 3問目。

○7番（佐藤直美君） それでは、99ページになります。

99ページの10の5の2の14、野外活動センターの相撲場及びアーチェリー場の解体工事に関してになります。こちらは老朽化ということで解体をするということだったんですけども、こちらの相撲場ですと隣に、ちょっとは離れていますけれども、スケートボード場だったり、アーチェリー場だと奥なので、きずな公園に行くに当たって子供が利用するということがかとは思いますが。その工事中の安全対策はしっかりしていくであろうとは思いますが、工事中の利用に関してどのように安全対策を講じていくか、それから工事の時間帯、使う時間帯も

結構集中してくるかと思しますので、週末だったり、そのところの計画をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 工事中の安全対策は、議員さんおっしゃるとおりで最善を尽くさなければいけないと思います。3 X 3をやったときもフェンスを回していたんですが、ちょっと我々のほうで、向こうで設定したより安全側に幅広く取ってくれということでしたので、例えば、それによって、相撲場とパターゴルフ場があるのでそこはちょっと申し訳ないんですけれども、期間中使えないところが出るかもしれないんですが、まず安全側のほうを優先してやりたいと思います。アーチェリー場側のほうは奥ですのでそこは結構困りやすいんですが、工事車両の搬入とかの部分の影響もございまして、御指摘いただいたとおり、安全を最優先で現場のほう当たりたいと思います。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 4問目は。

○7番（佐藤直美君） 同じく野外活動センターに関してなんですけれども、100ページになります。10の5の2の14、環境整備工事についてになります。こちら18万円という金額なんですけれども、こちらの工事内容お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） こちらはキャンプ場のほうの改修になります。キャンプ場に関しましては、いろいろ議員さんのほうから御指摘いただいております、我々のほうもちょっと何とかいい方向にしたいと考えているんですが、今回は入り口部分に、ちょうどキャンプ場に入ってくるところの右手のほうに前に木があったところの根っこがありまして、ちょっと危ない状況になっているのと、そこをもうちょっと行った右側のところに丸太の使っていない残材がありましたので、これを撤去するというごさいます。

キャンプ場に関しては、これで終わりではなくて、全般的に根の部分だったり、さっき言った松くい虫で切ったところの根っこが残っていたりとかしているんですが、それと切らない木の根も太くなってきて結構危ない状況になっています。これを何とかしたいと考えてはいるんですが、松くい虫の伐倒がまだ終わっておりませんので、まず先行してこれをやって、今後、全般的に根を取るのか、あるいは盛土してある程度高さを確保してやるかについては、検討しながらやりたいと思うんですが、まず今回は入り口部分を先行してやるということごさいます。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） それでは、熊谷議員、残り3問。

○8番（熊谷明美君） 3問だったんですが2問に、1問減らします。

まずは、84ページです。

84ページの4款1項、節区分が12の委託料の各種住民健（検）診委託料の減額で639万1,000円の減額となっております。この健診に関しましては、前年度に申込みを受けて、それでその次の年に1年間を通して健診をするというようなシステムになっております。そういうふうなことを考えたときに、この639万円という減額はということなのか明細を伺いたいと、当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 当初は、まずこちらでかかっている後期高齢者とかそういった高齢者の方に対しては、一応900人を予想していたんですけども、実際、受診者数はコロナの影響なのか分からないんですけども、実際700名ちょっとしか受診されていなかったと。あと若年層、若い方で40歳未満の方に対しては125人を予想していたんですけども、実際半分以下の65名、このような方たちが実際健診を受けられて、予想よりも想定数字が少なくなったということで、このように減額せざるを得ない状況でございました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今、前年度に申込みをしてこのような受診率ということで、大変受診率が悪いと感じております。特に今本町は国保の部分でやっぱり健康のところでしっかり力を入れていかないと、どんどん国民健康保険を重症化が進んで使われる方が増えていくとなるとまた財政的にも厳しいということで、この辺はしっかり力を入れるべきだと思いますけれども、例えば、若年の若い方、65歳以下だとは思んですが、これ半分ということはやはり途中で受けていないとかというようなキャッチアップといいますか、そういうふうなことを案内する、そのようなことを考えなかったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） まず、住民健診につきましては、5月に健診をしてやるんですけども、受けられない方、受けていない方は一応8月に2次健診ありますよということで周知はしてございます。

あとは、こちらにつきましては、ほかの方につきましても通知というよりがん検診とかそちらのほうで未受診になっていたという現状でございます。一応受診券というのを発付しております、結局、お客様のほうで病院のほうに行かれなかったということでこのように減ったというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） じゃあ、2問目に移ります。

86ページです。

86ページの新型コロナウイルス感染症対策事業の全般的な6,495万3,000円の減額ということで、これは集団接種が終了して個別接種になったということでの減額だと説明を受けました。国は、来年の3月31日まで、特に去年の9月20日から秋接種というのが始まっておりまして、この対象者というのが12歳以上ということになっております。多分、個別接種の予算というのはちゃんと確保はしているかと思うんですけども、やはりもうコロナがだんだん落ち着いてくると接種をするのも忘れてきているような環境にもなってきていると思います。ただ、インフルエンザと同じように増えたりもしておりますので、その辺の来年の3月31日で終わりますよというような広報の仕方、町の広報紙には載っていたのは見たんですけども、対象者が幾つ以上ですよとか、それから2回受けた方が対象ですよとか、そういうふうな丁寧な対象者の説明等々も入れながらの案内をしていかないと、あと1年間しかないわけですので、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 議題ちょっと違うの大丈夫。

○8番（熊谷明美君） すみません、失礼いたしました。今年ですよ。失礼いたしました。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） こちらの新型コロナウイルスの秋接種につきましては、今年の3月末をもって終了となっております。

議員さんがおっしゃいますとおり、我々としても極力接種を受けられた65歳以上の方については、予防接種のための通知を昨年9月、10月に発付しておりまして、そのほかにつきましては、できる限り広報やLINEや、あと町のウェブで極力周知はしております。今後も、毎月広報紙に載せまして今年の3月で終わりますよということは極力やっております、あとは1か月ということで、この間も区長会議においても周知をさせていただいております。ですので、我々としてはあと1か月、皆さんできるだけ受診していただければありがたいなどは考えております。

以上でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） それでは、篤議員、1問。

○2番（鈴木 篤君） 議案書が78ページになります。

3款1項5目19節扶助費についてお尋ねいたします。

こちらが全体的に減額になっていまして、特に障害者介護給付費が大きく減額、一方で施設通所給付や訓練等給付費へ追加で大きな額が計上されています。これ何かこの2つのことに関連性があるのか、それぞれ増減の要因についてお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） まず、扶助費のマイナス部分につきましては、毎月利用されているお客様というか利用者の方の実績に合わせて計算しまして、今後見込みがないということでこのぐらい金額が余るということで減額したと。

増えた部分につきましては、これは利用者が、例えば、障害児施設通所というのは要は放課後デイとかそちらのほうに利用される方が多くなってきたというのが現状ですので、我々が思っていた以上に増えていたということで、今回追加させていただきました。あと訓練給付費につきましては、当然、これは社会に役立つために皆さん訓練をされるということで、そういった利用、いわゆるそちらのほうの施設を利用されているお客様が増えたということで、こちらも改めて追加させていただいた。

そのように増えるサービスとあと利用が減っているサービスということで、このように分けて減額と増額となっております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、これ関連性はないと捉えて問題ないでしょうか。重ねてお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 絶対関連性はないかというのと、ちょっと把握はしていないんですけども、ただ、利用者の片方、例えば、増えた分につきましては、そちらに行って当然訓練通所というのはそちらにて就職に向けての訓練をしていると。あと当然、障害児施設通所給付というのは、例えば、学校が終わった後に行かれて、そちらでサービスを利用しているという形になっておりますので、ほかは医療費とかそういった、あとは車の燃料費助成費についてはもう車利用しないとかそういったもので、または、そういったことで減額されているということで、違うといえは違うということで御理解いただければお願いでしょう。

以上です。（「承知しました。以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） これから残りの9問を歌川議員にやってもらいますが、そのほか質疑あ

る人。鈴木恵子議員、何問でしょうか。

○6番（鈴木恵子君） 1問です。6番鈴木恵子です。

○議長（安倍敏彦君） 何ページでしょう。

○6番（鈴木恵子君） 84ページです。

4款、予防接種の委託料に関するところですが、よろしいでしょうか。

乳幼児等の予防接種委託料の減額がありますけれども、予防接種といいますと、小学校に入るとき、小学校に入ってから2種混合とか百日咳とか中学校でもありますね。そこいら辺の把握はどのようにされているのか。どこで。

○議長（安倍敏彦君） これは12委託料の500万円の……。どこのことを言っています。

○6番（鈴木恵子君） 要するに、予防接種はあくまでも乳幼児だけの予防接種の委託料になっているのか、それとも小中学校は今もまだ集団接種をやっているのでしょうか。それで、委託料はしていないのかなということなんですけれども。要するに、小学校でやるべき予防接種、中学校でやるべき予防接種がありますけれども、その委託料はここには入っていないんですか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらの乳幼児予防接種委託料については、集団で行う予防接種と、あと小学生も含めまして個別で行う医師会への予防接種委託料も含まれております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうすると、あくまでも対象年齢は乳幼児だけに限られた委託料ですか。それとも、小学校の個別接種も入っているんですか。

○議長（安倍敏彦君） 入っています。じゃあ、子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 入っております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、昨年度かな、昨年かな、要するに、小学校、中学校になりますとぐっと接種率が下がってきている現状が何かあったように思ったんです。そこいら辺の把握と、もう一度受けてほしいという取組はどのようにされているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） ちょっと質問外だと思います。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 先ほど、予防接種の御質問があった際にお答えいたしました。個別に受けていない方ではこちらで把握をいたしておりますので、個別勧奨等を行っていくように周知はしているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） では、能勢議員、何問ですか。

○4番（能勢鯨太君） 1問。すみません、追加で伺いたいことありましてお願いします。

79ページの電力・ガス・食糧等価格高騰重点支援給付金支給事業ですが、先ほど熊谷委員からもありました18節、支援給付金を減額のところで、家計急変世帯についてはまだ40%の進捗だということでしたが、すみません、私もちょっとこのところで見直していたんですが、資料によるとこれ対象世帯は10世帯なんです。ということは、4世帯のみ支給で、残りは6世帯ということかなと思うんですが、そうするとやはり周知活動というよりはもうこの6世帯に個別にお知らせしたほうが早いんじゃないかなというのが素朴な疑問なんですが、この辺いかがが御対応されるつもりでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回、減額させていただいた内容は、残り10世帯という形で課系急変世帯のほうさせていただいていたわけなんですけれども、あくまでも当事者の方からちよっとお申出があったというような形ではなくて、予算上、このような形で残りの2月29日までの対象分の予算を取らせて、その残額を減額させていただいたというようなことになります。

○議長（安倍敏彦君） もう1回質問してもらっていいですか。能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） すみません、これ非課税世帯だとすると1,293とかいう数字なので、残り60%といっても何百というようなものだと思うんですが、一方で、家計急変世帯だと対象10世帯ということで、40%進捗率だとしても残り6世帯に限るということであれば、もうこの数字であれば対象世帯を狙い打ちして周知されてはいかがでしょうかということなんです。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） こちらにつきましては、あくまで家計急変世帯なので、実際担当課で把握している数字というのはございません。本人の申出があって初めて発覚するというか分かるものなので、大体1か月当たりの収入を見て非課税世帯に該当すると思われる方が申出されるので、こちらから勧奨するというのはほぼ不可能だと思います。

なので、あくまで予算上は不測の事態を予想して多めに取っておりますが、実際には申出があった方が10世帯ということなので、それについて勧奨というのは、なかなか個別勧奨というのは難しいと思います。実績に沿って私が非課税世帯並みに落ちますよと言うのはなかなか判断しかねる方もおりますので、広報等で周知はしておりますが、なかなか申出する方が実際いなかったということがございます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員、いいですか。（「はい」の声あり）

それでは、歌川議員、残り9問でよろしいんですか。

○12番（歌川 渡君） 減らしたいな。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員、9問で変わらないですか。

○12番（歌川 渡君） 待ってください。そう言われると、結構減ったんですけども。

歳出のほうで質問させていただきます。

75ページ、2款6項の12目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業について、節区分18の下段、子ども未来課のところでの子育て世帯に対する物価高騰対策燃料券支給補助額を減額の120万円について何うものであります。

この120万というのは、表の補正額の財源内訳の中の一般財源、当然交付対象になるわけですが、この120万円というのは一般財源から、一般会計からの持ち出しの減額ということで処理するというので理解していいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 議員さんおっしゃるとおり、一般財源の減額ということになります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

80ページ、3款2項4目児童遊園費の中の12節区分委託料の下段の児童遊園樹木剪定伐採委託料27万7,000円の状況と場所について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらの児童遊園樹木剪定伐採委託料の内容につきまして御説明いたします。

こちらは東宮浜児童遊園内の樹木の枝葉が歩道のほうにかかってはみ出ておりました、そちらの枝葉が出た分の3本の選定と、あと1本が斜めにもなっておりますので、そちらを伐採するものでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 東宮浜ということで説明がありましたけれども、東宮浜のどこ。何か所かございますね。

○議長（安倍敏彦君） もう一度、子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 東宮浜の児童遊園でございますので、第二柏幼稚園の隣の児

童遊園になります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員、3問目。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

85ページ、4款1項9目新型コロナウイルス感染対策事業費についてであります。今月末で終了ということでもあります。そこで、この終了に当たって対象別のそれぞれ接種回数に基づく接種者数または率については把握されているということで理解していいのかどうか。説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 人数につきましては、秋接種については現在1月末時点での対象人数は把握しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 改めて、接種回数別ということと、あと対象年齢別、当然分けているかと思うんですけども、そういうことも含めて把握しているということで理解してよろしいんですね。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） こちらは把握しております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

次ページ、86ページ、6款1項3目農業振興費、節区分12委託料9万9,000円、海遊ほのぼの農園環境整備委託料ということで新規事業であります。そこで、この委託先、そして委託内訳というか、あと何月分の計上なのか、そして新年度事業でもこのような事業を委託するのか、何うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問にお答えします。

今回、計上しております環境整備事業につきましては、ほのぼの農園の刈草の撤去に伴う今回だけの事業ということで計上させていただいております。基本的には、これまで堆積した部分を再利用するために農園利用者に使っていただいていたんですが、堆積されない残った枝とかが集積しておりまして、大分利用が困難になっているということで、一旦その残った部分を撤去させていただきたいということで、今回、この9万9,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 何月にやるか。（「委託先」の声あり）

○産業課長（鈴木昭史君） 今月お認めいただければ、今月中に撤去ということで作業を進めてまいりたいとなっています。

委託は、現時点では衛生処理組合のほうに予定してございます。（「衛生処理組合がやるわけないだろう」の声あり）町内の民間の衛生業者でございます。

○議長（安倍敏彦君） じゃあ、5問目。

○12番（歌川 渡君） 87ページ、6款3項3目漁港管理費の中の12節区分委託料、菖蒲田漁港背後地崩落危険土砂撤去委託料についてであります。説明については菖蒲田浜の漁港の東側ということであります。私、西側かなと思ったら東側ということなのでちょっと現場分かりませんけれども、ちょっと把握していないんですけれども、この土砂を撤去したことによって崩落した状況だと思いますが、撤去後のその場所の防災というか、2次災害が起こらないような施策というのは必要な箇所なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） こちらの場所についてお答えしますが、菖蒲田漁港東側ということで、具体的には眺望崎がございまして、ブロンズ像が立ってある場所の漁港側の突端の岩石なんです。岩石、岩肌が見えておりまして、漁港側から行きますと亀裂が入っておりまして、通路側にちょっと崩れそうだということで、今回、業者ともいろいろ何か所か相談させていただきまして、その亀裂が入っている部分をバックホー等で少しひびが入らないところまで削って、その削った分を撤去するという事業を考えております。ですので、その後の新たなまた保護策というのは、一旦、今回の事業では考えておりません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

90ページ、8款3項2目災害公営住宅維持管理基金費の24節区分積立金、災害公営住宅維持管理基金積立金へ追加857万2,000円について伺いたいと思います。

歳入のほうでそれぞれ質問をさせていただきました。そうすると、このページ、歳入のほうの56、57、それぞれ低廉、低減でプラスマイナスされておりますが、この表真ん中の補正額の財源の内訳で、国県支出金が965万9,000円、その他マイナス277万2,000円、一般財源168万5,000円というところで、私ちょっと理解できないんですけれども、例えば、先ほどの56、57

の収入に関わって見ますと、低廉が965万1,000円、低減がマイナス125万3,000円、そうすると国からの補助が839万8,000円に、単純に計算すると私の計算ではそうなんですけれども、この857万2,000円に基づく補正額の収入との関係でのこの表の説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 少々お待ちください。

ちょっと連絡あります。皆様に連絡いたします。

会議規則第9条で会議時間は午後5時までとなっておりますが、第9条第2項の規定により会議時間を延長して行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○12番（歌川 渡君） 後で説明していただいて結構です。

次に移ります。

99ページの10款5項2目体育施設費で節区分14工事請負費の中の上段の中央公民館3X3コート整備工事等を減額ということで、これは6月1日に補正で3,600万円かけたものであります。この減額だと予定額の16.5%ということであります。そもそもの入札というか、入札にかけるに当たっての算出に特に問題はなかったのかどうか。要するに、お話にあるように物価高騰の状況の中で資材の高騰とか一定の、人件費なんかも高騰しているのかどうか分かりませんが、そういう状況の中で約16.5%も減額するなんてちょっと多過ぎるのではないかなと思います。そここのところの当初の見込みの算定に問題はなかったのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 一応工事を発注する際には、設計書のほうを建設課のほうにつくっていただいて、その単価の根拠はそういう物価本とか定めているものに基づいて設計しておりますので、それによって発注しておりますので、その差額ということでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） くどくどはしません。

100ページ、同じく目の中の14節区分工事請負費の下段、野外活動センターキャンプ場環境整備工事の18万円についてであります。これについては、私もる要求していたものであります。そこで、2つの事業は関係するかどうかと思うんですけれども、要するに、前回は質問しましたけれども、あそこでキャンプされる方結構多いんです。1人キャンプとかも含めて。ということで、やはり昔の生涯学習センター長は、テント張るところが斜めだと自然感を味わえるからいいんじゃないかなということを行っていますけれども、そういうところはやはりどこを見

てもフラットというのが常識じゃないかなと思いますので、行ってテント張る用のそういうフロアを造るような考えというのは、今後、今回の追加補正の中で新年度事業でも考える余地はなかったのかどうか、今回の補正後。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） あくまでも今回は、先ほど佐藤議員さんに説明したとおり入り口部分のものでございます。議員さんおっしゃる部分はよく分かります。我々のほうも、ちょっと今回の補正外で恐縮なんですけれども、今後、そういった部分、おっしゃられたところのフラットにしたほうがいいんじゃないかとか、今、傾斜もあるんですけれども、根っこが結構松くい切った部分が残っているのと、切らない木も結構太くなっていて土も痩せている部分がありますので、今御意見いただいた部分も含めて、ちょっと今後の参考にさせていただきたいと思います。（「終わり」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後5時10分再開いたします。

午後4時56分 休憩

午後5時10分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第18 議案第21号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第18、議案第21号令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算

(第3号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長(稲妻和久君) それでは、議案第21号令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。

議案書102ページを御覧ください。

本補正予算第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,105万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,728万5,000円に定めようとするものでございます。

第2条では、地方債を補正するものであります。

補正の主な理由は、事業費等が確定したことに伴う予算の整理でございます。

それでは、105ページのほうを御覧ください。

第2表地方債補正については、事業費の確定により公共下水道事業債の限度額「330万円」を「190万円」に、流域下水道事業債の限度額「1,700万円」を「1,440万円」に、公営企業会計適用債の限度額「2,070万円」を「2,060万円」にそれぞれ変更するものでございます。

続いて、歳入歳出補正予算の主な内容について説明いたします。

108ページのほうを御覧ください。

歳入についてです。

2款1項1目下水道使用料1,128万8,000円の減額は、下水道使用料現年度分の実績見込みによるものでございます。

3款1項1目下水道事業国庫補助金568万2,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

続いて、6款1項1目雑入1万8,000円の追加は、研修費の助成等でございます。

7款1項1目下水道事業債、こちら総額410万円の減額は、事業費の確定に伴う整理でございます。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

議案書109ページから110ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費10節需用費、電気料122万円の減額は、電気料金の決算額の見込みによるものでございます。

続いて、11節役務費2万3,000円の追加は、汚水ポンプ場等の電話料の不足が見込まれることによるものでございます。

続いて、12節委託料43万3,000円の減額、13節使用料及び賃借料3万9,000円の減額、あと18節負担金、補助及び交付金395万5,000円の減額については、それぞれ事業費の確定に伴う整理でございます。

続いて、2款1項1目公共下水道築造費10節需用費6,000円の追加につきましては、ガソリン代の不足が見込まれることによるものでございます。

続いて、12節委託料886万1,000円の減額、14節工事請負費250万2,000円の減額、18節負担金、補助及び交付金255万6,000円の減額については、それぞれ事業費の確定に伴う整理でございます。

続いて、3款1項公債費2目利子151万5,000円の減額は、本年度償還額が確定したことによるものでございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 2問でございます。

1問目が108ページになります。

こちらの2款1項1目1節の下水道使用料を減額と、現年度分の見込みということでしたけれども、これは結構な額なんですけど、こちらは何か業者のほうでそんなに下水を使わなくてよくなったからこの金額なのか、それとも町全体としてこのような金額になっているのかという詳細をお伺いたします。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えします。

こちらにつきましては、まず5年度の当初予算の見積りのほうからお話しさせていただきますが、そのときの見積りなんですけれども、令和5年度の予算を見積もる段階で令和4年度の決算見込み状況を使うわけなんですけど、そちらの見込額と今回の決算見込みを比較した場合、このぐらいの差になってしまったというところでございます。

なので、原因につきましては、考えられるところにつきましては、コロナの今回5類に移行して外に出るようになったんですけれども、予算の組む段階では、まだコロナの段階、まだ家庭にいるというか家庭需要があるというところでの積算の使用料の予想図でありましたので、それが関連しまして大きく減っているのかなとは見ているところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 次に移ります。

109ページになります。

109ページの一番下の2の1の1の12委託料、ストックマネジメントに関してなんですけれども、これも事業確定というところで御説明いただきました。しかしながら、前の前で申し上げるんですけれども、ちょっと金額が大きくて、これを当初委託したときとの現在の状況が変わってこんなに差額が生じたのか、それとも本当にただの委託料の事業確定なのか、ほかに何か要因があるのかどうか、御説明できる範囲で構いませんので御説明願います。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えします。

こちらのストックマネジメントの策定業務のほうなんですけど、こちら結果として入札の差金が大きかったというところがございます。それで、ストックマネジメント事業というのは県内で行われているわけなんですけれども、往々にして県内でも低い傾向に出るというようなことでございます。

以上でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第19、議案第22号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 議案第22号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第5号）について説明いたします。

議案書は111ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ278万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5,448万1,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

議案書116ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、1,595万円の減額となります。

次のページを御覧ください。

5款1項1目一般会計繰入金606万7,000円は、主に財政安定化支援事業繰入金に充てるものとなります。

2項1目財政調整基金繰入金は、611万3,000円の追加となります。

7款1項1目一般被保険者延滞金は、60万円の追加となります。

3項2目一般被保険者返納金は、34万2,000円の追加となります。

続いて、歳出について御説明いたします。

議案書は119ページになります。

1款1項1目一般管理費は、財源の組替えとなります。

2款5項1目葬祭費は、30万円の追加となります。

3款国民健康保険事業費納付金の各項については、財源の組替えであります。

次のページをお開きください。

4款1項1目特定健康診査費218万9,000円は、特定健診委託料等の減額となります。

2項1目保健衛生普及費90万円は、各種健診等補助金の減額となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第23号 令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第20、議案第23号令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第23号令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書121ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ259万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,487万円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

議案書は126ページをお開きください。

1款1項1目公園墓地使用料は、304万円の減額となります。

3款2項1目公園墓地管理基金繰入金は、44万3,000円の追加となります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は次の127ページになります。

1款1項1目一般管理費は、街路灯改修工事と管理事務所エアコン設置工事を行うものであります。

2目公園墓地管理基金費50万円は、公園墓地管理基金積立金の減額となります。

2款1項1目一般会計繰出金は、254万円の減額となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員、何点ですか。

○12番（歌川 渡君） 1問であります。

127ページ、1款1項1目一般管理費の中の14節区分工事請負費の44万3,000円について伺いたいと思います。

それぞれ2つの工事を行う予定であります。それぞれの金額について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それぞれの金額については、街路灯については24万6,000円、エアコン設置については19万6,900円ということをお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第24号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第21、議案第24号令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第24号令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書128ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,796万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,116万2,000円に定めようとするものです。

主な補正理由としましては、居宅介護サービス等給付費並びに地域密着型介護サービス給付費は利用減、施設介護サービス給付費については利用増が見込まれることから、それに関連する歳入歳出予算の調整などです。

議案書133ページを御覧ください。

主な歳入予算の補正内容について御説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料200万円は、保険料の追加になります。

3款1項1目介護給付費負担金339万1,000円の減額は、国庫負担金の減額になります。

3款2項1目調整交付金22万9,000円の減額は、普通調整交付金が34万4,000円の減、特別調整交付金は11万5,000円が追加になります。

2目地域支援事業交付金51万7,000円の減額は、介護予防・日常生活支援総合事業の減額になります。

3目地域支援事業交付金35万8,000円の追加は、包括的支援事業、任意事業への追加になります。

7目災害臨時特例補助金1万7,000円の追加は、東日本大震災原発避難者減免分への追加になります。

議案書134ページになります。

4款1項1目介護給付費交付金2,308万5,000円の減額は、介護給付費交付金現年度分の減額になります。

5款1項1目介護給付費負担金294万7,000円の減額は、介護給付費負担金現年度分の減額になります。

議案書136ページを御覧ください。

主な歳出予算の補正内容について御説明いたします。

2款1項1目居宅介護サービス等給付費1,300万円は、通所リハビリや特定施設入居者生活介護などの給付費負担金の減額になります。

2目地域密着型介護サービス給付費1,000万円の減額は、地域密着型通所介護などの給付費負担金の減額になります。

3目施設介護サービス給付費300万円の追加は、老人福祉施設などの給付費負担金の追加になります。

2款2項3目介護予防サービス計画給付費50万円は、件数の増額になります。

議案書138ページを御覧ください。

5款2項1目一般会計繰出金161万円は、一般会計繰出金への追加です。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員、何問でしょう。

○12番（歌川 渡君） 1問です。

136ページ、2款2項1目介護予防サービス計画給付費についてであります。件数増ということで50万円ほどを計上しております。件数増と見込額も含めて何件計上しているのか、説明

を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらの介護予防サービス計画給付費の当初予算のときの件数では744件を見込んでおりました。それで、今回、今年度で841件、97件の増加ということで見込んでおります。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 了解ですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第25号 令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第22、議案第25号令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第25号令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書139ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,240万2,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

議案書144ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料は230万円の減額、2項普通徴収保険料は11万6,000円の追加となります。

3款1項2目保険基盤安定繰入金は、98万1,000円の減額となります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は次のページになります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金316万5,000円は、広域連合への負担金の減額となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、賛成
討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたし
ます。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数でありますので、異議なしと認めます。よって、本案
は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第26号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第23、議案第26号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第5
号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第26号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予
算（第5号）について説明いたします。

議案書146ページを御覧ください。

第2条は、収益的収入について、事業収益の既決予定額から9万4,000円を減額し4億9,270
万5,000円に、収益的支出について、事業費用の既決予定額に8万5,000円を追加し4億7,021
万7,000円に定めるものでございます。

議案書147ページを御覧ください。

第3条は、資本的支出について、既決予定額から2,437万5,000円を減額し2億1,261万4,000
円に定めるものでございます。

第4条は債務負担行為の追加で、次項は水道料金調定収納システム改修業務委託、期間は令

和5年度から令和6年度まで、限度額は160万円であります。こちらは納入通知書の端数処理表記のシステム改修を行うために追加するものでございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

151ページを御覧ください。

収益的収入の1款2項4目他会計補助金の減額については、上水道基本料金減免に係る電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業費が確定したことによる整理でございます。

続いて、152ページになります。

収益的支出の1款1項4目総係費につきましては、時間外勤務手当の追加でございます。

続いて、153ページを御覧ください。

資本的支出の1款1項2目営業施設整備費2,437万5,000円の減額については、量水器購入事業及び水道庁舎改修工事等の執行残金分の減額でございます。

続いて、負担金につきましては、水道事業職員分の業務用パソコンの入替えに伴う一般会計の負担金でございます。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員、何問でしょう。

○12番（歌川 渡君） 2問。

151ページ、収益的収入及び支出についてであります。先般、下水道事業におきまして、108ページで下水道使用料1,128万8,000円減額ということで記載されており、その理由としては水道の利用減ということでもあります。そこで、この下水道使用料が減ということは、この水というのは上水道使用料に関連するものではないのかなあと思います。当然、水道料使用料が増えれば下水道使用料が増えるということになりますので、下水道使用料が減ということは水道使用料も減るということで、私みたいな単純な議員はそういうふう理解するわけでありませうけれども、ましてや、これについては当初予算の積算は同じ水道事業所であります。

そこで、この水道事業において、下水道使用料減に伴って水道料の使用料減というのは発生しないのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） 使用水料につきましては、水道と下水は別になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 別々の会計ということですか。

歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、我々が使う、例えば、トイレの水、お風呂の水、上水道で流しているんです。そして、それを下水で処理しているんです。だから、下水道の使用料が減れば水道料も減らなきゃいけないんです、当然、何らかの。

そこで、ここでは、今後の補正で組むのか分かりませんが、当然、同じ事業所が担当部署なので、積算の仕方も同じ考え方で令和4年度の実績に基づいてそれぞれやっているかと思うので、そうであれば同じ結果が出なきゃいけないんですね、単純に。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） お答えいたします。

下水道につきましては、例えば、ノリ屋さんで使った水道の部分は下水道には流れていないということがあります。あと下水道の水量につきましては、どうしても不明水が入り込んで流れる部分も数十%ありますので、そういった形でちょっと上下水道はいろいろ考え方がありますので、違いはあります。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私から回答を申し上げたいと思います。

そもそも料金の設定の仕方がどうかということだと思うんですけども、確かに個別の各戸のうちの下水の使用料は、そのうちの水道料を基に算定するということはありますけれども、下水が減ったから全体の水道料が減るという直接的な関連はございません。

ただ、中にはそういった部分がないとは言い切れませんが、例えば、水量が減ったとすればその部分も入っているという回答にはなるかもしれませんが、それらも含んで全体としてこういうふうな予算仕立てになったということですので、直接的な数字の関連ということはありません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私みたいな低レベルの方に今の説明はなかなか理解できないので、再質問の仕方も分かりません。

次に移ります。

ページ153ページ、資本的収支及び支出の中の款1の節区分2の2,400万円の減であります。

庁舎改修事業の減ということでもあります。改めて、この減額の主な要因について詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） お答えいたします。

こちらは水道庁舎の改修したときの入札差金による減でございます。なぜこういうふうに下がったかというところなんですけれども、請負業者が一括で自分のところで全部自己完結できるような業者が請け負ったというようなところもあり、下がったということでございます。

以上でございます。（「分からないけれども、終わります」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数でありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第27号 令和6年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第25 議案第28号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第26 議案第29号 令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第27 議案第30号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第28 議案第31号 令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第29 議案第32号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計予算

日程第30 議案第33号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

○議長（安倍敏彦君） この際、日程第24、議案第27号から日程第30、議案第33号までは、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

初めに、議案第27号令和6年度七ヶ浜町一般会計予算について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、議案第27号令和6年度七ヶ浜町一般会計予算について説明いたします。

令和6年度各種会計予算書の1ページをお開き願います。

令和6年度の七ヶ浜町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億300万円と定めております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の予算審査特別委員会において担当課長より説明がありますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第28号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 議案第28号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は179ページになります。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は23億4,900万円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第29号令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第29号令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は211ページになります。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は1,695万9,000円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第30号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第30号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

予算書は221ページを御覧ください。

令和6年度の七ヶ浜町介護保険特別会計予算については、保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ19億9,000万円、サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ680万5,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、後日開催されます予算審査特別委員会において説明いたします。
以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第31号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 議案第31号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書は261ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額は2億6,700万円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。
以上です。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第32号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計予算について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第32号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計予算について説明いたします。

予算書273ページを御覧ください。

第3条は、収益的収入及び支出について事業収益予定額を5億412万6,000円に、次ページお開きください、事業費用予定額を4億6,101万7,000円に定めようとするものでございます。

続いて、第4条は、資本的収入及び支出について資本的収入予定額を33万円に、資本的支出予定額を1億2,684万9,000円に定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の予算審査特別委員会において御説明いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第33号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計予算について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第33号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計予算について説明いたします。

予算書307ページを御覧ください。

第3条は、収益的収入及び支出について、事業収益予定額を5億5,919万3,000円に、次ページを御覧ください、事業費用予定額を5億5,698万1,000円に定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出について、資本的収入予定額を2億4,673万3,000円に、資本的支出予定額を3億7,064万6,000円に定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の予算審査特別委員会において説明いたします。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。議案第27号から議案第33号までは、町長より提案理由の説明と担当課長等より概要説明を受けましたが、審査の慎重を期するため、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。3月2日から3月13日までは予算審査等のため休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、3月2日から3月13日までを休会することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

3月14日、予算審査特別委員会全体会終了後に再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後6時01分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年3月1日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 6 年 3 月 14 日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会 3 月会議会議録
(第 2 日目)

令和6年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第2号

令和6年3月14日（木曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	4番	能勢鯨太君
5番	鈴木博君	6番	鈴木恵子君
7番	佐藤直美君	8番	熊谷明美君
9番	佐藤壮一君	10番	遠藤喜二君
11番	岡崎正憲君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	安倍敏彦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
水道事業所長	稲妻和久君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	菅井明子君

健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君
会計管理者	鈴木正実君
教育長	須藤清君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	遠藤裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木祐一君
同書記	鈴木一叶君

議事日程 第2号

令和6年3月14日（木曜日） 午前10時55分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第27号 令和6年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 3 議案第28号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第29号 令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第30号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第31号 令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第32号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第33号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計予算
- 日程第 9 陳情第 2号 「物価及び原油価格高騰、製造及び物流等のコスト高、人材不足及び高齢化並びに賃金引上げなど構造変化に対応した経済対策についての要望書」の委員会審査結果について
- 日程第10 議員提出議案第1号 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議員提出議案第2号 政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書の提出について
- 日程第12 議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出について
- 日程第13 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 27 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 28 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 29 号 令和 6 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 30 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 31 号 令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第 32 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 33 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計予算
- 日程第 9 陳情第 2 号 「物価及び原油価格高騰、製造及び物流等コスト高、人材不足及び高齢化並びに賃金引上げなど構造変化に対応した経済対策についての要望書」の委員会審査結果について
- 追加日程第 1 議員提出議案第 4 号 地域を支える中小・小規模事業者の支援に重点を置いた経済対策の早期実施を求める意見書の提出について
- 日程第 10 議員提出議案第 1 号 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議員提出議案第 2 号 政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書の提出について
- 日程第 12 議員提出議案第 3 号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出について
- 日程第 13 一般質問

午前10時55分 開会

○議長（安倍敏彦君） これより令和6年七ヶ浜町議会定例会3月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番佐藤直美議員、8番熊谷明美議員を指名いたします。

日程第2 議案第27号 令和6年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第3 議案第28号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第29号 令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第5 議案第30号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第31号 令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第32号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計予算

日程第8 議案第33号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

○議長（安倍敏彦君） この際、日程第2、議案第27号令和6年度七ヶ浜町一般会計予算から、日程第8、議案第33号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

ここで、予算審査の結果を予算審査特別委員会委員長仁田秀和議員へ一括して報告されるよう求めます。御登壇願います。

〔予算審査特別委員会委員長 仁田秀和君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（仁田秀和君） それでは、私から予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会は令和6年3月1日の七ヶ浜町議会定例会3月会議において、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会として設置され、令和6年度各種会計予算審査につきまして付託されたものでございます。3月1日、4日、5日、7日、8日、11日、12日、本日の8日間、各課長等の出席を求め慎重に審査した結果、賛成多数により一括して可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員、降壇願います。

ただいま予算審査特別委員会の委員長より各種会計予算審査の結果報告がありましたが、質疑を省略し、案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第27号令和6年度七ヶ浜町一般会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第27号令和6年度七ヶ浜町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

岸田文雄自民公明政権が、12月に、2024年、令和6年度新年度予算が閣議決定され、今年度内に可決される見込みであります。その予算の特徴を見ると、令和5年度からの5年間で43兆円もの空前の大軍拡を進めるための新年度当初予算が7兆9,200億円、一昨日の新聞で防衛省が攻撃的ドローン購入契約をしたことが報じられております。

その一方で、社会保障は自然増分が1,400億円削減され、このことが本町の国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の引上げにつながってくるものであります。原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進、環境整備対応費が、令和5年度の4兆円から1兆円に削減、町の土木費への補助金となっている社会資本総合整備事業も235億円が削減されている内容にもなっているものであります。

大軍拡のために、私たち国民の暮らしを犠牲にすることは許されるものではありません。復興特別税を軍拡財源へ転用したり、年金財源がないからと年金を目減りさせながら、この年金財源を横取りして軍拡に流用するなど、あってはならないことであります。物価高騰に苦しんでいる事業者、少ない年金で嘆く高齢者が大変多くなっております。大軍拡に充てる財源を国民生活支援に回せば、どれだけ国民が助かるか考えるべきではないでしょうか。国民が求めているのは、中小企業や非正規労働者などへの賃上げ支援、介護、障害者福祉、子育て支援などの拡充で、誰もが安心して暮らせる社会にすることです。

令和6年度の政府予算は、一般会計総額112兆5,700億円となっております。昨年は41年ぶりの物価高騰で、世帯当たり年間14万3,000円の負担増となっていると言われ、国民の暮らしと経営が危機的となっている経済状況にもかかわらず、令和6年度でも有効な物価対策が打ち出されていないところであります。

財政の役割は、景気の調整や所得の再分配のはずであり、予算は時の政府の政治姿勢を示すと言われております。岸田自民公明政権は、国民の生活実態に依拠した政治を進めようとして

いるのでしょうか。国民不在の政治から国民の命と暮らしを守る防波堤の役割を果たすことが、町政に求められているものであります。

本町の令和6年度も、6つの政策軸の下、心通う健康のまちづくりを推進していくこととしていきます。町民の思いがかなうまちづくりを期待するものであります。

今年度事業においても、一部改善、評価するものがあるものの、いまだ町行政が、法律、条例に準拠した施策が講じられていないこと、さらに行政が負担すべき事業を住民に対してその負担を強いていることであります。これらのことから、以下の事業の一部を述べて、改善、実施を求めるものであります。

初めに、総務課、防災対策室に関連する事業であります。

1つに、職員の定年年齢が後年65歳まで延長となり、新年度においても61歳の定年が延長されております。しかし、61歳から給料が3割削減されるなど、役職経験によっては非正規職員より減額になる賃金格差が生じる状況にもなる状況であります。高年者の育成意欲低下、職場の不団結等が懸念されることから、町民に奉仕する職場づくりからも、賃金格差の是正を求めるものであります。また、この会計年度任用職員の給料についても同様の措置を講ずることを求めるものであります。

2つに、区長制についてであります。

現在の区長の役割は、令和2年度に改正された地方自治法第138条4項3では、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができると定め、このことに準拠して依拠した本町の区長会の設置になっており、是正を求めるものであります。

3つに、地震に対応すべき減災対策で、震災に対応した木造住宅耐震改修工事助成事業等があります。旧耐震基準で建てられた昭和56年5月31日までの住宅に対し、住宅倒壊等の減災策としての助成事業であります。町独自の上乘せ助成を実施すべきであります。町は、現在においても住宅耐震改修の対象となる住宅の件数をいまだ把握していない状況であることから、早急な把握を行い、耐震改修診断事業を促進するよう求めるものであります。

4つに、歴史資料館近くに全国展開している薬王堂が出店することに伴い、汐見台四丁目上からセブンイレブンに通じる県道に横断歩道設置を県に要望することを求めるものであります。また、町内に設置されている信号機の早朝の点滅時間を、地域の車両及び歩行者の状況に即した地域住民の声を反映した改善を行うために県に改善を求めることを求めるものであります。

5つに、危険ブロック塀除去等費用補助金事業であります。教育委員会との連携の下、児童生徒の通学路の安全確保のため、早期改修を図ることが必要ではないでしょうか。危険ブロックであると指定された場所は、経年劣化によるものが主で、さらに危険ブロック塀の所有者の大半が高齢者であり年金暮らしでは、改修、撤去したくてもできないというのが現状であります。災害時に所有者を加害者にさせないためにも補助金の増額を行い、早期の改修を実施することを求めるものであります。

6つに、減災事業として、住宅用火災報知器への補助事業を求めるものであります。

7つに、吉田浜野山避難路設置事業であります。新規事業であります。設置することで、災害時の誘導施設として有効性に疑問を生じるものであります。既存の横断線で十分対応できるのではないのでしょうか。設置に反対するものであります。

次に、会計課関係であります。

予算書の事業表記についてであります。予算書の表記では節区分に係る事業説明がされており。ところが、決算書の表記では、予算節区分に準ずる事業説明がされていないことから、予算節区分に準ずる事業説明表記を求めるものであります。

次に、政策課関係であります。

1つに、65歳以上の自動車運転免許証返納者に対する1年間の町民バス無料助成事業であります。高齢者の利用条項を把握し、高齢者の社会参加、地域参加の足ともなるべき町民バス乗車料金減額及び恒久的無料化を求めるものであります。

次に、財政課であります。

汐見台南一丁目54地内、汐見台地区駐車場管理組合との土地賃貸借契約についてであります。新年度においても1台1,000円の25台で12か月分として年間30万円としておりますが、管理組合では55台の管理をしていることから、30台分36万円増額の66万円とする契約内容に見直しを求めるべきではないでしょうか。

次に、長寿社会課関係であります。

1つは、緊急通報システムについてであります。設置利用者が減少傾向にありますが、高齢者の増加、独り暮らし世帯の増加が見られる中、必要とされている方に制度の周知が十分されていないのではないのでしょうか。必要としても、連絡員を設けることが困難で設置できない高齢者もいるのではないのでしょうか。スマートフォン等の携帯電話での対応など、制度の見直し、周知と活用を呼びかけるものであります。

2つに、個別避難計画に基づく地区の区長や民生委員等の一部の方に、避難行動要支援名簿

が配付されておりますが、地区での実際の避難時での活用に戸惑いが生じているのが実情であります。改善を求めるものであります。

次に、子ども未来課関係であります。

1つに、児童遊園管理についてであります。県内10か所に設置されている児童厚生施設として、児童遊園の遊具等が設置要綱に準じている箇所が、ベンチ等の一部の設置は改善は見られますが、いまだ充足されていないことでもあります。設置すべき施設、遊具は、児童福祉法で定められているもので、地区民の意見で左右される施設、遊具ではないことから、国の法令等を説明理解してもらうために、設置者である行政の立場から改めて現地の確認を行い、児童福祉法等の明記されている設置要綱に準拠した施設設備を求めるものであります。

2つに、放課後児童健全育成事業であります。支援員の報酬、報償に関わることですが、政府では月額9,000円の報酬増額を設けておりますが、当局は事業者から報酬上げを行っているのか、きちんと支援員に渡っているのか、報告を求めるべきであります。

3つに、小学入学祝金支給事業であります。同対象者等に対して中学入学祝金を町独自で創設すべきであります。

次に、保育所についてであります。

1つは、会計年度任用職員が7名となっておりますが、正規職員14名の常勤保育士から見て、会計年度任用職員の比率が高い状況になっております。恒常的業務であることから、常勤雇用として保育事業の充実を図るべきであります。

2つに、国はこども未来戦略方針で保育士の配置基準改善を行っておりますが、新年度においては2歳児、3歳児の配置基準は見送りになりました。町の新年度発足時の3歳児受入れが17名となっていることから、町独自の加配配置を求めるものであります。

3つに、保育事業における給食費の負担も、物価高騰分は利用者が負担をするのではなく、町の負担とすべきものであります。学校給食同様に対応すべきではないでしょうか。

次に、健康福祉関係についてであります。

社会福祉協議会に委託している障害者等相談支援事業委託であります。昨年度の実績での報告、年間何と7,000件との報告がありました。役場本庁にも複数の社会福祉士がいることから、障害者及び家族等々の相談は、町が直接相談、支援すべきであります。改善を求めるものであります。

また、質疑には求めておりませんが、障害者福祉に関わる心身障害者医療助成事業についてであります。申請用紙の提出は省略されるなど一定の改善がされておりますが、乳幼児医療と

同じように障害者の医療費窓口負担を現物給付に切り替えることを求めるものであります。

次に、町民生活課の関係であります。

七ヶ浜町地球温暖化防止実施計画に、さらに事務連絡編の実行に当たり、公共施設の二酸化炭素排出削減の対象となる大規模施設である小中学校施設の照明灯がまだLED化に切り替えられていないことから、教育総務課及び関連する庁内関係部署と連絡し、早急の改善を求めるものであります。

次に、生涯学習課についてであります。

1つに、学校施設事業として、スケートボード場、新設された3X3コートに、照明施設の設置と使用時間の制度延長を求めるものであります。

2つに、近年ジェンダー平等、女性・女子の地位向上が呼びかけられ、町が策定している七ヶ浜町男女共同参画プラン2022から2026事業の中間年でもあることから、定めている5つの基本目標、社会情勢に対応した施策の推進に努めることを求めるものであります。

次に、教育総務課であります。

1つに、就学援助制度が、制度該当要件となっている扶養手当受給世帯に照らし、受給世帯数が少ない状況から、保護者に周知するに当たって分かりやすい、受けやすいために、家族構成を基にした対象年所得、年収入額等の事例を示した案内を提供することを求めるものであります。対象世帯の所得額計算等々については、税務課などに対応してもらいつくり上げることもできるのではないのでしょうか。

2つに、就学援助制度の給付品目の拡大であります。文科省の補助対象科目となっている体育実技用具品、生徒会費、PTA会費なども補助対象と全てすべきであります。

3つ目に、就学援助基準額の拡大であります。七ヶ浜町は、生活保護基準に準じて1.1倍の基準であります。多賀城市では新年度から基準額の1.3倍に改正しました。基準額の増額を求めるものであります。

4つ目に、七ヶ浜町交通安全プログラムでの交通、通学路の危険箇所、安全対策をさらに講じることを求めるものであります。

5つ目に、学校管理に関わる問題であります。校則等、ジェンダー問題が社会的問題になっている中で、学校の校則にも矛盾が生じているのではないのでしょうか。子供の意見、保護者の意見を聞きながら、改善を呼びかけるものであります。

6つに、学校給食についてであります。給食も教育の一環であることから、学校給食の無償化をすべきではないのでしょうか。

7つ目に、町民生活課でも述べました学校施設のLED化についてであります。促進を求めるものであります。

次に、建設課関係であります。

1つに、七ヶ浜町町営住宅で一般の入居者で低所得者に対する家賃減免の取組であります。七ヶ浜町住宅条例で定めている家賃の減免及び徴収猶予の基準に該当するような入居対象者に対し、具体的な事例を示し、分かりやすい制度の周知をすべきであります。新年度の家賃の減免、軽減の対象となっている世帯に対し、申請に係る通知を行っていることは評価するものでありますが、いまだこの通知の内容を理解できない、戸惑う入居者もいることから、未申請入居者に聞き取り申請を促す体制づくりを求めるものであります。

さらに、七ヶ浜町町営住宅家賃減免及び徴収猶予事務取扱要綱の第7条の被災者入居世帯を対象外にした条文の廃止を求めるものであります。

次に、いまだ撤去に伴う畳、ふすま等の張り替えは、経年劣化に伴うもので、入居者の負担、責任ではないことが、既に国交省住宅局が通知している原状回復をめぐるトラブル等ガイドラインに明記されていることから、条例等の見直しを行うべきであります。

また、町営住宅入居に対して、住宅条例第10条で連帯保証人の義務づけがいまだしておりますが、これについても国土交通省住宅局長通達により公営住宅管理標準条例において連帯保証人の義務づけを廃していることから、本町条例についても早急に廃止することを求めるものであります。

また、町営住宅単身者の入居条件についてであります。公営住宅法第23条及び施行条例第6条では、年齢を50歳以上の者と記載しておりますが、町の住宅条例では第6条2項2号に入居者が60歳以上と記しております。法に準拠した改善を求めるものであります。

また、被災時に対応するための空き戸の確保についてであります。確保後これまで1件の利用者世帯もないことから、この空き戸数については一般募集をするとともに、災害時の住宅提供については民間賃貸住宅を提供する制度をつくることを求めるものであります。

また、町営住宅管理第1項業務委託であります。石巻市では行政主導で地元にお金を下ろすために、民間事業者を行政が主導で立ち上げ業務委託をしております。本町でも、同様の業務を進めることを求めるものであります。

2つに、公園管理についてであります。町による年2回の除草になっていますが、3回以上の除草を求めるものであります。汐見台地区の緑道等の高木も含めた植栽の剪定についてであります。町が責任を持って周期的な剪定を設けることを求めるものであります。

また、君ヶ岡公園遊歩道で、橋がいまだに撤去されたままになっております。早急の改善を求めるものであります。

3つに、県に対し、子育て支援センターから役場までの県道脇の歩道の定期的な除草及び清掃を求めるべきではないでしょうか。

4つに、境山二丁目、三、四にまたがる町道の路面剥離の早期解決を求めるものであります。

以上の事業等を、新事業において十分反映、実施されていないことから、実施を求める立場で、本予算に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

私は、議案第27号令和6年度七ヶ浜町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

子ども・子育てについて、全国的に少子高齢化が進む中、本町においても例外ではなく人口減少は緩やかに進み、今後も大きな課題となってまいります。切れ目のない子育て策に関して、国は令和5年4月こども基本法を施行し、こども家庭庁を2023年4月に発足させて、妊娠期から子育て期までの子ども・子育て支援政策に力を入れております。本町の令和6年度の予算においても国の施策の動向を踏まえ、こども家庭センターを新たに設置し、児童福祉と母子健康保健の一体化を図ることできめ細やかな子育て支援策や、伴走型相談支援策の連携強化等を図っております。

次に、グローバル人材育成のステップアップの取組として、書く力、読む力の向上のため、文法力や語彙力の強化の取組や、CRIを招きグローバルな働き方を学ぶ取組を考えております。

町民の健康福祉に関しては、長期的解決策として発病する重篤化リスクの高い脳疾患予防のための脳ドック受診費用の助成や、糖尿病性腎症等への保健指導、健康寿命延伸の考えから、各種受診や予防接種の勧奨、フレイル対策、スポーツダーツの取組など、町民の皆様が健康を意識し、健康づくりに取り組める環境づくりを考えております。

次に、防災減災については、東北大学災害科学国際研究所との学術連携事業の下、津波災害等の避難路整備事業や避難誘導標識設置事業、大雨時の対策を考えております。

次に、DX、デジタルトランスフォーメーションは、全国的な推進進捗事業と比較すれば本町はやや遅れぎみではございますが、デジタル推進室を本年度から新しく設置し、住民サービスへの向上を考えております。

地域力の構築や、地場産業への取組及びまちの魅力再発見、創出に係る事業に取り組むまちづくり振興課を新設し、行政組織の一部改編を行うなど、町民の暮らしや命を守る予算が組み

込まれていることから、賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。佐藤壮一議員。

○9番（佐藤壮一君） 9番佐藤壮一です。

議案27号令和6年度七ヶ浜町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

今回の予算内容を見ますと、町民の安心・安全な暮らしを支える予算となっております。特に、以前から地区の要望があった中田団地から農協までの久保線を通学路として工事予算を計上されたことから、賛成といたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほか、討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和6年度七ヶ浜町国民健康保健事業特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第28号令和6年度七ヶ浜町国民健康保健事業特別会計予算について、反対いたします。

1つは、新年度から国保税が世帯平均で1万7,134円、率にして12.68%の引上げがされました。健康保険事業から照らして高過ぎる国保税を軽減するため、一般会計からの補填を行い、引下げをすべきではなかったでしょうか。

2つは、2019年、令和元年から国保の県単位化に伴い、国県の法的負担が定められておりますが、守られていないのが実情であります。国民健康保険法第5章第71条で示されている国の負担率は32%、調整交付金9%、合わせて41%であります。県負担となっている、繰入率は9%で、給付率の50%が国県が負担する分になっておりますが、令和4年度実績を見ると、国は29.5%、県が6.3%と、合わせて35.83%、新年度においても同様な割合の予算計上になっているものであります。被保険者に負担を負わせるのではなく、国や県に対し法に準拠した負担額を求めるべきではないでしょうか。

3つに、国の方針に基づき、短期被保険者証の発行期間を6か月と改善したことは評価する

ものでありますが、滞納世帯の生活状況を配慮せず、資格証明書、短期保険証の発行や資産の差押えの制裁は、納税者の健康と生活を脅かす立場からも行うべきではありません。

本町での資格証についての発行件数はありませんが、処置としていまだ設けていることから、未発行措置を求めるものであります。

4つに、平成30年度において資産割の廃止、さらに新年度からは国の施策に伴う未就学児への均等割の半額軽減を実施したことは評価するものであります。いまだ均等割、平等割での税加算が行われていることであります。交付税が著しく高くなる要因となっている、所得のない、せめて18歳未満までの均等割の軽減、または廃止を求めるものであります。そして、これに対し、当面町の応分の負担を求めるものであります。

新年度において、これらの事業実施を求め、本特別会計予算に反対いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 4番能勢鯨太でございます。

議案第28号令和6年度七ヶ浜町国民健康保健事業特別会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険事業は、国民皆保険を支える重要な医療制度であります。現在国保被保険者数の減少によって税収減、また加入者の高齢化などにより医療費の増加などによって財政状況は逼迫してきています。

令和6年度は税率の改定、一般会計からの繰入れなどの財政安定化策を行っており、また事業としては40歳から70歳までの特定健康診査、特定保健指導、がん検診などの補助、糖尿病性腎症などで重症化のリスクが高い方への受診勧奨など、厳しい財政状況の中これまでどおりの町民の健康増進策を図っております。

税率上昇を避けるため、一般会計からの繰入れをこれ以上増やすことは、国保非加入者が国保財政を支える構図となり、これ以上は控えるべきと考えます。

税率の改定につきましては、改定決定前から町の広報などで既に3回ほど説明、また告知をしており、十分な周知義務がなされたものとも言えます。

また本町より、国の負担率、県の繰入率を是正するという働きかけも引き続き実施されるということで、引き続き財政状況の改善努力は続けるということを期待して、本特別会計に賛成するものであります。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について討論を行います。

反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第30号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について、反対いたします。

介護保険制度は、少子高齢化が進む中で高齢者などの介護を家族だけでなく社会全体で支え合う制度として、2000年、平成12年度から始まりました。25年経過しておりますが、この間、制度の内容は当初から大きく変化しております。その主な内容は、これまでの介護給付とされていたものが給付対象から外され、市町村事業への負担の押しつけや、利用者の負担増になっている状況であります。

特に、保険給付から対象外とされた地域支援事業は、要支援者の訪問介護、通所介護を民間事業者やボランティアなどがサービス提供を行う総合事業となりました。この総合事業は、保険対象から外すことで給付の削減が進められ、さらに現在は要支援者が要介護者になっても、本人が希望し、市町村が認めなければ、総合事業のサービスを継続できるようになるという制度であります。ここにも、制度の後退化がうかがわれるのではないのでしょうか。

また、2019年、令和元年度から、第2号保険料の介護納付金も、加入者割から全面的な総報酬制に移行され、加入事業者の負担を増やし、国保補助金の削減が行われていることであります。

このように、地方自治体、事業者、利用者への負担の押しつけを推し進めている国に対し、

町当局及び町議会は疑問と異議を唱える立場に立つべきであります。このことを強く求めるものであります。

この負担によって、先日の新聞の報道でも、デイサービス事業者の8割が赤字経営という状況も報じられております。また、高齢者の保険負担となる第1号被保険者保険料の負担が制度開始から大幅に引き上げられていることでもあります。今期からの第9期の第1号被保険者の保険料が基準額で年間7万9,200円、率として6.45%引上げされました。第1号被保険者の第1期の年間保険料は基準額で3万2,880円でしたが、今期と比較し2.41倍の負担増になっているではありませんか。高齢者の負担が右肩上がりに増えるばかりの制度であります。国は、介護保険給付の抑制のために、利用料の2割負担の対象拡大や、多床室の有料化がまだ審議されているところでもあります。このことが実施されれば、高齢者の重症化が進み、家族の介護負担増を招かねません。必要としている人が安心して利用できる介護保険料にすることが求められております。

さらに、保険財源負担割合でも明らかであります。制度開始時の第1号被保険者割合は平均17%でありました。現在の第9期では、第1号被保険者の保険料負担割合は、居宅給付、施設給付とも23%の負担割合、制度開始から5%の負担増になっております。新年度において、高齢者の負担増、給付削減の見直し、高齢者を支える現役世代の負担軽減が求められております。

最後になりますが、2月22日の議会全員協議会に示された令和6年度の被保険者数6,192人に年度額保険料7万9,200円を乗じると4億9,040万6,400円になりますが、新年度予算に計上されている被保険者保険料が4億3,184万4,000円との大きな差が生じておりますが、この説明を求めるものであります。

これらの状況改善のために、国に対し制度の見直しと、町独自の軽減策を講じることを求め、本特別会計予算に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 2番鈴木 篤でございます。

議案第30号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

ますます高齢化が進み、厳しい運営が求められる中、第9期計画において標準段階を10段階から13段階へ多段化し、高所得者の標準乗率を引き上げる一方で低所得者の標準乗率を引き下げることで低所得者の保険率上昇の抑制を図るなど、介護保険制度の持続可能性を確保するための創意工夫がなされていることは評価すべき点だと考えます。また、この点は、健康で生き

がいのある支え合うまち七ヶ浜の実現にも適した予算内容となっていると判断いたします。

今後も、高齢者一人一人が地域で自立した生活ができるよう、介護保険が充実されることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第31号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について、反対いたします。

改めて、後期高齢者医療制度そのものが、高齢者、国民にとって何の利益にもつながらない制度であること、このことを述べ、さらなる改善、廃止を求めるものであります。

この制度の趣旨である高齢者の医療に関する法律第1条に高齢者の医療費の適正化を推進するための計画作成などと、でもお分かりのように、高齢者の医療費抑制、高齢者が医療機関にかからない、このことを最大の目的になっている制度であります。

以前の老人保健制度では、第1条に国民の老後における健康の保持、中略、もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることとなっており、高齢者の方々を敬う、美しむ、そういう制度から、医療から排除する制度に変わっていったと言わざるを得ないものであります。

発足当時後に、改善、盛り込ませた保険料の軽減措置などがされていた低所得者への応能割、応益割、元被扶養者の応益割などが次々と廃止されてきております。同制度が、高齢者人口割合が増えれば、若人との世代間の公平を図るという口実で高齢者の保険料が上がる仕組みになっていることから、国に対し軽減措置の復活を求めること、軽減措置が再度設けられるまで町独自にこの後期高齢者医療制度に対し支援策を実施することを改めて求めるものであります。

では、高齢者医療制度の具体的問題点を述べたいと思います。

1つは、改正ごとに高齢者の経済的負担が増えていくことであります。医療機関、窓口での負担が1割から2割に引き上げられました。政府は、さらに出産一時金費用の一部を後期高齢者医療制度に負担させる計画も出ております。所得割や限度額の引上げ、これなども懸念され

ていることでもあります。このことを見ただけでも、高齢者へのさらなる費用負担増の押しつけ、明らかになってきております。政府に対し、国庫負担の継続を求めるべきでないでしょうか。この制度が実施される前の高齢者の医療制度であった老人保健医療制度では、高齢者の保険料負担はありませんでした。

2つに、高齢者の保険料負担が2年ごとの改正に伴い引上げされていることでもあります。令和6年度、7年度で1人当たり平均7,323円、率として10.73%の負担増になりました。

3つに、発足当時から軽減措置されていた低所得者への応能割と、元被扶養者の応能割が廃止されてきたことで、先ほども言ったようにさらなる負担増になっているものであります。保険料の高い設定で国民世論に押されて、発足当時から設けてきたこれらの軽減措置、これまで後期的制度として定着した制度であります。国民に知らされることなく、これらの軽減措置が廃止されてきております。国に対し、改めて復活を求めるべきではないでしょうか。そして町独自の支援を行うべきであります。

4つに、普通徴収保険料が6,326万5,000円で、全保険料徴収率の30%計上されておりますが、この対象者は年金受給年額18万円以下の高齢者であります。さらに、保険料滞納繰越金7万3,000円が計上されておりますが、この対象者も年金受給年額18万円以下の方であります。本町において、現在発行者は出ておりませんが、滞納された高齢者に対し制裁として短期被保険者証等々も国保同様に関連して設けているものであります。後期高齢者医療制度では、年金天引きすることが実態生活から好ましくないことから直接徴収になっているものであります。高齢者の経済状況を考慮した対応と、福祉の向上と健康保持の立場から、本町では短期被保険者証の発行を廃止すべきであります。

最後になりますが、同制度の法第100条では、若人人口の減少に伴う措置として、平成20年度の高齢者人口と若人人口を基準とし、2年ごとに後期高齢者の保険料の負担割合を、若人の人口減少率の2分の1の割合で高齢者負担になっております。その分、支援金の負担率を引き下げる条文になっているものであります。高齢者の保険料が改正のたびに増える仕組みになっております。高齢者の負担ばかり増える制度は廃止させるべきではないでしょうか。

町は、長年社会に貢献された高齢者が住みなれた七ヶ浜町で安心して福祉と医療が受けられるために、経済的負担、不安のない制度を国に求めるとともに、高齢者に寄り添った町独自の支援策を講じるべきではないでしょうか。

このことを求め、本特別予算に反対いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美です。

議案第31号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

75歳以上、もしくは65歳以上で障害を持つ高齢者は、広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し給付を受けております。現役世代と高齢者の分担ルールが明確化されており、保険料を納めるところとそれを使うところを、都道府県ごとの広域連合の一元化により、財政運営責任においても明確化されております。

さらに、都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担するといった制度となっており、現行制度を評価推進するものであります。加入している市町村の役割は、保険料の徴収及び被保険者の利便性の向上に寄与する窓口業務を行うことであります。

計上されました令和6年度の歳入歳出予算は、前年度比14.3%の増であります2億6,700万円となっておりますが、歳入に関しては被保険者の増加が見込まれること、歳出に関しては後期高齢者医療広域連合納付金となっており、適正に予算措置が取られているものと評価いたします。

納付先の後期高齢者医療広域連合とは、高齢者の心身の多様な課題に対しきめ細やかな支援をするため、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業を連携しながらこの事業を実施していくことも、高齢者の健康維持を推進していただけることを期待し大いに評価いたします。

また、低所得者等に対する保険料の軽減措置のために、公費負担分として保険基盤安定繰入金においても対前年度比5.2%増で計上されており、低所得者にも配慮されております。

そして、団塊の世代を迎え、被保険者数の増加や高齢に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、制度を安定的に維持するために、現役世代と高齢者の方々がそれぞれの能力に応じ公平に負担し合うことが重要であることから、その理解を深めるための周知徹底を今後も丁寧に継続されるなど、被保険者の方々が必要な医療を安心して受けることができるよう、令和6年度においても円滑な執行に努められることを期待しております。

また、最後になりますけれども、物価の高騰をはじめとする後期高齢者の生活を取り巻く状況を十分に把握し、被保険者の保険料負担や市区町村の公費負担が過度なものとならないよう、国による新たな仕組みや財政措置を行うことを、本町としても要望していくべきものと考えますので、引き続き県と連携し国への要望や意見を伝えることを期待し、賛成の討論といたします。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第32号、令和6年度七ヶ浜町水道事業会計予算について、反対いたします。

同事業では、国の物価高騰対応重点支援給付事業を活用し、水道事業においてこの間、期間限定であります。上水道基本料金減免を実施してきたことは一定評価するものであります。

水道法第1条の目的、この法律は水道の布設及び管理を適正かつ合理的にならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに供することを目的とすると記載しております。このことに照らせば、仙南・仙塩広域水道事業所との平成22年度からと、今期、令和6年度の4度に及ぶ受水契約金額の引下げ、この引下げで、さらなる引下げが可能なことから同事業の問題点を指摘し、新年度事業において改めて水道料金の引下げを求めるものであります。

1つは、仙南・仙塩広域水道との平成22年度から令和5年度の間3度の受水契約料金引下げ改定で、仙南・仙塩広域水道事業に支払う金額が約2億2,190万円削減されております。広域水道に支払いがなくなったこの2億2,190万円を使用料金として徴収していた町民に返金すべき立場から、使用料金の引下げに充当することを求めるものであります。

2つに、仙南・仙塩広域水道事業との令和6年度から令和10年度までの受水契約内容であります。年々1日平均配水量が減少しており、新年度においても前年度比よりさらに減少し、1日平均配水量が4,369トンになっているにもかかわらず、日量5,600トンの契約をしているのであります。必要のない1,231トンの受水料金まで、結局町民に負担を負わせていることであります。この過大な見積りによる負担分は、使用者負担ではなく一般会計からの繰入れを行い、町が責任を負うべきであります。

さらに、指摘しなければならないのは本町の最終受水契約水量であります。本町の最終受水契約水量は、日量何と1万900トンであります。この最終受水契約年度は、現段階では定め

ない未来永劫とも言える最終受水契約内容であります。さきに述べたように、新年度における本町の1日の予定使用量は約4,369トンであります。実態に即した最終受水契約量にすべきであります。そこで問題にしなければならないのは、宮城県の仙南・仙塩広域水道事業での取水量と契約している自治体への総配水量の関係であります。今期、仙南・仙塩広域水道事業と受水契約した、仙台市を含む17自治体の令和6年度の総受水量は22万2,900トン、令和15年度予定でも22万3,600トンとなっております。ところが、仙南・仙塩広域水道事業の取水契約は、ダム取水日量30万トン、白石川からの河道取水日量が29万5,000トン、合わせて日量59万5,000トンであります。仙南・仙塩広域水道事業では、白石川からの河道取水日量29万5,000トンの受水契約はいまだ中止になっておらず、平成2年度事業開始から現在においても棚上げ状態にあります。仙南・仙塩広域水道事業の計画取水量が実態にそぐわない過大な計画と言わざるを得ない状況となっております。仙南・仙塩広域事業に対し、白石川からの河道取水契約の中止を求め、実態、実績配水量に即した最終受水契約に改めることを、県に求めるべきではないでしょうか。この実態に即した受水量に見直せば、支払い必要のない年間6,500万円が七ヶ浜町の水道料金の引下げに充てることもできるものであります。

3つは、仙台市からの受水料金のトン当たりの料金が、仙南・仙塩広域水道事業と比べると相変わらず高い水道料金に設定されていることであります。令和4年度実績で見ると、仙南・仙塩広域水道のトン当たり120円ありますが、仙台市は927円と約7.8倍近くになっていることであります。このことは、仙台市からの1日受水量が2.5%しかないのに支払う金額が全体の16.8%の割合になっていることでも明らかであります。なぜ、少量の高い水を買わなければならないのでしょうか。13年前の東日本大震災でも、仙南・仙塩広域水道、仙台市分水からの水道料が途絶えられました。この日水量を400トンに見直せば、年間約6,600万円仙台分水からの削減ができるのであります。

そして、4つには、いまだ多額の現金預金がされていることであります。この現金預金は、冒頭にもお話しした仙南・仙塩広域水道からの度重なる水道料金、受水料金の引下げによるお金のため込みであります。震災前の現金預金は7億3,456万円でした。震災復興事業で目減りするどころか、令和6年度末で未収金を除く現金預金は15億5,093万円と倍以上になっているのであります。さらに、今後の送水管の老朽に伴う入替えには企業債起債が認められていることから、必要のない現金預金の計画的な取崩し、町民へのさらなる水道料金の引下げに充当することを求め、今年度事業予算に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 3番佐藤信輝です。

議案第32号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計予算について賛成の立場から討論いたします。

受水費の契約水量と基本料金は、令和6年度から覚書に基づき設定されていると理解しております。令和6年度資本的収支における不足額は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等をもって補填することとなりました。本町独自の消火栓維持管理負担金継続による水道料金の抑制や水道事業会計未処分利益剰余金を、将来必要となる建設改良積立金に、不測の災害時による施設の補修等の積立てに充てる財源の確保のほか、老朽管更新工事、配水管整備事業等、昨年に引き続き水道ビジョン及び施設更新計画に基づく施設整備を行う予定でもあります。

また、物価高騰対応重点支援の地方創生臨時給付金による3か月間水道料金の基本料金免除など早急な対応を図り、安心・安全な水の安定供給に努め、今後も状況改善策を講じていく方針であることから、本予算に賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第33号、令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計予算について、反対いたします。

一般会計から、さらなる補助金繰入れを行い、使用料金の引下げを求めるものであります。

下水道事業会計の主な事業は、下水道布設等に要した起債の償還金返済、施設維持管理費を安価な使用料金と一般会計からの応分な繰入れで賄う事業であります。新年度の事業内容を見ますと、一般会計からの補助金繰入れが前年度当初予算より8,278万7,000円削減され1億7,803万2,000円しか計上されていないことであります。

平成17年度から下水道財政計画により使用料金が約18%引き上げられました。引上げの主な理由は、歳出に占める一般会計からの補助金の削減をするためであります。当時の事業会計において収入に占める一般会計補助金繰入れ予定額は4億6,000万円代と、収支に占める企業債償還額は約5億円台で試算しておりました。このとき、この事業計画の企業債償還に資本費平

準化債を活用すれば、使用料金を引き上げなくても事業運営できることを私は提起いたしました。この資本費平準化債を現在も活用してきた結果、現在の事業内容では一般会計からの補助金繰入額が1億7,800万円に4割削減、企業債償還額については2億9,400万円と6割台に、それぞれ事業改善されてきております。これらのことを見れば、使用料金を引上げしないで、十分事業運営ができたことを証明するものであります。

新年度事業において、使用料金の引下げをされてこなかったこと、このことで、町民への負担が過分である。新年度事業において使用料金の引下げを実施することを求め、反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論あります。鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 1番鈴木洋市でございます。

議案第33号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計予算について賛成の立場から討論いたします。

本事業は、令和6年度より地方公営企業法の適用を受ける公営企業となり、水道事業と同様の企業会計方式による予算内容に変更なされました。

収益的収支について、収入は人口減少や節水機器の普及等の要因により、下水道使用料は減収の見込みではあります。一方支出に関しては地方公営企業会計移行業務委託完了による委託料の減額、流域下水道維持管理負担金は負担金単価が電力料金等の物価高騰を受けての増額などの要因はあるものの、収支のバランスは取れているものと判断いたします。

資本的収支については、社会資本整備総合交付金事業など増収の要因はあるものの、仙塩流域下水道建設負担金など増額された支出もあり、資本的収支には不足額が生じておりますが、不足額に対しては当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額引継金及び当年度分損益勘定留保資金をもって補填されるものであります。

下水道事業において、下水道施設の長寿命化を図るため施設の維持補修や、機器設備の更新を計画的に進めていくものであり、企業会計方式への変更により今後さらに独立採算性及び透明性が高まり、経営状況を分かりやすく提供されると認識しております。

令和6年度、町民が暮らしやすく中で、社会資本整備総合交付金事業などによる下水道整備を進め、下水道を使用する方々が衛生的かつ快適に生活できるよう、施設の計画的な維持管理と効率的な事業運営がなされるものと判断し賛成の討論といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。午後1時15分から再開いたします。

午後0時19分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第9 陳情第2号 「物価及び原油価格高騰、製造及び物流等のコスト高、人材不足及び高齢化並びに賃金引上げなど構造変化に対応した経済対策についての要望書」の委員会審査結果について

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、陳情第2号「物価及び原油価格高騰、製造及び物流等のコスト高、人材不足及び高齢化並びに賃金引上げなど構造変化に対応した経済対策についての要望書」の委員会審査結果について議題といたします。

審査の結果を、総務産業常任委員会佐藤壮一委員長より報告願います。御登壇願います。

[総務産業常任委員会委員長 佐藤壮一君 登壇]

○総務産業常任委員会委員長（佐藤壮一君） 日程第9、陳情第2号「物価及び原油価格高騰、製造及び物流等のコスト高、人材不足及び高齢化並びに賃金引上げなど構造変化に対応した経済対策についての要望書」の委員会審査結果について御報告申し上げます。

令和5年第2回定例会12月会議において総務産業常任委員会に付託されました陳情第2号「物価及び原油価格高騰、製造及び物流等のコスト高、人材不足及び高齢化並びに賃金引上げなど構造変化に対応した経済対策についての要望書」について、令和6年1月24日に陳情者の説明を受け、委員会で審査した結果、採択すべきものと決しましたことを御報告いたします。

採択に至った理由は、我が国の経済が新型コロナウイルス感染症からいまだ回復に至らず、燃料、原材料の供給制限により物価及び原油価格高騰が続いており、また製造、物流、販売コストの上昇など、複合的かつ構造的な諸課題への対応が求められております。経済の先行き不透明感に加え、頻発する大規模自然災害の発生など、さらなる経営環境の悪化が予想され、地域経済、地域コミュニティーを支える経済対策は急務であります。

そうしたことから、1、プレミアム商品券発行事業の実施による地域を支える事業者の経済

発展、活性化を図ること、2、地域コミュニティの持続的な維持により地域住民の安心・安全な暮らしの支えとなること、3、中小事業者の新たな販路開拓などきめ細やかな伴走型支援がこれまで以上に重要であること、これらの地域を支える中小・小規模事業者の支援に重点を置いた経済対策の早期実現が必要であると判断し、採択すべきものと決しましたことを御報告いたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ただいまの報告に対して質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

佐藤壮一議員、降壇願います。

これより討論に入ります。初めに、本陳情に対して反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、本陳情に対して賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本陳情は採択と決しました。

暫時休憩。

午後1時20分 休憩

午後1時21分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

お諮りいたします。先ほど、佐藤壮一議員より、地域を支える中小・小規模事業者の支援に重点を置いた経済対策の早期実施を求める意見書の提出についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後1時21分 休憩

午後 1 時 22 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

追加日程第 1 議員提出議案第 4 号 地域を支える中小・小規模事業者の支援に重点を置いた経済対策の早期実施を求める意見書の提出について

○議長（安倍敏彦君） 追加日程第 1、議員提出議案第 4 号地域を支える中小・小規模事業者の支援に重点を置いた経済対策の早期実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、佐藤壮一議員へ説明を求めます。御登壇願います。

〔9 番 佐藤壮一君 登壇〕

○9 番（佐藤壮一君） 追加日程第 1、議員提出議案第 4 号物価及び原油価格高騰、製造及び物流等のコスト高、人材不足及び高齢化並びに賃金引上げなど構造変化に対応した経済対策についての要望書。

それでは、私のほうから、議員提出議案第 4 号について御説明させていただきます。

地域を支える中小・小規模事業者の支援に重点を置いた経済対策の早期実現を求める意見書を地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、我が国の経済が新型コロナウイルス感染症からいまだ回復に至らず、燃料、原材料の供給制限により物価及び原油価格高騰が続いており、また製造、物流、販売コストの上昇など、複合的かつ構造的な諸課題への対応が求められております。経済の先行き不透明感に加え、頻発する大規模自然災害の発生など、さらなる経営環境の悪化が予想されております。地域経済、地域コミュニティーを支える経済対策は急務であります。

そうしたことから、1、プレミアム商品券発行事業の実施による地域を支える事業者の経済発展、活性化を図ること、2、地域コミュニティーの持続的な維持による地域住民の安心・安全な暮らしの支えとなること、3、中小事業者の新たな販路開拓などのきめ細やかな伴走型支援がこれまで以上に重要であること、以上のことから、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出を提案するものです。

また、提出先は体裁のとおりでございます。

以上私の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

佐藤壮一議員、降壇願います。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、賛成
討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたし
ます。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は
原案のとおり可決されました。

日程第10 議員提出議案第1号 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（安倍敏彦君） 日程第10号、議員提出議案第1号七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正
する条例についてを議題といたします。

提出者、仁田議員の説明を求めます。御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

それでは、議員提出議案第1号について説明させていただきます。

七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町
議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提案の理由については、課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本条例の一部を改
正するものでございます。

七ヶ浜町議会委員会条例の新旧対照表を御覧ください。

総務産業常任委員会の所管事項中、課設置条例の改正により廃止される政策課、財政課、産
業課を、新たに設置される企画財政課、まちづくり振興課、デジタル推進室に改めるものであ
り、また課設置条例に規定されている順に整理するものであります。

また、教育民生常任委員会の所管事項についても同様の整理を行うものであります。

なお、この条例は附則にございますとおり令和6年4月1日施行とするものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員提出議案第2号 政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書の提出について

○議長（安倍敏彦君） 日程第11号、議員提出議案第2号政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、歌川議員の説明を求めます。歌川議員、御登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 議員提出議案第2号政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書の提出について、以上の議案を地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により、以下のとおり提出するものであります。

裏面に、政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書案が載っております。

前ページに戻りまして、提案理由。

自民党の派閥が政治資金パーティーの収入の一部を収支報告書に記載していなかった問題について、政治資金規正法違反の疑いが強く指摘されております。政治資金規正法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支を公開し、公明公正な政治活動の確保、民主政治の健全な発展に寄与することを目的とし、国民に対し政治活動の実態を明らかにすることを本旨としている。今般の件は、同法に抵触するものであり、政治への国民の信頼を著しく損ねる行為である。よって、国においては高まる国民の政治不信を払拭するため、今回の疑惑の全容を徹底解明されるよう、政治的責任において関係当局の調査に

全面協力をするとともに、国民への説明責任を果たすことが必要であるため、意見書の提出を提案するものであります。

各議員の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 1点のみ。私は自由民主党の議員ではないので、まず自由民主党だけじゃなくて、立憲民主、公明も出ているんじゃないんでしょうか。その点いかがですか。書面的に自民党だけを責めるんですか。

○議長（安倍敏彦君） 歌川 渡議員。

○12番（歌川 渡君） そうですね、今のところ私どもの把握している、衆参で自民党の85名を対象と今のところしています。その中でまた広がれば対象に、今のところ、上脇教授の中でのこういう85名ということが上がっているんで、これがさらに拡大すればそういう可能性は出てくるのかなと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

歌川議員、降壇願います。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。岡崎議員。

○11番（岡崎正憲君） 11番岡崎正憲です。

議員提出議案第2号政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書の提出について、反対の立場で討論します。

まず、今回の政治資金の還流とその処理に対しましては、意見書提案者ばかりでなく、多くの国民、そして私も含め憤慨に堪えないものと捉えております。国民から選ばれた立場の国会議員としては、その政治倫理を疑いたくなるものでもあります。この案件に限らず、与野党の議員による倫理の欠如が原因と思われる事案も多発していることを憂える者の一人でもあります。本件もその一つと捉えております。

さて、今回の事案に対しましては、疑惑解明に向けて国民への説明責任を果たすことは当然であります。政府の対応や報道を見ている限り、衆参両院制政倫審での追及が続いており、原因究明を行っている最中であること、また規正法等の見直しを図ろうとしている状況でもあり、内部からの自浄作用を進めようともしております。

これらの状況を見守ることも必要なことでありまして、あえて意見書を提出する時期ではないと判断するものであります。

以上の理由により、意見書提出に反対するものです。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。（不規則発言あり）ほかにありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 座ってください。起立少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第12 議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出について

○議長（安倍敏彦君） 日程第12号、議員提出議案第3号後期高齢者医療制度に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、歌川 渡議員へ説明を求めます。御登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 議員提出議案第3号後期高齢者医療制度に関する意見書の提出について、上記の議案を地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により、以下のとおり提出するものであります。

裏面に、後期高齢者医療制度に関する意見書案が載っております。

提案理由については、全文について、一部補足し、提案理由を読み上げていきたいと思っております。

後期高齢者医療制度については、平成20年の制度導入以降、様々な議論や見直しがされており、制度運営に当たっては今日まで市町村と広域連合の連携の下、懸命な努力を積み重ねてきました。

この15年間、後期高齢者医療保険料は2年ごとに引き上げられ、令和6年度においても均等割年額2,760円、所得割率0.66%が引上げされました。さらに、令和4年10月からは医療費の窓口負担が、令和7年度まで軽減措置が取られているものの、所得が一定を超える高齢者、いわゆる現役並みの高齢者については、1割から2割への引上げとなっており、この間の制度見直しにより高齢者の生活への負担が大きくなっている状況であります。

一方、後期高齢者の置かれている生活環境はこの2年間で大きく変化し、コロナ禍での受診抑制と物価高騰、さらには年金額引上げが物価上昇に追いつかず、実態的に所得の目減りとな

り、単身と夫婦のみの高齢者が増加する中、保険料の負担が大きく生活に影響している状況であります。

本制度は、今後の医療費の増大、後期高齢者人口の増加により、保険料の負担割合が増加する制度設計となっているものであります。医療や介護にかかる高齢者負担がますます増大すると考える中、保険料負担の在り方については十分な配慮が求められているところであります。

よって、七ヶ浜町議会は、被保険者の過度な負担を招くことなく、安心して医療を受けられることができるよう、国の責任において財源措置を含め必要な措置を講じることを強く要望するものであります。

補足であります。この後期高齢者医療制度に関する意見書については、この2月に開催された宮城県後期高齢者医療広域連合でも同様の意見書を全会一致で提出していることを付け加え、報告いたします。

慎重審議の上、よろしく願います。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点のみでございます。先ほど説明におきまして、広域連合でも同様のものを提出されているということでございました。私も、後期高齢者の人口増加により今後の医療費拡大が懸念されているところは同調するものでございます。そういったことから、広域連合での意見提出に至った経緯と、本町との整合性、再度、説明いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川 渡議員。

○12番（歌川 渡君） 分かりません、私、広域連合の委員じゃないので。隣にいる方に聞いていただければと。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） あくまでこれは同等なものを提出するというところで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 歌川 渡議員。

○12番（歌川 渡君） はい、そうです。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

歌川 渡議員、降壇願います。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたしま

す。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。1時50分再開いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第13 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第13、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、13番仁田秀和議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和議員でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

大綱1点目は、施政方針及び少子高齢化対策についてであります。

今般、議会に計上された当初予算は、昨年9月の任期満了に伴う改選後初めて示される施政方針の下での予算編成となりました。また、4月からは行政サービスの向上を図るために必要な組織改編がされることとなり、それに伴い総合計画からなる基本方針、そして施策目標達成のための各種事業も、新たな体制における事業展開が示されたところでございます。

そこで、当初予算は可決いたしました。組織改編をどのように生かし、時代に即した施策展開を図るものなのか、また本町が抱える少子高齢化問題の解決策としての取組も併せ、以下の点について、町長の考えを伺うものであります。

1点目は、令和6年度で新たに取り組む施策と目標について、改めて伺うものであります。また、組織改編による経営戦略についての考えを併せて伺います。

2点目は、本町の少子高齢化の深刻度について町長はどのように捉えているのか伺うものであります。

3点目は、施政方針が基となる令和6年度の予算編成におきまして、少子化及び高齢化について、それぞれの課題解決に向けた取組について伺います。

4点目は、高齢化が進む地域の実情に合わせた考え方や、町としての取組等の支援策について伺います。

大綱2点目は、公共施設の更新問題についてでございます。人口減少や少子高齢化、社会構造の変化などにより、国や地方公共団体も財政状況が厳しい状況になっていることから、適切な公共施設の管理運営が求められております。しかしながら、本町の公共施設においては、老朽化や劣化が顕著となっている施設もございます。そこで、公共施設の建物系において、建て替え及び大規模改修、長寿命化の考え方について伺うものであります。

1点目は、公共施設において老朽化に伴う経年劣化などにより建て替えや大規模改修を必要とする公共施設は現状であるのかどうか。基本的に、最終的には建て替え、大規模改修が必要になるわけでございますが、現状においての町長のお考えを伺うものであります。

2点目は、公共施設の多くは災害時において避難所などの機能を有する施設となっておりますが、現状で災害時に避難所として十分に対応できる施設となっているのか伺うものであります。

3点目は、特に老朽化が著しい役場庁舎についての大規模改修を目的とした基金創設などの考えを伺うものであります。

大綱3点目は、今年1月に発生した大しけの影響によるノリ養殖施設の破壊やアカグサレ病に伴う減収への救済策についてでございます。

今年1月21日、22日に宮城県沿岸におきまして発達した低気圧の強風や高波の影響により、本町のノリ養殖にも多大な被害を受けました。さらに、その大しけ後も1週間ほど強風が続き、非常に危険であったため、被害確認に船を出すことができず、ノリ養殖いかだなどの施設に手をつけられない状況が続き、ノリの収量や品質低下を招くアカグサレ病が拡大してしまったとでございます。その後の収穫の傍ら施設撤去などは進められたそうですが、施設破壊と品質の低下で大きな打撃を受けていると聞いております。

そこで、本町の特産物でもあるノリの養殖業者を支援するために、県漁協七ヶ浜町支所と協議の下、被害を受けた施設の処分費や、今後の事業支援に向けた資材購入費及びアカグサレ病に伴う減収についての、町としての救済策について伺うものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、施政方針及び少子高齢化対策について、第2問、公共施設の更新問題について、第3問、今年1月に発生した大しけの影響によるノリ養殖施設の破壊やアカ

グサレ病に伴う減収への救済策について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） それでは、13番仁田議員の1問目の御質問、施政方針及び少子高齢化対策についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、令和6年度で新たにに取り組む施策と目標は、また組織改編による経営戦略はについて、お答えをさせていただきます。

施政方針でも申しましたとおり、令和6年度におきましても引き続き6つの政策軸と、それに連携させた逍遥のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

令和6年度において取り組む主な施策としましては、避難対策事業、吉田浜野山避難路整備事業、そして二分沢ため池長寿命化防災減災対策事業、そしてこども家庭センター事業、脳ドック受診費用助成事業、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業でございます。

避難対策事業については、津波災害時の徒歩避難者の避難経路確保、二分沢ため池長寿命化防災減災対策事業については、ため池の長寿命化及び防災減災対策を図るものでございます。

こども家庭センター事業につきましては、令和6年4月1日施行の改正児童福祉法に基づき、児童福祉と母子保健を一体的に運営するこども家庭センターを子ども未来課に設置するもので、相談支援体制の連携強化を図り、妊産婦や子育て家庭へのきめ細やかな対応を実施してまいります。

健康づくり面では、脳ドック受診費用助成事業については、町内の40歳から70歳までの5歳ごとの町民を対象に脳ドック受診費用の助成を実施し、脳血管の病的変化を早期に発見し、脳血管疾患による死亡リスク低減を図ってまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業については、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸とフレイル予防等、医療費、介護給付費の増に係る抑制に取り組んでまいります。

役場の内部組織の改編につきましては、まず、まちづくり部門と産業課を統合したまちづくり振興課を新設をいたします。私が掲げる政策軸のうち、地域力の構築、地域交通対策、地場産業への新たな挑戦及び町の魅力の再発見・創出に係る事業については、これまでそれぞれの課において連携して取り組んでまいりましたが、各政策とも関係性が高いものであり、一体的に取り組む体制にすることにより、さらに推し進めていきたいと考えております。

また、複雑多様化する行政課題に対応するため、企画部門と財政課を統合した企画財政課を新設します。政策実現のための計画立案、実施計画等に伴う予算及び事業評価につきましても、

これまで以上に連動させさせていく必要があります。それらを統括する体制とすることで、効率的な行政運営に取り組んでまいります。

さらに、デジタル社会形成の推進に横断的に取り組む体制としてデジタル推進室を新設し、DX、デジタルトランスフォーメーション推進計画に取り組んでまいります。

次に、2点目の御質問、本町の少子高齢化の深刻度について町長はどのように捉えているかについてお答えをさせていただきます。

少子高齢化は、日本が直面している最も深刻な社会課題の一つであります。厚生労働省が発表した令和5年の出生数が76万人を割り込むという状況を見ても、政府と地方自治体が一体となって対策に取り組むべき重要な課題と捉えております。先般、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した七ヶ浜町の将来推計人口では、約25年後の2050年の総人口は1万1,250人。そのうちゼロ歳から14歳までの人口は800人で7.1%の構成、15歳から64歳人口は4,951人で44%、65歳以上の人口は5,499人で49%を構成すると、人口の約半分を65歳以上が占めるとの推計がされております。また、15歳から64歳の生産年齢人口は5,000人を切るとの推計がされており、労働力の減少や地域経済への影響など、町の活力の面においても懸念される状況が示されており、本町における大きな課題と捉えており、政府がこれから打ち出す施策や制度を注視して、町の対応を考えてまいりたいと思います。

次に、3点目の御質問、施政方針が基となる令和6年度の予算編成において、少子化及び高齢化についてそれぞれの課題解決に向けた取組とは何かについてお答えをさせていただきます。

全国的に少子化が進む中で、本町におきましては、人口減少に伴い若い女性の減少が課題と捉えております。世代間のコミュニティーや、子育て世帯への関わりを高め、子供たちが健やかに元気で活力あるまちづくりを進めるため、不安の解消や子育てしやすい環境づくりに取り組んでいくことが必要であると捉えております。

令和6年度では、こども家庭センターを設置し、子供のいる家庭の情報の把握に努め、子育て世帯の孤立化を防ぐための事業や、サポートや支援に取り組んでまいります。

具体的には、出生後各種乳幼児健診の間隔で生後6か月から7か月の乳児のいる家庭については全戸家庭訪問や、保健師、保育士、栄養士による相談を行う1歳児健康相談など、町独自の事業を実施してまいります。

また子育て支援においては、切れ目のない事業計画とすることで、子育て世帯と専門職との顔の見える関係を築き、定期的に状況の把握と相談機会の確保に取り組んでまいります。

また、地域の関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子供に

対し適切な支援につなげることにより、虐待等の未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

さらに令和6年度予算での新たな取組として、育児に対する不安を解消するため、母子の産後の負担軽減を図ることを目的に産後ケア事業の拡大を図ってまいります。この事業では、自宅に訪問し、相談支援や乳房ケアを行ってきた既存の訪問型対応に加え、助産院などへ日帰りで通う通所型をメニューに追加してまいります。産後ケア事業を積極的に利用してもらうことにより、産婦の心身の休養と育児支援の充実に取り組んでまいります。

現在、政府では、次元の異なる少子化対策としてこども未来戦略を閣議決定し、児童手当の拡充をはじめ、経済的支援のための取組が進められようとしております。つきましては、今後の国や県の動向を注視しながら、本町における少子化の実情を踏まえ、子育て支援に係る施策についてアンテナを高くし、取り組んでまいりたいと考えております。

高齢化に対する取組につきましては、今年度から後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の健康寿命の延伸や心身の多様な課題に対してきめ細やかな支援を実現するため、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業を実施してまいります。

対象者の個別支援では、高齢者の健康状態の把握や、状況に応じて必要なサービスへつなぎ、健康状態の悪化や、要介護状態となるリスクを防ぎます。

また、介護予防教室では専門職を派遣するなど、フレイル予防の普及啓発や健康相談を実施してまいります。

次に4点目、高齢化が進む地域の実情に合わせた考え方や、町としての取組等の支援策はについてお答えいたします。

高齢化が進展する中、高齢者一人一人が元気に生き生きと住みなれた地域で暮らし続けることができるまちづくりを目指し、令和6年度からスタートする町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を踏まえ、健康で生きがいのある支え合うまち七ヶ浜を基本理念の下、本町のスケールメリットを生かし、町民の顔が見える福祉の実現に取り組んでまいります。

また、高齢化や核家族化が進む中で、地域において特に見守りが必要な方々に対しましては、関係機関と連携しながら、本町が独自で整備する避難行動要支援者名簿を活用するなど、地域見守り体制の強化と充実に向けて取組を実践してまいります。

以上1問目の回答とさせていただきます。

次、2問目の御質問、公共施設の更新問題についてお答えさせていただきます。

1点目の御質問、建て替えや大規模改修を必要とする公共施設はについてお答えいたします。

議員御質問の要旨のとおり、当町においても今後少子高齢化や人口減少、DXの進展等により公共施設の利用形態も変化していくことが予想されます。さらに、生産年齢人口の減少等による税収の落ち込みも懸念されることから、公共施設等の適正な維持管理については今後の大きな課題の一つと捉えております。

まず、建て替えや大規模改修を必要とする公共施設について、現段階では、今定例会補正予算で議決いただきました野外活動センターの相撲場及びアーチェリー場の解体整地のほか、町民の健康づくりの強化拠点となる母子健康センター改築の素案づくりや、課題の整理をはじめ、新型コロナ集団ワクチン接種会場となった町武道館大規模改修に係るハードプランの策定に取り組む考えであります。

その他の施設に関しましては、七ヶ浜町公共施設等総合管理計画で示した基本方針を基に、長期的な視点を持ち、施設等の総合的かつ計画的な管理を行ってまいります。また、それぞれの所管課が施設ごとの状況分析や、ニーズの変化等を踏まえ、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、公共施設の多くは避難所など災害時の機能を有する施設であるが、現状で対応できるものかについてお答えいたします。

まず公共施設のうち、生涯学習センター、七ヶ浜国際村、アクアリーナ、各小中学校の拠点避難所と、各地区避難所や公民分館等合わせて24施設が指定避難所となっており、全ての施設が耐震化済みでもあることから、避難所として十分対応できる状態であると捉えております。

避難所運営マニュアルにおきましては、災害発生時には施設の安全確認及び安全確保を行い、被災状況の調査まで行った上で避難所開設の可否を判断し、使用可能箇所と不可能箇所に区別することとしております。災害の規模や種類によっては、一部避難所を使えなくなる可能性は否定できませんが、一部施設が災害で被災し万が一使用できない状況でも、別の避難所等に誘導することとしており、対応できるものと考えております。

次に、3点目の御質問、役場庁舎は特に老朽化が著しいが、大規模改修を目的とした基金創設などの考えを伺うについてお答えをさせていただきます。

現在、公共施設に係る大規模改修事業、その他の多額の経費を必要とする事業を円滑かつ効果的に行うための財源の一つとして、公共施設管理基金を積み立てて、各施設の改修、維持管理や老朽化対策など長寿命化を図っているところですが、議員御指摘のとおり役場庁舎は築60年が経過し、老朽化している状況であることは認識するところでもあります。

庁舎本体については、将来的には施設の集約化や複合化も視野に入れつつ、広く検討が必要

な時期が来ると考えておりますが、今後役場庁舎以外の公共施設の大規模改修なども想定されることから、今の段階では庁舎建設に特化した基金を創設する考えはありませんが、今後の財政状況など、長いスパンで見ながら考えてまいりたいと思います。

以上を回答とさせていただきます。

3問目の御質問、今年1月に発生した大しけの影響によるノリ養殖施設の破壊やアカグサレ病に伴う減収への救済対策についてお答えさせていただきます。

今年1月21日、22日に発達した低気圧による強風と高波により、本町ノリ漁業者の養殖ノリと養殖施設等に被害が確認され、宮城県漁協七ヶ浜支所より総額1億円を超える被害状況の報告がございました。2月29日には、宮城県から沿岸10市町の被害が確定し、被害総額18億17万円との公表がございました。

議員御質問のとおり、今回の大しけでは、直後から1週間ほど強風と高波が続き、被害を確認することすらできない日々が続き、養殖ノリにアカグサレ病が発生したとの報告もございました。漁業者は現在も被害施設の撤収や片づけと並行し、被害に影響なかったノリの摘み取りを懸命に行っているところでもございます。

御質問の被害漁業者への救済策につきましては、今回の大しけが宮城県沿岸全域にわたり広範囲な被害であったことから、宮城県漁業協同組合本所が各支所での被害を取りまとめ、金融支援に関して、宮城県、これ水産林政部へ相談し、漁業経営サポート資金の活用による無利子の融資制度を決定し、3月1日から県漁協融資審査課及び各支所で申込受付が開始されております。

また被害後に確認されたアカグサレ病も2月末時点で収まりつつあり、良品質なノリ生産が行われており、今月末を漁期とする収穫が少しでも多く生産されますよう切に願っているところでもあります。

なお、県漁協七ヶ浜支所管内の今期のノリ生産状況は、これまで第8回、これ3月1日までの入札が行われ、前年同期での前年比較では生産枚数89.2%と量は少ないものの、販売金額は105.1%と、今なお高値での取引が続いている状況にあります。

引き続き、宮城県漁協七ヶ浜支所と来期に向けた影響等を調査し、今後の対応等を協議したいと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

以上を仁田議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、大綱1点目の1点目から再質問させていただきます。

新たに取り組む施策と目標につきましては、予特の際にも説明をいただき可決しておりますが、新たな施策については国の施策や方針によるものが多くなっているなどというように見えるところがございます。不交付団体ではない本町においては国の方針も大事であります、町長には本町の特徴を生かすような施策展開が求められております。そこで、町独自事業についての政策立案について町長の考えを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それは。子育てとかそういった部分での（「全体的なもの」の声あり）全体的なものですか。

今、こういった状況で、よく先が見えないというか、複雑で曖昧な時代ということで、いろいろと、人口減少、そして本町も否めないということで、これは国全体が人口の減少が否めない状況でございます。毎年50万人から60万人近い、全国で、日本の国の中で人口が減っていると。ある意味で小さな1つの県が毎年消えていくような、時代の人口減少が続いて、今後も続くと考えています。

そういった中、いろいろと国が施策を今打ち出しており、例えば異次元の少子化対策とか、いろいろな形で今出していますし、あとは今後育児休業給付を拡充したり、2歳未満の子供は誰でも、賃金の10%上乗せした支給とかですね、来年度には、来年度じゃないですね、26年の4月には子ども通園制度、誰でも通園できるというようなそういった制度も、いろいろと今政策が打ち出されているということで、そういった事業の状況を見ながら、町としては政策をやはり考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 私が申し上げたいのは、やはり国がどうのこうの、国が示したからここに乗っかるのではなくて、町として特徴を生かした、それというのはやはり国全体の平均値ではないと思うんですよ、うちは。やはりそういったところに特化した、町長はよくポテンシャルを生かしてと、よく耳にしますが、そういったところを生かした独自の政策展開、そういったところの政策立案についてのお考えを伺いたかったものであります。再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） やはり、人口が増えて企業等が誘致されて、町がやっぱりある程度の裕福といいますか、財政状況も踏まえて、そういったことが施策が打てるのであればやりますけれども、うちの町としてもどうも人口が減っていく中、子供が減っていく中、そういった中でどういった対応ができるのかというのは、新たな大きな施策、そういったものはできない、で

きないというか注視していると。きめ細かな対応によって、まちづくりをしてまいりたいというふうな考えであります。私もそうできるのであれば、いろいろなことをやりたいという思いでもあります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういった財政面、そういったところに関しては、私も理解しております。それでいて予算も可決しているわけでございますので、そういった立場で再度伺いますが、やはり町としてこういったところのポテンシャルを生かし、どういう施策展開をしていくのか。それでいて、長計だったりとか、そういった少子高齢化問題であったりとか、この後の質問にも及びますけれども、そういったところをうちの町は伸ばしていくんだという、少し町独自の努力はないのではないかなというふうに見える部分がやはりありますので、そういったところについて、再度、財政云々ではなくて、もう少し本気度を出してやっていく意思について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 私なりにこれまで一貫して8年間、9年目に入りますけれども、6つの政策を軸として進めてきたということでございます。そしてやっぱり土地もない、そういった状況の中で企業誘致もなかなか難しい、そのほかの産業という産業といってもなかなかない中でやっていくのは人づくりということで、一貫して人材育成ということで、英語コミュニケーションであったり、地域公共交通も含めて、いろいろな形で6つの、いろいろな形で展開してきたつもりでございます。要は、今うちの町で抱える課題は何なのかと、それに対する対応はどうかということ、いろいろな問題点とかいろいろ、確かにありますけれどもそういった中で、それを6つという一つの私なりの課題と捉えてこれまで一貫して取り組んできたつもりでございます。それが例えば、ちょっと薄いとか、もっと思い切った大胆なことをやれと言われるのも、やっぱりきめ細やかに、やっぱり短期間のスパンではなくて長いスパンでやっぱり考えていくという思いでございます。やはり、最終的には人を残していくということが一番うちの町では大事だと思っていますので、その辺は御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ただいま6つの政策軸に係る事業を展開していくということで、今回一体的に取り組む方針として、まちづくり振興課について改めて伺いたいと思いますが、政策の具現化に向けてどのような組織体制で、どの程度の効果というものを期待されているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては、私もずっと、今の社会背景とかいろいろなを自分なりに考えてですね、今は文理融合じゃないかと考えています。なぜその文理融合と言うかというと、以前は文系の人間、理科系の人間ということで分けておりました。そして今の社会、デジタル化が入ってきて、今文系だけではいろいろなことを進めるのにも偏って、そういう専門性について偏った人だけではやれない時代だと。ですから、いろいろな文理融合で、技術的にもデジタル的にもいろいろなことを含めて、そういった様々な多様な視点から物を進めていくというのが必要なんじゃないかなという思いで、ある意味で統合してやるということでございます。そして今回は、どちらかというところと内部管理ですね。要は、町民に支障を来してはまずいので、窓口じゃなくて内部管理を充実させて、そういうフォーメーションでやっていきたいということで、課を再編させていただいたということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今の時代、デジタル化が入ってきてということでございますので、現在のデジタル技術の発展などを、行政サービスの向上や住民の生活の質の向上につなげるためにDX計画を推進し、今般組織改編でデジタル推進室が創設されたことは、時代に即したことで高く評価されるべきものだと思います。そこで、デジタル推進室の創設により期待される実効性について、目標達成のための有効性や効果について再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 今の、DX推進計画の推進につきましては、今現在も関係課のほうと連携して進めておりますが、さらに住民の方の利便性向上のために電子申請の部分だったり、ペーパーレスの部分だったりというところを進めていきたいと考えております。（「もう一度、最後のほう」の声あり）今現在検討しております子育て世帯の申請の部分ですね、その部分を、進めていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 目標達成に向けて、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

そこで各課の再編においては、先ほどから町長からも回答で連携を充実させていくということでございますが、企画財政、まちづくり振興、デジタル化の推進室、そこは政策展開にはやはり目標設定と調査・分析、さらに組織においては連携体制の構築などがあると思いますが、特に本町ではいろいろな場面で耳にしますが、連携体制についてであります。議会報告会でも、町の各課の横断的な連携体制についてよく指摘されております。

そこで伺いますが、施策目標達成に向け効果的かつ効率的に事業展開をするための、要は住民サービスの向上や効率化を図るために各課の連携体制について、情報共有や情報提供などの考え方、具体的に改善される点があれば伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、具体的にはこれということではないんですけれども、今まで課題となっていたのが、連携の会議が全然進まないという部分がありましたので、今後は数多く連携の会議を、担当ごとに擁して、数多く連携会議を開いていく。それが例えば、内部管理だけではなくて、1階部分の現場を持っている課の職員なんかを集めて会議を開くというようなことに尽きるんじゃないかと思っています。現実には令和5年度もできるだけそういったことという会議を持ってきたんですけれども、なかなかまだなじんでいないという部分があって、なかなか意見というものが集約化されないで来たというようなことなので、ちょっと私も含めてリードを、そういったものをしていきたいなと思っていますし、会議の中で課題、そういったものをもう少し集約したものにしていきたいなと思っていますので、今後はまずは連携会議、そういったものを数多くやるということで捉えていただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういった連携会議を数多くやれば、住民に対しても、住民にサービスが行き渡るのかということ、イコールなのかなとちょっと疑問が残るんですけれども、そういった現場の課からも十分に声を吸い上げて、課題点を見つけて対処していくということで理解してよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） そのとおりでございます。できるだけ現場のほうにそういった意見集約したものを落としていって、具体的に何をやるんだというようなことも指示したいと思っていますので、御理解をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それにつきましては、町役場だけが進めるのではなくて、住民も一体となってやはり進めていかないと、住民の理解というものが一番大事になってくるわけですので、その点についてももう一度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） ただいまの意見、参考にさせていただきますし、どれだけの町民が参

加してくれるかという、過去にもいろいろ人を集める工夫はしたんですけれども、なかなか乗って来てくれないというふうな、ちょっとそういう部分もありますので、できるだけ役場のほうに出向いていただいて、あるいは地区に私が出向いていくというようなことも必要なんですけれども、出向くなり、そういったことで参加を促す工夫を今後していかなければならないと思いますので、内部でまず検討してから、会議の持ち方というのを工夫していきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ住民に寄り添うまちづくりというものを期待申し上げる次第でございます。

次に、2点目の少子高齢化の深刻度の町長の捉え方について、こちらについては理解しましたが、もう少し積極的な少子高齢化対策の展開が必要だと思います。事業におきましては、3点目、4点目に伺いますが、本町の人口ピラミッド、いわゆるこれはつぼ形になっているわけでございます。これにつきましては、全国的に少子高齢化が進んでいて、本町も見られるといえればそれまででございますが、町長の政治手腕により町の発展を促進し、人口増加、維持が求められております。そういったわけで、少子高齢化の深刻度について改善策を図る上での捉え方というものは大変重要なことになってくるわけでございます。少子高齢化は、地域経済へも大きく影響するわけでございますが、減少傾向ということをぜひ諦めずに、出生数の増加や、移住定住者が拡充するような、本町には十分にそれだけのポテンシャルがあると考えますので、あらゆる事業に前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 前向きに取り組んで民間の保育所なんかを誘致したり、もちろんほかでもないというか、最初から一時保育とかいろいろな形ではやらせていただきました。ただ、この少子化だけは、私はこの県とかの問題ではなくて、やっぱり国レベルでやらないとどうにもならないんじゃないかと考えております。それで、ほかの自治体なんかも、私も施策とかいろいろ見させていただいて、結局は隣町の人たちが何人かが移ってきたりとか、お互いにその圏域だけで取り合いしているという、全然パイは変わっていない。東北を見ても、宮城県だけは何とか社会人口が入ってきているために、そういった部分で何とか、そんなに極端な落ち込みはないけれども、ほかでは人口減少も含めて少子化は否めない。ですからその取り合いというんですかね、自治体間の競争になっているだけで、抜本的な解決にはなっていないという思

いでございます。ただ、その中でもうちの町で懸念するのは、子供の数というよりも若い女性が、その社人研のデータを見ますと今後例えば20年後ですか、20歳から39歳の女性の推計値となると38.6%ぐらい若い女性が減るというデータが出ておまして、約4割近い女性が減るということはさらに子供の少子化が進展すると捉えておりますので、この町、この圏域に若い女性がいっぱい住むための、魅力的なものとかというのは何なのか。ただ、ほかのばらまきの、財源の裕福なところはただいろいろな支援を手厚くして手厚くしてと、それも一つかもしれませんが、抜本的な解決には私はなっていないと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 確かに少子化は国レベルの問題ではあると私も認識しております。確かに、他市町村からの人口の取り合いというものは、私もそういったところでは抜本的な改革にはならないと、以前から指摘させていただいております。

しかしながら、自治体に求められているのは、町長も御存じだと思いますけれども、自治体それぞれの少子化対策に対する課題であり、自治体レベルで取り組んでいかなければいけないというものでもございます。自治体が、しっかりと政策展開をしていけば、国総上げ、底上げになるというか、そういったところがございますので、ぜひ町独自にも考えていただきたいのですが、当然町のほうでもそういったところで、少子化対策については切れ目のない支援であったり、今回から通所型を取り入れることなど、取り組んでいくということでございましたが、まずそのこと以前に、子供を産みたいけれども経済や就労状況などにより子供が産めないといった方に対し、寄り添えるような施策展開が求められていると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 確かに、産みたいと思わせるということですが、よく、今、残念な話がありますけれども、自己実現のために子供を持つことが、人生の計画にない若者が増えているというのも現実だと思います。というのは、先日も前の岩手県知事の増田寛也さんが言っていましたけれども、異次元の少子化対策を打ち出したけれども、それに反応するお茶の水女子大学の大学生さんとの意見交換が載っていましたが、子供を持つことはリスクだと。そして、子供を幸せにできるのかと、これからの時代。そして、教育費はどれくらいかかるのか、自分のキャリア形成の時間が奪われるのではないかとということで、そういったことでは、女性の価値観とかそういった基本的な部分が変わってきている。先進国の幸福度が一番高いと言われるフィンランドでも、女性が子供を持つということがどんどんその価値観が低くなっているとい

うことで、それは遠い世界の国の一つと捉えがちですけれども、先進国的な傾向としてはやっぱり女性が社会進出することによってそういった子育てに対する価値観が、考え方が変わってきているんじゃないかなというふうな、私的な思いもございます。だから、何が魅力として、子育ては楽しいんだ、そういったことが幸せなんだというふうに思わせるようなのがないと、なかなかそういった部分では、これから違うのかなと思っている一人でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） まさに今、町長御答弁いただいたことが男女共同参画につながるのかなというところでございます。うちの町ではなかなかそういったところまで行っていないというのは現実でございますから、ぜひそういったところ、女性の働く場、そういったことをリスクと考えられないような政策展開が求められております。ぜひ具体的にやっていくという気持ちがあるのかどうかだけでも、お伺いしたいのですが。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては、本当にどんどん子供が減っていくというのは本当に寂しい限りでございます、町の活力にも影響しますので、そういったことをぜひやっていきたい。そして、異次元の少子化対策ということで、本当に国が改めているいろいろな施策を打ち出そうとしているので、正直そういったことは具体的に今後どういうふうな、浸透してくるのかということ、そういったことを漏らさずにしっかりと把握しながら、うちの町でできるもの、やれるものを考えてまいりたい。全体的なことだと思います。問題は、要は所得の向上とか、雇用の拡大ということで、女性の社会進出することによって働く場所とかいろいろな所得を得る場所、そういったことが一番大事になってきて、そしてうちの町みたいところは、地域公共交通とかいろいろな交通機関とかの不便なところを解消していくというのも一つの手だろうし、そういった意味では単純に子供の数を増やすためにこれをやればというのではなくて、全体的なやっぱりバランス的なものが大事だとは思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ただいま所得の向上ということがありますので、若干所得の向上とは異なりますけれども、本町の残っていただくというのも少子化対策のきっかけの部分で重要だと思います。例えば、就職に対する支援策として、県内では加美町さんでは加美町ふるさと就職奨励補助金を創設され、定住意識のある学卒と就職者への補助を行っております。就職に伴う若い世代の転出を抑制するとともに、人口減少対策や地域社会の活性化に取り組んでおられます。ぜひ、本町においても独自で就職支援をしてみたいかと思いますが、いかがでしょう。

うか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては、長いスパンで考えなければならない。単発的に一時的な補助金とかそういったものだけでやって、果たして人口が増えているかということもそうでもないものですから、そういったことをしっかりと見てまいりたいと。また、いろいろな地理条件もありますので、うちの町の今後の、そういった仙台都市圏に近接した部分でそんなに困っているのかという部分もありますので、その辺を分析してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 是非、分析から事業展開を期待申し上げる次第でございます。

そこで、就職が決まった次はいよいよ結婚となりますが、以前は本町においても婚活のサポート事業をやられていたと理解しております。これをやめた理由については、利用者の減少が主な要因だったと記憶しております。現在は、県のほうの事業を実施しているということでございます。

そこで伺いますが、コロナの影響により出会いの場が多様化しております。結婚相手との出会いランキングにおいては、上位は職場や取引先、友人・知人などの紹介、学校などがこれまで上位でしたが、多様化により現在ではマッチングアプリが上位にランキングしております。昔はネットで出会うことは悪いことというような風潮がありましたが、実際にマッチングアプリを通して、実際に恋愛や結婚に至るケースが増えてきたということでございます。私の知人・友人にもアプリにより結婚された方が数名おります。全国自治体においても、少子化対策としてマッチングアプリの活用が増えております。東京都では、2023年12月から結婚を希望する18歳以上の独身者に対して、AI技術を活用したAIマッチングシステムを試験的に開始されております。本町において、少子化対策として婚活事業はどのように考えられるのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては、県のほうでもマッチングアプリとかいろいろやっていますけれども、これ未婚化とか晩婚化とかあって、やっぱり男女の未婚率というか、これ15歳以上のデータでも約3割なんですよね。例えば、出会いが多い、人口の多い都市部でも、東京だけだと37.7%、約4割。神奈川、千葉、埼玉も高いということで、25歳から34歳の女性の未婚率が51.8%と。やはり結婚に対するとか、そういった価値観というかですね、生活のリズムとか、パターンとか、それが変わってきているんじゃないかなということで、な

かなかその出会いの場、即結婚とかですね、お世話をする人もだんだんいなくなりますし、個人情報とかいろいろなこともありますし。そういったことで、なかなか行政が、これが決め手だというようなものがないというのが実情です。

ただ、町としても職員間とかで、近隣の自治体とかの交流会とかいろいろ持つんですが、なかなか結婚までとかは至っていないというのが事実ですし、なかなか役場の中にも、結構お年はいっているんですけれども結婚をされない方もいることも事実でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 考え方が変わってきているから結婚者が少なくなってきていると、未婚のままでもいいといったそういった考え方については、特に個人の考えですので、それはそれで尊重しますけれども、ただやはりその背景ですよ。なぜ結婚しないでもいいのか、結婚するからこういう幸福度が上がるんですとか、そういったところについても、やはり考え方を見直すような、教育体制についても必要かなと考える次第であります。そうしなければ、少子化対策というものには、原因の根本的な解決にはならないと思います。これについてはいかがでしょうか。教育長というとなんかしょうけれども。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今、仁田議員が御指摘なところはもう全くそのとおりだと思っています。今、子供たちに欠けているのは未来に対する夢です。夢を持って次のステージに行こうという意欲が湧きにくい社会になっている。また情報がたくさんあります、ネガティブな情報がたくさんあります。毎日のように、ウクライナの戦争状態、毎日のように政治の政倫審のニュースです。毎日のように虐待のニュースです。毎日のように学校のいじめで自死をするニュースです。これを子供たちはダイレクトに接しています。そうすると、教育現場で何が必要かという、もちろん教科教育は中心なんですけれども、生き方教育みたいなところですね、道徳とか様々な部分において、君はどう生きるのか、この問いかけを小・中・高と一貫して行っていく、それはとても重要なことだと思っています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ、教育の現場からそういった考え方を子供たちに、教育を進めていただければと思います。

話戻しまして、これは内閣府における地域少子化対策重点交付金の活用事例だと思いますが、日頃からいろいろなところにアンテナを高く張っていくということでもございましたので、あら

ゆる手段や角度から少子化対策というのは取り組んでいかなければいけませんので、ぜひA I 今後の活用なども出てくる場面が必ず来ます。例えば、宮城県においてもA I 活用による業務の効率化を図るというようで、既に導入されております。ぜひ、積極的にA I の活用の模索を進めていただきたいと思います。

そこで、実は東京だけではなく、地域少子化対策重点推進事業の活用事例ですと、石川県や大分県でも、マッチングシステムによる出会いの支援ということは既に始められております。大分県ですと、システム導入後お見合い件数が12%アップしているということで、データとしても参考にできる場所があると思いますので、ぜひ検討してみてもと思います。あくまで県単位の事例ということで、ビッグデータを保有するレベルのことになるかも分かりませんが、その辺はぜひ県とも可能な限り情報共有していただくことなど、可能性はゼロではないと思いますので、そちらについては町長に改めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういったことも含めて、県の青年会館ですかね、そういうマッチングアプリも含めて、35自治体でいろいろそういった取組を進めようということで存続をさせている状況もありますので、そういった施策をやっているような自治体の情報なんかも取り入れて考えてみたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ、是非積極的に進めていただきたいと思います。

少子化対策としましては、子育て世帯への支援というのも重要なところであると考えます。本町では、現在多子世帯の事業ということで、少子化対策を掲げまして、小学校入学祝金を子供1人に対し3万円ということで支給されております。少子化対策としての効果としては十分でしょうか。中学校の入学祝金というのも視野に入れるべきだと考えるところでございます。当然、既に検討はされていて、財源のところではなかなか前に進まないというのも承知しております。例えば、3小学校6年生の児童数150人として考えますと、3万円支給で450万円ということで、原資として約500万円必要となってくるわけですが、各種事業の最適化を図るだけでも、毎年監査委員さんからも指摘されているように、不用額を減らすといった予算組みの適正化を図るだけで相当捻出できると思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういった補助金みたいに配るといって、いろいろなところで子育て施策でやっている自治体がありますが、実際は増えていないというか、全然その効果がきめん表

れていないというのが実情で、ある意味ではばらまきのものということで、そういったことでちょっとお金をばらまいてすればいいんだという短絡的な発想ではございません。うちの町では、これまでもずっと子供たちを何十年も、ミュージカルなりそういった育成のための取組であったりとか、グローバル人材の育成も含めて、そういった部分に費用を投じて、やっぱり、簡単に言うと文化レベルの低いエリアから文化レベルの高いところに人が流れる、水は高いところから低いところに流れるけれども、人は文化レベルの高い、教育レベルの高いところに人が来るということで私は信じていますので、やるのであればそちらのほうに傾注したいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは伺いますが、現在行っている少子化対策としての小学校入学祝金というものは、どういった効果が得られていますか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 回答いたします。

現在行っている小学校、第3子への入学祝金については、宮城県の他市世帯に対する経済的負担軽減のために行っている補助事業であります。こちら、第3子以降の多子世帯に補助を出すことによって、子育て世帯への軽減負担につながっていると考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういうことですね。軽減負担になっているんです。そして、また出ましたね、県の補助事業。独自じゃありませんね。そういったところなんですよ、やはり。そこでやはり原資なんですよ。先ほど町長から、やはり裕福であれば何でもやっていきたいということなので、原資ということで、例えばほかにも敬老祝金でございますが、皆さんも言いづらいでしょうから私が代弁しますと、そろそろ在り方を検討しなくてはいけないのではないのでしょうか。全国的にも話は進められております。あくまでこれは、地域社会や町に対し多大な貢献をされてこられた大先輩を否定するものでは決してございません。しかしながら、現在の本町の少子高齢化の深刻度と、さらにあらゆる財政状況を考えますと、例えば合計特殊出生率、令和4年度で1.05、令和3年度には0.98と1を下回っているのが近況であり、財政状況は皆保険の存続が危ぶまれ、受益者負担が増えているというのが現状であります。そういうことを鑑みますと見直しが必要になっていると思います。御高齢の方々にとって本当に必要なのは生活の質の向上を図るための政策であり、医療や介護サービス、フレイル対策や社会活動支援、地域コミュニティーの充実などであり、例えばそのフォローに感謝の形を込めたぐるりんの

永年無料化なども代替案としては考えられるわけでございます。町民の負担を強いてばかりでは行政ではございません。少子化問題解決のためにも、あらゆる手段をもって取り組む姿勢が求められており、住民サービスの向上はもとより七ヶ浜町の維持、そして存続がかかっているというくらいの危機感を持って予算の最適化、そして事業の整理を行うというものも重要でございます。ここは苦渋の決断も必要な時期になっていると思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 高齢者に対する補助金ですけれども、それもですね、できるだけ続けたいという意向で私もこれまでやってきました。ただ、県内の自治体でもいろいろと見直しをしているのも、仁田議員さんおっしゃるとおりでございます。逆に今後、どういう在り方がいいのか、逆に仁田議員さんから意見をいただきましたので、改めてそういったことを、議員の皆さんは見直すべきだということで捉えている方もいるということで、今後どういう状況がいいのか。ただ、雑談の中ではやっぱり人生100年時代だから、これまでうちのほうは98、99、100でやっているけれども、以前行ったところの100歳のおばあちゃん、元気なおばあちゃんは、101歳になったらもらえないんですかと言った方もおりますのでね。その年齢を引き上げればいいのか、それとも額を落とせばいいのか、そういったことも、いろいろな方面から在り方も検討したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 次に、前後しますが、子育ての前に結婚に当たり新たな住居を求めるということになるわけでございますが、これも毎回質問しておりますが、本町の移住定住促進策についてであります。これにつきましては、少子化問題につながることでしまして関連があるので伺います。

今般の予算編成においても、予算審議においてもございましたが、町の都市計画審議会の開催については本町からの提唱はなく、そういった会議についての開催については予定していないということでございました。なぜ、少子高齢化が進んでいる、移住定住の課題を抱えているこの状況において、本腰を入れて住民や地域のニーズの聞き取りもせず、審議すらしないのか。甚だ疑問で仕方がありません。市街化調整区域の所管については県であるとよく答弁されますが、国からの審議事項、そして県のほうの都市計画審議会に関しては、市町村からの提唱がなければどうしようもないわけでございます。震災復興後に初めて本町においても土地区画整理事業を進めたわけでございます。町の発展、移住定住の促進、そして人口減少、少子高齢化問

題の解決策として、土地区画整理事業を新たに取り組んでもいいのではないかと考えます。これは決して、正しいかどうかというものは、正直私も分かりかねる部分があります。しかしながら、地域のニーズや住民の意見を調査してみることはやぶさかではないと思います。

そこで伺いますが、土地利用の最適化や地域全体の再生、移住定住促進のために土地区画整理の必要性について調査する考えはないか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 土地区画整理事業については、市街化区域として都市計画事業なのかなかなか、震災のときに花淵とか菖蒲田とか代ヶ崎は認めていただきましたけれども、これは調整区域ではなかなか難しいということで、以前、地域区域制度とかそういう市街化調整区域をうまく活用する方法はないのかということで県のほうにも提案しましたが、現行の制度で行くということでございました。ただ、私も状況を見ていまして、市街化区域、七ヶ浜だと約3割ですけれども、その中で区画の大きい例えば100坪、150坪持っている土地の方が古い家屋を売ったりしますと、そこに3棟くらい建つんですね。今、湊浜も含めて、あとは境山、あとは遠山ですか、そういったところのちょっとした広い土地は大体40坪ぐらいの家で、庭なしの住宅が建っているということで、30坪ぐらいのがすぐ張りついて、そこに子供たちも、やっぱ若い世帯が。ですからよく職員とも話すんですけども、今やっぱり若い人たちはアパートで7万円も8万円も毎月払うよりも、そういった小さい住宅を求めて、その分をどんどん自分の財産として投資していくのかなと、そういった流れに変わってきているのかなということで、うちのほうでもそういった市街化区域みたいなところを有効活用できないかということ、実は市街化区域がまだ未利用地が多いのは地主の方が離さないんですね。そうすると、市街化調整区域をもっと拡大するとか、市街化に拡大するとかといったこともできないと。今、この仙台都市圏を見ても、大体小さい40坪ぐらいの区画の中で、年間1,000棟ぐらい建っている。どんどんどんどんそういう家屋形態とかも変わってきて、どんどんどんどんこれから若い人がある程度所得が高くなってきて、別なところに住宅を買って移るのかなと。だから、100坪の土地を買わずとそこに永年いなきやないような思っただけけれども、その程度だったらまた買換えしても、将来考えられるのかなという、そういう時代の流れなのかどうか分かりませんが、そういったことは見ております。そういった中で、定住していただけるのであれば、そういった市街化の有効活用というのを何とかできないかなというのは一つの課題ではあると思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 実際その地主さんから協力を得られないという部分は私も聞いておりま

す。そういったところで、やはり町としてどういうふうに、町のやはり維持存続という部分でございますので、そういったところで協力をもらうと言ったらあれですけども、例えば税制改正であったりとか、なかなか言いづらい部分もありますけれども、そういったところもやはり独自に進めている自治体がございます。そういったところを、本町としては進める考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 都市計画の部分でございますので、そういったことを要望活動の中で、市街化の区域の在り方とか、そういった拡大とかいろいろなことはしてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、次に4点目について再質問させていただきます。

私の地元吉田浜は、本町でも高齢化率が一番高い地区でございます。しかしながら、地域住民であったり、区長さんなどを中心とされ非常に活発に地域活動が行われております。来月末には吉田浜獅子舞の各家々を回るお祭りが予定されております。ぜひ吉田浜以外の方も見学にお越しいただければというように思います。昨年はわざわざ仙台から見に来られた方も、一緒に同行してもらった方もおりました。少し話がそれましたが、高齢化が進む地域の地域活動、支援についてであります。

例えば、獅子舞保存会も吉田神社が本でございますので、神社の持続存続にも大変寄与されております。要するに高齢化が進んでいる地域は、若者の協力体制が重要になっているのではないかとございまして。

そこで、再度伺いますが、施政方針の地域をもっと元気にするために、例えば各地区の老人クラブなどにおいても若者の参画を促し、世代間交流、コミュニティー活性化を図る取組を町からも後押しして、持続可能な会の運営を支援することも必要だと思っておりますが、若手世代の育成と参画促進について、町長の考えを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういう小さな事業かもしれませんが、そういったことも含めて、ダーツの町ということで、「あんだもやっか」ということで、老若男女、いろいろと取り組めるようなことを、今地域でやっていただいたり、町でもそういった事業を展開したりということとやっております。

特に吉田浜なんかは積極的にそういったことを取り組んでいただいているのは本当にありがたいなということですね。今後、そうやって地域の中で、みんなで集まってわいわいがやがや

やれるような、そういったことの事業とかいろいろな取組を進めてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 各地区では、区長さんはじめ役員さん、環境美化推進員など成り手不足が顕著になってきております。自治振興事業制度を導入している町が責任を持って成り手不足問題の解決を図り、地域コミュニティの活性化につなげていくことが求められております。

そこで再度伺います。まずは、情報発信や啓発についてはどう考えるのかであります。転入者や若い世代に対して、地区の役員の業務について、役割や重要性そしてまたその魅力をどのように伝えるのか、伺います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

地区におきまして、やはり区長さんの役割というのは非常に大きいものがありまして、今現在はそこを中心に地区のコミュニティが維持されているところと認識しております。

先ほど、仁田議員御指摘のとおり、高齢化は非常に各地区でも課題となっており、後継者不足に非常に悩んでいるところであります。その後継者につきましても、今から若い人を入れていくというのも一つの案ではあるんですが、高齢化してもそれを支えられるというのも一つの考えかなと考えております。というのは、今まで60歳定年だったものが65歳定年に引き上がって、その時点で若い世代の取り込みが非常に難しくなっているという意見も多かった、地区のアンケートを取ったときに、そうなるとなった方を長くできるだけ続けてもらおうという視点での維持も必要かなと。当然、ただ、指摘のある若い世代がどんどん入ってこないと維持ができない、それももちろんのことでございます。それなので地区の活動等に関しましてはこの間の区長会でもありましたけれども、他地区との、どのように人集めしているのかと、いろいろ、意外と隣の地区でも活動していることが分からなかったり、こんな活動をして人を集めている、特に吉田浜なんかは地区の育成システムがかなり出来上がっていて、役員とかを若い時代から育成して育てているという、結構先進的な取組をしているところですので、そういう地区の事例紹介等々も含めながら、地区の役員の後継者、後任、できる方々の掘り起こしをできればなと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今やられているところの事例紹介だけなんではなかろうかというふうに、やはり思ってしまう。要は、重要なのはやはり若い方の地域活動への参加意識、そういったところをどのように魅力を発信して、どのようにやはりそういうところを醸成していくのか

が重要であると思います。町としては、この制度を導入しているわけですから、その重要性というものは十分に認識されているものだと思いますので、再度その点について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） まさに御指摘のとおりです。若い方々の掘り起こしというか、若い方々がいかに興味を持って地区活動に参画していただけるか、これがやっぱり一番難しいところでもあり、一番取り組まないところではないかというところは思っているところです。なかなかこれが現実問題となると相反するところがあって、若い人たちが一番最初に興味をなくして離れていってしまうという現実もあり、そこについては今正直、対効果的な対策、対抗策というのが、今、ずばりとこういうふうに出てくる場所ではないんですが、そこはこちらとしても十分認識しており、手を入れなければいけないなどは思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それともう1点ですね、役員さんの負担、そちらが懸念されているのかなと思います。町としての業務の見直しをどのように指導していくのか、再度伺います。また、役員の交代制度、ボランティアの参画についても伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 各種役員の負担、これかなり大きなものが起きています。特に、分かりやすいところでいうと環境美化推進員なんか、ごみ集積所の見回りとか、不法投棄されたごみとかの整理等々でかなりの負担をかけていたので、そちらに関しましては業務を単純に減らすと、例えば不法投棄とか家庭ごみとかルールどおりになっていなかったというのを、今まで環境美化推進員の方が詰め替えとかなんとかしたりしてやっていた業務に関しましては、そちらはやむを得ないので、多少の放置は必要になりますが、町のほうでそこは最後のケアをしていくというような形でやっております。ほかの委員なんかも高齢化でどんどんできないことが増えていくと思いますので、町ができるだけ支援していくような形、そういう形が必要になってくるのかなと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、次に、大綱2点目について再度伺います。

先般から補正での基金の積立てなどの際、特に目的を主にではなく、今後のあらゆる事態に備えた財源の確保の観点からの積立てが目立っておりますので、特に3点目の庁舎の大規模改修について、大綱2点についてはまとめて質問させていただきたいと思います。

まずは、伺いますが、私としましては本来でありましたら学校教育施設の改修が優先的に実施されるべきものであると考えております。しかしながら、昨年9月の議会において学校再編について考える段階に入ったということでありました。それを考慮しますと、庁舎というのは、コンパクトシティー化を図り施設の統廃合も考えていかなければなりません。将来的には考えていかなければいけないということですが、そこで、庁舎の改修について、現時点では考えはないということでしたが、隣接する母子健康センターや、点在する各行政施設、例えば子育て支援センターなどを将来的に統合する考えも必要になってくると思います。その辺の考えについて、将来的なことになってきますが、町長はどのように考えるのか、再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 傾向としては、やはり今どんどん人口が減っている中で、いろいろな施設を合築といいますか、そういう統合するとか、そういったことがやっぱりトレンドというか、流れだと思っています。そういった意味では今後、ここなのかどうか、役場周辺にそういったものを集めるといいますか、近いエリアに設定するとかですね。ただ、庁舎が最優先課題かという、やはり、仁田議員さんおっしゃったとおり、学校とか今後いろいろなことが出てまいりますので、そちらのほうがどうしても優先順位は高いということで。ほかの自治体では、緊防債とか、震災で浸水したエリアに位置する場所なんかは大分手厚い補助金がありますが、七ヶ浜みたいにこういう高台のところは、ほとんど、庁舎を建てるに当たってのいろいろな補助とかそういったのは薄いといえますか、若干はあるんでしょうけれども、そんなにあるわけではないということで、まずは今後、施設がいずれにしても全て老朽化していますので、何とか使い延ばしてというか、耐用年数も来ているんでしょうけれども、何とかそれをできるだけ使って、次世代の人が新しいものにしてもらえるように頑張っていたきたいと考えています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 将来的には考えていただくとということで、公共施設の改修の考え方について再度伺います。

更新問題で重要になるのは、公共施設整備における優先度の考え方についてであります。改修についてはあらゆる観点から判断されるわけですが、例えば躯体についての劣化と、それ以外の観点でございます。

そこで、本町においては検討されているか分かりませんが、公共施設におけるトリアージの考え方についてでございます。これは町長御存じだと思いますが、東京都の板橋区の考え方でございます。文科省が公表しております研究資料としまして、東京都立大学の山本康友客員教

授の資料を引用させていただきますが、全ての公共施設等を整備し運営するだけの財政的な基盤がない場合は、公共施設等のトリアージが考えられるということでございます。トリアージは御承知のとおりだと思いますので案内は避けませんが、この考え方が公共施設等にも当てはまるというもので、重症度の高い、つまりは築後年度が長い公共施設を優先的に行っていると費用もかさむことや、築年数の古いものから順番に改修を行っていくのでは、築年数が若い公共施設も年を重ね、結局のところ費用が高くなってしまい、いつまでも改修と更新の追いかけてこになってしまうということでもあります。損傷度の低い一定の時期を経過した公共施設から改修、修繕をすることにより、トータル費用が安価になるというメリットとなり、真に必要な施設への投資が可能となるといったことでございます。この考え方について私も共感いたしましたので紹介させていただきましたが、トリアージの考え方も含めて、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私もできることなら、ほかの立派な庁舎が建っている各市町村に行ったときにうらやましいなと思います。私も、こういう庁舎で仕事してみたいなと思いますけれども、何とかうちのこの施設頑張ってくれて、震災も乗り越えてくれて、耐震も震災の1年前にやってしまったということもありますけれども。この建物ですね、昭和37年の建物ですけれども、当時P Cで引っ張ってそれでやっているラーメン構造の建物で、当時はかなり最新鋭のものでということで、本当に逆に丈夫過ぎる部分も一部あるんですね。ですから、いろいろな建て替え、地盤もいいということもあるんでしょうけれども、そういった部分でもそんなにそんなにこの庁舎にお金は今かけているわけではないですよ。ただ、仁田議員さんおっしゃるとおり、トリアージとかいろいろなことを考えれば、将来を見据えて考えていかなければならない施設の一つなのかなとは思っております。（「トリアージについてはどうですか」の声あり）トリアージについては（「順番からすれば」の声あり）そうでしょうね、順番とすれば、もっと、ほかにいろいろ施設がありますから低い順番になってしまうかなと。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 施設整備していく場合には、やはり老朽化がどの程度進んでいるのか、そういった環境とか、そういったものをきちんと精査した上でやらなくちゃならないんでしょうけれども、行政体としてはまず優先、今のところ、過去にもですけれども優先してまいったのが、その施設に補助金があるかどうか、それを優先してきたという経緯があります。それで若干、今補助金を探っている施設もあるんですけども、ただここでその施設をこれだと

いうのはまだどうなるかというのは分からない部分がありますので、ちょっとその辺は回答は避けさせていただきたいと思いますが、次に来るのが少子化対策のための施設がどうなんだというようなこと、そこのところを検討しなければならないというようなことが内部での課題になっていますし、そういった中で複合施設とかそういったものに持っていければなど。その優先順位が、どういった組合せが効果がいいとか、そういったものを検証しなければならないというようなことで、ちょっと今進めようとしている部分があるんですけども、この辺につきましてはもうちょっと先に、回答をできる時期が来ると思いますので、そのときにちょっと回答させていただければと思います。

まずは、今のところ補助金ということをやらせていただく、それからもう一つは、全体の老朽化したものの計画というのを本来であれば持っているべきなんでしょうけれども、なかなかその部分について、ここの部署については計画は持っているんですけども、いつ、どっちを優先させるかというようなことで、今ちょっと迷っている部分がございます。その辺ももうちょっと、ここ一、二年整理をさせていただいて、その後というようなことで捉えていただければと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） やはり原資の部分であるなと思います。その点につきましても、更新の追いかけてこにならないように、ぜひ参考にさせていただければなと思います。

それでは、丈夫過ぎる庁舎について再度伺います。公共施設の更新問題においては様々な可能性を探るといった観点も重要でございます。管理計画においてもそのことは示されております。現在の公共施設の更新において、全国的に特に国や県で進めておりますPPPやPFIの考え方ではありますが、公共団体においても先行事例はございます。例えば、岩手県紫波町でございます。紫波町では、新庁舎を整備するのにPFI導入をされております。平成23年から導入調査をして、平成27年5月から新庁舎として開庁されております。経緯としましては、その背景においては本町とは全く異なりますが、複数の公民連携事業を行うことでPFI事業として成立し、当時は行政視察も絶えないほど高い評価を得ているところでございます。

ほとんど利用されていなかった町有地、約10.7ヘクタールに役場新庁舎、官民複合施設、サッカー場、体育館、図書館、宿泊施設、保育園、住宅地など、PFI、代理人方式、定期借地など、様々なPPP手法を駆使して整備されております。紫波町は人口3万3,000人と、本町と比べると若干大きい規模でございますが、町村の小規模な自治体でも民間との連携により大型プロジェクトができるといった可能性をお示しいただいている自治体でございます。ぜひ、

本町においても、管理計画で示されておりますようにPFI事業の導入について積極的に検討されてはとありますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） PPPとかPFIとか、いろいろそういった事業による展開ということも以前ちょっと考慮したことがございましたが、結局は繰延べして最終的には借金ということの思いだったものですから、金利とかいろいろな部分もありますけれども、全体を含めるとなかなかうちの町でそれをやるというのは今のところないというか、考えてはいないというような状況です。そして、ネガティブな発想で申し訳ないですけれども、今の私なりに判断すると、うちの町そのもの、震災ですすね、年金生活の家庭と同じで、なかなか人も減っている中、さらに所得についても給与所得者、さらには次に来るのが年金所得者というような税構造の中で、新たなこういう庁舎に多額のお金をかけるというのは、全くもって町民の負担そのものにしかならないという思いもありまして、ちょっとその状況を見たいというのが私の考えです。そして、今仁田議員さんおっしゃったのが、恐らく紫波町オガールプロジェクトということで（「そうです」の声あり）3年前に私も現地に行って社長とも直接お会いしたりして、いろいろお話を聞きました。そしてやっぱりいろいろなことをやる時に、まちづくりがああやって集合体みたいにして、サッカー場とかいろいろなスポーツ施設、あとは複合施設的な、あとは体育施設も含めてですけれども、あれはやっぱり地理条件だと思いました。盛岡に近いということ。それで、そういった本当に通勤の中での、一つの団地構成の中で、やっぱりやっているということで、いろいろと参考にはなる施設ではございますけれども、3度くらい見に行きました、私も。利用状況とかも確認しています。確かにいい施設でありますけれども、PFIとかでそこまで投資して、その後何年続くんだろうということ、実は私も見ているところでございます。一番利用されているのは食料品売り場、あそこが一番活性化していると、そういった状況で、やっぱり生活圏ということで、盛岡に近い地理条件、あとは鉄道の駅が近くにあるというメリットもあるということで、そういったまちづくりも見させていただいていますが、今後も引き続きそういった事業展開とか、今後の経過とかですすね、私もそれを勉強してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 盛岡に近いと言いますけれども、本町は仙台市に近い、そして松島町にも近いと。観光でもかなり関係人口は、交流人口でも、かなり来られております。そういったところでは、うちの町でもそういったポテンシャルはあるのかなと考えます。いかに、公益性

という部分で考えますと見えない部分ありますけれども、やはり事業者応募して、そういった計画を調査するというものもきっかけの一つかなと思います。庁舎についてはいかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういった幅広く見てまいりたいと思います。私も個人的にですが、時間のあるときにはずっと、震災以降、女川町に視察に行っています。なぜかというと、石巻圏があって、突端に女川町がある。そして、仙台市があって七ヶ浜町が突端に、半島状にあるということ、地理条件が似ているということでもあります。その、当初の女川町のまちづくりを見たときに、職住分離のそういったまちづくりをされたということで、画期的なまちづくりをされているということ。そして職住分離が今後どうなのか。土日は、イベントを打っているときに人がいっぱい来てくれます。平日は閑散としています。そして、夜は全く人通りがいなくなると。沿岸部にはいなくなると。これがどういうまちづくりになるのか、どういうふうに関後展開していくのかということ、13年がたちました。そんな中で、人口の低下は否めないんですけれども、どうなっていくのかなど。ただ、統一的なまちづくり、デザイン、きれいな町並みを造ったということでは参考にさせていただいて、そういった今後うちの町に地理条件が合ったり、そういう条件が似たようなところとかも調べたり、そういったことも含めて、幅広くそういったことを見てまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 教育施設においても同様でございます。今後、統廃合も視野に再編ビジョンの検討時期に入っているということでございますので、特に小中学校においては全国的にもPFIの導入事例は多数ございます。主に、温水プール施設の官民連携などの事例がありますが、本町のポテンシャルを生かすのであれば、海が見える、それこそインフィニティプールであったり、例えばほかにも海水プールなど考えられます。学校教育施設の再編の際にはぜひ参考にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 学校の設置者である私ということで、参考にしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今後の問題もありますので、ぜひ積極的に参考に、検討されることを期待申し上げます。

次にもう1点、更新に当たって重要な財政面の獲得方法というか、そういったことござい

ますが、地方公共団体において、またそのPFIもしかりでございますが、ガバメントクラウドファンディングの活用も一つの手段であります。導入事例ですと埼玉県春日部市、北海道旭川市、沖縄県石垣市においてもガバクラの活用がございます。メリット、デメリット、様々ございますが、ぜひ、今後の庁舎更新などの際に検討されてみてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういったことも含めてちょっと参考にさせていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 最後に、大綱3点目について再度伺います。

漁協七ヶ浜支所さんとしっかり話し合い、町としてもでき得ることを、ぜひ積極的に取り組んでほしいと思います。今後においてしっかりと連携体制を取って、寄り添えるところはある限り寄り添っていくということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） ただいま議員からのお言葉のとおり、引き続きというか、今現在も行っておりますので、ノリについては今月末が漁期となっておりますので、その状況等を見据えて引き続き対応してまいりたいと思います。（「以上でございます」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後3時30分より再開いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、8番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔8番 熊谷明美君 登壇〕

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、1か月児健診での聴覚検査及び5歳児の健康診査の実施はと、発達障害の支援はについての2問を一般質問をさせていただきます。

1問目、1か月児健診での聴覚検査及び5歳児の健康診査の実施はについてでございます。

厚生労働省令の定めるところにより、母子健康法第12条に「満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児、満3歳を超え満4歳に達しない幼児に対し健康診査を行わなければならない」、第13条では「前条の健康診査のほか、市町村は必要に応じ妊産婦又は乳児若しくは幼児に対し

て健康診査を行い、又は受けることを勧奨しなければならない」とあります。

乳幼児健康診査については、乳児期生後3から4か月頃及び9から11か月頃の健康診査についても全国的に実施されている状況となっております。

国では、出産後から就学前まで切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的として、全国の自治体での1か月児及び5歳児の健康診査の実施を目指しております。

また、難聴は乳幼児期に早期発見することで適切な支援ができ、より有効に音声言語の発達を促すことが可能とされております。早期発見の考えから、1か月健診時の聴覚検査が重要となっております。乳児及び幼児の健康の維持や増進の観点から、本町においても1か月児と5歳児の健診の実施が必要と考え、以下の点を伺います。

1点目、本町が実施している乳児及び幼児の健康診査の内容と受診率を伺います。

2点目、1か月児健診での新生児聴覚検査実施の考えを伺います。

3点目、5歳児の集団健診実施の考えを伺います。

4点目、国が示している5歳児健康診査の健診内容に、心身の異常の早期発見があります。

5歳児健診によって発達の特性を早期発見することができ、適切な支援や療育につながると考えますが、5歳児健診の実施の考えはあるかどうかを伺います。

次に、2点目発達障害の支援はについてでございます。

発達障害は、広汎性発達障害、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害、学習障害等々のほかに、トゥレット症候群や吃音も含まれております。この代表的なもので、脳機能の発達に関する障害、現在生まれつきの特性と考えられているものがこの発達障害でございます。他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手ですが、優れた能力を発揮するなど、周りから理解されにくい障害でございます。個々の能力を伸ばし自立していくために、子供の頃から適切なサポートが必要と考え、以下の点を伺います。

1点目、保護者を含め地域社会が正しく発達障害の事を理解するための講演会やワークショップの開催は考えていないか伺います。

2点目、発達障害の生活指導などができる保健師や保育士の確保、育成は考えていないか伺います。

3点目、小中学校では発達のおのおの特性を十分に理解して、児童生徒への対応を図っているのか伺います。

4点目、特別支援学級も含めて教師のスキルアップ支援をし、専門性を高める必要があると思うが、その考えはあるか伺います。

5点目、読み書きや計算などに支障がある子供のためのデジター教科書や、ICT活用の授業状況を伺います。

6点目、困難さに直面している子供や保護者の相談体制はなっているのか伺います。

以上の点に関しまして、町長と教育長からの回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問目、1か月児健診での聴覚検査及び5歳児の健康診査の実施は、第2問、発達障害への支援はについて、1点目、2点目の回答を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 8番熊谷議員の1問目の御質問、1か月児健診での聴覚検査及び5歳児の健康診査の実施はについてお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、市町村においては母子保健法第12条の規定により、1歳6か月児健診と3歳児健診の実施が義務づけられております。さらには、同法の第13条の規定により、必要に応じてこれらの健診以外の健診を行い、または健診を受けることを勧奨することとされているところでございます。

それでは、1点目の御質問、本町が実施している乳幼児健診の内容と受診率についてお答えさせていただきます。

本町で実施している乳幼児健診は、1歳6か月児健診と3歳児健診を含めて6つございます。そのうち、法定とされていない乳幼児健診は、2か月児健診、3歳から5か月児健診、いわゆる乳児健診ですね。そして8から9か月児健診、そして2歳6か月児歯科健診で、それぞれの月齢の乳幼児を対象として健診を行っているところであります。

各健診の内容につきましては、国などから健診の実施に関する要領や資料が示されており、これらに基づいて定めているものでございます。

また、令和4年度における受診率はそれぞれ、2か月児健診が91.4%、3から5か月児健診が102.7%、8ないし9か月児健診が75.6%、1歳6か月児健診が97.5%、2歳6か月児歯科健診が90.8%、3歳児健診が100.9%となっております。なお、一部の受診率が100%を超えておりますが、受診した子供の数に過年度における検診対象者の数が含まれているためでございます。

次、2点目の御質問、1か月児健康診査での聴覚検査実施の考えにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、1か月児健康診査につきまして、今後国では全国の自治体で1か月児健診の実施を促

進ずるとしており、その方法は原則として個別検診によるものとされております。健診の項目につきましては、国の要領や健診に関する資料に基づき定めてまいりますが、いずれ1か月児健診の実施につきましては、内容を含めて医師会やほかの市町村との協議連携を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

また、聴覚検査につきましては、現在本町では令和4年度から新生児に対する聴覚検査を公費負担により行っております。1か月児健診の国の実施要領には、新生児聴覚検査の実施状況の確認として項目が定められておりますので、町としましては、まずは新生児の聴覚検査を確実に受けていただくことで、議員御指摘のとおり、聴覚異常の早期発見、早期支援につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目の御質問、5歳児の集団健康診査実施の考えについてお答えさせていただきます。

5歳児健診につきましても、1か月児健診と同様、国では今後全国の自治体で実施を促進することとしており、実施方法については、議員御質問のとおり原則として集団検診によるものとされております。

実施につきましては、医師や看護師など健診に従事する専門職の確保が必要となることから、医師会や他市町との協議を踏まえ、今後5歳児健診の実施について検討してまいりたいと考えております。

次に4点目、5歳児健診により発達の特性の早期発見が適切な支援につながるの考えはないかについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、発達の特性を早期発見することは、療育など適切な支援につながるものと考えております。現在におきましては、幼児やその御家庭に対し必要に応じて保健師などの専門職が就学に至るまで支援を行っております。5歳児健診の検討と併せ、引き続き就学に向けた支援として、通園している教育・保育施設や、入学予定の小学校との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、発達障害への支援はについてお答えさせていただきます。

1点目、保護者や地域社会が正しく発達障害を理解するための講演会やワークショップの開催の考えについてお答えをさせていただきます。

議員御質問のような発達障害に関する講演会につきましては、現在関係機関と連携する形により実施しているところでございます。各年度で定期的に行っているものとしましては、社会

福祉協議会と連携して行っている子育てサポーター養成講座がございます。町の保健師や外部講師が、子供の発達や発達障害についてをテーマにした講演会を、地域の住民の皆様を対象に実施しております。引き続き、関係団体と連携しながら、地域における発達障害の理解を促進する取組を進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の御質問、発達障害の生活相談や指導などができる保健師や保育士の確保、育成の考えについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、発達障害の相談や指導に携わる専門職の育成は、定期的を実施していく必要があると考えております。令和4年度以降は、毎年度、支援業務に従事する保健師などの専門職に対し専門の講師による研修を実施しているほか、町内全ての幼稚園や保育園を対象に集団研修を開催しているところでございます。

3点目は教育長から説明をさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 次に、第2問、発達障害への支援はについての3点目から6点目の回答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 次に、3点目の御質問、小中学校では、発達の各特性を十分に理解し、児童生徒への対応を図っているのかについてお答えします。

町内の各小中学校とも、教育活動の最重点取組の一つとして、発達の各特性の理解と児童生徒への対応に努めております。特性の理解については、本町独自の特強みでもあるのですが、校長のリーダーシップの下、特別支援担当教諭が中心となって、全職員で年度初めに在籍児童生徒全員のスクリーニングを行います。特別支援学級に在籍、通常学級に在籍、どちらにも発達障害の子供、あるいは発達障害的な子供たちがいますので、全児童のスクリーニングということになります。そのスクリーニングについては、理論とそれから目の前で見ていますので、臨床の両面から共通理解を図っています。

対応については、各特性の現れ方が本当に多様で、一斉指導が困難であることから、児童生徒一人一人の個別指導計画に基づいて対応しております。この計画については、最上位目的は、小学校入学時から保護者との相談活動を基にして、進路指導と生徒指導をしっかりと行うことにあります。

また、日々の学習保障については、1、教室の環境構成、2、教材教具の工夫、3、健康安全の保障、4、支援員の活用、5、子ども未来課や児童相談所、医療機関との連携などにより対応しております。

次に、4点目の御質問、特別支援学級や普通学級の教師の専門性を高めるため、スキルアップを支援する必要があると考えないかについてお答えします。

専門性を高めるスキルアップについては、発達障害の社会的認知が一般的になった2005年度から、もう国が先導して全国の公立学校教職員全員に対して推進していく方針を示したことを受け、各学校とも現職教育として取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、発達障害の児童生徒、あるいは発達障害的な児童生徒がどのクラスにもいるということを前提に、教職員の資質能力形成の中で最優先に高めていくべきものと認識しており、全面的に支援していく必要があると考えております。

次に、5点目の御質問、読み書きや計算などに支障がある子供のためのデイジー教科書の利用やICT活用の授業状況についてお答えいたします。

まず、これまで本町で授業の中でデイジー教科書の使用がその児童の障害を補う最適な教材と認められた児童生徒はおりません。なので、現時点までデイジー教科書の活用はありません。

次に、読み書き、計算の支障は、発達障害のうちこれは小児精神科の領域で診断される限局性学習症に分類されると認識しています。当該児童生徒の正しい理解とICTの活用は、家庭・学校の連携と、脳健康保障の点から、医師による医学的評価が必要になることもあり、児童生徒の様子を観察しながら、活用しております。

次に、6点目の御質問、困難さに直面している子供たちや保護者の相談体制についてお答えします。

議員、お感じになっているとおり、支援が必要な子供、また子供さんを育てる御家族は大変苦勞しています。よって、就学前から義務教育終了まで相談支援の継続性を重視するということは、児童福祉行政それから教育委員会、どちらにおいてもこれはとても重要なことと認識しています。就学前においては、子ども未来課の保健師などによる専門職が、先ほどの健診の中で状況を把握し個別相談に応じます。また、就学後においては、その情報などを連携を持っていただきながら、小中学校の義務教育終了まで継続した相談体制を整備しています。また、先ほど医療の話をしていただきましたけれども、我々学校の専門性を超えるケースも多々あります。そのときには、やはり専門機関、あるいは医療機関と連携をして対応する体制を整えています。とにかく長期的に、親御さんの御苦勞に、本当に一つの問題がクリアすると次の問題が出てくる、これが学習障害や発達障害の特性です、子供の支援だけでなく、保護者への相談にも対応できる体制づくりに努めてまいりますので、今後ともよろしく御理解いただきたいと思います。

以上、熊谷議員の一般質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、1点目の1問目からお伺いたします。

まず、私も町の乳幼児の集団健康診査についての一覧表をダウンロードいたしまして、見させていただきました。この中でちょっと載っていないのは、国の健康診査支援事業の概要は地域における全ての乳幼児を対象に健康診査の実施に係る費用については助成を行うというふうにあります。自治体を実施している新生児マススクリーニングは、生後5日から7日の間にこのスクリーニング検査をするというふうになっておりますけれども、これは本町においてもされているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの、先天性マススクリーニング検査について回答いたします。

こちらについては、議員さんおっしゃるとおり生後5日から7日のときに、新生児のかかどから採血をいたしまして検査をするものであります。こちらについては、出生後各医療機関におきまして、公費負担で実施をしております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ちょっと情報を見ますと、その検査ですけれども、専門機関でそれをする検査料は無料なんですけれども、医療機関で行うと自己負担というところもあるということをお伺いしたんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 専門機関においても、医療機関におかれましても、公費の負担になります。医療部分に関しましては、そちらの該当する部分については子ども医療費の助成の部分で自己負担は助成されますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、この中で本町におきましてはまず2か月児、それから3から5か月児、8か月児と、生まれてから短いスパンでいろいろ健康診査をしていただいているというところがございます。先ほど、町長の御答弁にもあったように、昨年の、令和5年の11月だったでしょうか、国のほうでこのことに関しての補正予算をつけまして、実際令和6年度から1か月児それから5歳児の健康診査のほうも進めるようにということでの打ち出しがございました。本町といたしましても、ほかの自治体と同様に、足並みをそろえてということ

ございますけれども、1か月児健診が実施された場合に国が示す検査の内容ですね、これに沿ってされると思いますけれども、受診をしてその結果というものが出されると思うんですけれども、これというのはやはり伴走型の相談支援に直結するものではないかなと思っております。国からやりなさいと言われておりますけれども、今の時点ではまだはっきりといついつ頃からということはないようでございますけれども、本町の見込みとしては大体いつ頃かからする予定なのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちら、1か月児健診の実施につきましては、原則個別の健康診査ということで国のほうから示されております。こちらにつきましては、医療機関との調整でありましたり、あと各市町村との連携もございますので、今、いつからというのはちょっと今現在は示せない状況でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 確かに、この1か月児健診は生まれて、病院で検査をするという流れで、本町で集団でということではないですので、病院でということになると思います。そうなったときに、医療機関で、普通のレディスクリニックだったりそういうところで出産されるんでしたらばいいんですけれども、例えば助産院さんとか、それからあと里帰り出産で、そういう情報がちょっと分からないとかという方々に対してのフォローというのはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 町と契約をしている医師、医療機関以外の助産院のほうで出生を御希望される方につきましては、母子手帳交付の際に必ずどちらのほうで、どちらの医療機関、助産院で出産をされるかということは確認は取っております。万が一、委託契約をしていない、医療機関以外の助産院だった場合は、そちらと町が個別に契約をしまして、そちらで、健診だったり、そういったものを受けていただくような体制は取っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうですね、そのようにしていただかないと漏れてしまう場合がございますので、ぜひその辺はやっていただきたいと思います。

乳幼児健診の内容を見ますと、その中で2か月児とそれから8か月児を対象に、うちの町の

ホームページで出されたものに関しまして見てみますと、今母子健康手帳のことが出ましたけれども、母子健康手帳別冊にとじている一般健康診査票を指定医療機関に提出すると無料で受けられるというふうになっております。これに関しまして、例えば今言いました助産院さんとかそういうところで受けた場合に、無料だということの情報提供と、それからあとはがきかなにかで、ほかのところ、そういう助産院だったり、里帰り出産でも受けられますよというようなことを丁寧に説明していくということも考えているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらにつきましても、各助産院さんとの連携を取りまして、そちらで健診を受けられることは説明はしております。こちら、健診を受けたかどうかということに関しまして、助産院との連携を取ったりして、密にこちらのほうに報告をいただくようにしております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 連携を密にということで、ぜひそのようにしていただきたいと思いますが、例えば新生児マススクリーニング検査で先天性の異常が見つかったとか、それからその後の、例えばは3歳児だと聴覚検査とかも入っています、いろいろメニュー入っていますけれども、その都度健診の中で異常とか、それからちょっとやっぱり特性が出てきた場合に、今回新設されたこども家庭センターのほうにどのような形で連絡が入って、どのような対処をするのか、支援をするのか、その形といいますかね、支援の形といいますか、そういうものはどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちら、先天性マススクリーニングなどの検査を受けた場合ですが、受けた医療機関のほうから、こちらのほうにそちらの結果が届くようになっております。それで、精密検査が必要である場合は御本人様のほうに医療機関のほうから精密検査が必要だということと、あとは町のほうにもこの方が精密検査になりましたという報告が入りまして、その後どういった経過で様子を見ていくかという情報も入っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） じゃあ、2問目に移りたいと思います。

2問目の、新生児に対する聴覚検査でございます。これも普通の、出産される産科とか、レディースクリニックに関しましては、生まれてから、やっぱり耳に機械を当てて聴覚検査され

るということでございますけれども、これもそういうふうに対象になっていないところもきちんと連携を取っていただいて、みんながやはりその検査を受けられるようにしていただきたいと思いますが。国からの1か月健診に関しましては、まだその聴覚検査が、1か月児ではメニューとして入っているかどうかもちよっと私は分からないんですが、ぜひ、1か月児健診のときにも、3歳児健診と同じように聴覚検査というのは必要ではないかなと思っております。といいますのは、生まれつき音を聞くことが困難な難聴児が1,000人に1人から2人いると言われております。難聴の子供が正しく言葉を覚えたり、発語をしたりするには、やはり早期発見が大事でございます。それに対しての療養が必要でございます。3歳児で発見するのはもちろん大事なことでございますが、やはり新生児のときの聴覚検査もやっているところもあるということでございますので、本町におきましても1か月健診が実際に実施されるようになれば、その中で新生児の聴覚検査も必要と思いますが、町の考えはどのように思っているのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 回答いたします。

確かに議員さんおっしゃるとおり、聴覚検査に関しましてはなるべく早く検査をして、異常を発見することが重要だと認識しております。1か月児健康診査の検査項目に関しましては、現在のところ示されておりますのが、新生児聴覚検査、選定性代謝異常検査の実施状況の確認をしてくださいということで項目に入っております。町といたしましては今現在、新生児の聴覚検査を行っているところでございますので、まずはこちらを確実に受けていただくことで、早期発見につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） それで聴覚検査と、それから普通の1か月健診の財源というのがやはり違ってきておりまして、聴覚検査の場合は一般会計で示されておりまして、あとは1か月健診等々のものに関しましては国の補助制度を利用しているという、ちょっと情報があつたんですけれども、財源が出ているところが違うのかなと思ったりもしているんですが、今まで、実際に、これから1か月児健診、5歳児健診が進められていくということでございまして、今までその制度がなかったわけですが、そのない状況の中でも聴覚検査を実際に自分の町とか市で補助金を出してやっている自治体もございました。例えば岐阜県の多治見市は、その検査費用の半額を出していたとか、それから福岡県の春日市でも同じように上限5,000円から3,000

円の助成をしているというような自治体もございました。本町におきましても、今課長がおっしゃられたように、その確認といたしますか、そういうことはもちろんしなければいけませんけれども、もし確認作業だけではなくて、できていない方に関しましては、ぜひ町の一般財源でもいいですので使っていただいて、きちんと聴覚検査ができるようにしていただければと思いますけれども、これはやはりほかの自治体のこともあるし、それから医療機関というところの話合いもあると思うんですけれども、やはりその1か月健診の中で全員が聴覚検査が受けられるような、そのような支援だったり体制は必要だと思いますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 1か月児健診での聴覚検査の実施ということでございますが、町といたしましては今現在、先ほども申し上げましたが、新生児聴覚検査を公費で受けていただいております。こちらの受診率は、産後すぐに受けるものですから100%受けていただいている状況でございます。1歳児健康診査の実施につきましては、今後また国のほうから詳細が示されるところですが、そちらの実施等、こちらに関しましては、今のところは国が示している実施状況の確認ということで行うことといたしまして、もし万が一そういった受けていない方に関しては、随時フォローさせていただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、3点目の5歳児集団検診についてでございます。

これは、国が進めているのは集団検診ということでございます。状況といたしましては、3歳児健診が終わると次の健診が現在のところ就学時まで健診がないということでございます。出産後から8か月ぐらいまでは結構短いスパンで健診があるんですけども、3歳児健診が過ぎると次は就学児までないということで、この5歳児健診というのは大切なものになってくると思います。やはり、出産後から就学前まで切れ目のない健診ができるということが大事でございます。

この辺で、先ほど町長からは国の指針もありますのでということで、実際にこれから先実施されるということでございますけれども、この中で先ほども申し述べましたように発達障害の検査というのをぜひ入れて、していただきたいと思っておりますけれども、その辺、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちら、5歳児健診に関しましては集団健診ということでご

ございますので、今後実施に向けて詳細は詰められていくと思いますが、こちら実施につきましては今後検証していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 国の、令和5年度の補正予算の1か月児それから5歳児の健康診査の事業についてということでご覧いただいていた中で、5歳児健診に関しましては健診内容として、心身の異常の早期発見、精神発達の状況、言語発達の遅れとそれから育児上問題となる事項、必要に応じた事後の相談等々も内容的には入っております。やはりこれは、発達障害の部分もしっかりと入っているということでございます。

今の時点もそうなんですけれども、やはり5歳児健診、集団健診をするときに、発達障害はもちろん医師の決定で、診断で、発達障害というものになるわけでございますけれども、やはり今までもそうなんです、なかなかその専門の医師も少ないということもございまして、発達障害だと断定するということも大変難しい、境界線になっているところもあるんですけれども、そういうふうになったときに、今仙台市では保護者に対してのアンケート用紙を出して、全戸にというかその対象児童がいるところに、幼児がいるところにアンケート用紙を出しまして、あと保育所とか幼稚園にも先生用として出しておきまして、その気になる子がいるかどうか、それから相談を受けたい保護者に関しましてはそのアンケート用紙を持ってきて、今自分の子供がこういう状況なんだということを相談を受けるという体制を取っているんですけれども、やはりそういうフォローというのは大事だと思うんですが、本町に関しましては未就学児ですね、症状が現れた幼児から未就学児までの間に対しての、そのような早期発見の対応というのは、今まで何かなされていたのかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 発達障害のお子さんに対しての早期発見の取組ということで、回答させていただきます。

町といたしましては、各種乳幼児健診から、健診の際に心理士、保健師が、そちらで問診等、あとは遊びを通して発達の遅れが見られるとか、保護者からの話を聞いてどういった遅れがあるかというところを早期に発見、見つけております。

あと、就学前の就園児に関しましては、町内の各幼稚園、各保育施設のほうを巡回で回りまして、そちらで保健師や心理士が先生のほうから話を聞いたり、あとは実際にお子さんの様子を見て、保護者と話をし、どういった支援ができるかということで取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今の3点目も含め、4点目も入っておりましたので、了解いたしました。

次に、2問目に移りたいと思います。

2問目の、今度は小学校に上がってからのお話でございます。

発達障害の代表的なものは、学習障害、それから注意欠陥・多動性障害、それから高機能自閉症、アスペルガー症候群などがあります。発達障害のある子供たちの課題として、例えば口頭で言っても指示が通らない、その代わり文字で示すと理解ができる。それから、すぐにかんしゃくを起こしてしまう、感情の抑制が難しい、失敗の積み重ねなどから来る生活全般に対する意欲の低下等々、いろいろな多様な症状が現れております。こうした課題を、結局誰もその発達障害ということに、誰もはおかしいですね、発達障害のことをよく知らない方は、努力が足りないとか、親のしつけが悪いとか、そのような形での判断をされる傾向もございます。やる気や、それから保護者の問題だというふうにして片づけられてしまう。これは、大変時代遅れだなと私は感じております。やはり、そういう周りの方々の理解を深めるためにも、子供たちの結局発達障害が、これはもう投薬したから治るとか、病院に通ったから治るとか、手術したから治るというのではなくて、もうあくまでもその方の特性だというふうに捉えたときに、やはり周りの理解というのは大切だなと思っております。先ほど、町長のほうからもサポーター養成講座を行っているということでございますけれども、やはり広く地域、町住民の方々に対しても発達障害というものがどういうものなのか、それが特別なことではないんだということ認識してもらうためにも、講演会、講習会、ワークショップ等々はやはり年に1回とか2回とかではなくて、やはり機会を見て開くというのは大事なことはないかなと思っております、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 発達障害に関する講演会、ワークショップについてでございますが、今現在は幼稚園、保育園の支援者に対する理解をまずは深めていただく、保護者にどうやって伝えていくかとか、あとは周りの保護者に対しての理解をどう深めていくかというところをテーマにして講演会、あるいはワークショップを開催しているところです。現在のところは、そちら幼稚園の先生方や保育施設の先生方を通して、保護者に伝えていくような形で実施しております。もちろんそういった講演会の要望だったり、ニーズがあればこちらとしては検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） もちろん保護者が一番大事だと思います。やはり自分の子供がそういう特性を持ったときに、保護者はどういうふうに対応していったらいいかというのが大変に悩むところでございますので、そういう保護者に対しての支援としては、やはりその心理士さんだったり保育所の先生だったり、いろいろな形での相談体制というのも大事でありますし、サポーター養成講座の中で、サポーターさんになった方々に支援をしていただくということも大事でございますけれども、やはり、何度も言いますが、町全体として正しく発達障害というものを理解してもらい、そのような機会をつくるということはやはり大事なことでないかなと思いますけれども、今時ニーズがあればということですが、こちらから発信しなければニーズがあるかどうかということも多分分からないと思うんですね。それが結局偏見につながっていったり、それから今多様性と言いますが、性的マイノリティーだけじゃなくて、いろいろな人がいる、そういういろいろな人が生活しやすいようにすることが、やはり私たちの役目ではないかなと、環境づくりが大事だと思いますけれども、そのニーズを待っているのではなくて、こちらから発信する、そのような動きも大事だと思いますが、その考えはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 議員さんおっしゃるとおり、広く理解をしていただくことは重要だと思っておりますので、その周知の方法でしたり、どういった方法がいいかということは今後模索していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、2問目の2点目に移ります。

発達障害の生活指導、それから保健師、それから保育士の確保、育成ということでございます。

私、平成30年6月の議会で一般質問させていただいて、今回と同じような全く内容です。例えば5歳児健診のことも言いましたし、それから発達障害に対しての支援も言いました。それから、児童発達支援センターのことも申し上げさせていただいたところがございます。今回も同じような内容でございましたけれども、そのときに、6年前に児童発達支援センターの設置をお伺いしたところ、町長からの御答弁でどういった形がよいか今後検討したいという御回答でございました。いまだに、特に変わった様子はないかなと思っているところがございます。今後、5歳児健診等を含めて発達障害に関しての健診等が増えていたり、それから充実して

いきますと、やはり発達障害だと認識される幼児、それから児童が増えてくると思いますけれども、やっぱりいつまでも他市町の施設を頼ってばかりはられないのではないかと思っております。やはり保健師、それから保育士の確保、それから育成に関しましても、今どうなんでしょうか、そういう発達支援センターのほうからヘルプといいますかそういう方が来て、例えば研修を受けるとか、そういうことをうちの町の保健師さんだったりそういう方々がされているのかどうかということも併せてですね、発達支援センターの働きといいますか、そういうのもやっておりますので、派遣して研修会をしたり、それから保健師さん、そういう方々が集まって研修会を開いたりということもやっていらっしゃると思います。町としまして、児童発達支援センター、それから発達障害相談療育センター、そういう発達に関する支援センター等を、ぜひ町として考えていただいて、児童発達支援センターというのは未就学児までですよ、うちで言えばまつぼっくりさん、今5人が登録されて、保健師さんが2人いらっしゃるということですが、今後増えてまいりますので、多分まつぼっくりさんだけでは難しいかなと思っておりますので、その辺の児童発達支援センターの設置、それからあとは学校に入って、18歳まで見ることができる療育センターだったり、そういうところの設置の考え等々、発達段階に合わせてのセンター設置を考えないかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） まつぼっくり広場についてでございますけれども、今現在は療育施設という位置づけではなく療育施設に行く前の発達に遅れがある子に対しての生活習慣の改善でしたり、あとは機能訓練を行う場所として、保護者と話し合っってその子にその施設の利用がなじむかどうかということも含めて話し合っって、まつぼっくりを利用している状況でございます。

療育施設が必要な子に関しては、療育施設の方と常に連携を取りまして、そちらのほうからの指導をいただいたり、あとはそちらにつなげたりということで協力体制は取っているところではあります。

そしてその発達支援センターのような役割というところでございますが、今現在はまつぼっくりの機能としてはそういった機能でございます。なので、18歳までの利用ということも、今現在は検討もしておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 分かっております。そうですね、まつぼっくりさんもどちらかという児童発達支援センターの緩やかなものといいますか、そういうところの分類に入っているんだ

など思っております。やはり親御さん、保護者からのお声としましても、やはり例えばまつぼっくりさんにいても、お世話になっていたとしても、もうすぐ学校に入らなきゃいけないとか、それからあと幼稚園で長くないなきゃいけないとかというふうになったときに、わざわざやはり多賀城だったり利府だったり町外のところの利用を考えなきゃいけないというようなお声もございます。それからやはり、学校に入ってからどうしたらいいのかなというようなお声も聞こえてまいります。そうなったときに、じゃあ多賀城に行ってくださいと、利府に行ってくださいというのではなくて、やはり町としてそういう児童生徒がいれば受入れ、それから支援を充実させる、支援も必要だと思いますけれども、今のところ全くそういうことも考えていないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） まつぼっくり広場に関しましては、就園前が集中して支援ができるというところで活用していただいておりますけれども、就学後も保護者の方が相談に来られたりしております。ただ、そちらの就学後の児童に関しましては、やはり専門的な療育が必要な場合は、今療育施設のほうにつなぐということで進めていきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、小中学校の発達児童に対しての特性を生かしての支援ということでございますけれども、これは全国的に文部科学省が令和4年度に公立の小中学校の通常の学級を対象に調査を行った結果、学習面または行動面で著しく困難を示す児童というのが約8.8%あって、クラスに3人程度いるというような情報でございます。本町におきまして、先ほど教育長も、その特性に合った支援をしているということでございますけれども、先ほどの、4問目にもちょっと入ってしまう可能性もありますけれども、勉強の仕方ですね、特にICTはこれからどんどん使われていくということになってくると思いますが、例えばZoomでの授業とかそういうものというのは、実際に今は、その発達障害の子供に対してやられているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） まず、本町では15.2%です。国平均の1.7倍在籍しています。特別支援学級で、そのうち、今議員おっしゃったのは、通常学級ですよ、（「はい」の声あり）通常学級にいる子供が130人、特別支援学級に在籍している子が65人です。この特別支援学級に在籍している児童生徒については、比較的、今議員おっしゃったその子に合った指導がやりや

すい、7人、8人までが学級の定員ですので、そこに支援員さんがつきますのでやりやすい。ところがこの130人のほうですね。これが国が問題にしているところなんですけれども。就学するときに、特別支援学級を選ぶかどうか、最終判断は親御さんの意思です。ここで、今世界の潮流としてインクルーシブになっていますので、そのことを保護者はほぼ学習しています。そうすると、特別支援学級で特別な指導を受けたいと思う保護者だけではございませんで、だからこそ通常学級に入れてほしいと、そういう考えの保護者もかなり一般的になっています。よってその130人がいると。

次ですね、ICTを使う、これはですね、本当に注意しなければいけない。やっぱり個別なんです。先ほど出したアスペルガーとか、高機能とか様々ありますね。ICTを使うことによって、その子の特性がガンと伸びる子がいます。ICTを使うことによってそこにはまり込んで、依存的な脳障害を起こす子がいます。この見立ては、やっぱり担当医や、美田園の児童センター、児童相談所の中の付属診療所などに行って相談しないと、これは難しいところです。だから軽々には使いません。現在、そういうことも含めて使えるところというのは、小学校だと簡単な、例えば文字をなぞるとかですね、画面に文字が出てきてそれをなぞるとできる子とかはそうしています。それから、言葉ではコミュニケーションできないけれども、絵でコミュニケーションできる、これはだから4コマ漫画のように提示します。そのことによってできます。それをタブレット上でやる場合もあります。それからタイピング、例えばですね、タイピングがもう、全国の駅を全部言える子供とか昔びっくりショーに出てきましたよね。それは今でいうと高機能発達障害です。今、町内の中学生の中で一番タイピングが早い子供は、実はこの支援学級にいます。そのスピードだけはもう超速に早いんですね。なので、その特性を早く見つけて、さっきから言っている進路指導に結びつけると。どういう職業選択ができるかというところを、親御さんと一緒に話していく。そのためには、まず、さっきから議員もお話しているように、親御さんが子供さんの障害をしっかりと受容しないと、それがスタートしません。その親御さんの周りの方々ですね、それを区別あるいは差別的に見るんじゃないくて、一般的な一つだよねという感じの中でやっていくことはとても重要なことです。各学校では、そういうふうには促しています。促しているんだけど、なかなかここがですね、絶対うちの子は違うとやっぱり思われる方は、親心上、あと2年たったら、あと1年経ったらという思いでね、毎日あした朝起きたらすっかりもう変わっているんじゃないかとかね、もう相談100件受ければ100通りの親御さんの悩み方があります。なのでこれは様々で、でも真摯にこれは対応するほかないので、今いるマンパワーと、それから私たち側のスキルでやっているところです。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今の教育長のお考えを、ぜひ教員の皆様、学校の皆様、関係者の方が同じように共有していただけるとありがたいかなと思っております。

今の、4点目、5点目に通じておりましたので、最後の6点目でございます。本町では、障害者手帳保持者は個別ファイル、発達障害等々も含めてですが、障害者に対して障害者手帳保持者には個別ファイルを作成して、手帳のない人は相談記録としてまとめていて、ケース会議とかも開かれていると思っておりますが、これは発達障害児に対しても同じような形で対処しているのかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） あすなるパスポートというものを持っております。これは、平成29年度に、町の特別支援教諭部会、5校が中心になって、各園にも働きかけて、あとは当時子ども未来課が出るちょっと前だったと思うんですけども、町当局にも働きかけて、そのとき私、ちょうどその部会の部長だったんですけども、ずっと記録を積み重ねていくと。そして、先ほど18歳の出口のことをお話しましたね。それは社会福祉協議会でその手帳を使って、その子の実情を見てもらって、やっぱりどうこの子が社会で生きていけるのかということ、親御さんはどれくらいサポートすればいいのかという、18歳以降ですね、その土台として、園・小・中、あと子供によっては社会福祉協議会であつたりに引き継げるようになっております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今のあすなるパスポート、これぜひ活用、これからもしていただきたいと思いますが、このあすなるパスポートを活用しながら、その中にやはり保護者の方の相談もたくさん入ってきていると思いますが、保護者に対する一つの相談支援といたしまして、宮城県でペアレントメンターというものをやっております。発達障害のお子さんを育てた経験のある一定の方を研修して、その保護者が、現在子育て、特に発達障害の子供さんの親御さんに対して相談を聞いてあげたり、自身の体験を話してサポートしてあげるというようなことでございますけれども、このようなものは活用しているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 制度としては、学校ではありません、その制度自体はないですけども、今の、以前育てたことのあるお母さんがそれを若いお母さんに伝えていく、この機能は本当に求められていると思います。町に、障害児のお母さんたちのグループ……育ててきた（「ペアレントメンターじゃなくて」の声あり）まだ初期の、今もう子供さんが20代になって

いるようなお母さんたちなんですけれども、町の、障害児を持つ親の会、親の会の方から私相談を受けるんですけれども、悩みですよ、悩み、若いお母さんたちに、ぜひ自分たちの体験を伝えたいんですけども、お母さんたちがそっちに乗ってこないということがあります。じゃあ、その方たち何を使っているのかというと、まずネットですね。それから今、ベンチャー企業のリタリコという会社が、これは東京でスタートしたスタートアップ企業ですけれども、発達障害に特化した塾です。これは関東圏で今200塾ぐらい持っていて、仙台圏に今2つぐらい進出してきています。これももうネットで検索するとすぐ出てくるので、そことかですね、そういう仙台圏の様々な機関とアクセスしている方々が多いです。あとは、学校の教員を頼っているお母さん方も一定数やっぱりいます。それが今のケアのですね、役割に似ているものだと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今、保護者の方がいろいろな形での相談体制も利用しているようなことですが、最後に今教育長が教師にも頼ってくるというようなお話ですが、その相談を受けている教師の方が、やはり重い相談事に対してどこまでやっぱり、教師としては相談されれば本当に納得いくように、親切に相談を受けて何とか手だてをしてあげたいというのが人情だと思うんですけれども、その教師の方々の発達障害児の保護者に対して、それから実際の子供に対しての相談の仕方だったり、そういうものの研修というのはじっくりされているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） とても重要な観点だと思います。親御さんは、本当に繊細な状態で、いつも毎日暮らしています。周りからいろいろなことを言われたり、あるいは自分の嫁ぎ先のお姑さんから、うちの家系にこんな子はいないと言われたり、そういうことを全部抱えて子育てをされているので、本当におつらい気持ちで来るんですね。それを例えば、教員22歳からなもうなりますのでね、その教員一人一人がそういうメンターになれるかというとなれません。そういうふうにもし校長が、あなたのクラスにそういう保護者がいるから頑張れなど言った場合、これはもう校長として、学校のリーダーシップを全然発揮していないというふうに、今の現状では、庁内では共通理解をしています。ですので、チーム対応を必ずしています。担任に任せると疲れてしまうので、担任一人一人を疲弊させないために、例えば亦楽小学校モデルが今各学校でやっていますけれども、相談の先頭に立つのは校長です。それで重ければ重いほどですね、相談が重ければ重いほど校長です。だから、校長は校長室で何か執務をしているなん

という学校、ほとんどありません。相談の最前線に立つように私も指示していますし、あと私も、教育長室も場合によっては使ってもらっています。私のところに来る方もいます。あとは学習支援センターですね。ここがとても機能が、この令和3年に改編してから物すごく高くなっています。2人の指導教諭と、それから1人のソーシャルスクールがいます。ここと、今5校、それから子ども未来課が本当にチーム形成できているんですよ。それが今、実は県教委のモデル地区になっているんですけども、相談の。それから各スクールカウンセラーも使います。つまり、重い相談を1人に任せないということですね。そのチームの中で、あと保護者が選んできます。誰々先生だったら話せると。そうしたらもう、その先生を支えるチーム体制を今度はつくっていきます。今できるのは、学校の現場で、現場力でできるのはそういうところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 学校の体制もお伺いいたしました。町の支援体制の一つで、宮城県発達障害者支援センターは主に18歳未満の子供、支援者に対して、えくぼという支援センターがございまして、ここは主に18歳以上の大人の支援事業をしております。ごめんなさい、宮城県発達支援センターは18歳未満、それからえくぼは18歳以上の支援をしているということでございますが、この辺、町としましてはこの部分をきちんと、こういうふうには宮城県でもやっていますよということを周知しているのかどうか、それだけお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。簡単をお願いします。

○教育長（須藤 清君） 学校で、そういう窓口を全部紹介しています。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後4時50分から再開いたします。

午後4時40分 休憩

午後4時50分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

皆様に御連絡いたします。会議規則第9条、会議時間は午後5時までとなっておりますが、第9条第2項の規定により会議時間を延長して行いたいと思いますので、よろしく御願いいたします。

次に、10番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

[10番 遠藤喜二君 登壇]

○10番（遠藤喜二君） 10番、日本保守党、遠藤喜二です。よろしくお願いいたします。

今回は、大綱2問、民間建立戦没者慰霊碑の安置されるべき場所について、2つ目、町道七ヶ浜縦断線の桜が大事かツツジが大事かについて。

まず、この建立のやつは、分かると思いますけれども、役場入り口から大体30メートルぐらいです。昔のサカキバラ商店さん、そこの敷地内、今は別な方が住んでいますけれども、地番でいうと、吉田浜字野山5の255、地番ですから、ほかの方分からないでしょうから。それで、一応こんな感じで、昭和の昭に忠と入っています一応昭忠碑なんですけれども、これは昔、地主であるサカキバラさんが、ちょっとお待ちくださいね、ちょっとこれに入る前に読み上げさせていただきます。

昭忠碑、文字は昭忠しか刻まれていません。サカキバラケイゴロウ氏の屋敷内にある、幅約76センチ、2尺5寸、高さ3メートルの石一重、この碑には建碑者の氏名も年月もない。思うに、サカキバラ氏は元陸軍歩兵総長で情に厚く義に徹し、満州事変が発達して支那事変となり、戦線が南京近くに拡大し、戦争日に月に激烈を加え、戦死者を相次いで続出するや、その死を悼み悲しむ心がふつふつと湧き出て、せめて朝夕のその霊を慰めその忠勇をしのぶべく、事変半ばにかかわらず、単独に昭忠の碑を建てることを思い立ち、その場所も自宅敷地内に選んだと言われると、これは七ヶ浜町史に載っています。

それで、私も碑を写真を撮ったりして（「質問に徹してもらって」の声あり）今の質問入っているんですけども、いいですか、じゃあここから読み上げます。

現在、吉田浜野山の個人私有地内北側角に、日清・日露戦没より支那事変の戦死者、英霊、一応28名と書いたんですけども、27名の可能性もありますので、刻まれた慰霊碑があります。現在の土地の所有者が引き継いだとの所管での調査票には記されていますが、再度東日本大震災のときのような大きな地震、またそれ以上の大きな地震で建物側に倒れるおそれも想定すべきであると。

本来、所有者が引き継いでくれたからといって、英霊の碑を現在七ヶ浜中学校第2グラウンドの東側の忠霊碑の床に移設しなかったのを、今担当課に言っても仕方ないので、この昭忠という慰霊碑を早急に英霊が多く列記されている場所に移設する考えはないかを伺うものであると。

国は、国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付要綱として、建立者が不明で、維持管理が適切に行われず、倒壊などのおそれがある慰霊碑については、自治体に移設や撤去する際に費用を補助するという制度を平成28年に開始、令和元年には上限を50万円に引き上げました。

社会・援護局での課長会議での、令和2年3月4日によると、補助事業の対象となる慰霊碑、国内にある慰霊碑で建立者等が不明またはそれに準ずる状態、建立者等は明らかではあるが、高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合であって、管理状況が不良または倒壊等の危険などがあり、地域住民への危害が及ぶおそれがあるものの慰霊碑を基本とするとはなっていますけれども、要はここでいうその建立者が不明な場合、せめて忠霊碑の脇か横かに建てていただきたいというのは、移設してもらいたいというのは正直な思いです。

ただ、この昭忠の碑は、諏訪神社にある昭忠碑、こちらはちゃんと碑までついているんです、この中に同じ方の名前が8柱、8名の方のお名前が載っているんですよ。一応、これで確認しましたら。そうした場合、忠霊碑のほうがいいか、昭忠碑のほうがいいか、主に菖蒲田、松ヶ浜の方だと思うので、そちらのほうがいいかなと思うんですけども、その場合町長がどのような思いで、例えば英霊に対して感謝の意を込めて移し替えしてもいいよと、そういう考えがあるかどうか、まず1問でお尋ねしたいと。

2問目、先ほど桜が大事かつツツジが大事かと言いましたけれども、1か月くらい前、ちょうどあそこの縦断道を通ったら、桜が泣いているんですよ、何か。そしたら、苦しいというんですね。桜の木がツタで、木が苦しがついていたんですね。それで、下のほうはツツジかサツキか分からないですけども、それが桜の栄養分をたっぷり取ったと、こんな感じです。これでは、桜も生きられないですよ。見えますかね。それで、要は剪定なり、除草だけじゃなくて、剪定なりをどういう流れでやっているかちょっとお尋ねしたくてここに書きました。13年前のあの津波にも耐えてくれた桜並木も、間もなくきれいな花びらを咲かせてくれる季節となりますと、問題は、その周りをきれいに囲むツツジではあるが、桜への栄養分が先にツツジに取り込まれ、桜の木に行き届かず、元気な桜の開花が年々と減ってくると。町は、桜を主とするのかツツジを主とするのか、双方が元気よくきれいに咲き誇るような移植等の考えはあるか。2点お尋ねするものである。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、民間建立戦没者慰霊碑の安置されるべき場所について、第2問、町道七ヶ浜縦断線の桜が大事かつツツジが大事かについて、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 10番遠藤議員の1問目の御質問、民間建立戦没者慰霊碑の安置されるべ

き場所について、お答えをさせていただきます。

御質問の民間建立戦没者慰霊碑は、当時町民の方が、日清・日露戦争から支那事変により戦死された方を悼み、建立者自身の敷地内に建てられたものでございます。

その後、土地の所有権が移転し、現在の土地の所有者が購入後、自宅を建設する際に敷地の角に移設したものと聞いております。そのため、現在は個人の所有地にあり、今後対応を協議してまいりたいと思います。まずは1問目の回答とさせていただきます。

次、2問目の御質問、町道七ヶ浜縦断線の桜が大事かツツジが大事かについてお答えをさせていただきます。

町道七ヶ浜縦断線の植栽は、町入り口の道路景観アクセントとして、根本にツツジを植え、桜並木をイメージして歩道両側に配置しております。しかし、道路新設時に植えたものであり、老木化と枝が通行の支障になり、強目の剪定や、議員御指摘の混植による栄養不足なども、桜の樹勢が衰えてきている要因の一つ捉えておりますので、枯れ枝も含めて、剪定や撤去も視野に入れて考えてまいりたいと思います。

以上、遠藤議員への回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） ではまず、昭忠の碑に関して、これはあくまでも今地権者が替わって、現在引き継いで北の角の邪魔にならないところに移設というか、したと。でもやっぱり、先ほど私言いましたけれども、やっぱり日本先人である英霊の方々を民間の土地に置くのじゃなくて、やっぱりこれは町有地に置くべきだと思うんですね。国のほうでも言っていますので、町有地に置くべきと。先ほど私ちょっと読みませんでしたが、移設とは慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内に移動し設置することと、これは実施要綱に明記されております。担当の課の方も分かると思いますけれども。そして碑なので塔じゃないんです、塔となった場合は遺骨が入っているんですよ、何々塔となった場合。ただ、これはあくまでも慰霊碑なので、名前だけ刻まれていると。ただし、その移設に関しては、今読んだように、都道府県や市町村が管理する土地内に移動すると、そうになっています。その件、町長、いかが考えるでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） この昭忠の中に、3人の名前があるということで、これらも含めて、全部町の忠霊碑には名前が刻まれているということでございます。そして、新たに土地を購入された方が、あくまでもその敷地内のものの一つとして、氏神様というわけではないですけれども、そういったしっかりと建て直して、敷地の中に設置しているということで、本来の昭忠

碑は、遠藤議員さんおっしゃるとおり設置者が不明であったり、倒れかかっていたり、そういったものの部分に対して、そういった補助事業もあるよということで、管理されていないものというのが前提となっていて、これを今、敷地内にしっかりと、新しく新築するときも脇にこの碑を建てているということだと、その個人の財産といいますか、そういった部分もありますので、一概に簡単に昭忠なので町が主体となって動かすというのは、ちょっとこれは難しいかなと。もうちょっと深く掘り下げないとやれないと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 私の読み方がおかしかったですかね。国内にある慰霊碑で、建立者が不明またはそれに準ずる状態です。不明なんですよ、ですからこれに値するはずなんです。何も倒壊とかなんとかってそっちの先まで行ってないんですよ。不明で止まっていますから。もう一度読み上げますか。補助事業の対象となる慰霊碑、国内にある慰霊碑で、建立者等が不明またはそれに準ずる状態、それです。もう一度お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） これは、おじさんの土地を買って、その英霊があつたの移設して敷地内に建立したとなると、名前が3人ほど上がっていますけれども、それこそ一つの動産じゃないけれども、資産として3人の人がそれぞれの相続的なもので、どこまでもたどって了解をもらわないと、町が勝手に人の個人の土地の物を軽々に動かしていいものかという考えもありまして、軽々にはいいですよとは言えないなというところがございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 英霊を尊ぶ、その気持ちはないんですね。私はそういうふうに取ります。町のやっぱり先人ですからね。ですから、8人の名前がかぶっているわけですよ。3人じゃなくて8人です、諏訪神社の昭忠碑とこちらの昭忠は。3人じゃないですよ。ですから、関係のない地縁の方とか、血縁関係のない方も入っているわけですよ。そこのところ、取り方が違うんじゃないですかね。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） これは昭忠に書いてある3人の名前のことを言わせていただきました。

（「3人、誰々ですか」の声あり）イワモトカンジロウさん、カトウリンジさん、ナカスカヨウキチさんですか。（「最初の3人ですね」の声あり）その人たちの思いで、個人で建てられたものというふうな思いです。

英霊については私もしっかりとリスペクトしておりますので、それは分かっていたきたい。

ただ、町が昭和45年ですかね、忠霊碑の中に、そういった町内の415柱の名前はしっかりと町で名前を刻んで、追悼しているということがあります。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 昭和41年3月の18日ですね、忠霊碑があそこに建立されたのは。

それで、名前が書いてあるから、こっちはじゃあそのまましておけと。じゃあずっとしておくわけですか。町長の話の聞いていると、結局……、副町長ですか、どうぞ。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答を申し上げたいと思います。

町長は昭忠碑についてのどうだというふうな話をさせていただきましたけれども、私はそれを個人の財産にまだなっているんじゃないかという視点から話をさせていただきたいと思います。

敷地にあって、それを管理しているというようなことであれば、それはあくまでも個人の財産だというようなことで、公がその個人の財産にどうするというのを、積極的にどうするという行動は取れないと私は思っております。

もし、今管理されている方が、これは私の財産ではありません、これはどこかに処分したいんだけども、そういった相談があって、個人の財産ではなくなった時点で町が考えるべきだと思いますので、本人からまだそういった問合せ、そういったものはありませんので、そういったことがあった時点で町で話を引き取らせていただきたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） では、これは町のほうで地権者さんに確認等はしてくれたりはあるんですか。それとも、地権者さんから言われるまでは、私、知りませんよですか。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 町で知らんぷりということではありません。それから、それを処分しないということを言っているわけでもありません。こっちから財産の処分を、公の立場として、もう処分しなさい、どういう気持ちで持っているんですかと、そういったことはちょっと、今の段階では、積極的にというわけにはいかないんじゃないでしょうか。その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 意思がないということで、じゃあ次に行きます。桜の件です。

もう意思がないこと分かったら、そこを突っ込んでも仕方ないんで。

桜、こんな感じです。中、腐っています。ちょっと私、写真の撮り方が悪いんで、下手なんで、すみません。こういう状態で、春になったら桜、きれいな花咲きますか。咲いたとしてもしわしわになるかもしれないです。これ何とかやっぱり、春に向けて何とかしてもらいたいと。町民が喜ぶ、きれいな桜が咲いたと。花が咲く前に剪定なり、これを除去したり、あとはその下のツツジ、結局桜の根っこにツツジがあるということは、栄養分がツツジに取られちゃうと。それ、この間テレビでちょっと見たもんですから頭に入っていたんで、質問ちょっとしようかなと思ひまして、軽い気持ちで。ただ、このツタは、もうぎちぎちなんですよ。私取ろうとしても動かないんです。のこかそれこそおのか持っていけば取れるでしょうけれども。それは早めに処理なんかはお願いはできるでしょうか。町長の弁を、お尋ねします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） はい、桜に、確かに余計な負荷がかかっているという状況は確認できますので、まず状況を確認しましてツタの撤去、そういったことを考えたいと思います。（「すみません、もう一度」の声あり）桜に余計な負荷とか、そういったことがかかっているような状況でありますので、ツタの撤去そういったことを、現場を確認しながら早急に進めたいと考えております。（「草の撤去と言っていました」の声あり）ツタの。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） よい回答ありがとうございます。ついでにですね、ツツジはどうなります、そのまま現状になります。この桜の周りのツツジが栄養分を取っているんですよ。その分どうなりますかね。そこのとこ、もう一度お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらに関しましては、剪定、撤去もそちらのほうも専門ではないので、専門の業者、そちらのほうに見ていただいて、状況を判断したいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） それは桜が咲く前ですか。桜の花が咲く前、それとも桜の花が咲いて、散って、秋か冬ですか。いつでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 現場を見まして、桜を咲く前にですね、対応できるのかどうかを確認させてください。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 終わります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、6番鈴木恵子議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔6番 鈴木恵子君 登壇〕

○6番（鈴木恵子君） 6番日本共産党、鈴木恵子です。ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に基づき質問します。

質問は1項目です。聴力検診と、補聴器購入への助成について質問します。

加齢性難聴は、一般に50歳頃から始まり、65歳を過ぎると急激に増加すると言われています。75歳以上では、3人に1人は聞こえにくいと自覚する方もいます。聴力の低下は気づきにくい場合が多く、定期的な聴力検査・検診を行うことが重要となっています。これは、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の見解です。身近にも聞こえづらくなってきた、検査できたらいいね、でも補聴器は高いのよね、という声が聞かれます。そこで、以下2点について町の考えを伺います。

1点目、難聴を早期発見できれば、認知症の予防や健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制と介護予防にもつながります。そのために、町の特健康診査に合わせて聴力検査・検診を同時に実施することが重要と思うが、町の考えを伺います。

2点目、国の認知症施策推進総合戦略、通称新オレンジプランですが、そこでも加齢や高血圧などとともに難聴も認知症の危険因子の一つと挙げております。耳が聞こえにくいことから、人とのコミュニケーションが取りにくくなり、社会的に孤立することで脳の活動が低下し、認知機能に影響を与えると記されています。その予防手段として、補聴器の役割は大きく、購入費を助成する自治体も増えております。本町としても、補聴器購入への助成が必要と思いますが、町の考えを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 聴力検診と、補聴器購入への助成について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 6番鈴木恵子の御質問、聴力検診と補聴器購入への助成についてお答えをさせていただきます。

加齢性難聴については、加齢による耳の聞こえが悪くなることも多くの高齢者が経験すると言われており、誰にでも起こる可能性があることは認識しております。

それでは、1点目の御質問、町の特定健康診査に併せて聴力検査及び検診を同時に実施することに町の考えはについてお答えをさせていただきます。

特定健康診査は、議員御存じのとおり生活習慣病の予防のために40歳から74歳の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診であり、聴力検診は目的が異なっております。

国においては、特定健康診査について健診項目を示しており、聴力検診は含まれておらず、このため近隣の二市三町においても実施はしていないというところでございます。

現時点での町独自の実施の考えはございませんが、国県及びほかの自治体の動向を注視しながら、対応を考えてまいりたいと思います。

次に、2点目の御質問、加齢性難聴により日常生活やコミュニケーションが困難となり、認知症のリスクが高くなっている。その予防手段として補聴器の役割は大きく、購入費を助成する自治体も増えていると。本町としても、補聴器購入への助成が必要と思うが町の考えはについてお答えをさせていただきます。

現在、町では聴覚障害による身体障害者手帳を所有し、必要と認められた方へ補聴器購入費の助成を行っております。しかしながら、加齢性難聴による高齢者への助成については現在町単独で助成制度を設ける考えはございません。

今後とも、県内外の自治体の動向や、国や県による高齢者への補聴器購入に対する補助金助成制度などを注視しながら対応していきたいと考えております。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） まだ考えていらっしゃらないということなんですが、職域のところでは、町の健診では年齢を特定して、母子センター内の一室で聴力検査を実施していますよね。七ヶ浜の町民は、生涯学習センターにおいて実施しています。確かに、特定健診のところは今入っていないということですが、検診そのものは、検査そのものはできるんですよね。ということで、早めに、早期に対応するということでは、再度、生涯学習の一室を確保すれば十分聴力検査をできる見通しはあるんですよ。そこから出発するというところでは、再度検診を実施する考えはないですか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今おっしゃられた鈴木恵子議員の御質問について御回答させていただきます。

確かに職員健診につきましては聴力検査がございます。ただ、職員健診につきましてはあく

までも労働安全衛生法という法律がそのようになって、その健診項目で実施しているということです。先ほども、町長からの回答のとおり、あくまでも住民健診につきましては、その中のメニューについては国において聴力検査は実施項目には入っておりませんので、我々はその実施項目に沿って住民健診をしているということでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 先ほど町長は、身体障害者手帳を持った方には補助しますということですが、そういう制度がありますが、身体障害者だと70デシベル以下ですよ。でも、本当に聞きづらくなってくると注意をしたいのは30デシベルなんですね。そして、40デシベルからは、超えると、やっぱりこれは補聴器を使ったほうがずっと予防効果があると言われているわけなんですね。そういう言われているところで手をこまねいて、国がやるからそれまでは、近隣がやるからそれまではと、何か非常に後ろ向きな考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 確かに国のほうでは加齢性難聴につきましては今議員さんおっしゃられている部分の見解はあるかと思いますが、確かに加齢性難聴をまず悪化させる原因としましては、糖尿とか高血圧症、当然コレステロール、中性脂肪、このように生活習慣病の部分が一応まず起因されているんじゃないかということもありますので、まずはその生活習慣病の改善について、数値の高い方はまずやって、そこについて耳についても周知しながら、例えば耳について検査が必要だから医療機関へ、こういったのもありますよということを、その部分で助言というかですね、お話をしながら指導していきたいなどは考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 実は令和4年3月にも、歌川議員が聴力検査と補聴器購入の助成について取り上げています。そのときの回答が、今後検討していきたいという回答でした。どのように、その2年前から今日に至るまで検討されたのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） まず、2年前確かにそのような御回答されたかと思いますが。ただその中で、国のほうでも聴力検査とかそういったものは調査研究はされているかと思いますが。我々としましては、確かに先ほどから御答弁しておりますとおり、聴力検査を、そういった国の制度にのっとってやっておりますのが現状でございます。まずは国のほうのその調査研究が

どのようにされているか、それを注視して、今後それに合わせた対応を適切に判断して行っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、ちょっと違う観点から、令和6年度施政方針に位置づけられています基本目標3、健康で生きがいを持つまちづくりの中で、9の9で高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業を、町民生活課、健康福祉課、長寿社会課の3課合同で、それも地域組織ぐるみで展開することがこの間紹介されましたけれども、その検討の中で、補聴器購入とか、聴覚検査とかというのは検討され、話題にのらなかったのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） まず、こちらにつきましては、話題にのるというか、まず我々ができる部分、要は今が高齢者の未受診者、先ほど言ったとおり生活習慣病の一部についても加齢性難聴が起因するだろうというのも踏まえて、まずは住民健診を受けてもらおうということからヘルス部分での対応しておりまして、その後今この議員さんがおっしゃられた内容について状況を判断して、その方に対して周知等をしていきたいとは考えておりました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） なかなか難しいですね。

補聴器購入助成について実施している自治体は、これは全国年金者組合大阪府本部の調査によるものなんですけれども、2021年には36自治体ありました。そして、翌年22年には123、23年には184自治体、そして、24年1月には239自治体となっています。宮城県内では、富谷市、大郷町、東松島市の3自治体です。

町民が自分の健康レベルを客観的に把握し、改善に向けて行動することは、基本目標3、健康で生きがいを持つまちづくりにおいて、町民一人一人が実現に向けた主体者になることと思います。そのきっかけづくりとしては、その健診のところに聴力検査・検診を追加して、補聴器購入へ助成することは、目標の達成に向けて大きな一歩となると思います。

以上で終わります。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日、3月15日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後5時50分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年3月14日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 6 年 3 月 15 日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会 3 月会議会議録

（第 3 日目）

令和6年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第3号

令和6年3月15日（金曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	4番	能勢鯨太君
5番	鈴木博君	6番	鈴木恵子君
7番	佐藤直美君	8番	熊谷明美君
9番	佐藤壮一君	10番	遠藤喜二君
11番	岡崎正憲君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	安倍敏彦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
水道事業所長	稲妻和久君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	菅井明子君

健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君
会計管理者	鈴木正実君
教育長	須藤清君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	遠藤裕一君
監査委員事務局長	佐々木祐一君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木祐一君
同書記	鈴木一叶君

議事日程 第3号

令和6年3月15日（金曜日） 午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

これより令和6年七ヶ浜町議会定例会3月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番佐藤壮一議員、10番遠藤喜二議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、これより昨日に続き一般質問を行います。

初めに、1番鈴木洋市議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔1番 鈴木洋市君 登壇〕

○1番（鈴木洋市君） 1番鈴木洋市でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告のとおり質問をいたします。

大綱1点、防犯対策について。

地域住民の安全と安心を確保する上で、防犯対策は恒久的かつ喫緊の課題でございます。宮城県内において、本町の犯罪件数、犯罪率は低く推移しているものの、令和5年においては本町の件数も増加し犯罪率も上昇しております。

犯罪の抑止力を高めるためにさらなる防犯対策が必要であると考え、以下の点について伺います。

1点目、現在の防犯対策は十分に取られているか、町長の考えを伺います。

2点目、平成31年3月議会において、防犯カメラの設置に関する質問がされた際、町長より調査する旨の回答がございました。その後の調査結果並びに対応について伺います。

3点目、本年3月1日の本会議において「防犯活動に関する協定の締結式」が行われ、防犯カメラの設置は今後も取り組んでいくとの行政報告をされましたが、締結式に至るまでの経緯について伺います。

4 点目、不審者による声かけ等の対策として、通学路に防犯カメラを設置する考えはあるかどうかお伺いいたします。

5 点目、公園やトイレにおける対策として、防犯カメラを設置する考えがあるかどうかお伺いいたします。

6 点目、窃盗等事案の対策として、住宅地付近に防犯カメラを設置する考えはあるかどうかお尋ねいたします。

以上、6 点でございます。

○議長（安倍敏彦君） 防犯対策について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

1 番鈴木洋市議員の御質問、防犯対策についてお答えをさせていただきます。

初めに、議員御質問の 1 点目、現在の防犯対策は十分に取れているのかについてお答えをさせていただきます。

町では防犯対策の一環として、平成 31 年度より、2019 年度より小学校の下校時間に合わせた防災無線による児童見守りに関する町内放送を始めております。令和 3 年度からは、青色回転灯装備車を用いた青色防犯パトロールも取り入れました。また、特殊詐欺の疑いのある「なりすまし電話」などの事案が発生した際には、注意喚起の SNS 発信や防災無線の放送を行っております。

防犯対策をどれだけ講じても 100% 犯罪をなくすことは困難でございますが、これらの対策が抑止力の一つとなっており、今後も有効な防犯対策を講じていきたいと考えております。

次に、2 点目の質問、平成 31 年 3 月議会において、防犯カメラの設置に関する質問がされた際、調査する旨の回答があった。その後の調査結果、対応について伺いについてお答えをさせていただきます。

このことについて、平成 31 年 3 月議会での回答内容についてですが、質問の中にある主要信号機への防犯カメラの設置について、塩釜警察署に確認したところ、「信号機への防犯カメラの設置はできない」との回答でございました。

このことから、まずは通学路の合同点検で出された対策から実施し、併せて防犯の抑止力が期待できる防犯カメラの設置についても、必要性や設置場所等を含め、関係機関と協議し検討してまいりたいと考えておりますと回答した経緯がございます。

防犯カメラは、イニシャルコスト、ランニングコスト等、経費面や映像保存期間、確認方法、取付け方法等、今後の検討に当たってはローコストで高性能などが求められます。つきましては、本町の防犯抑止や実用性を踏まえながら、今後も検討してまいります。

次に、3点目の質問、3月1日の本会議において、「防犯活動に関する協定の締結式」が行われ、防犯カメラの設置は今後も取り組んでいくとの行政報告をされたが、締結式に至るまでの経緯について伺うについてお答えをさせていただきます。

御質問の「防犯活動に関する協定の締結式」における協定内容につきましては、飲料メーカーでありますキリンビバレッジ株式会社と、宮城県塩釜警察署と本町との3者による防犯カメラ付自動販売機の設置等に係る協定を締結したところでございます。

防犯カメラ設置に関しましては、情報収集していた中で、令和5年8月にキリンビバレッジ株式会社様より防犯カメラ付自動販売機見守り自販機の提案があり、その後、塩釜警察署を含めて連絡を取り合い、候補地の現地下見を重ねるなど、対面での協議を重ね、先月2月19日の締結式に至ったものであります。

次に、4点目の質問、不審者による声かけ等の対策として、通学路に防犯カメラを設置する考えはについてお答えをいたします。

町としましては、前述しました防犯カメラ付自動販売機の追加設置など、通学路上に有効かつ設置可能箇所を調べるなど、防犯カメラの増設の必要性も考慮し検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目の質問、公園やトイレにおける対策として、防犯カメラを設置する考えはについてお答えをさせていただきます。

4点目の回答と一部重複することにはなりますが、防犯カメラ付自動販売機の設置に取り組んでいく中で、公園やトイレ付近に有効かつ設置可能箇所があれば、施設管理者と協議を行い検討したいと思っております。

次に、6点目の質問、窃盗等事案の対策として、住宅地付近に防犯カメラを設置する考えはについてお答えをさせていただきます。

現状としまして、窃盗等事案の発生する場所または発生する可能性の高い場所を特定することができないところであります。地区や警察から具体的な場所が示されたり、要望があった際に検討をしたいと思っております。

以上、鈴木洋市議員の質問への回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

防犯対策は、防犯灯の設置、合同点検、青色パトロール等々、また町内放送など様々挙げられております。その中でちょっと1点気になっていることがありますので、青色パトロールに関して、回数実績、令和4年度で229回とありました。先般の予算審議委員会の中で、令和5年度の2月現在時点での回数ということで97回という回答をいただいたと思います。大幅に減っているように見えてしまうのですが、こちらの要因をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 御質問にお答えいたします。

令和4年度の二百二十何回につきましては、防犯協会独自のパトロールの回数も含んでおります。青色パトロールだけの回数でいきますと89回になります。

令和5年度は2月末まで青色パトロールだけで97回ということで、パトロールの回数は増えている状況でございます。

なお、防犯協会の独自のパトロールにつきましては、まだ年度が終わっていないものですから、そちらのほうはまだはっきりした数字はつかんでおりません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 承知いたしました。

そうすると、回数自体は減っていないということで例年どおりというか、それプラスで動いているという認識です。

なぜちょっとこの数字を言ったかといいますと、宮城県の県警の統計、年度ではないのですが、令和5年で出されているものですが、認知件数として犯罪件数、七ヶ浜町49件と増えております。今までどおりのやり方で県全体としての犯罪件数は増えているので、防犯パトロールが減ったとかそういう問題ではなく、ほかの社会的要因があるのかなとも考えられるのですけれども、今までどおりやっていたのでは、やはりここは十分ではないという判断をせざるを得なくなってしまうと思います。

その点について、やはり来年度以降、強化していくのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） こちらのほうでも犯罪の件数が増えているというところは把握はしてございます。

それで、その一環といたしまして、回答にもございましたけれども、見守り自販機ということで防犯カメラ付きの自動販売機の設置のほうを提案を受けまして、設置の方向で今考えているところでございます。

現在のところ、まだ設置場所は確定はしていませんけれども、設置の方向で動いておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） それで、令和6年のパトロールのドライバーも12月に研修を受けていただいて30名まで増えたと。各地区の状況に合わせて増やしていくという回答をいただいております。こちらは本当に大事なことだと思うので、引き続き続けていただきたいと思います。

1点目終わりますして、2点目の再質問に移らせていただきます。

こちら平成31年の3月議会においての件ですけれども、町長おっしゃったように、イニシャル、ランニングを含めたことを検討してローコストの部分を進めていきたいというところに至っているという認識でございます。

実際、多賀城市で平成28年から設置をして、経費もそうなんですけれども、効果についてはどのように捉えているか、お考えをお聞かせください。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 多賀城で設置した防犯カメラが、商店街に設置したものと捉えてございます。

七ヶ浜はちょっと対比できる場所がないので、ちょっと効果という面ではなかなか評価しづらいところがございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） この調査というか、含めていろいろ検討した結果が見守り自販機のほうにつながっているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 情報といいますか、いろんな情報はこちらでも検討の段階で入れているところでございます。それで、その一環として多賀城でも入れたというのも情報として入っております。

この七ヶ浜の特性に合わせた防犯カメラというところで、こちらでは検討しているところですが、今まで業者さん、メーカーさんに御提案いただいたところでは、まだちょっと七ヶ浜に合ったものが見つからなかったというところがございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 今の回答、普通の防犯カメラが該当するのが見つからなかったという認識ですか。普通のって、定点とかでつけるのが町のあれには見つからなかったという認識ですか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 普通のカメラといいますか、やっぱり防犯カメラですので、暗視カメラとかいろいろついている、性能的にもちょっとハイスペックのものが欲しいかなというのありましたので、そちらのほうとか情報を入れながらやっていました。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 言い方あれだったので、普通のカメラというのは、防犯カメラなんですけれども、要は電柱だとかそういったところにつけるカメラで、町の要望する、希望するものが見当たっていないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 電信柱につけるのもやはり電力さんの許可とかが必要になってくるというのもございます。今回、情報といたしまして、電信柱のほうに電力さんの子会社さんのほうでつけていただけるという提案もございました。そちらのほうで検討を重ねている最中でございます。

あと、自動販売機のほうにつきましても、あれは電柱ではなくて自動販売機そのものについているものがございますので、設置箇所といたしましては、いろいろ考えることができるのかなとは思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） そうしますと、電力さんの協力も得てそちらの設置も可能になる可能性があるということでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 可能性がございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） それでは、3点目の再質問に移らせていただきます。

この見守り自動販売機、キリンビバレッジさんと協定を結んだということで、ちょっと私のほうでもいろいろ調べてみました。

既に設置をされている自治体等々、設置をしたことによって非常に抑止力になっていると。そこに住んでおられる町の住民の方からも安心ができるという高い評価を得ているという記事を目にしております。

この見守り自販機の先ほど地元の要望があればということだったんですけども、そちらはこれから要望を取りまとめるということなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） こちらの見守り自動販売機につきましては、当面は公共施設に設置したいと考えているところでございます。

地区の要望のほうで、公共施設に近いところがあるのであれば設置は可能かと思いますが、その辺は設置者のほうと相談しながら設置することになりますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） そうしますと、設置に向けては既にもう進んでいる状況であるという認識になるんですけども、設置に向けた動きとしては少しずつ進んでいるという認識になってしまうんですけども、今後の計画といたしますか、いつぐらいから実際設置にかかる、もしくはいつぐらいからその設置箇所を選定したりとか、決めていったりとかそのスケジュール的なもの、もし決まっているのであればちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 現在、1台の設置はほぼ決まっております。場所、花渚浜になります。花渚浜多目的広場駐車場になります。

五、六か所、こちらのほうでも候補地として選定はさせていただきました。そちらを設置者のほうと下見したんですけども、ちょっと配線の関係とかいろいろありまして、もう一度設置箇所を洗い直すということで動いているところでございます。最終的に何台つくかはちょっと設置者さんの判断になりますので、こちらでは何台とは言えないと御理解いただきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 設置者がその台数まで決めることに、締結をしたときにそういう条件と
いうかが組まれているということなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 設置の条件が、その設置費用に関しては、売上げを全部充てて
いただくというところで決まっております。

ですので、売上げも関係ございますので、設置に関してはやはり設置者さんの判断で行って
いただくようになります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） ただいま売上げがもとになってくるという御回答でしたけれども、ほか
の設置費用とか設置後の維持管理、メンテナンス、防犯カメラもつくわけですからカメラの維
持管理、そういったことも費用的にはかかってくると思うんですけれども、町の費用負担とし
ては、1台当たり、1台当たりというか、どのぐらいがかかるものなのかお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 自動販売機の費用に関してはかかりません。町としてはかから
ないところでございます。

ただ、設置する箇所が公共施設でございますので、土地のほう借地料といいますか、そちら
のほうは発生しますけれども、そちらのほうは協定を締結しているというところで減免にして
いただければというところで、今交渉しているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） そうすると、町の費用負担としてはないということなんですか、ゼロ。
すみません。なるほど。

設置に当たりましては、公園等であれば、公共の施設等であれば、住民等とは関係ないとい
うわけじゃないですけれども、了承を得るとかはないと思うんですけれども、例えばちょっと
後にも出てくるんですけれども、通学路等々で民家が映り込むとか、そういった場合のしっか
りとした周知、また、住民の理解というものも必要になってくると思います。

これを設置するに当たって、そういった設置基準ですとか、そういったものも含めて検討し
ていくお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 宮城県のほうでガイドラインのほうを作成してございます。そちらのほうを基に設置するようになりますけれども、先ほど議員さんおっしゃったように、プライバシーの問題というのが一番騒がれていると。またもう一つ、その画像がネットで拡散されるんじゃないかという不安になる方もいらっしゃるみたいですので、その辺を考慮しながら設置するようになるかと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） その辺も含めて考えていくというのであれば、しっかりとした設置に向けた基本計画とプランを立てるべきだと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） どのような自動販売機、どのような設置方法というのが決まりましたら、そのような計画を立てていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） そうすると、設置する自販機の形状とか、そういったものもまだ決まっていない状況であるというのであれば、先日、これは三重県のほうの事例なんですけれども、本当最近です、3月11日に三重県の朝日町というところなんですけれども、これは見守り自販機を幼保一体化施設のほうの駐車場に設置をしたと。そこで設置した自販機は、缶やペットボトル飲料のほか、おむつが購入できる自販機だということで記事がありました。子育て支援型の自販機の設置というのは、全国で初めてだという記事を目にしました。

このように、同じ見守り自販機とはいえ様々な形があると思います。設置場所に対応したそういう機器を設置するのは有効に利用できることかと思っております。その辺も含めて今後の設置機器の選定に当たって考えていくお考えはありますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 御提案ありがとうございます。

ただいまそのようなところを検討をしているところでございますので、検討課題の一つとして捉えさせていただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 少しちょっと話が行ったり来たりして申し訳ないんですけれども、その設置場所等に関しても、やはり住民等からも意見は出るかとは思っています。

というのは、自販機の売上げベースと考えると、どうしても人が通るところ、人通りのあるところ、そこでなければ売上げは立たないと思うので、そういった何ていうか、ちょっと人目につかない場所でちょっと不安を感じているとか、そういった方に対しては、見守り自販機というのはその近辺であれば効果をなさないんじゃないかという思いがあります。

そういった場面に対しては、見守り自販機だけのみならず、その定点の防犯カメラ等の設置等を踏まえて検討していく、設置に向けて考えていくということはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 見守り自販機で不可能でどうしても必要となった場合、町のほうで独自に設置することも考えていかなければいけないと思っているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） では、この見守り自販機、本当に設置されれば、これ恐らく高さも目線の高さという記事もちよっと見ましたので、普通の上から撮るカメラよりも何かあったときにしっかり顔も映っているというのもちよっと記事も目にいたしました。本当に住民の安心安全につながるのだと思いますので、計画を基にしっかりと進めていただければと思います。

では次、4点目に移らせていただきます。

こちら不審者声かけ等の対策ということで、先ほどの追加増設ということで、追加設置の考えもあるという回答だったと思うんですけども、通学路、やはり小学生の下校時刻、防犯パトロール、青色パトロール等や地域の見守り隊の方々の御協力もあって、比較的安全が保たれているのではないかと感じております。

ただ夕方以降、中学生が下校する薄暗くなったりとか、その時間帯に帰宅する中学生などは、どうしてもその不審者等の危険というか、そういったものの不安は払拭はできないものだと考えます。

パトロールの回数を地域によっては増やすようなお考えも、先日の予算委員会のほうでも話が出ておりましたけれども、パトロール車は一度通ってしまえば、その監視能力というかを失ってしまいます。

やはり犯罪というものを得てして人気のないところ、暗いところで多く発生するものだと思います。やはり見守り自販機では対応しきれない場所には、定点の防犯カメラというものが必要だと考えますけれども、改めて設置の考えはないか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 多く設置するというのは考えていないですけども、危険な箇所と判断された場所については、増設する方向で今検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） では、増設されることを期待したいと思います。

ただ期待するといっても、別に犯罪が増えることを期待するわけではなく、犯罪を抑えるために増設をしてほしいということですので、そちらちょっと御理解いただきたいと思います。

前向きな御答弁でしたので、次の5点目に移りたいと思います。

こちらも同様に、可能な箇所があればという御回答だったと思います。公園については、先ほど多目的と言いましたが、私もそこは自販機の設置が望ましいのかなと思います。

ただ、ほかの公園、トイレに関しまして言いますと、例えば湊浜のトイレにおいては、これは夜間の出来事だと思うんですけども、ブレーカーを落とすなどのいたずらの行為も複数回あったと伺っております。それによって、ちょっとトイレ使えないのでということで、トイレ貸してくださいと来たんだよという話をちょっと伺っております。

また、菖蒲田浜のシーソー、西側ですかね、トイレのある駐車場辺り、あの辺でもこれは町外の方なんですけれども、車上狙いの被害があったと。ただ、ちょっと面倒なので警察には届けなかったんだという声も聞いています。なので、先ほど宮城県警で出している窃盗の事例ですけども、令和5年、認知件数49件のうち27件が窃盗関連の事案だと、こちらもすごく増えているのだなと。ただ、これはあくまで認知している部分でありますので、こういった菖蒲田の事例のように、通報などされなければもっと数は増えているのかということが実情にございます。

それによって、やったのが七ヶ浜の方ではないにしても、七ヶ浜のイメージとして悪いイメージがついているとも伺っております。

また、トイレでいえば、以前熊谷議員がトイレのほうに扉の設置をという案件がありましたけれども、これ防犯面から多分できないという回答だったと思います。これ防犯カメラ等々を設置することによって、その扉の設置も可能になるかと。トイレの中も砂等も入らずに、清潔を保ったままできるのではないかとということまで考えます。

防犯カメラの設置によって、夜間のいたずら等、もしかすると少年犯罪かもしれません。その少年犯罪の抑止、窃盗などの犯罪防止、またトイレに扉をつけることでトイレ内を清潔に使

えるようになるのではないかと考えて、改めて定点のカメラも含めて、カメラの設置を進めていく考えはないかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 犯罪の抑止となりますと、やはり警察というところも関係してくるものでございます。警察のほうと相談の上、いろいろな方法があると思います。防犯カメラによらず別な方法もあるかもしれませんので、そちらのほうを検討しながら今後の対策を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） やはり利用者がより安全に利用できる、そんな場所だと、公園についても、トイレにしても、駐車場にしても安全に使えるのが一番だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

続いて6点目、窃盗事案の対策としてということで、住宅地付近、確かにこれどこであるか、そこを見つけるのも難しいとはいえ、昨年の出来事ですけれども、汐見台地区で私が聞いた中で3件ほど、花渚地区においては2件ほど、いずれも車上狙いの被害に遭われたという話を伺っております。

住宅地における犯罪防止、そして地域住民の暮らしの安全を確保するためにも、防犯カメラ等をつけることによって、地域住民の防犯の意識を高めることにもつながると思います。

改めてこちらについてもカメラの設置をすべきだと考えますが、再度お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） カメラの設置方法につきましても、いろいろあると考えているところです。自治会さんで設置して町で補助金を出すとか、町で直接防犯カメラを設置するか、いろんな方法があると思っているところでございますので、その辺検討しながらよりよい方法を考えたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） いずれもこの被害に遭われた方々の状況としては、やはり暗い、あとは民家と民家の間を抜けてくるみたいなところで、やはりそこも暗い場所が多いようです。

その方々は、それぞれセンサーライトなど防犯対策をそれぞれが講じているようではございません。

防犯カメラの設置が難しい、なかなか費用面もそうですけれども、設置する場所も選定も難しいというのであれば、例えばですけれども、生ごみ処理の容器の補助をやっているように、防犯対策の補助事業のような策を講じて、防犯意識を高める取組、そういったものを行っていく考えはないかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） いろいろと御提案ありがとうございます。

このカメラの設置については、本当に安全安心のまちづくりと私も言っておりますので、これは言葉だけじゃなくてしっかりと対応しなきゃならない部分があると思います。

ただこれまでの経過として、信号機等は駄目、それには設置できないということ、うちのほうだとどういったところに人が集まるのか、それとも通学路を優先するべきか、その優先箇所、そういったことをしっかりと捉えて、やっぱりどこかの優先順位を決めてやらなきゃならないなという思いがあります。

そして、できれば本当であれば、その映像がリアルタイムに流されるもので、こちらで受け止めればいいんですけれども、今回の自動販売機の防犯カメラについても、結局我々が見れないで警察のほうで確認をするということなんです。なので、防犯カメラは大変抑止力にはつながりませんが、事件が起きてからの犯人特定とか、そういった部分がどうしても主体になってしまうということで、今子供たちの通学路の見守りなんかは青パト含め、あと地区のほうでも子供たちと同行してくれたりとか、いろいろと見守っていただいているんですが、その場所について、どうしても通学路なんかだと距離が長かったり、民家があるかということと子供の駆け込み所とかありますけれども、その民家がないところなんかはちょっとどうしても不安箇所があるということで、以前からも指摘を受けていた場所がありますので、そういった場所を特定しながら考えたいと思います。

そして、民家だとどうしてもプライベート的なもの、人通りのなもの、そういったものも含めて、どういった場所がいいのか、まずはその自販機とか、さらには人の集まる花淵周辺、あと多目的広場、あと汐見台のどの辺がいいのかとか、その辺を決めさせていただいて、ちょっと前向きに考えたいと思いますので、いろいろとカメラを設ける場合の補助的なものとの御提案もいただきましたので、そういったことも含めて今後も検討したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） ただいま町長おっしゃったとおり、優先順位ですとかそういったものは本当にしっかりと協議していかなければいけないことだとも思います。

おっしゃったとおり、防犯カメラはあくまで犯罪の抑止力です。カメラによって犯罪をゼロにすることは不可能であると考えております。

しかし、その防犯カメラの効果というものは、実際世界的にも実証はされているものであります。防犯対策というのは、町行政だけが取り組むべきことではなくて、町全体として捉えて、地域住民一人一人の防犯意識を高めていくということもとても重要なことだと思っております。

もっと言えば、防犯対策を拡充していくことで安心して安全なまちが保たれ、安全だから住みたくなるまち、そうなれば、定住化の促進にもつながっていくのだと考えるところです。県内でも低い犯罪率で保っている七ヶ浜ですけれども、ここはぜひ県内で一番安心な安全なまちを目指す七ヶ浜という町長の思いを最後にお聞かせいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まさに鈴木議員さんおっしゃっているとおり、今後も安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。

今までは、カメラで環境で設置している10台くらいあるんですね。15台。そういったものを防犯にも兼ねさせていただいているんですけれども、やっぱりそれとはまた別にしかりとそういった部分で、どの場所にいいのか、そういったことも含めて、なかなかうちの町、中心街というか、人通りが多いところがないものですから、どの場所を設定したらいいのかとか、そういった部分もありますが、多く人寄りするところ、あとは犯罪件数、窃盗も含めて4件、そういった場所で発生場所といいますか、そういったこともしっかりと把握させていただいて、そういったことも前向きに考えたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） それでは、今、本当に前向きな前向きな御回答いただきましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午前10時55分より再開いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、7番佐藤直美議員の質問を許可いたします。佐藤直美議員、発言席に御登壇願います。

〔7番 佐藤直美君 登壇〕

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

1 問目、大規模災害の備えについて。

令和6年1月1日に能登半島地震が起き、ふだんからの備えの大切さを改めて感じました。今後起こり得る災害に備える必要があることから、以下3点をお伺いいたします。ごめんなさい、2点です。まずは2点です。

本町での防災訓練は、各地区及び町内会単位でそれぞれの自主防災組織が中心となり、防災力の強化を目的に取り組んでおり、今後もとても重要な活動として継続して行っていく必要があると思っております。しかしながら、本町は昼夜間人口比率がとても低く、日中の防災体制には不安な面があることから、全小中学生も訓練に参加できる総合防災訓練を毎年実施する考えはないかお伺いいたします。

次に、内閣府が実施した調査で2022年12月末時点で避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品の備蓄が全国的に進んでいないことが明らかになりました。また、避難計画などを策定する防災危機管理部局に女性職員が1人もいない市町村区が61.1%という調査結果とことが明らかになりました。必要な物資の備蓄や細やかなニーズを把握するためにも、女性の視点が必要であります。本町での備蓄状況と女性職員の関わり方をお伺いいたします。

次に、生涯学習センター、野外活動センター、スポーツ施設の充実策についてお伺いいたします。

本町の生涯学習センター、野外活動センター、そしてスポーツ施設は、コンパクトにまちの真ん中に位置しており、利用するに当たりとても便利であります。利用者にとってさらに魅力的な施設になるポテンシャルがあると考え、以下4点をお伺いいたします。

1 点目、週末や長期休業中には、野球やサッカー、その他のスポーツやアクティビティの練習や試合をするために、町外そして県外からもたくさんのチームや選手が来町しております。県外からの利用者も多く宿泊施設の需要もとても高いことから、合宿施設を施設内に整備する考えがないかお伺いいたします。

2 点目、野外活動センターには3×3コートも設置され、さらににぎわっている様子が伺えます。隣接するスケートボード場にも多くの来場者があり、大変にぎわっております。そのスケートボード場に関しては、新設された頃にスケートボードを始めたキッズやそれから大人の方々もとてもレベルアップしており、フラット、平らですね、フラットでの滑走のみではなく、

セクションの設置がさらなる利用促進につながるかと思えます。設置の考えはないか伺いたします。

また、以前も聞いておりますけれども、コンクリートの照り返しもやはりあります。猛暑で本当に暑くなります。日陰になる休憩場所の必要性も高いことから、屋根つきの休憩スペース設置の考えはないか伺いたします。

3点目、キャンプ場は少しずつ整備はされているもの、今回は根っこを切ってくださいたりということなんですけれども、整備してくれるということでしたけれども、利用されていない管理棟や、それから窯焼きスペースですか、窯焼き場がいまだにそのまま残っております。キャンプ場の整備計画を伺います。

また、あわせて解体後の相撲場やアーチェリー場の跡地の利活用のアイデアを募集するのか、どのようなステップを踏んで活用方法を計画していくのか伺います。

そして、4点目、多くの利用者が集まる施設が集約されていることから、飲食店の設置もさらなる利用者の増加に有効と考えます。サッカースタジアム駐車場の中央に山になっているようなスペースがあるんですけれども、その場を利用してカフェなどの飲食店を設置する考えはないか伺いたします。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、大規模災害の備えについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、7番佐藤直美議員の1問目の御質問、大規模災害の備えについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、本町での防災訓練は各地区及び町内会単位でそれぞれの自主防災組織が中心となり防災力の強化を目的に取り組んでおり、今後もととも重要な活動として継続し行っていく必要がある。しかしながら、本町は昼夜間人口比率が低く、日中の防災体制に不安な面があることから、全小中学生も訓練に参加できる総合防災訓練を毎年実施する考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、本町の昼夜間人口比率は約66%と低く、日本一でございます。平日の日中に災害が発生した場合は、避難面など懸念するところでもございます。

御質問の総合防災訓練を毎年実施する考えについてでございますが、全町民が参加する大規模な防災訓練は今のところ考えてはおりませんが、今後におきましては、昨年、松ヶ浜小学校

を会場に実施した規模の訓練を隔年、小学校の学区ごとに1校ずつ町民の避難方法に重点を置いて実施する考えでございます。

災害時に町民の命を守るためには、議員もお考えのとおり、地区単位での訓練が実際の災害時には有効と捉えておりますので、今後もその訓練の充実に取り組んでまいりたいと思います。

なお、小中学生の訓練につきましては、各小中学校が防災教育を進めていく中で、防災訓練を実施する場合は訓練に係るサポートやアドバイスなどをしてまいります。

以上、1点目の回答とさせていただきます。

次に、2点目の御質問、内閣府が実施した調査で2022年12月末時点、避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品の備蓄が進んでいないことが明らかになった。また、避難計画などを策定する防災危機管理部局に女性職員が1人もいない市町村が61.1%という調査結果とのことが明らかになった。必要な物資の備蓄や細やかなニーズを把握するためにも女性の視点が必要である。本町での備蓄状況と女性職員の関わり方を伺うについてお答えをさせていただきます。

女性や妊産婦、乳幼児向け用品の備蓄状況でございますが、生理用品が1万5,910枚、1万5,910枚、哺乳瓶が116本、116本、紙おむつが1,678枚、1,678枚、粉ミルクが96箱、96箱、液体ミルクが192缶、192缶でございます。アレルギー対応ミルクが8缶となっております。その他、御家庭において非常用持ち出し品の準備を呼びかけているところでもございます。

女性職員の関わり方につきましては、職員ではございませんが、七ヶ浜町地域防災計画や避難計画等を策定する際に開催されます「七ヶ浜町防災会議」に女性委員3名委嘱し、御意見をいただいているところでもございます。

現在、防災対策室には女性の職員は配置されておませんが、防災対策において避難所の運営や備蓄などを検討する際には、女性の視点も含めて物品の対応を、そして地域の女性団体にも参加していただく等、配慮してまいりたいと考えております。

1問目の回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 第2問、生涯学習センター、野外活動センター、スポーツ施設の充実策について回答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 2問目の御質問、生涯学習センター等の施設の充実についてお答えいたします。

まず、1点目の質問、合宿施設の整備についてお答えします。

現在、町外のスポーツ団体などが本町のスポーツ施設を利用する際には、町内の旅館などを宿泊地としているとのことでございます。宿泊施設からは、利用増進につながり、町外スポーツ団の皆さんも喜んでいただいているとのことで、引き続き、町内の民間宿泊施設を御利用いただければと考えております。

次に、2点目の質問、スケートボード場へのセクションの設置及び屋根付きの休憩スペースの整備についてお答えします。

現在、若者の施設利用による交流人口の増加を目的に、スケートボード場や3×3コートの整備を行っておりますが、既存の相撲場を解体し、スポーツ振興くじ交付金の活用を前提とした施設整備の検討を令和6年度中に行う予定です。御意見をいただいた内容も踏まえ、今後の整備検討の参考とさせていただきます。

次に、3点目の質問、キャンプ場の今後の整備及び相撲場やアーチェリー場跡地の整備についてもお答えいたします。

相撲場の跡地整備については、2点目の回答のとおりです。

アーチェリー場は、既存の施設を撤去後、芝生広場として整備します。

キャンプ場については、木の根の影響で地面の凹凸が残っているほか、傾斜があつてテントが立てにくくなっていることから、松くい虫の伐倒後の根の部分が残っている分の伐根処理や盛土等の検討を進めてまいります。

なお、整備の時期については、松くい虫の伐倒処理が一通り完了した頃を目標に検討を進めたいと思います。

4点目の質問、サッカースタジアムのカフェの整備についてお答えいたします。

サッカースタジアムは、週末を中心にスポーツ少年団や高校生、社会人など幅広い年代に活用していただいております。御意見いただきましたカフェについては、町としては整備する考えはございませんが、大会開催などで多くの参加者が見込まれる場合、町観光協会に対してキッチンカーの手配が可能かどうか等、今後、調整していきたいと考えております。

以上、佐藤直美議員の一般質問の2問目の回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 多賀城市のほうで毎年子供たち土曜日に登校して、小中学生、全校登校してやっておられます。これも令和5年度多賀城市総合防災訓練実施要領ということでネットで見つけたんですけれども、なぜこれを私やったほうがいいかなと思ったのは、教職員が実際にお子さんがやっぱり多賀城市に通っている、多賀城市に住まわれて子供たちが多賀城市に通

っていると。お母さんって、何で七ヶ浜は震災あったのに、各学校ごと、それから各地区ごとだけで訓練しているんですかって逆に聞かれたんですね。私もそういえばそうだなと思って、娘のほうにどういうふうにして訓練してるのっていうのを聞いたんですよ。そしたら、中学校のほうでは、毎年これは震災前からもやっていたということで、ユーチューブのほうに震災当時中学生だった子供たちが動画をアップして、いろんな方に質問をしに行って、生涯学習センターにその当時働いていた2名の方にもインタビューをして、その当時のことを振り返っているという動画があります。それを見たときに、やはり保護者の方が言っていたのが、各地区でやっていたり、学校でやっていたりというのもあるんですけどもって、やはりこれも子供も言っていたんですが、一緒にやはり町民の方とやっておいたほうがやっぱりよかったと。自分たちではやっていたけれども、いざ町民の方が来られたときに、やはり訓練どおりにできなかったと、当時の子供たちが振り返っていました。

土曜日・日曜日、地区でやっている防災訓練だと、やはり子供は習い事、うちもそうですけども、4人いますが、バイト行ったり、習い事行ったり、あと部活だったりと参加できていないです。やっぱりこれはちょっと強制的にでも多賀城市がやっているように、みんなが本当に行く学校の登校日となっているんですね、多賀城市のほうでは。で、振替休日があるという形でやっています。

うちの娘にもどういうふうにならやっているのかと聞いたら、生徒会が名簿受けをして、先生やそれからほかの生徒が町民の方の代わりになってやると。今年度は1年生はテント設置だったり、テントというか、いろんなものを2、3年生が設置しているのは1年生が見学をしていたということなんですけど、やっぱりちょっと緊張感が足りなかったと、うちの娘が受付をするほうだったんですけども。やっぱり地域住民の方に参加をしていただいてやったほうが、やっぱり本番しっかりと望めると、子供の声だったんですね。

なので、やはりそれは昼間に働き手がやはり七ヶ浜町内にいないとなると、中学生がやっぱり核となって、主となっていろいろと避難所を設置したりということが必要になってくるかと思えますというか、来るでしょう。なので、やはりそういうことを考えて、毎年は難しいかもしれませんが、3年に1回、中学生が1年生だった子も2年生、3年生で1回は体験できます。それで、そこで入れ替わってもどこかのやっぱり時点で1回は体験できるということを、しっかりとやらせるべきだなと思えます。

なぜかという、今中学校に通っている子供は震災後に生まれています。今、中学校1年生の子供たちは数か月でした。今、中2は1歳何か月、今の小6は震災後です、生まれてきたの

は。となると、やはり一からつくり直してやっていかないと、ここぞというときにしっかりと機能しないと思います。

そここのところ、町長どうお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） これまで総合防災訓練というふうなことでございますけれども、逆に前町長から含めて、我々は逆に総合防災訓練はいざというときどうなんだろうというふうなことで、各地区にできるだけ自主防災組織をつくれと。それで、きめ細かくやれと。

うちの場合には、避難をするの、津波てんでんこなんていう話がありますけれども、とにかく命を守るために自分たちが高台に逃げるなり、津波防災とかを考えればそういったことを踏まえて、できるだけ幾らでも小さい単位でもいいから自主防災組織をつくれというふうなことでやってまいりました。

それで、なぜなんですかと。阪神淡路のときも含めて前町長が、結局いろいろ聞き取りしたりしたときに、結局は自助・共助・公助とよく言われますけれども、どうしても助けに行くときには公助が時間がかかると。そして、北淡町、淡路島とか北淡町とかそちらのほうの皆さんに聞いたら、結局は地域の皆さんが、顔見知りの人たちが共助で助け合いが現実だったと。だから、結局は総合防災訓練をやっても、そのときに本当に大規模災害のときにそういった形が機能するのかと。

それで、自分たちの命を守るためにはできるだけ小単位、最終的には家族単位だと。自分の子供たちには、何かあったら高台に逃げろとか、そこで落ち合う場所を家族単位で決めるような、そういったきめ細かな防災対策が実があるんじゃないかということで、我々やってまいりました。

私になって、一度やっぱりどういったものが総合防災訓練と、全部でやったことがないので一度やりたいということでやらせていただきました。5年前か6年前になります。（「2018年です」の声あり）県と一緒にやらせていただきました。大がかりなことをやらせていただきました。

そのときに、あれだけのヘリコプターとか機材とか自衛隊の皆さんも含めて、すぐそういったことがうちの町だけに来るのかというふうなことも含めて、本来であればきめ細かくやりたいと。できれば拠点避難所となる小学校単位、そういったものを含めてとにかく避難する場所のエリアそのもの、そして、やっぱり顔の見えることを含めて、そういった人たちだけでとにかくまずは逃げる、命を守ることだというふうなことで進めてきた経緯があります。

確かに総合防災訓練とかのイメージは子供たちにも見せておく必要があるとは思いますが、これまでの町のやり方としてはそういったやり方でやってきたと。

それで、やっぱりそのときにお互いに地区をきめ細かく助け合うのは、地域の人たちであって、顔見知りの人たちであって、阪神淡路のときも結局は6割以上がお隣さんとか御近所の方々が助けたと。

だから、消防がとか、消防の人とか、そういった公的な専門の方が来るのには、少なくとも70時間、80時間かかるよと。だから、まずは地域の人たちというふうな考えでやってきた経緯がございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それはとってもいいことだと思います。自主防災組織を強化していく、それは毎年やられていますし、素晴らしい取組だだと思います、本当に。

しかしながら、日中に震災が起きてしまったらという話を私はさせていただいておりました。やはりその場合は、学校に子供たちがおります。それをやっぱり小学校、中学校、小学校は今3校あって、中学校は2校。引渡し訓練はもちろんしています。親が昇降口に行って、子供を連れて帰ると。それはもう昇降口のところで名前を、はい誰々ちゃんのお母さん来ましたと言って、それは毎年やっています。

ただそれではやっぱり足りないですね。なので、防災ヘリが来て、自衛隊が来てと、私ちょっと自分で調べたら2018年の1月の広報に載っていました。このときに最初、防災・減災に向けて七ヶ浜町初の総合防災訓練を実施、全町挙げての防災訓練、汐見小学校をメインにやられていました。

そこで、汐見小学校の教頭先生と教諭がインタビューを受けておっしゃったのが、災害はいつどのような状況で起こるか分からないため、日頃から様々な状況を想定して訓練を行う必要があると感じました。今回の訓練は生徒が学校にいない想定で行いましたが、児童が学校にいるときに災害が起きた場合、最優先になるのが児童を保護者へ安全に引き渡すこととなります。そのため、避難所開設・運営に当たる際は、今回の訓練でもそれぞれの持ち場で御活躍していただいた自主防災会の方々や隊友会の方々の御協力をいただくと大変ありがたいと思いますということです。

やはり震災が起きたときに、子供たちをやっぱり親に引き渡さなければいけない。それでも、避難所も設置しなければいけない。そのときに、お昼だったら自主防災会の方に来ていただいて、でも、恐らく社会人の方は皆さん町から出て働いていらっしゃいますよね。なので、そう

いった想定をしながら、別に自衛隊のヘリコプターにぼんと飛んできてもらって、人が宙づりになって助けられるとか、そういったことを言っているわけではありません。毎年毎年それをやることで、先生方も異動で変わります。その中でどうやって伝えたらいいのかというのは、やっぱり実際にやることだと思うんですね。スポーツと一緒に。練習がとっても大事だと思います。

なので、自主防災会は各地区でやはりやる、家族も単体でやる、それは避難カードを毎年毎年更新して、ランドセルに入れて、かばんに入れて、家にも置いて、学校にも置いています。教育長もそれはすごく御存じだと思うんですけども、そういうこともやっていますけれども、やはり能登半島の地震を見る限り、もう一度思い出してやったほうがいいなという思いで提案させていただきました。学校はそれをやるのは不可能なんでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 学校現場から考えますと、昼間ですね、起きたとき、真っ先にやっぱり守るべきは子供の命です。それが何によって守られるのかというのは、やっぱり状況によって瞬間瞬間の判断が試されるので、そのことについては、教職員に日常的な防災について、研修及び現職教育の中で進めているところです。

そこで2点あります。

まず一つ、今、佐藤議員、中学生を積極的にその訓練に関わらせて、もし災害が起きたときに、避難所運営等の中心になれるような力をつけてはどうかという御指摘がありました。ここについては、2つの考えがあります。

避難所にある程度の人数が集まって、そして、形ができ上がった後の運営については、これは中学生が可能だと思います。東日本大震災のとき、例えば気仙沼市立小泉中学校の例があるんですけども、これは中学生と地域の方が本部になって、体育館の中で避難生活を送ったと。中学生はその体験を通じて、ものすごくやっぱり成長しています。そして、その防災の体験を後世に伝える活動もしています。

ただ一方、そのことがPTSDになっている中学生も一定数います。つまり、激しい中で自分に責任があると負わされたとき、思春期にある子供たちはどう考えるのか。これはやっぱり純粋で責任感が強いので、私がやらなければと思います。その中で、もし避難所の中でお亡くなりになった方がいた、そういう場合には、生徒は自分の責任だと思います。それが中学生の純粋な心です。そのことは、兵庫県教育委員会と震災後ずっと宮城県教育委員会やり取りして

いますけれども、阪神淡路のときの例の中にも多数ありまして、現在もPTSDに悩んでいる、社会人となった当時の中学生がたくさんいます。

なので、災害時における人間の行動、善意とは何かみたいな大きな命題があると思います。それが中学生にとっては何なのか。やはりここは教員だと思います、この場合は。

なので、教員には宮城県全体、今、学校経営の第1丁目1番地というか、安全安心ということが公教育の最重要課題になっていますので、そのことはどの教員が配置されてきても、そのことについては、各学校においては校長を中心にして、それ以前にもう教育大のほうで安全安心について、防災について学んできています。

初任者は大川小学校を必ず見ることになっています。初任校長も、必ずあそこに行って話を聞くことになっています。

次、引渡しですけれども、これは軽々には考えていません。2018年5月31日に、最高裁で東松島市立野蒜小学校の引渡しにおける児童の命が失われた件について、引渡した校長と東松島市が責任を問われました。そして、結局校長と東松島市が賠償金を払う、東松島市が払うということですが、その判決が今我々の基準になっています。

それは、善意が必ずしも、究極の場合には人に資するとは限らないという判決文の中にあります。そのときはみんな体育館に避難していました。そして、引渡しを求めてどんどん来ます。隣の誰ちゃん、いつも顔見知りのお子さんを乗せていった車が津波に巻き込まれて、命を子供が落としてしまったと。

そうすると、その隣の保護者は、一緒に連れていってくれた友達の家族にも感謝、いやもうやっぱり命を失った時点で、そのことよりも何でというふうになりました。なので、引渡し訓練については、各学校とも3名、（「教育長、もう少し」の声あり）ここで終わります。

3名の責任ある引取り者を必ず明記して、その方々にのみ引き渡すことにしています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それは、今、教育長おっしゃってくださったことは、私もその引渡しのやり方とかというのは十分理解しているんですけども、私が聞いたかったのは、この総合訓練を各小学校、それから中学校を場所にして生徒児童と、それから昼間にいらっしゃる自主防災の方だったり、保護者だったりというような訓練を単体でやっているだけではなくて、そういうことも含めてやるのは可能なのかなのかという質問もお聞きしていたんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） その件については私から回答いたします。

学校としては、1年以上前からきちんと計画した上で、いついつこういった訓練を実施するということが決まるのであれば、一緒に実施することは可能だというふうに考えております。
以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 地域に開かれた学校ということで、今、七ヶ浜ではグローバルプロジェクトも含めやられているかと思います。なので、今でも地域の方が学校にいらっしゃるということもありますので、コロナ禍も落ちつきました。なので、そろそろやはり震災を知らない子供たちのためにも、それから、昼間なかなか大勢の大人がいるわけでもないこの本町ですね、ちょっとこのやり方を変えながらやはりやっていくべきと思います。

町長もこれで、こちらの広報で、「災害はいつ起こるか分からないため、日頃から災害に備え定期的に訓練を行うことが大切だと考えております。今後とも町では防災と減災を推進し、災害に強いまちづくりを進めていきますので、町民の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます」というふうにおっしゃっています。

なので、やはり今までのやり方にこだわらずに、新たなことを試み、やはりしていったほしいなと思います。

訓練に関してはここまでにしますけれども、一番大事な、これも大事なんですね。備蓄に関してです。

ちょっと聞いてびっくりなんですけれども、これリストを喜二議員のほうから見せていただいて私も中身を見ました。おむつあるのに、お尻拭きがない。子供をどうやっておむつ替えるんですか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ちょっと言い訳じみたことを言わせていただきますけれども、お子さんがいらっしゃる場合、持ち出し用具のほうにお尻拭きとかを常時用意していただくと助かります。

町のほうでどうしても必要で備蓄しなければいけないという考えではあるので、いずれ配備をさせていただきたい、備蓄をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 家が流された人はいないですし、例えば、私震災に遭ったときは子供が8か月一番下が、一番上が年中さん、2番目が2歳で遠山保育所に通っていました。

そのとき、家にいたので、おむつとお尻拭きがあったバックを抱えて、子供をおんぶして、実家に降ろしてから2番目を迎えに行ってやりましたからありましたけれども、本当にこのお尻拭き1パックですよ。そのときはおむつもちょっともらえなかったの、個人で集めてきてもらっておむつを準備したという経緯があります。

恐らくおむつを取り替えたときある方なら分かりますけれども、お尻拭きって1枚だけじゃないですよ、使うの。小も大もありますので、そのことを考えると、おむつプラスお尻拭きがセットです。

今は、将来的には準備するということですが、将来的じゃなくて今すぐ多分必要なので、そのところはまず1點頭に入れていただきたい。

それから、生理用品なんですけれども、これも多分男性はちょっとなかなか経験がないので分からないと思いますが、生理用品だけじゃなくおむつものシート、それから生理も夜、大量に出る方もいます。私も量が多いので、昼間も夜用つけています。というようなことをやっぱり男性は分からないですよ。ここの中を見ても、女性は課長お2人、私、恵子議員、明美議員、5人です。それをやはりマイノリティーですけども、やはりこういうところでしっかりとどういうものが必要なんだということを、細かくやはり本気を出して聞いて準備したほうがいいと思うんですね。

なので、まず生理用品の種類も増やす、それから生理ショーツというものがうちは備蓄されていません。生理中は普通の下着では過ごしません。なので、それもやっぱり女性に聞くべきです。

それから、生理が上がった後の方とか妊産婦さんだったりすると、やっぱり尿漏れパットというの必要になってきます。男性も今は尿漏れパットありますよね。なので、これは女性だけが必要ではありません。なので、働く世代、男性陣がこういったところが強いかもしれませんが、やはりそういった声を聞くという意味で、先ほど町長がおっしゃった、何でしたっけ、町地域防災会議に3名女性も来てもらおうとおっしゃっていましたが、年齢層はいかがなんでしょうかね。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 年齢層、ちょっと個人情報に抵触するかもしれないので、ちょっと差し控えますけれども、御高齢の方が多いと解しております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、私も乳幼児を育てたのはもう12年前ぐらいです、一番下がもう12歳なので。そうすると、時代は変わります。私のときは液体ミルクはありませんでした。おんぶひも、抱っこひも、ありますよね。それも震災でなくなったらないんですよ。働きに出てる方は、家に置いているのでね。そうすると、おんぶひも、抱っこひもも備蓄品として必要です。子供をやっぱり避難所で泣いてしまったら、やっぱりおんぶが一番なんです、抱っこが一番なんです。それがなければ、過ごしていきません。

そういった声を、多分、年齢層の高い方は忘れています。私ももう忘れてるんですよ、本当に。なので、今どきのどういったものが乳幼児に必要なのかというのは、今育てているお母さんじゃないとやっぱり分からないんですよ。本当にこれ発展していっていますので、このブロックの粉ミルクも、私が子供を育ててようやく出てきたと。

でもね、粉ミルクだけじゃないんですよ、乳幼児必要なの。離乳食は準備していますか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 離乳食の代わりとなるかどうか分かりませんが、おかゆのほうは用意してございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 離乳食、おかゆは離乳食じゃないですね。今、ドラッグストアに行っても、離乳食本当にいろんな種類があって、パウチ開けただけで食べられると。それもやっぱり月齢で全然違うんですね。

だから、ミルクだけが必要じゃないんですよ。そういったことを、どういうふうこれから吸い上げて、今日あるかもしれない震災に、災害に備えるんでしょうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうからまとめてというような形で回答したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので。

確におっしゃられたことはよく分かりますし、どの程度用意したらいいの、あるいは量はどのくらいなんだ、本当に必要などのくらい、例えば3日間の分だけ取りあえず用意しておくというふうなことにうちのほうではちょっと考えていましたけれども、どの程度までというようなことについては、ちょっと私ら男性の目線でちょっと考えた部分というのはあったかと思しますので、まずは、近いところで女性職員、町のほうの女性職員にこういったものがある

んだけれどもどうなんだというふうなことを提示して、意見をもらうというようなことはすぐにでもできると思いますので、そういったことから出発して行って、あとは町民の意見とかそういういったものを吸い上げるというような形にしていきたいと思いますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

ただ、できるだけ急いでやりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 今後のことも考えて、やはりこれ人事に関わってきますので、ここでは恐らく何もおっしゃることはできないと思いますけれども、やはりこの河北新報さんのほうですごくよくまとめてくださっているんですね。

やっぱりこれに、災害時のジェンダー問題に詳しい減災と男女共同参画研修推進センターの方がおっしゃっていたのは、やっぱり自治体の防災部署の職員数自体が少なく、女性の配置が難しい場合もあるが、福祉や子育て担当部署と協力し合えば、女性や多様な視点を取り入れることはできると指摘されています。

なので、来年度に向けて、やはり防災対策室に女性を置くことは難しいかもしれませんがけれども、やっぱり必要ですよ。今回は聞かないですけれども、避難所のいろいろな設置だったり、次の一般質問で聞こうかなと思っているんですが、それも併せて、やはり女性というところが、視点が必要になってきますけれども、そのところ、どういうふうにお考えかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これまでを踏まえて、やっぱりそういったきめ細かくやらなきゃならないんだなというふうなことを改めて認識しました。

ただ、私も震災時の経験値の中で、地域福祉課にいて、粉ミルクが欲しいと、乳幼児を抱えてきたお母さんたちが何人かいました。ところが、うちのほうで確保していた粉ミルクではメーカーが違くと。このメーカーがなければ、もちろん乳幼児ですので、何でもミルク飲ませれば良いというものでもないですし、あとは哺乳瓶とかいろんなもの、本当その個人個人のやつとか、あとアレルギーとかいろんなことで大分やられました。

ですから、自助・共助・公助じゃないですけれども、もちろん着のみ着のまま逃げなきゃならない場合もありますけれども、そういった方にはできるだけ個人の用意できている分には、避難するときに持っていくものの中には少しはそういうものを入れてほしいなど。やっぱりた

だいろんなああいう状況で、個々人のあれが違っていたり、このメーカーが嫌いだから駄目だ、別なの用意しろとか、そういった部分は多々ありました。

ですから、全面的にはその対応にはできない部分ありますけれども、やっぱり今おっしゃられたとおり、生理用品なんかについては、いろんな支援物資が集まっている中で、女性の方に私言われました。実はそういったものが配慮がされてないということで、なるほどなど。なかなか言いづらかったんだと思います。

そういったことも含めて、今後やっぱりそういったものも準備していかなきゃならないのかなど改めて思いました。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） ミルクだけじゃなくてやはり母乳で育てている方もいますので、母乳パットだったり、いろんなものが必要になってきます。なので、ぜひ広く意見をちょっと吸い上げて何が必要かというところを絞って準備していただければなと思います。

次の質問に移ります。

生涯学習センターに関してなんですけれども、こちら1点目の宿泊施設に関して、合宿施設に関して、旅館を利用されているということで、もちろんそうだと思います。

しかしながら、震災前は合宿ができるような畳に雑魚寝をしてできるような宿というものがありました。そういったものがなくなり、本来であれば夏の間に合宿に来るようなチームだったりというのが恐らく来れなくなってしまったというところもありますので、合宿施設はどうなんだというところで質問させていただいていました。

これは公民館のほうで、以前ですけれども、宿泊合宿というものをしていたかと思います。なので、そういったところでちょっと整備をすれば、やっぱり震災のこともありますので、そういった寝られる場所というのを準備しておくのもどうなのかなというふうに思います。

K I B O T C H A、東松島市にあるK I B O T C H Aだったり、あとは南三陸町にあるこの平成の森だったりというところが、やっぱりスポーツ施設と複合的に準備をされているんですね。私もちょっと残念ながら1回も行ったときないんですけれども、きっとやっぱりその多くの人々、町長がいつもおっしゃっている関係人口というものを増やすのに寄与するかと思うんですが、そこのところを踏まえて、将来的にこの施設をいろいろと統合していったり、一緒に新たに建てたりという中で計画は立てられないのかどうなのかというところをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 議員さんおっしゃるその必要性とか、そこは理解しているつもりですが、一方で、やはり民間にできることは民間という考えもございます。例えば指定管理者の導入なんかまさしくそういうことだと思います。

我々としては、やっぱり民営を圧迫してはいけないというふうに考えています。それも雇用につながっている部分でございますので、町内の数は少ないんですけれども、宿泊施設、あとは町内で足りない場合は近隣多賀城とか塩竈を利用させていただいて、やはりそちらの事業者さんには喜んでいただいていると聞いていますので、できるだけ既存のそういう民間施設のほうを御利用いただければいいんじゃないかなと考えています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 民間圧迫とおっしゃいますけれども、もしここに施設を造ってとなると、食事を例えばケータリングで頼んだりとか、そういったものをリネン、シーツを洗う業者も入ってきたりとか、いろんなその民間圧迫という考えをまずは置いて、何が民間と一緒にできるのかということを考えることもやはり当町としては、やはり限られたスペースしかないの、そういったところを置いておいての計画というところはどうなのかというところでお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 民業圧迫ということと、もう一つは、行政の守備範囲というのもございます。行政がどこまで関与すべきかと。

やはりいろんな選択、あとは町長の判断だったりあると思うんですが、私としては今の宿泊施設に関しては、民間で委ねていいんじゃないかなと。そこまで行政が関与して、それが町がやることによる雇用創出もあるかもしれませんが、現状の民間施設あります。そちらの方、聞くと非常に喜んでいただいているというふうにございますので、できるだけそちらを御利用いただければなというふうに考えています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 生涯学習センターですね、そういった施設をNPO法人がやはり運営されているというか、やられている市町村もあるかと思うんですけれども、そういったふうにNPO法人に委託した後はまた別の話になるのかなと思うんですけれども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） ちょっと今回の内容はあくまでも宿泊施設という部分でございますので、生涯学習センターの将来像については、いろんな選択はしていかなきゃないと思いますが、ちょっと現段階でそちらについて回答を控えさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、2点目なんですけれども、相撲場は先ほどスポーツくじを利用して令和6年度中にどのようにするか考えていくということで、こちらの質問にもそのアイデアをどのように吸い上げて進めていくのかというのも聞いているんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 基本的には、こういったやり取りの中だったり、いろんな議員さんからの御意見、あとは利用者の方の御意見を踏まえながら、場所にふさわしいものが、相撲場の話ですけれども、解体した後どのように整備したらいいかというのは、幅広い意見を聞きながらやりたいと思うんですが、そういった形でやりたいと思います。

ただ、いわゆるアンケートを取るとか、そういったことを特にやらずに、我々としていろんな御意見を聞きながら、あの場所にふさわしい、交流人口の増加、若者の利用増ということ踏まえながら、どういったのがいいのかというのを財源、このスポーツ振興くじを使いながらどういったことができるかについて、場所も含めて、物理的なスペースも含めて検討していきたいなというに考えています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、今本当にもうアメリカンカルチャーじゃないですけども、3×3コートがあって、スケートボードパークがあってとなると、やっぱり今度パリでオリンピックになるブレイキンとかありますよね、ブレイクダンスのとか。そうすると、ダンスはフラットであれば誰でもダンスはできますし、そういったイベントを開催するにも3つそろっているという市町村なかなかないので、そういったところも一つなのかなと思うところでもありますけれども、まずはそのスケートパークですね。

先ほどこの質問であるように、ちょっとフラットなのでやっぱりセクションが欲しいなど、滑る人は言っております。

鷹来の森運動公園スケートボードパークっていうのがオープンしたかと思います。4月1日からは、登録をして本運用が始まります。そここのところでも、これプラザスタイルなんです。パークのこういうボールとかではなくて、やっぱり普通にストリートで滑れるような、こうい

う何だろう、歩道にあるようなこういう縁石みたいなのか、あとはこういう何だ、手すりほど高くはないんですけれどもレールだったりとか、そういったストリートスケートが楽しめるようなこれプラザパークになっているんですね。

なので、そういったところも建設した当初、今後、利用者の声を聞いたり運用していったって考えていくということだったので、そろそろ時期かなというふうに思うんですが、そのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 今のスケートボード場をあのままでもいいかという部分は、確かにフラットです。

まず、ただ順番としては、相撲場を解体して、あそこが全く今使えていませんので、それをまず何とかしたいというのが我々の第一歩だと思っています。それをどのように整備するかという検討をしつつ、将来的にスケートボード場のところをどうしていくかというのは考えていかなきゃないかと思うんですが、一方で、ああいうフラットな部分で、スキー場もなんですけども、初心者向けというコースがあって、そういうニーズには応えられているかなと思いますので、いずれ幅広い検討はしていきたいと思っています。

何かをままでいいというんじゃなくて、段階に応じて、財源もありますけれども、そういった検討はしていきたいなというふうに考えています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、照り返しが強くて、日陰というところもその相撲場をどうにかしてからセクションをどうするかというのを考えながらという中の一つに入っているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 2つありまして、相撲場跡地を整備する際に、議員御提案いただいたのを配慮するか、あるいは、今のスケートボード場を先ほど言ったような改修をするという計画があったときにやるかという部分は、両にらみでやりたいと思うんですが、いずれこのスポーツ振興くじの財源が前提でやりたいなと思っていますので、その限られた財源、あと町の持ち出しもありますので、その財政の規模感などを踏まえながら検討していきたいなというふうに考えています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 次、続きましてキャンプ場になります。

こちらは、さっきおっしゃった伐根処理をして盛土をして平らにするということで、前答弁あった斜めでもすごいワイルドで人気あるんですよというのも解決されるのかなとは思いますが、管理棟や窯焼き場、釜の焼く、そこはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） こちらも、まず管理棟とかの部分はございますが、まずは既存の部分の木を根で凸凹していて非常に危ない、なかなか立てづらいと。あと、菖蒲田方向に行くと斜面になっていると。どのようにしたらいいかというのを考えております。

一応回答としては、その木の根を取るというふうな回答しているんですが、既存のいわゆる切らない根も結構太くなっているんですね。だったら、全体盛土しちゃったほうがいいんじゃないかということも考えていまして、この辺は幅広い検討しながらやるんですが、まずそちらのほうをある程度整えてから、その次どうするかという検討はしていきたいと考えています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） さっきK I B O T C H A って出たんですけども、ここもキャンプできる施設があって、ここいろんなものを貸出しをしたりとか、そのレベルレベルにあってグランピングをちょっとおしゃれな感じでやりたい人用や、バーベキューセットも貸出しをしたりと、とてもすばらしい施設なんですね。あそこ管理棟、大昔ですけども、子供会とかでキャンプするときに、テントの貸出し等も行っていたと思います。私が子供の頃、何か黄色かオレンジが昔ながらのテントを借りてやっておりました。

やはりそこまで3×3もできて、スケートボードパークもあって、きずな公園もあってと、本当に集約されているすばらしい施設なので、そういったやはり再度、貸出しをして、それから民間の方々にケータリングじゃないですけども、お肉を持ってきてもらったり、そういったこともできるようなシステムを構築できるんじゃないかなと容易に、思いますけれども、そういう考えはあるのかなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） ちょっとキャンプ場については、何か後回しになっていた感があるなということなんですけど、まず先ほどお話しさせていただいたテントサイトのところは何かしたいなと思っています。

その後はどうしていくかという部分はあると思うんですが、その関連で相撲場跡地の整備の部分がございますので、ちょっと段階的にどのように進めていくかについては、いろいろアイデアいただいた部分も参考にしながら検討していきたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 窯焼き場も同じということですか。今後検討していったら、そこを残すかどうかというところ。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） こちらについては、民間のそういう窯焼きをやりたいという部分が、震災の後なんですけれども平成 26 年ぐらいにそういったのを設置希望があって、今は行政財産としてそちらの場所を貸しているというふうな形になっています。

今はコロナ等の影響で使われてないということなんですけど、来年度以降は、令和 6 年度以降は使いたいということがございましたので、毎年更新なんですけど、そういうことであれば延長しているというようなことをごさいます。

ちなみに、そちらの団体が今後使わないということになれば、原形復旧というか、更地にしていただいて返していただくということになります。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、そういうふうに使いたいという方、ほかにも窯焼き場だけではなくて、例えばこういったものを設置しておきたいとかとなったら、行政財産として貸出しを始めるのが可能という理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） これもいろんな経緯がございまして、一般的にはそういったのはもちろんできません。ただ、その際は、東日本大震災で津波で被害を受けた中で、防風林の木が結構、何ていうんですか、ありまして、それを燃料にしてやりたい、窯焼きというんですかね、やりたいということがございましたので、平成 26 年にそういうことを町として認めたと。その後は、毎年その行政財産として、そこの場所を貸しているというふうな経緯でございします。

通常は当然、そういったのは希望されたら貸すというものではございませんが、そういう経緯で今日に至っているといったことをごさいます。ちょっと特殊事例だというふうに思っています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） アーチェリー場は芝生広場にするとおっしゃっていましたがけれども、芝生だとワンちゃんも走り回れるのかなというところで、しつこいようなんですけれども、ドッグランをやっぱり諦められない、私は犬は飼っていないんですけれども。

そうすると、芝生にするイコールやっぱりいろんな、長須賀多目的広場そうですね。芝生でワンちゃん走り回っていますよね。リーシュをつけてですけれども、たまにノーリーシュの方もいて大変ですけれども、どのようにここの場所を芝生にして利用されるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） その場所行かれた方、気づくと思うんですけれども、すごい素晴らしい場所だと思っています。

ただ、先ほどの1点目の回答と重複するんですが、行政の守備範囲といった部分については、現段階で町としてドッグランの整備までは考えておりません。あの場所を単なる広場ではあるんですけれども、非常にすてきな場所ですので、散策とかいろいろ幅広く使っていただきたいと思います。

それをまずやった上で、将来的に再整備するかどうかについては検討しますが、今のところは芝生広場として考えています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 今年度、避難経路として、あそこの東原というんですか、いわゆる。そこからまだ調査ということですが、そうすると上がってくるのが大体そのところのかなという予想なんです、そうしますと、そこを通過するという感じで計画をされているのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） では、今後運用してどのように皆さんが利用していくのか、町民の方も。恐らく散歩に来られている方がもう既にいるので、そうしますと、ワンちゃん走りやすいよねとか、やっぱりなると思うんです、本当に。

なので、リーシュをそのままつけてください、長須賀多目的広場でもインスタとかでこの間もアップしてくれていました。しっかりリーシュをつけてお散歩をしてくださいとやっていますので、そのところをやっぱり分かるように、スペースではありますけれども皆さん安全に御使用くださいということでやっていかれるんだろうなという理解で次の質問に移ります。

最後のこのカフェなんですけれども、観光協会に依頼をして何かイベントあるときは、昔やりましたね、震災後に。いろいろ炊き出しではないですけれども、何かイベントあったときに出店者がいて食べてとかというのもありました。

しかしながら、あそこ前きずなハウスあったときに子供たちが駄菓子を買いに集まったりと、とても素晴らしいこのまちの中央にあるものですから、サッカーの試合やイベントのみならず、そういった子供が集まれる、集える場所に最適だなというふうに私はいつも考えています。

なので、カフェを運営、行政ではないですけれども、例えば委託をしてあその場所を、窯焼き場と一緒に貸し出す等々をして整備するのも可能なのかなと思いますけれども、そのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 御質問いただいた部分については、観光協会と今後調整しながらキッチンカーの手配ということで考えています。

常設のものでやるとなると、いろいろ保健所の届出とかそういったのが必要になってきますので、まずは人が集まるときにサッカーに限らずになりますけれども、あのエリアでそういった可能性はあるんじゃないかと。当然これは出店者側のほうでそういうことをいよいよということでの話ではございますけれども、今後そういった調整をしていきたいと思います。

それがもう一つ、みんなの家の部分に関しましては、そちらの利用者の方の中で取れた野菜を販売したいということもございますが、それは町のほうとしては認めております。専ら営利とするものではなくて、その活動のために使う分については町として認めていますので、できればそういった観点の中で御利用いただければなというふうに思っています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 単発でという意味ではなく、私は常設でそこに子供の居場所だったり、あとは保護者がコーヒー買えたりとかという、そのキッチンも台所も備えていると震災のときに中央公民館だけではなく、そこもやはり調理できたりとかという場所になるのかなという思いもありましたので、今後将来的に計画していく上でそういった震災のため、それから子供の居場所のため、それからもちろん来町される方々のため、七ヶ浜って最先端いつてるじゃん、おしゃれだねって思われるような場所をやはりつくるのも必要だなと思います。やはりグローバルなので、そのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 施設そのものは教育委員会なので、私が答えるわけではないんですけれども、あそこを整備したのは、計画書をつくったのは私なものですから、国体を招致するときに、あそこを補助なり起債なりを求めてやったものですから、単純にそういった常設の施設をつくるとなると、ちょっとその辺は検討を要する必要があるんです。ただ可動式のものであれば、それは容易に利用することができるので、ちょっとその辺については常設というようなことについては、もうちょっと先だなというふうに私思っていましたので、ちょっとその辺になりましたら相談というような形になると思いますけれども御理解いただきたいと思います。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、5番鈴木 博議員の質問を許可いたします。鈴木 博議員、発言席に御登壇願います。

〔5番 鈴木 博君 登壇〕

○5番（鈴木 博君） 5番鈴木 博です。議長の許可を得ましたので、通告書に従い、部活動の地域移行及びスポーツ奨励金制度について質問いたします。

近年、岩手県出身のメジャーリーガー大谷選手や、サッカーの久保選手、バスケットボールの八村塁選手など、多くの競技で海外でも活躍する若いアスリートが増えています。アスリートの中には部活動経験者も多くいる中、令和4年12月にスポーツ・文化庁から休日の学校部活動を地域に移行する方針が示されています。子供たちのスポーツ離れが加速しないか、以下3点をお伺いいたします。

1点目、明治前半期から昭和、平成、令和と続いてきた部活動が大変革期を迎えています。改めて、従来の部活動のメリット・デメリットをお伺いいたします。

2点目、令和5年9月第2回会議で佐藤直美議員が「小中学校の充実した運営策は」について一般質問した際、教育長より「当面、部活動はやれる範囲は教員でやる」との回答がありました。

令和6年度より七ヶ浜中学校と向洋中学校の部活動は任意加入となりました。改めてその経緯をお伺いいたします。

3点目、次世代を担う子供たちのスポーツの推進、機会の充実を図るため、優秀な成績を収めた団体・個人に奨励金の増額や要件の緩和などの考えはないかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 部活動地域移行及びスポーツ奨励金制度について回答を求めます。須藤教育長。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 鈴木 博議員の御質問、部活動の地域移行及びスポーツ奨励金制度についての1点目、明治前半期から昭和、平成、令和と続いてきた部活動が変革期を迎えている。改めて従来の部活動のメリット・デメリットを伺うについて回答いたします。

まず、部活動の歴史について、明治期からスタートしているのはそのとおりです。ただ、明治期においては、大学等が中心で、その中でやっぱり自発的・自主的なスポーツクラブとしてのスタートとなっています。

そこで、ここでは中学校の部活に限り、特に昭和からその流れについて説明いたします。

まずメリットは、大変大きいものがあると認識しています。太平洋戦争が終わってその復興期に民主教育が始まり、その中で中学生をどうするか、このときにベースになったのは、今の自主的・自発的に学習指導要領等がない中で、教員と生徒が話し合っ始めたというところなんです。なので、とても意欲がモチベーションが一体化していたものでした。

思春期の心身の変化が激しい生徒に対して、体力の向上、表現技能の習得、人間関係づくりなど、健全育成と生涯学習の基礎を培う取組として行われ、昭和の高度経済成長期には本当に必要な人材育成の要となってきました。

また、1970年代後半から1980年代前半、日本全国の中学校で対教師暴力、生徒間暴力、家庭内暴力、反社会的非行が多発し、学校崩壊の様相を呈した時期があります。そのとき、生徒全員加入の上、勝利することということを掲げてチームワークづくり、精神技能の鍛錬などを通して人間性を涵養し、生徒指導の中心を担う活動となったこともメリットです。

ただし、中学校の教育の目的は部活のみではもちろんございません。部活はむしろ9教科や教育諸活動のもう一つの自主的なところが、実は法の中ではずっと位置づいていました。ただ、これだけの成功体験があったので、中学校現場では、やっぱり部活動が中学校教育の中心だというふうに認識をし、一旦崩壊した苦い経験と再生をさせた成功体験から、部活動が当時のまま維持されてきた経緯があります。

この間、特に平成になってから2回、国が部活動を中学校教育から外す方針を示しました。ところが、それがそうはならず、部活動が教員の仕事の半分以上を占める時代が続きました。よって、デメリットも並行して現れ続けました。

具体的には、勝利への追求に邁進するあまり、過重な練習による健康被害が起きやすくなったこと、スポーツ科学に基づかない精神主義的指導による体罰や心理罰が是正されず、中には生徒が自死に追い込まれるなど痛ましい事件が発生していること、部活内のいじめなど人権問題が少なからず発生していること、朝夕の長時間活動により体力的に生徒の学習時間を保障できないこと、教師が授業準備不足に陥っていることがデメリットとして挙げられます。

以上が、メリットとデメリットについてです。

次に、2点目、令和5年9月第2回会議で佐藤直美議員が「小中学校の充実した運営策は」について一般質問した際、「当面、部活動はやれる範囲は教員でやる」との回答があったが、令和6年度より七ヶ浜中と向洋中の部活動は任意加入となった。その経緯を伺うについて回答いたします。

まず、1点目述べた経緯から七ヶ浜の両校においても部活をなくすということは、なかなか難しかったことがあります。両校とも民間のスポーツ団体やスポーツクラブ、文化サークルなどに所属している生徒がどんどん増えているんですけども、何らかの部活動に全員加入するという原則を崩さず、その必要性も認めてきました。

しかしながら、各中学校でも今後予定されている部活動の完全地域移行に備えることも徐々に視野に入れていかなければならないということから、今後の中学校教育の中での部活動の在り方について、学校ごとに検討したんですけども、両校とも一致したのは、2つの理由から任意加入としようということになったものです。

1つ目の理由は、現在、各種スポーツや音楽、演劇、ダンスなど、専門家の下で取り組んでいて、さらにその専門家の下で取り組みたい生徒が増加しています。そうすると、部活動と二重活動をする生徒が増えています。心身の健康や学習時間の保障の観点から適切ではないと両校とも判断したことがまず1点目です。

もう一つは、部活のみに参加できる生徒については、むしろ適正な人数で指導を受けられる機会となり、教師にとっても部活に参加する生徒のニーズに合わせた指導ができるので、外部のクラブ等で、どんどん専門性を磨いていきたい、あるいは、今議員おっしゃったように将来はアスリートになりたいと思う生徒にとっても、いや僕は部活をやりながら中学校生活を充実させたいと思う生徒にとっても利点があると考えたからでございます。

次に3点目、スポーツ奨学金制度についてお答えします。奨励金ですね。

スポーツ奨励金は、各種スポーツ大会などで優秀な成績を収め、全国大会に出場する町民を支援するために支給するものです。御意見をいただきました次世代を担う子供たちのスポーツの推進、機会の充実を図るためのスポーツ奨励金の増額や要件の緩和などにつきましては、生涯スポーツを推進する観点から、近隣市町の動向などを踏まえ、幅広く検討を進めてまいります。

最後に、スポーツ離れへの懸念をお示しになっておりましたけれども、これは実は1998年からもう始まっています。この27年間で、特に男子なんですけれども、男子の小学校の少年スポーツ団が3万クラブ、3万スポーツ少年団数ですね、3万の数から現在4,700に減っています。

今、理由の分析がスポーツ庁などで行われていますけれども、1点、今仮説として上っているのは、アスリート、アスリートに光が当たり過ぎるあまり、あるいはそれを目指すにはものすごい金額がかかります。そうすると、もう家庭の中でスポーツにそれだけお金をかけてという過剰な、何ていうかな、心理が働かなくなってきた、過剰じゃない、モチベーションが働かなくなってきたのではないかなどが、今のところ分析の一つとして挙げられています。光と影だと思います。

以上、鈴木議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 中学校の目的は、部活動ではないと。しかしながら、体力の向上や人間形成に大きく貢献はしたと。メリットのほうで答弁をいただきました。

私が思うところのメリットは、仲間ができ、クラスと違うコミュニティができたり、礼儀、礼節を学ぶ、これは社会に出てからもとても必要なことで、これを中学時代から習得できるのではないかなと考えております。

また、デメリットのほうで、やはり人間関係のストレスであったり、時間的な負担、勝利至上主義に走ったり、人権の問題等々ありますが、やはり学校教員の負担が大きいという、やはり先生方の8割が部活動に携わっている中、先生方のプライベートもちろん大事ですし、これが地域移行しなければならないやはり一番大きい要因だと思います。

そこで、教育長よりメリット等御回答いただきましたが、このメリットは、現在の、また今後の生徒にも必要なのではないかなと考えます。先生方が頑張ってきた生徒指導などのメリッ

トを、今後地域移行するに当たってスポーツクラブの指導者に求めるのは難しいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） まず、後半の質問からお答えいたします。

地域の指導者にそれを求めるのは難しいのではないか。そこがあるために、今、全国的に地域移行が進んでいないわけです。学校と同じようなものを保護者は期待します。また、全国的なアンケート等を見ますと、それ以上のやっぱり専門性を求めています。その中で、本当に適切な指導ができるのか、その人材はいるのか、誰がやるのか、そこに手当はつくのか、そういうことで地域移行にはなかなか前進が見られません。鹿児島市、福井市はもう地域移行はしないというふうに市長が明言しています。

そのように、まずそこについては、そういう問題は議員御指摘のとおりです。

それから、前半分の部活が果たした役割の中で、人間性の問題ですとか、それから、精神技術の鍛錬、あとは今議員がおっしゃった礼節、仲間づくりなどですね。そういうものは、やはり学校部活だったからこそできたのではないか。担任がいて、自分のクラスの友達もいて、そして部活に行くと違うクラスの友達、異学年の交流もある、部活の担任もいる。1人の生徒が2人あるいは3人の目から見られるわけです。

なので、部活が果たした役割は、今でも大変重要なものだと思っています。どちらかというと、私は部活は学校の中に残す方策はないかを今探ったりすることもあります。

じゃあ部活がなければそれはできないのかというと、これはこれからの中学校教育の在り方の問題になります。小学校はずっと授業研究を続けてきました。きめの細かい指導ができています。中学校の教員、大体ですね、仕事量の6割から7割を部活に使っていました。3割から4割が授業なんです。授業力の指導力の評価をすると、格段に小学校が高いんです。

そうすると、これからもしこれが実現するときには、中学校の教員の在り方を本当に問うてはいかななくてはいけない。これは大きな変化だと私も認識しています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 6割7割の、すみません、指導力の高さで言えば小学校の先生方がやはり部活動のないという負担のないところでやってらっしゃるからなのかなと思いますが、やはり子供たちにとってはクラス担任とは違う先生方との出会いというのは、かなりのメリットになっております。

地域移行による保護者の期待、それは保護者の中にプロ選手に指導してもらおう、求めているとか、そういうところも話を聞くと見受けられるのではありますが、全国的にそのような事例とかはあるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） パーセントにすると1%に満たない数ですけれども、今、先行事例はあります。ちょっと今、都市名ちょっと言えませんが、まず一つは、大学がまちの中心にある自治体ですね。そこに、例えば教育学部があったり、体育館がある、その学生をスポーツ指導者として雇い上げる、そういう企業があります。これは、全国47都道府県にスポーツ指導人材派遣会社ができ上がっていて、もし中学校の部活がなくなった場合の受皿として、企業はそれを使おうというふうな準備をしている事実があります。

ところが、これを使うともうすごい財政的な負担を負うことになります。文部科学省は、これを自治体に求めています。そうすると、部活動の数が、例えば10ある自治体で10人の指導者を雇う。これはほぼ教員に準じる手当を出しているようですので、教員を新たに10人とは言いませんけれども、その8割、7割の負担を市町村が負うということになります。

ここで、ほぼ多くの市町村が、何ていうんだろう、行き先を失っています。国は、そこについては、一切県、自治体の工夫でと言います。成功事例には、今の文脈の中で、知事がこれはもう部活先行県にしているところ、それから、市長がうちの市はこの中学校改革をすると断言をして、財政出動をプライオリティーを最優先にしている自治体、県が1県、二、三市あります。それも、だから1%の範囲内です。

その県、市においてもうまくいっているかという、うまくいっていないんです。それなりのやっぱり指導者は集まらないんです。

結局、学校の先生に兼業発令をかけて、今までどおり、もちろん部活動を大変自分の職責として頑張っておられる方がたくさんいますので、その方々を使うというところで、民間移行というのはどこに利益があるのか、つまり子供に本当に利益があるのかという議論がまだずっと続いています。

ですので、七ヶ浜町もまだはっきり私は何もそこを示していません。検討はもちろんしておりますけれども。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 地域移行するに当たって、町としても教育長としても従来の部活動を否定するものではないと認識してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 従来の部活動を全面的にオーケーというわけではありません。やはり先ほどのように、生徒の健康被害があったり、それから勝利主義に走るあまり部活内でのいじめがあったり、それから保護者と学校間の意思の疎通のゆがみがあったり、そういうものはあるので、今の中学校教育にどう部活があれば一番適切なのかということ、これは本当に国全体が考えていくことだと私は思っています。

県の教育長会議でもその旨、県教委に発言しています。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 続きまして、2点目の再質問に入らせていただきます。

任意となった経緯を伺いました。しかし、準備の整った町から順次、地域移行という認識で私はあったのですが、任意となったのは、すみません、任意になったのは地域移行を見据えてのことだと思いますが、中総体に参加することのできるクラブチームが県内に12競技、28団体と少なく、当町に至ってはゼロです。向洋中学校と七ヶ浜中学校の2校で合同チームをつくることもなく、子供たちの受皿が整っていないと感じます。任意とするのは早かったのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） まず、中体連についてですけれども、これは中学校の体育科などが中心になった団体で、例えばその国の文部行政の中にあるものではないんです。

そこで、中体連が認める、認めないについても、これも今ずっと議論されています。取りあえず、宮城県は令和6年の6月の中総体まで、これは中体連の形でやっていきます。その次、新人戦の時期がありますね。そこあたりから、とにかく参加できるチームはどんどん参加できる、スポーツクラブであってもですね、そういう方向で今、制度設計をしているところと聞いています。

ただそれが、本当に来年の秋までにでき上がるのかということは保障されていません。

任意にしたことについては、全員加入ということがやっぱり理不尽さを伴っているということであって、必ずしも部活動が、これが国が本当にその手当てもして、あるいは県も手当てをして、それが義務教育の中でできるようになれば私もそれはいいと思います。人材も含めてですよ。

それは今のところ、時期の設定はもう外されています。順次できるところからだけでも、何年度までというのはないんです。もうそのところで、国がもう本気ではないということはこれ分かります。順次ということは、もうばらばらになっていくということです、これから。ばらばらになっていくことを、義務教育の中で、教育基本法あるいは学校教育法の中で当てはめることは、これは法的にも矛盾がありますし、先ほどから申し上げます生徒の利益、生徒の喜び、生徒の成長、全てにおいて、これが今問われている、難しい。

なので、任意にしたことのまず第一は、昭和の学校崩壊のときに全員で、とにかく入れて全員で頑張らせようという中学校が崩壊しそうになったときの考え方ですので、そこはもう外しても大丈夫だと。しかも、やっている、団体に入ってその子たちはちゃんと活動していますので。

ということでの任意にしたことをございます。

○議長（安倍敏彦君） 教育長、任意加入が早かったのではないかと質問に対してどうでしたか。時期が早かったのではないかと質問が。

○教育長（須藤 清君） 私はむしろ遅かったと思っています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 生徒の利益、成長を考える、また、遅かったと今答弁いただきましたが、本来やはり部活動はやらせられてやるものではなくて、子供たちが主体性を持って取り組んでもらいたいと私も思っております。

しかし、任意となったことで、保護者からは「うちの子、何もやらなくなってしまうんじゃないか」と、やはりそういう不安の声も聞かれました。学校側として、「任意ではあるけれども、積極的に部活動に入ろう」のような呼びかけがあってもよいと思うのですが、その考えはないのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 現時点で両校の保護者の 50%から 60%の間の保護者は、それはもう子供に任せたいということを示しています。それは親の話。

学校側ですね、学校側はその時間を遊び時間にしたほうがいいのかよみたいな考えはもちろんありません。その時間を君は何に使うのか、そこに学校教育の使命があるので、部活に任意加入なので君は入らないけれども、その時間を何でその時間を使いたいのか。

つまり、やっぱり中学生としての在り方、生き方を問うということですね。子供に自己決定させる。このプロセスは必ず踏んでもらうこととしています。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 部活動の入部の意思に関して、子供たちに自己決定をしてもらいたい。しかし、やはり13歳、まだまだ子供であって、私たちが、保護者が教えなければならないし、多少の強制もそれは必要なのかなと思っています。

例えば、クラブチームでやっている生徒には申請をしてもらって、任意として部活動に入ってもらい、スポーツをしていない生徒にはスポーツに親しんでもらうため、部活動に入部してもらいなどの検討などはなかったのかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 中学校中等教育で子供をどう育てるか、これはスポーツというのは one of them なわけです。なので、君はどうその時間を使うのか。いや僕は図書館に行って、1年間100冊本を読みます。いや僕は塾にどんどん行きます。親と一緒にそれは話し合いました。それも有り。自分の興味のある、例えば、宇宙でも何でもいい、仕事でも何でもいい、それをどんどん調べて自分なりの考えを模索したい、いいと思います。

そういう意味で、部活イコールスポーツというわけではなくて、これは音楽もあるし、ストリームのさっきのスケボーもあるし、様々な領域に子供たちが興味関心を向ける機会にもなると思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 先ほど子供に任せたいという保護者の方が50%ぐらいいると。また、保護者宛てに部活動地域移行に関するアンケートも取られています。

子供たちを地域で見守る、育てるという観点から、今、町内の中学校の部活動はこうなんだと、今の保護者はこう考えているんだ。例えば、孫の部活はどうなっているだとか、気になっているおじいちゃんおばあちゃんだっていると思います。町民の思いや認識を共有するためにも、そのアンケート結果を広く公表する考えはないかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 現在まとめておりますので、もちろん公開していきます。公開して、今こういう認識がありますと。でも、教育委員会はこう考えますと、それを発信していきたいと思っています。

今、分析の中で話せるところとして顕著なのは、保護者は受益者負担を望まない。つまり、スポーツクラブとかに出せる、出したいと思う御家庭の数はとても少ない。それからもう一つは、部活の土日の送迎が家庭生活を圧迫している。それをやめてほしい。今、お笑いになりましたけれども、少数ではなくて多数です。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） ただいまそのアンケート結果などを公表するとお答えいただきましたが、それは広報やホームページなどを利用して、広く町民の方にお示しするのかを改めてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今ここで明言はできませんけれども、町長さんなどと協議をしながら、広報がいいのか、あるいは中学校だよりがいいのか、その辺は一番適切な方法で公表していきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 3点目に移らせていただきます。

奨励金の増額や要件の緩和などについてお伺いいたしました。幅広く検討するというお答えをいただきました。

近隣二市二町の奨励金、また、助成金要件を調べました。多賀城市では、東北大会から年2回まで、中学生以下のカテゴリーになりますけれども、東北大会で個人で3万円、団体で15万円、全国大会に出場しますと、個人で6万円、団体で30万円。塩竈市は、全国大会から年1回になります。個人に1万円、団体に10万円。利府町は、東北大会から年1回、東北大会に出場しますと個人に5,000円、団体に5万円、全国大会に出場すると、個人で2万円、団体で20万円。ただし、利府町の場合は同一大会の東北大会でも申請でき、全国大会でも申請できとなっております。松島町が東北大会からで、回数は協議の上に決まります。東北大会に出場する個人に1万円、団体に10万円、全国大会西日本開催であれば、個人に2万円、団体に20万円というふうになっております。

七ヶ浜は、要件が全国大会から、当該年度1回限り、個人5,000円、団体5万円という結果になりました。七ヶ浜町のスポーツ奨励金交付の実績があります。平成30年度から令和4年度までの5年間、令和2年と令和3年はコロナの影響のためか申請件数は少ないですが、個人

申請は 93 件、奨励金は 5 年間で 46 万 5,000 円。これを平均しますと、1 年で 18.6 件、奨励金は 9 万 3,000 円となります。

奨励金を倍にしても 18 万 6,000 円、限られた予算ではありますが、もしこれを 3 倍にしたとしても、非現実的ではないのかなと思われまます。

また、交付要綱を見ますと、平成 15 年 4 月 1 日より施行となっています。20 年間据え置かれております。時代に沿ったニーズですとか、今まで見直す、また検討するというお話は 20 年間なかったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） ちょっと過去の検討経緯は、ちょっとすみません、承知しておりませんのでお答えしかねますが、ただ今後どうしていくかという部分に関しましては、回答のとおり、確かにうちの町が約半額、あと自治体近隣市町ですと、東北大会から出している部分もございますので、その見直しの必要性はあるというふうに認識しております。

回答のとおり、今後の対応につきましては、今御説明いただいた近隣の状況も見ながら、できるだけ早めに検討を進めていきたいと思ひます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5 番（鈴木 博君） やはり検討していただくといいただきましたが、私たちこの町民として、また、当町のスポーツ施設はコンパクトにまとまっており、県内有数のサッカースタジアムですとか、ほかの施設もしっかりと管理をされております。

スケートボード場であったり、3×3 のコートが新設されたり、また、第一スポーツ広場にも今テントを設置していただいているところでもあります。スポーツをする環境も整っていると、とても評価をするところがございます。

しかし、ある保護者の方からお話をいただきました。息子の全国大会が九州であって 30 万円かかったと。また、静岡で全国大会があって 20 万円かかった。七ヶ浜の奨励金って 5,000 円なんだよね。とても残念そうに話されておりました。

そこでお伺いするのですけれども、検討していただけるとのことでしたが、この物価高騰の中、頑張っている子育て世代のためにもどのような改正内容を考へているのかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） これは担当課としての考へでございますし、町としてそれを確実にやるということではございませんが、やはり東北大会から出したほうがいいんじゃないか

とか、あとは例は少ないと思うんですけども、国際大会を国内でやる場合、海外でやる場合、設けている、そういったのも対象にしている自治体もございます。

あとはシンプルに額が約半額ぐらいになっていますので、この辺りを中心にできるだけ早い段階で見直しするような検討を進めていきたいと思います。ちょっと時期につきましては、この場ではちょっと回答しかねますが、鈴木議員さんおっしゃる部分はよく分かりますので、早い対応を心がけるといふか、検討していきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 交付要綱の見直しでいえば、例えば団体をなくして七ヶ浜在住の個人全員に交付する、また、団体を残すのであれば、現在の人数掛ける5,000円上限5万円を撤廃し、競技によってはそれ以上のエントリー数が考えられるため、エントリー人数分を団体に交付するなど、近隣二市二町の七ヶ浜がイニシアチブを取るような、そのような交付の内容にする考えはないかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） これ利府の例でございますけれども、利府の場合は団体を5人以上というふうに定義をしまして、先ほど示したようなのが上限になっています。

個人の場合は、当然人数分出るということですので、当然ルールでございますので、そのチームで何十人もいたり、全員それ掛ける人数分というにはさすがにはいかないんですけども、ただその一方で、何回も説明させていただいていますが、そもそもの額の単価が非常に安いというのは認識しておりますので、いずれちょっと早めに改正できるようにちょっと検討は進めていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） すみません、私は町長のお話の中で好きなフレーズがあります。「子供たちの体に財産を」です。

主に英語コミュニケーションやグローバル人材育成なのかもしれませんが、資本となる体にスポーツを通して投資するというお考えはないかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、るる鈴木議員さんの話を聞いていました。

そのスポーツ奨励金については、これまで担当課でやっておりまして、昨年からは私が直接渡させていただくということで、近隣の状況を見ても本当にうちのほう安いなと思っていましたし、これ今全国大会とかにうちの子供たちが行ったりすると、本当にこの小さな町を幅広くア

ピールしてくれるというふうなことで、そういったことも含めてやっぱり私も鈴木議員と同じようにこの奨励金については、もっと一つの励みというわけではないですけども、そういう活躍に対して、ぜひいい方向で取り組んでまいりたいと思います。

スポーツも学業も同じにしていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 最後に、今年はオリンピックイヤーです。この制度を利用した子供たちが将来、この町からオリンピック選手が出たら大変うれしく思うのですがいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まさにそれを望んでいるところでございます。この町からそういった本当に活躍する、世界でも活躍できるような選手が出たら大変うれしいですし、町内にずっと住んでいただければ、それはなおいいなと思っているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 検討していただけるということなので、ぜひ令和6年度から実施されることを強く要望し、質問を終わらせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後2時より再開いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、4番能勢鯨太議員の質問を許可いたします。能勢議員。

〔4番 能勢鯨太君 登壇〕

○4番（能勢鯨太君） 4番能勢鯨太でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に基づき質問事項にて3点、一般質問させていただきます。

まず1番目、町民バス「ぐるりんこ」のオンデマンド化についてでございます。

町民バス「ぐるりんこ」は、平成30年4月1日の時刻表改正より運行形態に変更なく現在に至っています。

一方で、地方公共交通は近年DX技術を取り入れ、目覚ましい技術的發展をしてきており、様々な地域事情を考慮した上での柔軟な運行システムが構築されています。2023年1月時点で既に100を超える地域がAIオンデマンド交通を導入しているという実績があります。

議会の総務産業常任委員会では、本年2月に先行導入自治体である会津美里町、龍ヶ崎市を視察、いずれも自治体合併や広大な面積などの大きな課題がありながらも柔軟にオンデマンド交通を取り入れ、町民の日常の足の悩みを解決している姿を目の当たりにしました。

このような国内の環境下、町長が施政方針その5で述べられた地域交通対策について、以下考えをお伺いいたします。

1、現在の町民バス「ぐるりんこ」の運行形態、利用状況をどう検証、分析していくのか。また、分析されているのかということですね。

2、「交通体系の構築を模索」と書かれていますが、現時点で想定される次世代地域交通手段の候補ありましたらお伺いします。

3、総務産業常任委員会での事業者説明会や視察など、便数が少なく乗車率も低い日中便を廃止し、オンデマンド化するなどという選択肢が上がっています。この形態についてどう考えられますでしょうか。

質問事項2項目に移ります。

海水浴場マナーアップ条例についてです。

毎年宮城県の夏の風物詩として多くの来場者でにぎわう菖蒲田海水浴場ですが、一部のマナーの悪い来場者の対応で悩んでいます。砂浜での喫煙・飲酒、バーベキューなどの火器使用や花火、ノーリードでのペットの散歩、入れ墨・タトゥーをさらして周囲に不快感を与えるなど、安心安全な海水浴を楽しむ環境の障害になっており、海水浴場運営スタッフは対応に苦慮しているところです。

ルールを記載した看板を設置、SNSなどでも告知はしていますが、それら来場者への注意には強制力がなく、不要なトラブルを招くリスクがあります。既に鎌倉市では、平成26年度より「海水浴場のマナーの向上に関する条例」を定め、海水浴場の健全化、風紀の改善を行っています。

この条例には罰則はないものの、海水浴場スタッフが注意する際に、「条例で定まっています」という声かけができ、説得力を増すものであります。伝統ある海水浴場を運営する本町でも同様の条例を制定し、誰もが楽しめる安心安全な海水浴場を目指す考えはないでしょうか。

質問の3つ目です。

トライアスロン大会新会場についてお伺いします。

第30回七ヶ浜トライアスロン大会は、本年6月30日日曜日、菖蒲田浜をメイン会場として開催予定とのことです。従来は湊浜を会場としていましたが、今回の会場変更に至った経緯と今後の大会開催エリアの設定について、大会主催者である町の見解をお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、町民バス「ぐるりんこ」のオンデマンド化について、第2問、海水浴場マナーアップ条例について、第3問、トライアスロン大会新会場について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、4番の能勢鯨太議員の1問目の御質問、町民バス「ぐるりんこ」のオンデマンド化についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、現在の町民バス「ぐるりんこ」の運行形態、利用状況をどう検証、分析していくのかについてお答えをさせていただきます。

平成21年7月の七ヶ浜循環線、これは宮城交通でございますけれども、その廃止により運行を開始した町民バス「ぐるりんこ」は、平成22年4月にバス4台、本塩釜駅、そして多賀城駅方面を結ぶ路線で25便の本格運行を開始しました。

その後、路線や時刻を見直しし、現在バス5台で、「ぐるりんこ」5台で本塩釜駅と多賀城駅方面を結ぶ路線、1日に81便を運行しております。運行形態につきましては、現在の体系になり6年になりますが、コロナ禍により低迷していた利用状況もようやく回復しつつあることから、利用者にアンケートをお願いするなど要望や意見をお聞きし、ニーズのすり合わせを行っていきたいと考えております。

また、利用状況につきましては、毎月運行会社より、日ごとの各便の利用状況、それはどのバス停で何人乗り、どのバス停で何人降りたといったその報告がありますので、それらを集計し、どの方面にどのような流れがあるのか、検証、分析しているところでございます。

2点目の御質問、交通体系の構築を模索について、現時点で想定される次世代地域交通手段の候補はについてお答えをさせていただきます。

次世代地域交通手段の候補については、デマンド交通やライドシェア、相乗りサービス、車両の自動運転など、国が進める取組が様々あります。利用状況やニーズの検証を行い、我が町にどのような手法が合うのか、探っているところでもございます。

次に、3点目の御質問、総務産業常任委員会での事業説明会や視察では、便数が少なく乗車率も低い日中便を廃止し、オンデマンド化するなどという選択肢が上がった。この形態についてどう考えるかについてお答えをさせていただきます。

オンデマンド交通を導入する要因の多くは、議員おっしゃるとおり、バスの運行本数、利用者ともに少なく、定時定路線型の路線バスを維持していくのが困難な地域やバス路線が廃止された地域と思われまます。小型の車両で利用申込みに応じた運行ができるデマンド交通を導入することは、地域の事情に沿った効率的なものと考えます。

しかしながら、本町の町民バスの現状を申し上げますと、日中便については、本塩釜方面は1日往復になりますが24便、多賀城方面は1日20便運行しており、共通して午前中の下り便、午後の上り便はおおむね利用率が平均5人未満という状況ですが、一部では1便当たり乗車人数が10人を超えている便もあり、日中便全てにおいて利用者が少ないとは言えない状況でもございます。日中便のオンデマンド化には、各便の利用状況を把握、分析し、住民のニーズも踏まえながら、本町にどの運行体系が合うのかを課題の一つと捉え、検討してまいります。

まず、1問目の回答とさせていただきます。

次に2問目の御質問、菖蒲田海水浴場のマナーアップ条例を制定し、誰もが楽しめる安心安全な海水浴場を目指す考えはないかについてお答えをさせていただきます。

例年7月中旬から8月下旬までの一定期間に開設しております菖蒲田海水浴場は、震災後2016年、平成28年のプレオープン以来、町内外から多くの方々が訪れ、夏の海に親しまれており、昨年の酷暑におきましても6万2,000人を超す来場者がございました。

その海水浴場の運営に当たっては、一般社団法人七ヶ浜町観光協会を中心とした菖蒲田海水浴場実行委員会が担っておりまして、海水浴場利用のルールを看板、チラシ、SNS等でお示しをしながら、利用者のマナー向上を図るために活動していると認識しております。

シーズン中、七ヶ浜の海岸では、海水浴場に問わず多種多様な目的で多くの方が訪れ、その場所によってルールを守らずマナーが悪い方がおり、大変残念に思っているところでもあります。議員の御質問でも、海水浴場においては、ルールを守らず運営スタッフが放送で呼びかけたり、直接お話をして理解いただいているとのことで、スタッフの皆様には本当にその御努力に対しまして深く感謝しているところでございます。

さて、御質問にありました安心安全な海水浴場の運営につながる海水浴場マナーアップ条例につきましても、神奈川県鎌倉市において「海水浴場のマナーの向上に関する条例」を、平成26年6月に制定し、海水浴場におけるマナーの向上について、基本理念及び必要な事項を定

め運用されているところではありますが、鎌倉市では、私もお聞きしましたところ、海岸管理者である神奈川県による海水浴場等に関する条例に基づき海水浴場ルールに関するガイドラインによる県内全体の海水浴場において統一した考えの下、条例が制定されており、地域の実情に応じた運用がなされております。

菖蒲田海水浴場は、宮城県が管理者である海岸保全区域であり、海水浴期間中は海岸敷地使用届を七ヶ浜町が宮城県に提出して利用しております。さらに本町では、海水浴場と隣接して小豆浜、表浜などの複数の砂浜や漁港等があり、海水浴場に限らず多くの海岸利用があるため、一定期間を開設する海水浴場に係る規制条例については、多くの議論も必要であり、現段階での条例制定は今の段階では考えてはいないところでもございます。

利用ルールやマナーを注意喚起する上で、相手に説得力を加えるとのことですが、利用者のマナーアップに関しましては、海水浴場に限らず、周辺の公園利用やマリンスポーツ、釣り客など、全ての利用者に及ぶものと考えており、さらなるマナー意識啓発や県内統一した海岸利用に関するガイドラインの必要性等について、今後、海岸管理者であります宮城県とも意見交換するなど相談をしてまいりたいと思います。

以上、2問目の回答にさせていただきます。

そして3問目の御質問、トライアスロン大会新会場についてお答えをさせていただきます。

本町のトライアスロン大会は、令和6年開催が第30回を迎える記念となる大会でもございます。従来の湊浜緑地公園がメイン会場の場合、お客様用の車でのアクセスや駐車場確保が困難なこと、選手の駐車場が会場から大分遠いことなどが課題でもございました。

今回、住民や町外からの観客に大会を御覧いただきたいという観点から、大会の主催者である宮城トライアスロン協会と協議を進めた結果、第30回大会より菖蒲田海浜公園をメイン会場に移すことになりました。

コース設定に関しましては、区長よりさらなるコースの見直しについて意見をいただいているところであり、令和7年開催予定の第31回大会に向け、今後、宮城トライアスロン協会と議論を進めてまいります。

以上、能勢鯨太議員の一般質問への回答にさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） では、1問目から再質問させていただきます。

「ぐるりんこ」のオンデマンド化についての1) 検証、分析のところでございますけれども、町民のアンケート、あとはバス事業者からのフィードバックということではありますが、一方で

この場合、利用されない方が何で利用されないかというような意見が最も大事になってくるんじゃないかなというような思いが素朴にわき上がりますけれども、この点についてどうやって吸い上げて、それこそ今まで見えていないニーズを拾い上げることは大事なんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 少し前のデータになりますが、令和元年度に実態調査をしたときには、家族の方にらせていただいて移動しているというふうな状況もございました。ちょっと期間が5年ほど前のものになりますから、今後はその辺りも含めて、なぜ利用されないのかというのも伺っていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） そういった意味で分析全体に当たりますけれども、今回の施政方針のものは令和6年に対する御説明だったと認識しておりますが、これには「検証分析を行いながら、国の進める取組や施策の動向も踏まえ交通体系の構築を模索していく」と記載ありますが、これを読みますと、令和6年度中にこの辺の方向性というのは、ニーズのヒアリング、そして、筋道を立てるといった手続は済ませていくおつもりでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） まずは、利用者の分析を行っていききたいと思います。

それで、利用者の方のニーズを把握しまして、導入するに当たっては関係機関との協議等もございますので、そこはスケジュールを考えて検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 一方で、利用者に関しては、日中便といえどもある程度は乗っているというような利用が見られるということではありますが、さきの一般質問での教育長の回答でもありましたが、例えば、町内の子供の送迎とかというのも大きな課題になっている。先ほど政策課長もおっしゃいましたけれども、そういった親戚に送り届けてもらっているからいいというようなことについては、正直それで持続可能になっていく、それでよしと町は考えているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それについては考えていないというところで、今、ぐるりんこの利用状況、通勤通学、そして病院、さらには買物等ありますけれども、それぞれあってやっぱり自分

の必要な時間帯にやっぱり欲しいとか、特に病院便なんかはよく言われるんですけども、なかなかそういった個人個人のニーズに合わない。

それで、うちのほうの子供たちの認知は、町内も狭かったり、お母さん方の交流もあったりして、意外と子供たちの送りとかはそうやって協力していただいている。あとは、町外に高校とかに行く子供たちについては、うちの町は特に多いのがキス・アンド・ライド。というのは、多賀城駅まで送って行って、あとは電車で行くというような利用が多いんですね。

私も以前ですけれども、全便乗ってみました。今6路線12系統かな、そのやつに乗ってみて、確かに能勢議員さんおっしゃるとおり、オンデマンドということで、オンですからすぐ即乗れるものというあれなんですけど、確かに町内は空気を運んでいるとよく言われます。ところが、私も乗ってて、町外、多賀城とか塩釜に行くやつは下馬付近からやっぱり乗る方とか、多賀城だと大代から乗る方とかがおりまして、結構そういったフリーの乗客もいることも事実ではあります。

できるだけこれまで本当に乗りやすいものということで、町内はフリー乗降とあって、要はバス停じゃなくても手を挙げればそこで乗れるというようないろんな工夫もしました。あとはQRコードで、今バスがどこで走っているのかも見えるようにはしてまいりました。

もっといい方法という国の方法ということで、国が示すような何かいい方法ないのか常に模索しています。本来であれば、うちのほうはライドシェアなんかどうなんだろうかというのが特に。ですから、私個人としてはもっとライドシェアが充実したらいいなと思うんですが、いかんせん、うちのこの小さい町の中にも民間のタクシー会社さんがおりますし、その辺まだ宮城交通さんが汐見台から多賀城に行く便は大きなバスでということで、なかなか路線を維持していただいているというのか、なかなかそのまま運行しているというようなこともありまして、そういった思い切った形態ができない。住民の皆さんもできるだけストレートにぐるぐる回らないで直行便で行けるものが欲しいというのも事実なんですけど、その辺がなかなかうまくいっていない、うまくいうか、ニーズに果たしてマッチングしているのかなというのは、確かにいつも感じております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） ちょっと話が変わるかもしれませんが、過去にもこういった類いの交通システムを検討されたことはあったように伺っています。

そのとき、結局導入には至っていないで今の形になっていると思うんですが、そのとき断念に至った経緯について、どういった理由だったのか、またその当時、町長役場にはいらっしや

ったと思いますので、そのときのこれは難しかったよねという理由、御自身で思われる理由を教えてくださいませんか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私が、確か一番最初にこの辺で始めたのは、福島県の浪江町だったと思うんですけども、デマンドですね。そして、これは新しい交通体系でちょっとしたワゴン車の10人乗りくらいのやつでこれはいいなと思ったら、当時福島大学の先生がそのシステムを開発するのに1億円くらいの経費がかかったと、システム化するのですね。

そして、今はそういう時代じゃなくて、どんどんどんどんデマンドが出ているんですが、確かにうちの町の場合は、何でしょう、往復する1路線だとデマンドってやりやすいんですが、うちの町の場合は「ぐるりんこ」で、それをやっちゃうとあそこを通っているのに何でうちのほう回らないんだと、何でここにバス停を設けないんだと、こっちにも何で来れないんだと、要は住民の皆さん望むのはドアツードアなんですね。

それで、なかなかそのデマンドがうちの町にマッチングするのかということで、そのまま全然進んでいないというのも事実です。

そして、うちのほうで調べた結果、うちのほうに今あるバス停そのものの半径といいますか、300メートル以内には直径300かな。300メートル以内には全部バス停があるんですね、小さいアップダウンはあるにしても。

そういったところで、大分網羅はして、いろいろ工夫をしているんですけども、いま一つ、やはりこの地域交通で便利なもの、ストレート便でできるだけ短い時間で行けるとというのがない、思案してもなかなか思いついていないというのも現実です。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 恐らく今のルート便である限り、いかに小さい我が町であろうとも、半径300メートル以内というより狭める密度を濃くすることは難しいかなと思います。

一方で、今、ちまたで出ているオンデマンドバスについては、もうそれこそバス停の数を10メートル置きとか、そういったレベルで設置できるというようなものでもあり、また、当時、浪江町で検討されたときのシステムの値段よりもかなり安価にはなっていると思われるので、御検討をさらに突っ込んではどうかなと思うんですが、一方で、町の中だけで考えていても進むのって遅いと思います、正直。なので、ある程度早い段階からもう既に事業者を巻き込んで相談していく、一方で各自治体は例えば新交通システム導入検討委員会とか、そういつ

たものを有識者やバス事業者や警察なんかを巻き込んだ委員会を設置して進めているところも、まず導入に当たってはそういったものを設置するところから始めるということがあります。

やるやらないは別として、この検討委員会というようなものから設置して具体的にものを動かしていくというのはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 今までも検討委員会というものはございませんが、地域公共交通会議というものに提案をかけまして、関係機関の方と協議をしながら進めてきたところでございます。

今後そのような制度を使いまして検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 地域公共交通会議でございますけれども、その構成メンバーがバス会社の関係者、タクシー会社の関係者、陸運局の方々、あと各自治体の方々、そして各関係団体の皆さんでの話し合いなんですけど、結局は、例えば今、宮城交通路線が4条バス路線といいますか、汐見台の中央からずっと多賀城まで行っている。その路線と、例えば町が直接走らせる住民バスが競合できなかつたり、要は廃止路線に対してその住民バスがそれを補填する形で運行しなきゃならないと。結局は「ぐるりんこ」がぐるぐる、本当にぐるぐる回っているというような状況で、今うちの町は小さいんですけども、そういったことでまだ全く全部が廃止となっているものでないものですから、そういった部分でちょっとこう、やりにくさというんですか、ストレートに考えられる部分がなかなか難しいところもあるのも現実です。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） そうですね、ほかのバス路線とか、タクシー会社があるというような課題って、多分どこの自治体もそれを持っていて、かつ、一方でそれを克服してきている自治体もあると思いますので、今おっしゃられた地域交通検討会ですっけ。これって私も存在を存じておまして、ただ、主にこれは別に地域交通、公共交通だけを取り上げるものではなかったと思います。一般的な道路の制限速度とか信号とかそういったところまで広くカバーしているものだと思いますので、ぜひ、今、ニーズの多いこの町民バスの改善に向けて大きく進んでいただきたいなと思っております。それが今年度、わざわざこの施政方針にも書かれていることだと思っております。

すみません、このまま次に移らせていただきます。

海水浴場マナーアップ条例ですけれども、今お伺いしまして、私、鎌倉市を例に挙げましたけれども、ほか神奈川県内では逗子市、一方で千葉県なんかでは館山市なんかも同様の条例が定まっています。

ちなみにこれですね、大分前になります、既に 2019 年の朝日新聞には、この逗子市の取組について条例の評価が出ておまして、「海水浴場の音楽やタトゥーなどの規制をめぐることは、2014 年神奈川県逗子市が禁止条例を制定し、違反者に警備員らが注意する活動に乗り出した。海の家で音楽を大音響で流して踊るクラブ化が進み、風紀の乱れや騒音の苦情が増えたためという。規制直後は海水浴客が大幅に減ったが、その後家族連れなどが増え、去年は規制前の水準にほぼ戻ったという」ということで、2019 年 7 月ですね、コロナの直前ぐらいですね。この辺が、その後コロナになってしまうので、妥当な評価かなと思うんですけれども、これとおおり、やはりお客さん一時減るけれども、安心安全な海水浴場になり、家族連れが戻るとある意味正しい形への過程の一步だなと思っています。

鎌倉市、逗子市、失礼、神奈川県や千葉県、そういったところはやはり海水浴場が非常に多くあり、県にとってもそれぞれ重要な課題であり、県がしっかり乗り出したという事例だと思いますが、一方で、それを言っていると残念ながら宮城県を見ると、そういうニーズに応じて県が自分から動いてくれて、海岸の管理者としての条例を定めるというような上位法からの動きを期待するのは無理かなと思います。

そういった中で、私たち 1 番県で、東北で古い海水浴場を持つこの町が、ここはリーダーシップをとらなくてはいけないんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） ただいま能勢議員からの御質問の中で、七ヶ浜からということですが、今回私も様々な事例をまず勉強させていただきました。

今、御案内のあったように、鎌倉というのがもともと海の家がクラブ化して、なおかつ夜遅くまで騒音だったり、あとは酒場風になったと。まず、周辺住民が大分生活環境が悪化されたということの条例制定というのが経過としてございました。

マナーアップにつきましては、町も能勢議員さんおっしゃるように、マナーアップ向上ということは望んでおりますので、まず最初から条例で規制というのではなくて、何らか違った形の向上策ができないかということで、今年度というか、新年度の運営に町のほうでも対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君）　そうですね、いきなり全てというふうには思っていないし、簡単にでき上がるとも思っておりません。

ただ、今これ私の質問のタイトルでマナーアップ条例というふうには書きましたが、これ現場では、1人こういった方が来場者がいらっしやると複数人のライフセーバーで対応に当たります。そうすると、潤沢にいる監視体制の中から2人、3人をそこに割いて、トラブルになりかけて、時間が取られてということになると、その分、安全監視の目が薄くなるということから考えると、マナーの問題だけではなく、本当に人命に関わる人の命を守れる可能性が薄まっていくということに直結する問題だと捉えていきたいと思います。

という意味で、今課長おっしゃられました、具体的にはどういった動きから始められるとお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君）　まず、マナーのルールということで、今、実行委員会さんのほうで現場に看板を立てて周知されているかと思うんですが、15項目ですね。その中に、町としては例えば推奨しているよとか、そういったもので、まずはその周知を徹底したい、広げたいというふうに考えております。

なお、やはり人員が割かれるということで御発言ありましたが、まずライフガードの皆様には海水浴の安全ということで監視という役割をいただいているかと思しますので、うちの実行委員会の組織の中に警察ケア、警察、消防署、あるいは海の中であれば海上保安部さんということで御協力を要請している部分もございますので、あまり悪質なケースが多ければそういった機関に要請をしまいたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　能勢議員。

○4番（能勢鯨太君）　去年の例なんかを見ましても、そういった際に保安庁さんや警察さんなんか呼びますが、おおむねの場合、呼んでから来ていただくと、それはもういなくなっているとかというようなのが一つ。もう一つは、来ても法律を犯す行為でなければ、ほかに条例などがなければ我々としてはなかなか声がけしにくいんですよというふうな感じで帰られる、帰っていかれる方が多く、正直、今の段階であまり現実的でない、菖蒲田の海岸に交番を置いていただくとか、夏の間だけとか、そういったものがあればまだ少しはよくなるかなと思いますが、恐らくそこへの協力というのは相当町から強力な要請をしておかないと実態的な効果はないのかなあというのが、今の印象ではありましたがいかがですかね。

○議長（安倍敏彦君）　産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） まず、以前の海水浴ですと、期間中に交番の派遣所がございました。大分抑止効果もあったんですが、やはり警察機関さんも人員の削減であるとか、そういったところで期間中の配置というのはなかなか難しくなったということで、時間帯に応じてパトロールのほうは要請はしているんですが、実態としてはなかなか時間がかかっているということで、なおマナーが悪い実態をまたこちらのほうで整理させていただきまして、強く警察のほうにもお願いをしていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） では、3問目に移らせていただきます。

トライアスロンに関してでございます。

こちらですね、そうですね、ちなみにコース設定に際しまして、今年のコース設定に際しまして、県トライアスロン協会のほうから何か今のコース、今決まっているコースは恐らく笹山の入り口から松ヶ浜の交差点を折り返し、そして長須賀公園のところを折り返すというようなところだったと思いますが、何かほかにトライアスロン協会からコース案について提案というのはあったのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） この30回大会の主にバイクコースなんですけれども、最初は、菖蒲田にするということはどういうことかということで進んでいたんですが、バイクのコースに関しては、笹山のほうではなくて従来の代ヶ崎のほうに行くコースで考えていました。ただ、その後、トライアスロン協会のほうから笹山のほうに、代ヶ崎のほうに延ばさないで笹山のほうに折り返して周回数を増やしたいという提案があって、現在の30回コースに至ったということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） ちなみに2023年、去年ですね、去年のコースが1周自転車のコース14.3キロメートルです。今年、私伺っているところでは、1周7.9キロメートルだということになっています。

これ去年の大会の実行委員会解散総会の際に、寺澤町長おっしゃられていた中で、町としても町民の方々に広く目に触れてもらいたいんだということをおっしゃっていたのを私、記憶にございますが、この流れでいきますと、去年よりもコースの総延長は短い、特に湊浜の方々は全く恐らく逆に目に触れることがなくなるであろうというような印象を受けますけれども、

これだとおっしゃられていた、町民の目に触れていただきたいという趣旨から離れるような気がするんですけども、ここはどうやってこの案に落ちついたのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 町長説明したとおり、まずメイン会場が従来の湊浜緑地公園ですと、結局周辺全部通行止めなんですね。通行止めだということと、あと車を止める場所がないです、全くないです。

我々の住民の目に触れさせたいという趣旨としては、まずメイン会場に長須賀多目的広場のほうに車を止めていただくなどして、あそこのメイン会場の雰囲気味わっていただきたいのと、結局周回数、距離が短くなる反面、何回も来ますので、そこで雰囲気というのを味わっていただきたいなということで、それはトライアスロン協会との話合いでそういうふうにしようということで今回のコース設定に至りました。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 一方で、今回の新コースの設定に当たりまして、協力を仰がなければならぬであろう区長会であったり、婦人会、交通安全指導隊や漁協さんなんかへの説明は十分に行われたのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） まずはここの、先ほどの海水浴の話もありましたが、仙台の土木事務所さんが所管になっていますので、海岸ですね、そちらのほうにまず説明をした上で、通行止めがございましてので県警、あとは漁協さん、あと観光協会、あとは地元の区長さんのほうに、最終的には区長会ということで説明をしまして、今回のコース設定のほうに至っております。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） その中で特に出てきた御意見などはございますか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 30回大会に関しましては、おおむね了解いただいたというふうに考えています。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） そうですね、先ほど冒頭、町長からの御説明にもあって、区長などからは今後もっとコースを拡大してはというような御意見もあったというふうにありましたが、そ

こら辺については、今後、今回はともかく来年以降どのように対応していく予定、おつもりでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤裕一君） 回答案にございました区長さんの意見に関しましては、具体的に言いますと、長須賀多目的広場で折り返して、止められるように折り返すんですけども、それをもうちょっと花渚浜のほうに延ばしたらいいんじゃないかという御意見をいただきました。

ただ、それに関しましては、いわゆる長須賀多目的広場を駐車場にすることが事実上できなくなりますので、この辺を今後調整していくと。まず、30回大会で菖蒲田をメイン会場にした状況を見て、31回大会以降にどれができるのかというのを、トライアスロン協会と可能性を探っていくといった時間軸になっていくと思います。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） これ選手側からしますと、小さい町だと分かって来る七ヶ浜ですけれども、既にこの町内で多く練習している方もいらっしゃいます。もう少しいいところを走れるはずなのになあという思いがあったりして、かつ、30回大会ということでかなりの多くのリピーターさんがいる中で、新しいコースということで期待されてくる方々に対して、短いコースをぐるぐると周回していただくというのは、かなり期待を失ってしまうことにならないかなあというのを少し危惧しております。

という意味からも、また来年度に向けてしっかりコースを含めた大会全ての条件をよくして、おもてなししていただきたいなと思っているところです。

これですね、ちなみに先ほど町長、主催県協会というふうにおっしゃいましたが、これ恐らく大会の主催としては町じゃないかなと思うんですけども、大会主催は確か町、ちなみに大会会長町長です。大会副会長、副町長です。あと教育長もそうです。ここにいる議員も全員、大会の役員になっています。また、事務局のほうには生涯学習課長も入っていただいているという、この場にいる半分近い人間がこの名簿に名を連ねているということで、この大会の評判イコール七ヶ浜町への評価になってくるという意味できちんと関わっていかねばいけないと思っております。

そういう意味で、大会会長も兼ねられる寺澤町長、今年どういうふうに仕上げていくおつもりでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 30 回大会という記念でございまして、30 回の歴史はあるわけですが、最初は町を挙げて、この町全域がトライアスロンということでやりました。そして、やはり袋小路の半島状の町なので、大分住民の人たちが日中どこにも行けない。朝早く大会前に出ていかないと、あとは中に入れないとか、町内の移動ができないとかというふうないろいろなけんけんがくがくありまして、どんどんそのエリアの構想、町の面積の半分エリアをとというふうなこと、さらには縮まってもっと沿岸部沿岸部ということでこれまできた経緯があります。

それでもやはり継続してやるのが大事だということで、それで、いろいろな交通規制とかいろいろな行方でも警察となんかも総力規制といいますか、その大会の数を増やさなかったり、できるだけそういったものが少なく絞り込んでというふうなことで、時の流れでもありました。

それでも、町民の協力が得られて、やっとそういったことが毎年この夏にはあるんだなということで認知されているんですが、中には一部本当に御協力をいただけないと、協力を御協力をいただけないというふうな方がおりまして、そこで強行突破というのではなくて、なかなか厳しい状況がありました。

それで、これまでのことを言うと、トライアスロン大会のときに急病が発生して救急車が大量時間がかかって、それで少し議会でも議論されたこともあります。それで、宮城トライアスロン協会の皆さんも長くこの場所を使わせていただくという、本当にありがたいんですが、この場所を使わせて競技をさせていただいていると言っていたらいいですね。それで、できるだけ町としても全面的に、私が大会委員長ですけども、協力しながら継続して、そして今回 30 回という記念で打診がありまして、せっかくだからみんながよく訪れる菖蒲田海水浴場メインにやればということで、じゃあ町もやりましょうと。

ただ、スイムとかいろいろな条件とか変わりますので、本来はこれまでやってきたとおりにやれば一番皆さん楽なんですけれども、今回は 30 回大会ということで思い切ってまたエリア設定、コース設定を変えてということで。ただ、私も正直不満なんです、バイクはやっぱり少し広くやったほうが七ヶ浜のよさをアップダウンが、そのアップダウンを感じてもらいたいというのは本当に私も思っているんですけども、なかなかみんな全員御協力という形にいかなくて、その辺は遠慮しながらコース取りをやっているのも現実です。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4 番（能勢鯨太君） ちなみに、引き続きこのままでいくのか、菖蒲田に移りましたがこのままでいくのか、それとも、より広いコースでやっていくのか、来年に向けた考えはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） トライアスロン協会の皆さんと協議しながら、本当はやっぱりこの七ヶ浜のよさを分かってもらえるエリア、ただ住民の皆さんもやっと 30 回というか、これだけの数を重ねてきてその大会やるんだなということで、あんまり今度これを強行にやりますと、町民全員がトライアスロンをよしとしてるんじゃないよってなると、これもまた別の話ですので、みんなで協力をいただきながら長くやっていくというふうな思いで、宮城トライアスロン協会の皆さんとかとちょっとその辺のコース取りを詰めてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 能勢議員。

○4 番（能勢鯨太君） 以上で、私、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後 3 時より再開いたします。

午後 2 時 47 分 休憩

午後 3 時 00 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、12 番歌川 渡議員の質問を許可いたします。歌川議員、発言席に御登壇願います。

[12 番 歌川 渡君 登壇]

○12 番（歌川 渡君） がんばります。

12 番、日本共産党の歌川でございます。議長より質問の許可をいただきましたので、3 点について伺います。

まず第 1 の質問は、受水契約している宮城県仙南仙塩広域水道との契約受水料金から照らして、必要のない分まで町民が使用料金として徴収されていることから、水道料金の引下げを求めるものであります。

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年契約が宮城県仙南仙塩広域水道と契約更新し、契約内容を見ますと、広域水道に支払う受水料金が前回よりさらに引き下げられました。今期引き下げられた受水契約内容と平成 22 年度、平成 27 年度、令和 2 年度で契約期間の受水料金の軽減額と軽減額の用途等について、以下の 7 点を伺うものであります。

1 つは、今期の契約更新の契約水日量、基本料金、使用料金、そして、これらの各前期との比を説明を求めるものであります。

2 つは、覚書の別紙に「年度別需給給水量」に広域水道との最終受水日量を 1 万 900 トンの契約内容になっております。七ヶ浜町水道ビジョン「給水人口・有収水量の推移」に照らして、

適正な受水日量と判断しているのか、疑問を持つものであります。実配水日量に近いせめて6,000トンにすべきであります。1万900トンとした根拠について伺うものであります。

3つは、今期令和6年度から令和10年度の5か年での支払い減額となる受水料金は幾らになるのか、伺うものであります。

4つは、平成22年度、平成27年度、令和2年度のそれぞれ5か年の契約期間での支払い減額となった受水料金は幾らなのか伺うものであります。

5つは、平成22年度から減額された金額の用途について伺うものであります。

6つは、令和5年度末の起債残額と減価償却費は幾らなのか伺います。

7つは、平成18年度時点の起債償還計画において、元利償還額を平成20年度2,618万1,000円から5,045万3,000円に、平成21年度は2,738万1,000円を1億5,765万円に償還増額した充当財源元を伺うものであります。

第2の質問は、災害時の避難所となっている拠点・指定避難所に貯水タンクの設置及び小・中学校体育館にエアコン設置を求めるものであります。

1月1日に発生した石川県能登半島地震、東日本大震災を経験した私たちも被災者への初期支援対応の避難所となっている体育館等へのエアコンの設置と、生活水の確保が第一義に必要であることを実感したことから、以下の施設整備を行う考えはないか伺うものであります。

1つは、災害時の拠点・指定避難所になっている施設に飲料水及び防火水を兼ねた貯水タンクの設置する考えはないか伺うものであります。

2つは、拠点避難所となっている小・中学校体育館にエアコン設置をする考えはないか伺います。

第3の質問は、老人福祉センターの環境改善を求めるものであります。

施設利用者から、以下の要望が出されておりますが、現状と改善の取組を伺うものであります。

1つは、エアコンを設置してほしい。

2つは、カラオケ機が使えないが、使えるようにしてほしい。

3つは、前は血圧計が置いてあったが、今はどこにあるのか分からない。置いてほしい。

こういうささやかな声が聞かれました。ほかにも利用者の方から要望が寄せられていると思いますが、これらのことを踏まえて施設の改善を求めるものであります。

当局の前向きな答弁を、回答を求めるものであります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、水道使用料金の引下げを、第2問、災害時の避難所となっている拠点・指定避難所に貯水タンクの設置及び小・中学校体育館にエアコン設置をの1点目について回答を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 12番歌川議員の1問目の御質問、水道料金の引下げをについてお答えをさせていただきます。

初めに、本町の水需要について説明いたします。

本町の水需要のほとんどは、宮城県で運営している仙南仙塩広域水道事業から受水しており、一部を仙台市から受水しています。

仙南仙塩広域水道の受水費の単価等については、おおむね5年に一度見直されておりますが、今回は前回から4年目の令和6年度からの見直しとなっております、受水料金が引き下げられております。

それでは、1点目の契約更新の内容についてお答えをさせていただきます。

1日当たりの契約水量については5,300立方メートル、基本料金は基本水量1立方メートルにつき799円、使用料金は給水量1立方メートルにつき41円に見直され、令和6年度から令和10年度までの適用となります。現行と比較しますと、契約水量は500立方メートルの減、基本料金は18円の減、これは1立方メートルですね、使用料金は1円の減となります。

次に、2点目の覚書別紙の「年度別需給給水量」に最終として1万900立方メートルとなっているが、七ヶ浜町水道ビジョン「給水人口・有収水量の推移」に照らして、適正な受水日量と判断しているのか、実配水日量に近い6,000立方メートルにすべきではないかについてお答えをさせていただきます。

令和6年度からの契約水量5,300立方メートルと、最終水量1万900立方メートルに乖離があることは十分認識しております。ほかの受水団体においても、当町より乖離が大きい団体もあり、宮城県に対し調整の要望が出ていたところでございます。

今回締結した覚書の中に、基本料金の算定基礎となる基本水量及び料金負担の在り方について、見直しの議論を深めることにより、3か年を目途に意見の集約を図り、速やかに料金設定に反映させるものとする記載されております。今後、宮城県とともに受水市町で見直しについて議論を深めていくこととなります。

次に、3点目の令和6年度から令和10年度で支払い減額となる受水料金は幾らかについてお答えをさせていただきます。

令和6年度予算ベースでは、年間当たり約700万円と見込んでおります。令和6年度予算ベースに考えますと、5年間で約3,500万円の減額となります。

次に、4点目の平成22年度、平成27年度、令和2年度の契約期間で支払い減額となった受水料金はそれぞれ幾らかについてお答えをさせていただきます。

平成22年度からの5年間の受水料金の合計は、13億1,584万4,270円、13億1,584万4,270円。平成27年度からの5年間の受水料金は、12億4,667万7,294円、12億4,667万7,294円。比較すると、6,916万6,976円の減額となります。6,916万6,976円の減額となります。

また、令和2年度から令和5年度までの4年間の契約期間との比較は、令和5年度分が確定しておりませんのでお示しすることができません。

次に、5点目の平成22年度から減額された金額の用途はについてお答えをさせていただきます。

営業費用が営業収益を上回っている状況、つまり、独立採算が取れていない状況であることから、減額された金額については、各事業年度の営業損失の補填とする結果になっています。

次に、6点目の令和5年度末の起債残額と減価償却費は幾らかについてお答えをさせていただきます。

令和5年度末未償還予定額が197万3,065円、197万3,065円。減価償却費は、令和5年度仮決算の予定額では、1億3,066万1,000円となっております。1億3,066万1,000円となっております。

次に、7点目の平成18年度時点の起債償還計画において、元利償還額を平成20年度2,618万1,000円が5,045万3,000円に、平成21年度2,738万1,000円を1億5,765万円に償還増額した充当財源元はについてお答えをさせていただきます。

まず、御質問内容の整理をさせていただきます。平成20年度、平成21年度に償還額が予定より増えているのは、繰上げ償還を行ったことによるものであります。また、御質問は平成18年度時点での起債償還計画に基づいているため、平成20年度に完済した起債の影響で、平成21年度の元利償還予定額2,738万1,000円が2,600万円となります。平成21年度の元利償還予定額2,738万1,000円が2,600万円となります。

それでは、それぞれの充当財源についてお答えいたします。

平成20年度の繰上償還額は2,427万1,591円、繰上償還額は2,427万1,591円。財源は、損益勘定留保資金、平成21年度の繰上償還額は1億3,164万9,287円、平成21年度の繰上償

還額は1億3,164万9,287円。財源は、減債積立金の取崩し1億円と、損益勘定留保資金3,164万9,287円、損益勘定留保資金3,164万9,287円であります。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

2問目の御質問、災害時の避難所となっている拠点・指定避難所に貯水タンクの設置及び小・中学校体育館にエアコン設置をについてお答えをさせていただきます。

1点目、御質問の災害時の拠点・指定避難所になっている施設に、飲料水及び防火水を兼ねた貯水タンクの設置についてお答えいたします。

まず、災害時の飲料水につきましては、備蓄品として確保している飲料水を分配し、その間に給水車を派遣いただくといった手順や、君ヶ岡配水場にございますタンクからの分配を考えております。

また、防火水につきましては、町内に116か所の防火水槽がございまして、各避難所まで対応できる箇所に設置されております。

飲料水及び防火水ともに災害時にも対応できる状況となっておりますので、拠点避難所・指定避難場への貯水タンクの設置については現在のところ考えておりません。

以上、1点目の回答とさせていただきます。

次に、2点目の御質問、小・中学校体育館にエアコン設置をについて回答いたします。

小・中学校体育館へのエアコン設置については、学校の設置者ということでここまで私答えさせていただきます。

小・中学校体育館へのエアコン設置については、昨年の議会定例会9月第2回会議において、佐藤直美議員の小・中学校の充実した運営策はの一般質問の中で、「今年は猛暑のため体育館における部活動や集会等を行うことができなかった。暑さに関係なく体育館で活動できるようエアコンを設置する考えはあるのか」という御質問がございました。

確かに体育館活動における猛暑対策だけではなく、避難所機能としての夏の暑さ対策や冬の寒さ対策の一環として体育館にエアコンを設置することは、災害時に停電が発生したときでも稼働できるエアコンの設置であれば、有効な対策の手段ではないかと考えております。

ただし、体育館のエアコン設置については現実的に大変厳しい状況であります。よって、昨年の佐藤直美議員に対する回答と同様、それぞれの新たな体育館の建設を機に、エアコン設置を検討していくのがより現実的ではないかと考えております。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 第3問目、老人福祉センターの環境改善をについて回答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 次に、3点目の御質問、老人福祉センターの環境改善をについてお答えします。

1点目の質問のエアコンの設置についてですが、御指摘のとおり、老人福祉センターにはエアコンの設置がなく、暖房はファンヒーター、夏場は網戸利用による自然の風と扇風機により運用しております。

今後のエアコンの設置に関しましては、現時点において整備の予定はありませんが、夏場の利用に関しましては、生涯学習センターにある町民交流室の利用などを促してまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、カラオケ機器についてですが、2月中旬頃から使えない状況が続いておりましたが、3月5日より利用を再開しております。

なお、利用者に対する再開の周知は施設内に貼り紙をしているほか、ふだんカラオケを利用している方々に対し、個別に電話連絡をしております。

3点目の御質問、血圧計についてですが、以前設置しておりました血圧計は故障したため、一時的に撤去しておりました。現在は、再設置する方向で準備を進めておりますので、もうしばらくお待ちいただければと存じます。

以上、歌川 渡議員の一般質問の回答とさせていただきます。（「訂正でございます」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） はい。

○町長（寺澤 薫君） 訂正をお願いしたいと思います。

私、歌川議員さんの2問目の質問でございますけれども、町内にある防火水槽ですけれども、116 か所と言ったと思いますが、114 か所の誤りでございます。御訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問させていただきます。

まず、契約水の中身ですね、説明については了解しました。

2点目、覚書で1万900トン、せめて6,000トンにするべきではないかということであり
ます。

改めて、これが覚書、ちょっと字小さいですけども、ピンクのところは仙南仙塩広域水道
に参加されている11自治体のそれぞれの令和6年度から取りあえず令和15年度までの受水日
量、そして最終水量ということで、七ヶ浜については1万900トン、10年後の令和15年につ
いても5,300トンと、約倍の乖離があります。

そして、この水道の七ヶ浜町水道ビジョン、これのところに書かれているかと思ひます。

その中身を見ますと、ページ7ページです。七ヶ浜の人口減少社会の到来ということで、左
側のピンク、令和11年で給水日量が4,366、今回5,300です。そして、令和50年、2068年、
日量が3,306トン立方メートルです。

そこで伺ひます。改めて、この最終水量1万900トン、町としては何年後を想定しているの
か、その点伺ひたいと思ひます。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

まず最終水量の捉え方なんですけれども、そちらにつきましては、事業開始時に受水市町の
水需要に応じて設定されたものです。

つまりダム使用権等に関わる部分になります。でありますので、（「ダム使用権」の声あ
り）当時のダムを造る際の各市町との約束事になりますので、その1万900トンに対して今適
正かどうかというようなところでは話はできないのかというふうに思ひます。

以上でございます。（「随分苦しい答弁ですね」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 挙手を挙げてやってください。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） すみません。議長認めているのかなと思ひて、あんまり手挙げないで
質問しました。大変失礼しました。

この七ヶ浜が受水している仙南仙塩広域水道、宮城県です。今、ダム使用権という話されま
した。仙南仙塩広域水道というのは、七ヶ宿ダムとその流域にある白石市の白石川可動取水、
これも入っています。

そして、七ヶ宿ダムからは、日量20万トンですよ。そして、可動取水から約25万トン、
違う35万トンですか、合わせて55万トンなんですけれども、今、ダム使用権ということであ
れば、今、白石川の可動取水というのは取りあえず棚上げになっているんですよ。そうすると、
日量20万トンの分だけで試算すべきではないのかなというふうに思ひます、ダム使用権であ

れば。白石川の可動取水はしていないので、その権利をもらっていないので、発生していないので、日量 20 万トンの配分でやればこの最終水をせめて日量 6,000 トンぐらいになるんじゃないですか、今の所長の答弁ですと。その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、受水費なんですけれども、そちらについては、基本料金と使用料金というふうにあります。基本料金のほうは最終水量を、先ほど説明しました当時の水需要に応じてというようなところで、そういう大ざっぱに言うと、その施設の分というようことになります。

それで、使用料については、議員さんおっしゃるとおり、実ですね、実水量、使っている水量レベルでの使用料金というようなところで、そちらに反映されているというところになります。

そういったことで、まず説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12 番（歌川 渡君） 次に移ります。

3 点目、令和 6 年度から令和 10 年までの支払い金額については、年間で約 700 万円、5 年間で 3,543 万円ですね。これについては了解しました。

次、4 点目、平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年の受水料はそれぞれ幾らかということで、本当に字小さくてね、私、政務活動費あんまりもらっていないので、これぐらいが限界なんですけれども、この間、今期も含めて改定が 1 回、2 回、3 回、4 回改定されています。そして、今回の料金はまた別として、右側のピンクのところは過去 3 回引き下げられた年の差額です、その間の。これが先ほど説明された、14 年で 4 億 800 万円の減額がされております。

これが現実で、表で見るとです。

次に、そしてこれについて減額されたものについては、改めてこの約 4 億円のお金ですね、どこに使ったのか、改めて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） では、お答えいたします。

それぞれの会計で見ますと、まず営業収益のところは給水収益、水道料金だったり、あと加入金だったりって入るところが営業収益あります。

そして、営業費用というようなところで、そこには受水費だったり、あと配水及び給水費だったり、あと人件費だったり、あと償却資産だったりというところが営業費用というところになります。

そこで、受水費のところには営業費用が入ってしまっていて、それがそれぞれの年で営業収益から営業費用を引いた部分なんですけど、それぞれ営業損失というようなことで、言わば赤字の独立採算が取れていないという状況でありますので、そちらの中に吸収されているというか、そういったことになります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 6番、7番はそれぞれ説明がありました。

そろそろまとめていきたいというふうに思います。

この今年度の改定も含めると、こちらの見込みも含めて令和10年度までに約4億4,300万円が、この間、4回の引下げの中で、七ヶ浜が県に払わなくてもいいお金が蓄積されて、どこかに行っちゃったんですね。

それは、今言われた、先ほどの営業収益への補填とか、あとは減債基金とか、そういうところに使っちゃったんですね。

そこで、私説明を求めたいのは、先ほどのことであります、ちょっとまだまだ字小さくて申し訳ないですけども、これが令和2年度から令和5年度、令和6年度から真ん中が令和10年度、今期の契約です。

しかし、これが今期の契約で先ほど言ったように約700万円、年額減額されます。そして、私ここで言う2番目、覚書、ダム使用权のところ、そして計画もない、七ヶ浜が人口が少なくなると日量が3,300トン、あと45年後に。そういう中で、今1万900トン使っているんですよ。

今、それをせめて、左側の、歌川試案で日量を6,000トンにすると、年額で1億3,000万円で済むんですよ、1億約9,000万円から。先ほど言った基本料金、これが計算の方式で最終水量の単価の799円に加算されているんですよ。これが日量6,000トンにすると1億円が約5,800万円で済みます。

要するに、使っていない水の分まで基本料金、今5,330トン契約しているのに、1万900トンもお金を払っているんですよ、基本料金として。このお金というのは、誰が払っているんですか。七ヶ浜町民の方です。七ヶ浜町民以外の方は払っていません。

だから、そういうやはり健全経営、無駄をなくすような取組というのはするべきじゃないでしようかということで、先ほどの町長の前向きな県に要求して、3年を目指して軽減するように取り組んでいくという、なかなかちょっと難しいかと思うんですけども、取りあえず担当課として見込みのない白石川可動取水、これだけでも県に中止、棚木じゃなくて廃止、そうすれば、この日量6,000トンにまで近づける、基本料金が1億円から5,000万円に減る。そうすれば、町民から必要のない水道料金取らなくてもいい。町民担当課の方もですね、本当に助かったというような取組を、3年をめぐりと言ったら、今年度も含めて早急に頑張る決意ありませんか。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、繰り返しになるかもしれませんが、当時の減価償却だったり、ダム使用権だったり、あともう一つ、すみません、繰り返しになりますが、減価償却費とか、そういった資本費関係で全体の負担すべき額というのが決まっているので、それに対してそれを最終水量で割り返す部分と、あと日額水量で割り返しても、結局17市町の負担の割合は変わらないというか、ので、なかなか最終水量というようなところではちょっと難しいかなとは思いますが、ただ、今後県のほうで会議がありますので、そちらも確認しながらちょっと会議のほうに臨みたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 追加で、財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 水道会計のほうでこれまで高料金対策とか、消火栓維持管理で支出している側のほうの意見もちよっと言わせていただきますけれども、そもそもですね、歌川さん言うのも分からないことはないです、勝手なこと言うのはそれは独自の試算で言うのはこれは構いませんけれども、構成市町村17市町村でやっている、これはあくまでも約束事なので、ダムについては水源開発時の約束事というのがあります。厚労省に届けている数字もありますし、それについて過去の歴史というのは、もちろん七ヶ浜というのは自己水源がないところなので、頼るところが一番大きいのはやっぱりこの水源となりますけれども、過去の歴史というか、所長も言ったように、設備投資した額に対する最終水量というのは、これはなかなか変えることはできません。もしかすると、大枠は変えないで構成市町村の中での割り振りで変える可能性はありますけれども、最初のスタートの段階の話を忘れては、これは駄目だと思いま

す、水源開発にかかる部分については。日水量については、これは度々変更ありますけれども、最終水量というのは、これはなかなか変えることは難しいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということは、今の答弁だと、今実際に55万トンなのに20万トンしか使っていない。それでも白石川可動取水をやるという考えだということでもいいんですね。

要するに、水道料というのは、設備投資に建物、あとは運営するものに対する負担をするのは当たり前ですよ、それは。さっき言ったように、計画の中で七ヶ宿と可動取水やると、55万トンなんだと。だから、こういう負担していけると、当たり前ですよ、それは、当初。

じゃあ、今どうなの。55万トン使っていないでしょう。白石川、今、可動取水を作った。しかし、水ないからやめている。建てたよ、作ったよ。

だから、白石市からの可動取水が建物は建てたけれども、使っていない。そのときの負担というのは、それはしなきゃいけないんですよ。

ところが、白石川も何も形も何もないんだよ。そういうところの投資まで義務化するということはあるんですか。例えば、家、本宅と別宅を建てたいと。そのお金を投資すると。しかし、別宅がいらなくなったと。でも、別宅の分まで不動産屋さん、住宅ローンとして払ってけると、こういうことないでしょう、普通。そういうことですよ。

これだけで終わるか、俺、今日。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 歌川議員さんおっしゃる白石川の可動堰の問題について、確かにこれも分かります。

ただ、これもスタートの話の段階にも戻りますけれども、基本はスタートのときの話が大事なので、計画的にはありましたけれども、白石の可動堰については、歌川さん一番御存じなんでしょうけれども、なかなか頓挫している状態というのも、これも理解しています。

ただ、それについては、県なりそれから構成市町村の中で今後も話を続けていかなくちやいけない問題なんだろうが、そもそも、何回も言いますけれども、水源開発時の話に戻りますと、これも当初は必要だったということで、最終水量というふうな話になっていますので、そこは今後どう動いていくかは、構成市町村なり県との協議でどうなるかというのは、構成市町村の一町としては言うべきことは今後も言い続けていくことにはなりますが、これはなかなか設備投資に係る経営問題に関わる話なので、一市町村の意見だけではなかなか難しいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 平行線なので次に移ります。

7番目の平成20年、平成21年の償却の問題であります。当初予算の平成20年度は2,618万1,000円、そして平成21年度では、当初見込みは2,738万1,000円、それを償還して平成20年度では5,000万円、そして平成21年度には2,600万円みたいな発言されたんですけども、平成21年度は償還が2,600万円ということでもいいんですけど。

ちょっと改めて、先ほど答弁の中で、繰上償還が1億3,164万9,000円追加しているので、ちょっと数が合わないのそこだけちょっと確認させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今のところなんです、償還計画表が平成18年度時点で、平成20年度も平成21年度まで償還計画がなっていると。そして、平成20年度で繰上償還した借り入れた起債があります。それがもちろん平成21年度も入っているので、平成20年度の時点でそれがなくなっているわけなんです。だから、その分がなくなって、2,738万1,000円が2,600万円になって、それとの差が繰上償還額というふうなそういう形になります。

なので、2,600万円、そういう意味で2,600万というふうなことになります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 繰上償還しても、元金償還額というのは、年度に発生するんですよ、必ず。見込みと繰上げすればプラスなんですよ。違うんですか。

平成20年度で5,000万円でしょう。後払いにしたって1,400万円でしょう。何でそこが2,600万円になるの。そこに1億3,000万円繰り上げてきたから、基本的には1億5,765万円にならなきゃいけないじゃないですか。そういう私みたいな単純な人間はそういう計算になるんですけども、どうなんですか。

○議長（安倍敏彦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） まず、平成20年度で支払っている……。

○12番（歌川 渡君） 議長、いいです。次に移ります。

そろそろまとめなきゃいけないので、平成22年度で支払っている水道の水2億8,984万8,000円年間。そして、町民からいただいている使用料は4億1,534万円。平成27年、支払う水の量のお金は2億6,241万1,000円。町民からもらうお金は4億1,572万8,000円。令和

2年度、県に払っているお金は2億812万6,000円。町民からもらっているのは3億4,956万4,000円。

要するに、引き下げてきています、県は。だから、平成22年度は、受水のお金に対して、町民からもらっているお金というのは、管理費も入るから1.4倍、当然。受水料だけじゃないから、建物の管理あとは消毒の薬品とか、それがあるからいいんですけども、幾ら物価高騰でも、平成27年度は1.58倍、令和2年度で1.68倍、今回の契約では1.7倍の開きですよ、受水量から見て。

せめて令和2年度並みの、要するにこの14年間、または19年間の中の4億4,300万円、これは先ほど言われた平成20年、平成21年、そして平成23年、平成25年のときの皆さんからいただいたお金を現金をストックして、それを減債基金にこの平成22年のときに1億円だったのが2億900万円にして、そこから1億円を出した。

要するに、本来はこの元利償還というのは、減価償却費で処理しなきゃいけないですよ。ところが、七ヶ浜については、元金より減価償却費のほうが高いからまだいいですよ。当然、借金払えるのが。資本的収支と収益的なものというものを、そこから流用しているんですよ。ところが、若干赤字のときもありましたけれども、ところが、この平成20年、平成21年、平成23年、平成25年については、これまで町民から払わなくなったお金を町民から今でもらってこの4億4,000万円の中から元利償還をやって、そして、令和6年度末では起債がチャラになるんですよ。なくなっちゃうんですね。

でも、当初計画はそうじゃなかったんですよ。当初計画はまだまだ返済する余地というのがあったんだけど、町民から必要のないお金をもらったことによって、借金を繰上げして払ったというのが実態です。ぜひ見直しを求めて次の質問に移ります。

第2の質問です。

貯水タンク等々への問題であります。

2つ目は、まず貯水タンク、七ヶ浜にもこの飲料水を兼ねた貯水タンクというのは1か所ありますよね。それは湊浜ですね。平成9年に建てたものであります。

さきの東日本大震災でのこの湊浜にあるこの貯水タンクの運用というのはどのようになっていたのか、そして、現在の管理というのはどのような管理されているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 申し訳ございません。東日本大震災のときにどのように利用されたかというのは、ちょっと私も記憶というか、実際現場にいなかったので分からないんです。

けれども、現在、湊浜のタンクにつきましては、赤水が発生しまして使用不可能となっております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今は、水は流れていないということで理解していいんですか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 現在使用していないということで、湊浜の地区から聞いております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そのときの設置費用というのは幾らぐらいかかったかは記録に残っているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 私の記憶にはありません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3,200万円です。

そして、今、東京都なんかはもう全区にそういう飲料水を兼ねた防火水槽を建てています。そして、もっと小さい町では、広島市ですね、これも市内の53か所に飲料水を兼ねた防火水槽を造っています。そうやって身近に。

そして、こういうものですね、やはり震災時、災害時に含めて君ヶ岡まで行かなくても済むような各地区の避難所、地区の避難所あたりに3日間、あれだと大体40トンぐらいですか、40トンぐらいありますね。タンクローリー、最低4台は入りますので、それぐらいの量です。そうすると、大体1週間ぐらいはもつのかなというふうに思います。

そういうところをやはり設置すること必要じゃないかなというふうに思いますし、あとは今、湊浜にあるものをきちんと、約16年ぐらいたっているものですがけれども、やっぱりきちんと赤さび出るんだったら、業者にちゃんとメンテナンスして、3,200万円かかったんですよ、当時で。今はどうなのか分かりませんが、そういうやはりある施設を有効に使うためにも湊浜にある兼用のタンク、業者にメンテナンスして再利用するような考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 湊浜から伺っているのは、撤去ということで伺っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12 番（歌川 渡君） なぜ撤去なのでしょう。

要するに、ちゃんと管理してないからだっちゃ。使っていないのは誰だって撤去してけろって言うんだっちゃ。

やはり東日本大震災を経験して、ああいうのは結構あるけど使っていないですよ。あの飲料水は、飲料タンクは。私、あそこに行って使いたいなと思ったら、鍵ちゃんと閉まってて使えなかったんです。

だから、そういう点での日頃のやっぱりメンテナンスとか、担当課としてそういった対応ですね、十分やっていくことを、取りあえず、せめて今あるものを十分活用していくことを求めて、あと今後の対応として前向きに進めていただきたいと思います。

エアコンの問題であります。

エアコンですね、町長の答弁だと、新築、建て替えした場合ということなんですけれども、町長の考え方で、今、5つの学校にするか、せめて小学校区ごとで3つぐらいはするとして、その建物というのは減価償却、耐用年数的にはあと何年かかるでしょう。あと20年はかかりますね、個人的には。新しくということ考えている時期というのはいつ頃なのか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 建て替えの時期等は未定でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12 番（歌川 渡君） 今、この体育館のエアコンの設置というのは、国の補助事業があるかと思うんですけれども、事業について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） それでは回答いたしますと、国の補助金、確かにございます。

ただ、空調設備プラス断熱性の確保というところが重要なポイントになっておりまして、空調及び断熱性を確保する工事も含めて工事をするのであれば、設置するのであれば、補助はされるというところでございます。

令和7年度までについては補助の2分の1の割合で上限額が7,000万円というふうな状況でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12 番（歌川 渡君） そうですね、この事業というのは通常ですと3分の1が2分の1に、そして、残りの2分の1については、国土強靱化債が利用できるということで、100%含めて補助金と起債で充当できる。

そして、市町村の負担はその4分の1、事業費に今先ほど断熱効果の事業も必要だということとであります。当然、屋根、窓、壁、床下、こういうものが必要になりますね。

いろんな資料見ますと、建物にもよるんですけども、鉄筋なのか、コンクリートなのか、いろいろシミュレーションの中でやはり安いところだと、大体物によっては5,000万円ぐらいでできるものもあれば、七ヶ浜みたいに該当するのは大体1億円ぐらいかかるような状況ではないかなというふうに思います。

でも、実際に1か所でも2か所でもやることによって、今まで3分の1が2分の1になって、その他についても震災の補助事業もあるんですけども、先ほど局長が言った学校施設環境改善交付金、これっていうのは今回使い手があるんですけど、別途に。そういう点では、ぜひこういう安価って借金なんですけれども、取りあえず市町村の負担が軽減されるときに、今言ったように来年までの事業です。一つよくどなたか言ったけど、補助金探してやるとかって言っていましたけれども、そういう点ではちょっとおいしい、言葉でこういうのはどうか分からないけれども、利用できるような事業ではないかなというふうに思われるんですけども、そういう特に震災で対応しなきゃいけないような松ヶ浜小学校とか、あとは亦楽とか、そういう旧集落の津波水害を受けやすいところでの対応というのは必要じゃないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 町としての体育館設置の優先順位度というのは、まだ低いと考えておりますので、今現在では新たな建設のときに検討していただくのがやっぱり現実的なのではないかと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員、御苦労さまでした。

これにて一般質問を終了いたします。

以上をもって、本定例会3月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日3月16日から12月27日までの287日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は、明日3月16日から12月27日までの287日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時59分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年3月15日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員